

第4編 風水害対策計画

第4編 風水害対策計画	1
第1章 風水害応急対策計画	1
第1節 活動体制の確立	1
第1 組織体制の確立	1
1.1 活動体制と配備基準	2
1.2 災害対策本部の設置・廃止	3
1.3 災害対策本部設置の通知等	4
1.4 災害対策本部の組織	5
1.5 災害対策本部の弾力的運営	16
第2 動員配備	18
2.1 動員配備基準	18
2.2 動員配備の決定及び伝達	20
2.3 動員状況の報告	22
2.4 要員の配備	22
2.5 職員の装備	22
2.6 職員の食料、水、トイレの確保	23
2.7 職員及び職員の家族の被災状況の把握等	23
2.8 職員の安全確保、健康管理	23
2.9 公務災害補償処理	23
第3 情報通信手段の確保	24
3.1 災害対策本部各班間の情報通信手段	24
3.2 防災センター（危機管理防災課）と本庁の連絡手段	25
3.2 県及び県内防災関係機関との情報通信手段	25
3.3 市から住民等への情報伝達	27
3.4 通信施設の復旧対策	28
第4 発災時のエネルギー供給機能の確保	29
4.1 災害時応援協定及び覚書に基づく石油類燃料の供給	29
4.2 災害時応援協定に基づくLPガス燃料の供給	29
4.3 社会的重要度の高い施設への優先的なガスの供給	29
第5 民間への協力依頼等	30
5.1 自主防災組織への協力依頼	31
5.2 民間団体への協力依頼	31
5.3 人的公用負担（災対法第65条等）	32
5.4 労働者の雇用	32
5.5 自助、共助による応急対策の実施	33
第6 物資・資機材の調達	34
6.1 災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達	35
6.2 県からの物資・資機材の調達	35
6.3 物的公用負担（災対法第64条等）	35
第7 広域応援要請等	36
7.1 県及び指定地方行政機関等への応援要請	37
7.2 他市町村への応援要請	37
7.3 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請	39

7. 4 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請	40
7. 3 5 防災関係機関への応援要請	41
7. 4 6 応援の受 付 入れ	42
7. 5 7 職員の派遣要請・斡旋要請	43
第8 自衛隊への災害派遣要請依頼	44
8. 1 派遣要請	44
8. 2 依頼要領	44
8. 3 自衛隊の自主派遣	46
8. 4 派遣部隊の撤収要請	47
8. 5 経費の負担区分	47
第9 ボランティアとの連携	48
9. 1 災害ボランティアセンターの設置	49
9. 2 専門ボランティアの振り分け	50
9. 3 ボランティアへの支援	51
9. 4 災害救助法が適用された場合の費用等	51
第10 災害救助法の適用	52
10. 1 災害救助法の概要	52
10. 2 災害が発生した場合の災害救助法の適用及び実施	54
10. 3 災害救助法が適用されない場合の措置	56
10. 4 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用及び実施	57
第2節 警戒期における災害応急対策活動	58
第1 風水害に関する情報の収集・伝達	58
1. 1 気象予報・警報等情報	58
1. 2 水防情報	64
1. 3 異常な現象発見時の通報	76
第2 火災警報の発令・伝達	77
2. 1 火災気象通報及び火災警報	77
2. 2 火災警報の周知	78
第3 水防活動	79
3. 1 危険区域の監視・警戒	80
3. 2 決壊時の処置	82
3. 3 応援の要請	84
3. 4 観測通報	84
3. 4 5 水防信号	85
3. 5 6 公用負担	85
第4 避難活動	86
4. 1 避難行動（安全確保行動）の考え方	87
4. 2 避難 の勧告又は指示情報	90
4. 3 警戒区域の設定	97
4. 4 避難施設の確保	98
4. 5 避難誘導及び移送	99
第3節 発災初期における災害応急対策活動	101
第1 住民等からの通報・問 合 せへの対応	101
1. 1 住民等からの通報への対応	102
1. 2 住民等からの問 合 せへの対応	102
第2 災害情報の収集・伝達・共有	104

2.1	被害規模の目安の把握	104
2.2	発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）	105
2.3	発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	107
2.4	災害情報の共有	109
第3	広報活動	112
3.1	広報活動の方針	113
3.2	初動期の広報	114
3.3	要配慮者への広報	115
3.4	報道機関への災害情報の提供	116
第4	消防活動及び救助・救急	117
4.1	消防体制の確立	117
4.2	消防部隊の運用	119
4.3	救助・救急活動	120
4.4	応援部隊の要請	123
第5	現場要務	125
第6	医療救護	127
6.1	医療に関する情報の収集・伝達	128
6.2	初動医療体制	128
6.3	負傷者等の搬送体制	130
6.4	後方医療体制	131
6.5	被災医療機関への支援	132
6.6	大規模水害時の医療救護	132
第7	交通規制	133
7.1	発災直後の交通対策の実施要領	134
7.2	交通規制の法的根拠	135
第8	緊急輸送道路の確保	136
8.1	道路の被害状況の把握	136
8.2	交通障害物の除去	137
8.3	除去作業上の留意事項	138
第9	緊急輸送手段の確保	139
9.1	緊急輸送車両の確保	139
9.2	緊急輸送車両の管理と運用	140
9.3	緊急輸送車両の確認	140
9.4	その他の輸送手段	141
9.5	災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送	142
第10	二次災害の防止	143
10.1	建築物・構造物の二次災害防止	144
10.2	宅地の応急危険度判定	144
10.3	危険物等による二次災害防止活動	146
10.4	二次災害防止のための住民等への呼びかけ	148
第11	避難所の開設	149
11.1	避難所の開設	150
11.2	広域一時滞在	152
第12	給水活動	153
12.1	被害状況の把握	154
12.2	給水体制の確立	154

1 2. 3 広 報	155
1 2. 4 施設の応急復旧	156
1 2. 5 応援要請及び受 付 入れ	156
1 2. 6 災害救助法が適用された場合の費用等	156
第1 3 食料の供給	157
1 3. 1 給食需要及び能力の把握	158
1 3. 2 給食方針の決定	158
1 3. 3 給 食	159
1 3. 4 浸水継続時間が長期にわたった場合の食料の供給	160
1 3. 5 災害救助法が適用された場合の費用等	160
第1 4 生活必需品等の供給	161
1 4. 1 生活必需品等の需要の把握	161
1 4. 2 生活必需品供給方針の決定	162
1 4. 3 生活必需品等の確保・輸送	163
1 4. 4 生活必需品等の配分	164
1 4. 5 災害救助法が適用された場合の費用等	164
第1 5 要配慮者の安全確保	165
1 5. 1 高齢者、障がい者等の安全確保	166
1 5. 2 外国人の安全確保	172
第1 6 遺体の取扱い	173
1 6. 1 遺体の搜索	174
1 6. 2 遺体の処理	175
1 6. 3 遺体の埋・火葬	176
第1 7 ライフラインの応急対策	178
1 7. 1 上水道施設	179
1 7. 2 下水道施設	181
1 7. 3 都市ガス施設	183
1 7. 4 電力施設	184
1 7. 5 電気通信施設	186
<u>1 7. 6 現地作業調整会議の開催</u>	187
第1 8 公共施設等の応急復旧	188
1 8. 1 公共建築物	188
1 8. 2 道路施設	188
1 8. 3 河川及び水路	190
1 8. 4 鉄道	190
1 8. 5 その他の施設	191
第1 9 帰宅困難者への支援	192
1 9. 1 情報の提供等	192
1 9. 2 一時滞在施設の開設	193
1 9. 3 帰宅活動への支援	195
第4 節 救援期における災害応急対策活動	197
第1 災害情報の収集・伝達・共有	197
1. 1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	198
1. 2 災害情報の共有	198
第2 広報広聴活動	200
2. 1 広報活動	201

2.2	各種相談窓口の設置	202
2.3	相談の内容	203
2.4	<u>被災者に対する広聴活動の実施</u>	204
第3	避難所の運営	205
3.1	避難所の運営	206
3.2	避難所の標準設備等	208
3.3	避難所での医療	208
3.4	避難所の生活環境への配慮	209
3.5	市外への避難、被災者の移送	214
3.6	孤立した避難所への対応	214
3.7	普通生活への復帰・避難所の縮小・閉鎖	214
3.8	被災者の受入れ	215
第4	防疫及び保健衛生	216
4.1	防疫活動	217
4.2	保健衛生活動	219
4.3	動物愛護	220
4.4	大規模水害終息後の衛生環境の確保	221
第5	廃棄物対策	222
5.1	災害廃棄物処理	222
5.2	家庭ごみ及びし尿の処理	227
第6	住宅の修理、応急仮設住宅の建設等	230
6.1	住宅ニーズの把握	230
6.2	被災住宅の応急修理	231
6.3	応急仮設住宅の設置	232
6.4	公営住宅等の斡旋	234
第7	文教・保育対策	235
7.1	応急教育	236
7.2	<u>応急保育福祉施設等の応急措置</u>	240
7.3	文化財の保護対策	243
第8	商・農業対策	244
8.1	商工業対策	244
8.2	農業対策	245
第9	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	246
9.1	防犯・治安維持に関する活動	246
9.2	物価の安定等に関する活動	247
第10	義援金・物資の受付、配分	248
10.1	義援金・物資の募集	248
10.2	義援金・物資の受付	249
10.3	義援金・物資の保管	249
10.4	義援金・物資の配分	249
第11	要員の確保	250
第2章	竜巻・突風等対策計画	252
第1節	基本方針	252
第2節	竜巻・突風等に係る予防対策	252
第1	普及活動	252
1.1	竜巻の発生、対処に関する知識の普及	252

1.2 竜巻注意情報等気象情報の普及.....	253
第2 被害予防	254
2.1 被害予防対策	254
2.2 竜巻等突風対処体制の確立.....	255
2.3 情報収集・伝達体制の整備.....	255
2.4 適切な対処法の普及.....	256
第3節 応急対策	258
第1 応急体制の確立	258
第2 情報の収集・伝達	258
第3 救助の適切な実施	261
第4 災害廃棄物処理	262
第5 避難所の開設・運営	263
第6 住民支援	264
第7 物資供給	265
第8 応急住宅対策	266
第9 道路の応急復旧	267
第10 災害ボランティア	268
第4節 復旧対応	269
第1 被害認定の適切な実施	269
第2 被災者支援	270

第4編 風水害対策計画

第1章 風水害応急対策計画

大規模な風水害の発生は、家屋の倒壊、浸水や火災の発生、道路・交通網の寸断等の二次災害の多発を伴い、地域住民等へ重大な影響を与えることが考えられる。

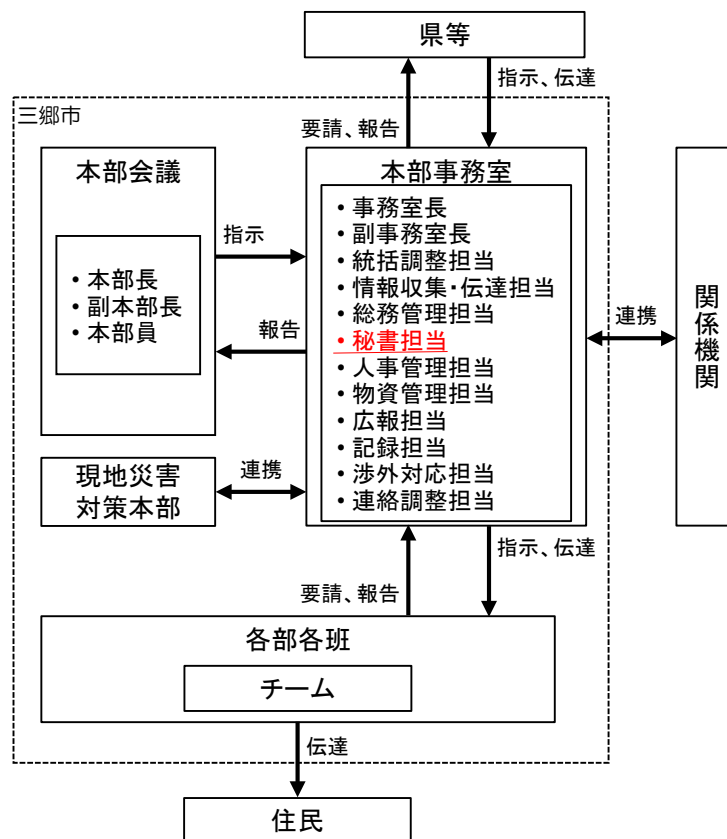
このため、市は風水害の特性を考慮して以下に示す計画を基本とした応急対策活動を実施し、住民の生命と財産への被害を最小限とするよう努める。

第1節 活動体制の確立

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、近隣市町、県その他関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行するため、市の組織体制等の活動体制を定める。

第1 組織体制の確立

災害の発生のおそれのある場合、又は発生した場合、市がとるべき活動体制及び活動の中核をなす災害対策本部の組織・運営について定める。



<関係図 組織体制（非常体制）>

1.1 活動体制と配備基準

【各班共通】

市の風水害対策に係る活動体制と配備基準は、以下のとおりである。

■活動体制と配備基準（風水害対策）

活動体制	配備基準	動員体制
警戒体制第1	気象警報が発令され、災害発生が予測される場合。 <u>又は、中川は吉川水位観測所、江戸川は野田水位観測所において、水防団待機水位に到達し、さらに水位の上昇が予測される場合。（警戒レベル1）</u>	情報収集、予防対策に必要な職員
警戒体制第2	内水氾濫により浸水被害等が発生又は発生が予測される場合。 <u>又は、中川は吉川水位観測所、江戸川は野田水位観測所において、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が予測される場合。（警戒レベル2）</u>	情報収集、応急対策、被害調査に必要な職員
非常体制	外水氾濫のおそれがある場合、避難 勧告 <u>等情報</u> が発令された場合又は大規模な風水害が発生した場合。 <u>又は、中川は吉川水位観測所、江戸川は野田水位観測所において、氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合。（警戒レベル4）</u>	全職員

□注意

- 災害対策本部は、非常体制において設置する。
- 警戒体制第1、警戒体制第2は通常の組織を持って対応するが、活動体制は、災害対策本部組織に準じて災害対策本部の部、班の体制に準拠する。
 なお、各体制の活動については「風水害応急対策計画」による。

1.2 災害対策本部の設置・廃止

【各班共通】

市長は、市内で風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災対法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置の決定

市長は、設置基準に従い必要があると認めたときは、本計画及び三郷市災害対策本部条例により災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置基準は以下のとおりである。

- 配備基準に基づき、非常体制を構築する必要がある状況が発生したとき。
(外水氾濫のおそれがある場合又は避難勧告等情報が発令された場合又は大規模な風水害が発生した場合)
- 国土交通大臣の行う江戸川に係る水防警報「出動」が発表されたとき。
- 災害救助法が適用される災害が発生した場合
- その他市長が必要と認めた場合

(2) 体制の変更（拡大・縮小）及び廃止基準

以下の場合には、上記で構築した体制を変更（拡大・縮小）又は廃止する。

- 災害の規模が拡大したとき
- 災害の規模が縮小したとき
- 災害の危険性がなくなったとき
- 災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき

(3) 災害対策本部の設置者

災害対策本部の設置及び体制の変更（拡大・縮小）及び廃止の決定は、市長（災害対策本部長）が行う。市長が不在等で連絡が取れない場合は、以下に示す順にその権限を代決代行する。

- 第1順位：副市長
- 第2順位：教育長
- 第3順位：環境安全部長危機管理監

(4) 災害対策本部事務室の開設場所

災害対策本部の設置に伴い、災害対策本部事務室（以下「本部事務室」という。）を消防・防災総合庁舎3階多目的室市役所本庁舎7階大会議室に開設する。本部事務室を所定の場所に開設できない場合は、市役所庁舎2階207会議室消防・防災総合庁舎3階多目的ホールに開設する。

(5) 災害対策本部の設置手順

① 職員の参集状況の把握

人事班は、職員の出勤・出務状況を各班からの報告により把握する。

② 通信機能の確保

総括班は、市防災行政無線（移動系・固定系）、県防災行政無線の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。

③ 本部事務室の設置

総括班は、本部事務室をあらかじめ定めたレイアウトに従って設置する。

1.3 災害対策本部設置の通知等

【総括班、情報班、広報班、財務班、福祉管理班、議会班】

(1) 庁内への通知

災害対策本部を設置、変更又は廃止した場合は、総括班は、当該体制への移行を財務班~~及び~~、本部事務室（情報収集・伝達担当）及び福祉管理班へ連絡する。

財務班は庁内放送により庁内各部局に通知する。本部事務室（情報収集・伝達担当）は、市防災行政無線（固定系）等により出先機関に通知する。福祉管理班は、健康福祉会館に通知する。

(2) 防災関係機関及び住民等への通知・公表

災害対策本部を設置又は廃止した場合は、直ちに、関係機関等及び住民等に対し、以下のとおり通知・公表する。

■災害対策本部設置及び廃止の通知

通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当
埼玉県 消防防災課 <u>災害対策課</u>	県 防災情報 <u>災害オペレーション支援</u> システム、県防災行政無線、電話、FAX	総括班
国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	総括班
市防災会議機関	FAX	総括班
議会	電話、FAX、 <u>Eメール</u>	議会班
消防本部、消防署、分署、消防団	消防無線、 <u>電話、FAX</u>	消防部
報道機関	電話、FAX、Eメール	広報班
応援協定締結市町村	電話、FAX	総括班
住民等	電話、市防災行政無線（固定系）	本部事務室（情報収集・伝達担当）
	緊急速報メール、 三郷公式サイト <u>市ホームページ</u> 、SNS、 地デジデータ放送 <u>アラート</u> 、広報車、 <u>三郷市メール配信サービス</u> 、 <u>三郷市防災情報架電サービス</u>	広報班

注）国（消防庁）へは、県に連絡できない場合に通知する。

1.4 災害対策本部の組織

【各班共通】

(1) 組織の概要

災害対策本部における各組織の役割の概要を以下に示す。

① 本部長（市長）

災害対策本部を総括し、職員を指揮監督する。

② 副本部長（副市長）

本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

③ 本部付（教育長）

本部長及び副本部長に事故あるとき、又は欠けたときにその職務を代行する。

④ 本部会議

本部長、副本部長、本部付け及び本部員（各部長）をもって組織し、次の事項について適時協議、調整する。本部長は、必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。本部会議の庶務は、総括班が処理する。

- 風水害応急対策の基本方針に関すること
- 動員配備体制に関すること
- 各部間の調整事項の指示に関すること
- 自衛隊の災害派遣に関すること
- 緊急消防援助隊の出動要請に関すること
- 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること
- その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること

⑤ 本部事務室

災害対策本部の設置と同時に、災害対策本部全体の運営を適切かつ効率的に推進するための事務実行機関として、~~消防・防災総合庁舎3階多目的室~~市役所本庁舎7階大会議室に本部事務室を開設する。また、所定の場所に開設できない場合は、~~市役所庁舎2階207会議室~~消防・防災総合庁舎3階多目的ホールに開設する。

本部事務室長には~~環境安全部長危機管理監~~を充てる。

本部事務室の組織構成は、統括調整、情報収集・伝達、総務管理、秘書、人事管理、物資管理、広報、記録、渉外対応、連絡調整（各部と本部の連携のための部門）の各担当で構成し、おおむね次の事項を処理する。

- 被害や対応状況に関する情報の一元的な収集・集約・分析
- 対応方針、対策案の立案
- 本部会議での決定事項に基づく事務遂行上で必要な調整、対応に係る各種手続き
- 関係機関への伝達、住民等への広報

⑥ 現地災害対策本部

被害が甚大な地区に必要な応じて設置し、現地情報の総合的集約等災害応急対策の推進に資する。要員配備については、本部長がその都度決定する。

⑦ 各部各班

災害対策本部の組織は、各部・各班により構成され、それぞれ定められた分掌事務に則って災害応急対策を遂行する。各部各班の組織構成及び分掌事務は次ページ以降を参照のこと。

⑧ チーム

応急対策活動のために必要な応じ、複数の班や外部組織等の協力のもと下、以下のチームを編成し、対応にあ当たる。

■本編で組織されるチームの構成

チーム名	組織編成	組織目的
道路交通情報チーム	応急対策班及び交通対策班で構成する。	緊急輸送道路の被害状況、交通障害物の把握及び交通規制を実施する。
被災世帯調査チーム	住宅対策班、被害調査班及び消防部で構成する。	被災世帯調査の実施、必要な応じた住宅相談所の開設と被災者の住宅ニーズを把握する。
消毒担当チーム	環境衛生班及び救護班で構成する。	伝染病が発生し又は発生するおそれのある区域を重点的に、消毒作業を実施する。
避難所運営チーム	避難支援班、避難所施設職員、自主防災組織代表及びボランティア等で構成する。	避難所の円滑な運営を行う。
医療救護チーム	救護班が市医師会等の協力を得て構成する。	避難所を巡回し、診療及び医療相談を行う。
遺体処理チーム	福祉管理班、避難支援班、及び要配慮者支援班で構成する。	遺体の収容及び処理を行う。

⑨ 災害対策連絡会議

防災関係機関、団体との間の連絡調整を図るため、必要な応じて災害対策連絡会議を開催する。災害対策連絡会議の庶務は本部事務室（渉外対応担当）が処理する。

(2) 災害対策本部の組織編成

災害対策本部の組織編成は、次のとおりである。

■災害対策本部の組織編成



(3) 各部各班の分掌事務

災害対策本部各部各班の分掌事務を以下に示す。

部	責任者	班	担当課	対策事項	内容
総務部	環境安全部長 危機管理監 企画総務政策部長 総務部長	総括班	◎危機管理防災課	災害対策本部事務	・本部事務室の統括調整担当及び渉外対応担当の業務に関する事
				組織体制の確立	・ <u>応急災害</u> 対策 <u>組織本部</u> の設置に関する事 ・ <u>応急災害</u> 対策 <u>組織本部</u> 設置の通知・公表に関する事 ・通信機能の確保に関する事
				動員配備	・動員の決定に関する事
				広域応援要請等	・協定市町村、他市町村への応援要請及び受入れに関する事 ・協定事業者への応援要請に関する事
				自衛隊の災害派遣要請依頼	・自衛隊の災害派遣要請依頼及び受入れに関する事
				災害救助法の適用	・災害救助法適用に関する報告及び申請に関する事 ・災害救助法の運用に関する事
				消防活動	・県への応援要請に関する事
				救助・救急	・県への応援要請に関する事
				医療救護	・後方医療機関への搬送(川、空)に関する事
				輸送手段の確保	・車両の確保に関する事(広域応援要請) ・ヘリコプターの確保及び運航に関する事(ヘリポートの運行管理) ・船舶の確保及び運航に関する事 ・輸送拠点の確保に関する事
				避難活動	・避難状況のとりまとめに関する事 ・避難 <u>勧告・指示情報</u> 及び警戒区域の設定に関する事
				避難所の運営	・市外への避難に関する事
				ライフラインの応急対策	・ライフライン機関との連絡及び支援に関する事
		情報班	◎総務課 ・人権・男女共同参画課 ・企画調整課 ・情報政策課 ・プロジェクト推進課 ・放射能対策室 ・選挙管理委員会事務局 ・監査委員事務局	災害対策本部事務	・本部事務室の統括調整担当、情報収集・伝達担当、総務管理担当、記録担当の業務に関する事
				住民等からの通報・問合せの処理	・通報の処理に関する事 ・問合せの処理に関する事
				災害情報の収集・伝達・共有	・概括的情報のとりまとめ及び伝達に関する事 ・災害情報のとりまとめ及び伝達に関する事 ・災害情報の共有化に関する事 ・本部事務室の窓口業務に関する事
				輸送手段の確保	・緊急通行車両の確保に関する事
		広報班	◎広報 <u>室</u> 課 ・秘書課	災害対策本部事務	・本部事務室の広報担当の業務に関する事
				組織体制の確立	・ <u>応急災害</u> 対策 <u>組織本部</u> 設置の住民等への公表に関する事
				秘書活動	・視察、見舞者の応接に関する事 ・本部長、副本部長の秘書に関する事
				広報活動	・広報情報の住民等への広報に関する事 ・広報情報の要配慮者への広報に関する事 ・広報情報の外国人への広報に関する事 ・報道機関への情報提供に関する事 ・報道機関からの取材対応に関する事 ・広報紙の発行に関する事 ・市外避難者への広報に関する事
				避難所の運営	・避難所での情報提供に関する事
				災害対策本部事務	・本部事務室の人事管理担当の業務に関する事
		人事班	◎人事課	組織体制の確立	・職員の被災状況の把握に関する事(勤務時間中発災の場合)
				動員配備	・要員の調整に関する事 ・職員用食料、水、トイレ等の確保に関する事 ・職員及び職員の家族の被災状況の把握等に関する事 ・職員の健康管理に関する事 ・公務災害処理に関する事
				民間への協力依頼等	・人的公用負担に関する事 ・労働者の雇用に関する事

部	責任者	班	担当課	対策事項	内容
財政部	財務部長 会計管理者	財務班	◎市有財産管理課 ◎・財務政課 ・契約検査課 ・工事検査室 ・会計課	広域応援要請等	・県への職員の派遣要請、斡旋要請に関する事
				災害対策本部事務	・本部事務室の総務管理担当の業務に関する事
				組織体制の確立	・ 応急災害対策組織本部 の庁内への通知に関する事（庁内放送及び掲示板） ・来庁者の安全確保に関する事（勤務時間中発災の場合） ・庁舎及び市有施設の被災状況の把握に関する事 ・重要書類の保管に関する事 ・災害対策予算に関する事 ・会計処理に関する事
				動員配備	・職員への動員の伝達に関する事（庁内放送及び掲示板）
				二次災害の防止	・ <u>市有施設の点検・応急危険度判定及び応急措置に関する事</u>
				所管施設の応急・復旧対策	・所管施設の被害状況の確認・報告に関する事 ・所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関する事
				義援金品の受付、配分	・義援金の受付、保管に関する事
				住宅の修理、応急仮設住宅の建設等	・ <u>公営住宅等の斡旋に関する事</u>
				廃棄物対策	・市有地の緊急的活用に関する事 ・災害廃棄物の仮置場の決定に関する事（市有地を利用する場合）
				＝	＝
		税務班	※被害調査班より選任 ・国保年金課	＝	＝
				租税等の徴収猶予及び減免等	・市税の徴収猶予と減免に関する事 ・国税等の徴収猶予と減免税制上の措置の周知に関する事
市民救援部	市民生活スポーツ健康部長	避難支援班	◎→国保年金課 ◎・市民課 ・市民活動支援課 ・青少年課 ・スポーツ推進振興課 ・学校給食室 ※避難所参集職員	避難所開設・運営	・避難所の開設に関する事 ・避難者名簿の作成に関する事 ・避難所の運営管理体制の整備に関する事 ・避難所の設備等の整備に関する事 ・避難所での情報提供に関する事 ・避難所でのプライバシー保護に関する事
				食料の供給	・給食需要の把握に関する事 ・避難所での炊き出しの調整に関する事 ・食料の調理・配分に関する事
				生活必需品等の供給・貸与	・生活必需品等の需要の把握に関する事 ・生活必需品等の配分に関する事
				帰宅困難者対策	・一時滞在施設の開設、運営に関する事
				要配慮者の安全確保	・ <u>外国人の安否確認の協力に関する事</u>
				所管施設の応急・復旧対策	・所管施設の被害状況の確認・報告に関する事 ・所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関する事
				遺体の取扱い	・ <u>遺体の収容場所の確保協力に関する事</u> ・遺体の埋葬（火葬）に関する事
				＝	＝
		生活支援班	◎市民活動支援課 ・広聴室	要配慮者の安全確保	＝
				遺体の取扱い	＝
				行方不明者に関する相談	・ <u>捜索に係る関係機関の活動調整に関する事</u> ・行方不明者に関する相談窓口の設置・運営に関する事
				＝	＝
				所管施設の応急・復旧対策	・ <u>所管施設の被害状況の確認・報告に関する事</u> ・ <u>所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関する事</u>
				社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	・消費生活相談所の開設に関する事
				生活相談	・市民相談センターの設置に関する事

《第4編 風水害対策計画》

第1章 風水害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1 組織体制の確立

部	責任者	班	担当課	対策事項	内容
		被害調査班	◎資産税課 ・市民税課 ・収納 管理 課 ・収納 対策 課	災害救助法の適用 災害情報の収集・伝達・共有 住宅の修理、応急仮設住宅の建設等 民生安定のための措置被災者の生活再建支援	・住家被害の概況把握に関する事 ・連絡拠点と市役所本庁舎との連絡支援に関する事 ・警察署の状況把握に関する事 ・住家 家 の被害認定調査に関する事 ・住宅ニーズの把握に関する事（被 害 災世帯調査チーム） ・ 罹 災証明書の発行に関する事
市民救援部	市民生活スポーツ健康 部長	救護班	◎健康推進課 シルバー元気塾いきいき課	医療救護 避難活動 感染症対策及び保健衛生	・医療機関の被災状況、外来状況等医療に関する情報の収集・伝達に関する事 ・医療救護チームの派遣及び救護所の設置に関する事 ・被災医療機関への支援に関する事 ・後方医療機関へ搬送の調整に関する事 ・血液、医薬品、資器材の調達に関する事 ・DMAT等、応援要請及び受入 れ に関する事 ・避難所での医療に関する事 医療機関入院患者の避難誘導に関する事
福祉部	福祉部長 子ども未来部長	福祉管理班	◎ふくし総合支援課 ・生活ふくし課	ボランティアとの連携 二次災害の防止 要配慮者 支援関連 生活必需品等の供給・貸与 所管施設の応急・復旧対策 義援金品の受付、配分 被災者の生活確保 遺体の取扱い	・災害ボランティアセンターとの連絡 調整 に関する事 ・ ボランティアの健康管理の支援に関する事 ・ボランティア活動の支援に関する事 ・避難所の点検の調整に関する事 ・要配慮者に対する避難誘導の 支援 に関する事 ・要配慮者への給水支援に関する事 ・在宅の要配慮者の安否確認の収集・集約に関する事 ・要配慮者のための相談体制の整備に関する事 ・日本赤十字社からの救援物資の調整及び受入 れ に関する事（物資班に協力） ・所管施設の被害状況の確認・収集・集約・報告に関する事 ・所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関する事 ・義援品の募集、 広報 、受付、保管、配分、 活用 に関する事 ・災害弔慰金等の支給・貸付・ 広報 に関する事
		要配慮者支援班	◎長寿いきがい課 ・介護保険課 ・障がい福祉課 ふくし総合相談室 ・子ども支援課 ・子ども政策室 ・すこやか課	要配慮者対策 老人福祉施設対策 障がい者（児）施設対策 応急保育対策	・広報情報の要配慮者への広報に関する事 ・在宅の要配慮者の安否確認に関する事 ・在宅の要配慮者の緊急入所等安全確保に関する事 ・老人福祉施設の状況把握に関する事 ・老人福祉施設の入所者の安全確保に関する事 ・入所者の安否確認に関する事 ・老人福祉施設への支援に関する事 ・障がい者 （児） 施設の状況把握 及び利用者の安全確保 に関する事 障がい者（児）施設の入所者の安全確保に関する事 入所者の安否確認に関する事 ・障がい者 （児） 施設への支援に関する事 ・保育所（園）の状況把握に関する事 ・入所（園）児の安全確保に関する事（勤務時間内発災の場合） ・入所児の安否確認に関する事 ・緊急保育に関する事 ・応急保育に関する事

部	責任者	班	担当課	対策事項	内容
物資環境部				その他社会福祉施設対策	・その他社会福祉施設の状況把握に関する事 ・その他社会福祉施設入所者（利用者）の安全確保に関する事 ・入所者の安否確認に関する事 ・その他社会福祉施設の支援に関する事
				遺体の取扱い	・遺体の処理に関する事（遺体処理チーム） ・遺体の埋葬（火葬）に関する事
				所管施設の応急・復旧対策	・所管施設の被害状況の確認・報告状況把握及び利用者の安全確保に関する事 ・所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関する事
	<u>産業振興市 民経済部長</u>	物資班	◎商工観光課 ・農業振興課 ・農業委員会事務局	災害対策本部事務	・本部事務室の物資管理担当の業務に関する事
				災害情報の収集・伝達・共有	・農業関係被害調査に関する事
				食料の供給	・備蓄食料の開放に関する事 ・流通食料の確保、輸送に関する事 ・応援要請及び受入れに関する事
				生活必需品等の供給・貸与	・備蓄物資の開放に関する事 ・流通物資の確保、輸送に関する事 ・日本赤十字社からの救援物資の調整及び受入れに関する事 ・応援要請及び受入れに関する事
				商・農業対策	・被害状況の把握等に関する事 ・農地及び農業用施設の応急措置に関する事
				社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	・生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視に関する事 ・大規模小売店舗及びガソリンスタンド等の営業状況の把握に関する事 ・物価の安定等に関する広報に関する事
				地域経済の復旧支援	・被災事業者に対する融資制度の紹介に関する事
		環境衛生班	◎クリーンライフ課	緊急輸送道路の確保	・道路の廃棄物の処理に関する事
				二次災害の防止	・クリーニング施設の状況把握に関する事
				廃棄物対策	・一般廃棄物の処理に関する事 ・災害廃棄物の処理に関する事
				廃棄物処理施設の応急・復旧対策	・廃棄物処理施設の被害及び稼働状況に関する事 ・廃棄物処理施設の応急・復旧措置及び代替処理の実施及び実施状況の把握・報告に関する事
				運搬経路等の状況把握・報告	・運搬経路の被災状況の確認・報告に関する事 ・運搬経路の迂回、変更及び収集運搬状況の把握・報告に関する事
				避難所の運営	・避難所の衛生に関する事
				防疫及び保健衛生	・防疫活動に関する事
		交通対策班	◎ 交通安全 生活安全課	災害対策本部事務	・本部事務室の物資管理担当の業務に関する事
				緊急輸送道路の確保	・被害状況の把握に関する事（道路交通情報チーム）
				輸送手段の確保	・輸送車両の確保に関する事
				食料の供給	・食料の輸送に関する事
				生活必需品等の供給・貸与	・生活必需品等の輸送に関する事
				防犯・治安維持	・被災区域の防犯・治安維持に関する事

《第4編 風水害対策計画》

第1章 風水害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1 組織体制の確立

部	責任者	班	担当課	対策事項	内容
応急復旧部	建設部長 まちづくり推進部長	応急対策班	◎道路河川課 ・下水道課 ・応急対策室 ・都市デザイン課 ・ 地域拠点整備推進課 ・まちづくり事業課	救助・救急	・救助に用いる重機の調達に関する事
				緊急輸送道路の確保	・被害状況の把握に関する事（道路交通情報チーム） ・交通障害物の除去に関する事
				二次災害の防止	・道路・橋りょうの点検及び応急対策に関する事 ・水防活動に関する事
				避難活動	・要避難箇所の把握に関する事
				ライフラインの応急対策	・下水道施設の点検及び緊急措置に関する事（環境衛生班と連携）
				所管施設の応急・復旧対策	・所管施設の被害状況の確認・報告に関する事 ・所管施設等の応急・復旧対策、代替処理の実施及び実施状況の把握・報告に関する事
				廃棄物対策	・災害廃棄物処理の協力に関する事
				商・農業対策	・用排水路の応急措置に関する事
		住宅対策班	◎開発指導課 ・みどり公園課 ・ 運動公園プロジェクト室	二次災害の防止	・宅地の応急危険度判定に関する事
				施設の被害状況の確認・報告	・所管施設の被害状況の確認・報告に関する事
				住宅の修理、応急仮設住宅の建設等	・住宅ニーズの把握（被害世帯調査チーム） ・住宅の応急修理に関する事 ・応急仮設住宅の建設に関する事 ・障害物の除去に関する事
		施設対策班	◎ 営繕課 ・ 教育総務課	二次災害の防止	・避難所（ 学校施設 ） ・市有施設 の点検・応急危険度判定及び応急措置に関する事
				住宅の修理、応急仮設住宅の建設等	・公営住宅等の斡旋に関する事
				施設の応急・復旧の実施・報告	・所管施設の応急・復旧対策の実施及び実施状況の把握・報告に関する事
給水部	水道部長	給水班	◎業務課	給水活動	・給水活動の実施に関する事 ・応援要請及び受入れに関する事
				ライフラインの応急対策	・上水道施設の応急復旧 対策 活動及び応急給水活動に関する事
		水道復旧班	◎施設課	初期 給水活動	・被害状況の調査・把握に関する事 ・ 施設の応急復旧 水道施設の二次災害防止に関する事 ・ 発災後の緊急措置 に関する事
				ライフラインの応急対策	・上水道施設の応急復旧 対策 活動及び応急給水活動に関する事
				所管施設の応急・復旧対策	・所管施設の被害状況の確認・報告に関する事 ・所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関する事
文教部	学校教育部長 生涯学習部長	学校教育班	◎学務課 ・指導課	避難活動	・児童・生徒の避難誘導に関する事
				要配慮者の安全確保	・児童・生徒の安否確認及び安全確保に関する事
				所管施設の応急・復旧対策	・所管施設の被害状況の確認・報告に関する事 ・所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関する事
				文化・教育対策	・教員の確保に関する事 ・臨時休業等の措置に関する事 ・教育施設の確保に関する事 ・学用品の給与に関する事
		文化財保護班	◎生涯学習課 ・日本一の読書のまち推進 室 課	二次災害の防止	・文化財の被害調査に関する事 ・文化財の応急復旧対策に関する事
				所管施設の応急・復旧対策	・所管施設の被害状況の確認・報告に関する事 ・所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関する事

部	責任者	班	担当課	対策事項	内容
議会部	議会事務局長	議会班	◎議事課	組織体制の確立	・応急災害対策組織本部設置の議会への通知に関する事 ・議会との連絡調整に関する事
消防部	消防長	■ 警防対策本部	◎消防本部 ・消防署	災害対策本部事務	・本部事務室の統括調整担当、渉外対応担当の業務に関する事
				組織体制の確立	・消防・防災総合庁舎の被災状況の把握に関する事
				情報通信手段の確保	・消防無線等の維持管理に関する事
				消防活動	・火災に関する情報の収集・伝達に関する事 ・消火活動の実施に関する事 ・応援要請及び受入れに関する事
				救助・救急	・救助・救急に関する情報の収集・伝達に関する事 ・救助・救急活動の実施に関する事 ・応援要請及び受入れに関する事
				医療救護	・後方医療機関への搬送（陸）に関する事
				二次災害の防止	・危険物施設等の状況把握に関する事 ・水防活動に関する事
				避難活動	・要避難箇所の把握等に関する事
				遺体の取扱い	・遺体の捜索に関する事
				所管施設の応急・復旧対策	・所管施設の被害状況の確認・報告に関する事 ・所管施設の応急・復旧措置の実施及び実施状況の把握・報告に関する事
				避難所の運営	・避難所の防火に関する事
				住宅の修理、応急仮設住宅の建設等	・住宅ニーズの把握（被 害 災世帯調査チーム）

注）◎印の所属長を班長又は責任者とする。複数の課室で構成する班においては、班長以外の所属長を副班長とする。単独の課室で構成する班においては、所属長の直近下位の職にある者を副班長とする。（以下の分掌事務の表も同様とする。）

(4) 本部事務室の分掌事務

本部事務室の分掌事務を以下に示す。

役割	担任者 【人数】	分 掌 事 務
事務室長	環境安全部長 危機管理監	① 本部事務室の統括に関すること ② 本部長等の意思決定に必要な情報提供及び助言に関すること ③ 本部会議及び担当連絡調整会議の実施に関すること
副事務室長	企画 総務 政策部長	① 事務室長の補佐に関すること ② 事務室長不在の場合における、その職務の代理に関すること
統括調整担当	◎危機管理防災課長 総括班（危機管理防災課） 情報班（企画調整課） 消防部（消防本部・消防署）	統括調整に関する情報管理、対策立案、調整 など ① 応急災害 対策 組織本部 の設置及び設置の通知・公表に関すること ② 通信機能の確保に関すること ③ 動員の決定及び職員への動員の伝達に関すること ④ 事務室長等が統括する上で必要な情報分析、対策実施に係る助言に関すること ⑤ 本部事務室の指揮・調整に関すること ⑥ 本部各班が災害対策を実施するために必要な調整に関すること ⑦ 本部会議及び統括調整会議の運営に関すること ⑧ 配備体制及び動員による体制の確保に関すること ⑨ 避難状況の集約に関すること ⑩ 避難 指示・勧告情報及び 警戒区域の設定に関すること ⑪ 災害救助法適用に関する報告・申請・運用に関すること ⑫ 市外への避難に関すること
情報収集・伝達担当	◎企画調整課長 情報班（企画調整課）	情報収集・伝達に関する情報管理、対策立案、調整 など ① 市防災行政無線（固定系）の運用・管理に関すること ② 県防災行政無線等情報通信手段の確保に関すること ③ 住民等への被害の未然防止・拡大防止の呼びかけに関すること ④ 災害情報、被害情報、対応情報（内部・外部）の収集、集約に関すること ⑤ 被害規模の目安の把握に関すること ⑥ 災害情報、被害情報、対応情報の共有化に関すること ⑦ 本部各班への各種情報の伝達に関すること
総務管理担当	◎総務課長 情報班（総務課） 財務班（財 務 政課）	総務管理に関する情報管理、対策立案、調整 など ① 本部事務室の総務・事務全般に関すること ② 本部会議の開催に係る会場設営、資料作成、運営支援事務、記録・整理に関すること ③ 緊急通行車両の確保に関すること ④ 緊急通行車両の手続き及び管理・運用に関すること ⑤ 重要書類の搬出・保管に関すること ⑥ 災害対策予算に関すること
秘書担当	◎秘書課長 広報班（秘書課）	① <u>視察、見舞者の応接に関すること</u> ② <u>本部長、副本部長の秘書に関すること</u>

役割	担任者 人数	分 掌 事 務
人事管理担当	◎人事課長 人事班（人事課）	人事管理に関する情報管理、対策立案、調整 など ① 職員及び職員の家族の被災状況の把握等に関する事 ② 要員の確保等、各部各班間の相互応援体制の確立・調整に関する事 ③ 職員の健康及び業務の安全性の確保に関する事 ④ 職員の食料、水、トイレ、宿泊環境等の確保に関する事 ⑤ 人的公用負担に関する事 ⑥ 労働者の雇用に関する事 ⑦ 県への職員の派遣要請、斡旋要請に関する事 ⑧ 公務災害処理に関する事
物資管理担当	◎商工観光課長 物資班（商工観光課） 交通対策班（ 交通安全 生活安全課）	物資管理に関する情報管理、対策立案、調整 など ① 災害対策実施に必要な物資（食料・生活必需品）・資器材の確保に関する事 ② 輸送手段（燃料を含む）の確保に関する事 ③ 災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達に関する事 ④ 交通規制に関する事 ⑤ 物的公用負担に関する事
広報担当	◎広報 室 課長 広報班（広報 室 課）	広報に関する情報管理、対策立案、調整 など ① 広急災害 対策 組織本部 設置の住民等への公表に関する事 ② 広報情報に関する住民等（要配慮者を含む）への広報に関する事 ③ 報道機関への情報提供に関する事 ④ 報道機関からの取材対応に関する事 ⑤ 広報紙の発行に関する事 ⑥ 市外避難者への広報に関する事 ⑦ 避難所での情報提供に関する事
記録担当	◎総務課長 情報班（総務課）	記録に関する情報管理、対策立案、調整 など ① 市の災害対応の記録に関する事
渉外対応担当	◎ 企画総務部副部長 危機管理防災課長 総括班（危機管理防災課） 消防部 （消防本部・消防署）	渉外対応に関する情報管理、対策立案、調整 など ① 県・消防・警察・自衛隊・医療機関、協定市町村、協定業者等、公的機関への応援要請等及び受入 れ に関する事 ② 県・消防・警察・自衛隊・医療機関、協定市町村、協定業者等、公的機関との連携・調整及び情報共有に関する事 ③ 後方医療機関への搬送（川、空）に関する事 ④ ライフライン機関との連絡及び支援に関する事 ⑤ 車両の確保に関する事（広域応援要請） ⑥ ヘリコプターの確保及び運航に関する事（ヘリポートの運行管理） ⑦ 船舶の確保及び運航に関する事 ⑧ 輸送拠点の確保に関する事 ⑨ その他関係機関、関係者との連携・調整及び情報共有に関する事
連絡調整担当	各部各班 〔状況に応じて、各班から1～3名〕	① 自班からの情報収集、情報共有、対策実施に係る連携・調整に関する事 ② 各部・各班における応急対策実施に係る対策の立案、円滑な実施に必要な調整に関する事

1.5 災害対策本部の弾力的運営

【各班共通】

災害対策本部は、数多くの応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにも係かわらず、災害状況の急激な変化により職員自身も被災者となる事態や、通信途絶、長期停電や広域災害による流通の混乱等、様々な事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては分掌事務にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的な要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

(1) 自家発電装置設備、可搬式発電機の点検

財務班、消防部は、災害発生時の停電に備え、自家発電装置設備の点検確認を行う。

(2) 防災資機材等の準備

物資班本部事務室（物資管理担当）は、地震災害発生時の防災活動に必要な資機材等の準備を行う。

(3) 公用車両の確保

本部事務室（総務管理担当）は、公用車両の運行を極力制限し、公用車両を確保しておく。

(4) 通信手段の確保

関係各班は、市防災行政無線（移動系）等の連絡手段を確保しておく。

(5) 災害救助法の適用要請

本部長は、初動期の災害情報及びその後の被害調査から、市内の被害が災害救助法の適用基準に適合する場合は、速やかに知事に災害救助法の適用を要請し、応急対策に万全を期する。

(6) 災害対策要員のローテーション

大規模災害の場合は、災害対策が長期化することから、人事班は、職員の健康管理に留意して災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、各部長が優先して実施すべき対策、分掌事務を考慮して決定する。

(7) 応援部隊等の受入れ

大規模災害の場合は、市の防災体制だけでは応急対策のすべてには対応できないことも予想されるため、自衛隊、県、近隣市町等に応援を要請することとなる。また、市内外から多くのボランティアが集まることも予想されるので、関係各部各班は、これらの応援部隊が円滑な活動ができるよう、受入体制を整える。

(8) 議員等への情報提供と連絡調整

議会班は、災害が発生した場合、議員に対して必要な情報の提供に努めるとともに、照会があった場合は適切に対応する。また、発災当初の段階においては、災害応急対策の円滑な実施を図るため、議員に対して窓口の一本化等連絡調整の効率化に関する

協力を求める。

~~なお、市防災会議の委員については、発災時に委員不在の場合に備え、代理委員出席の方法や、連絡窓口・手段の確保対策等に取り組む。~~

(9) 視察・見舞者の応接

広報班は、国、県、その他関係機関・団体からの視察・見舞者に対して適切な応接に努める。

なお、発災当初の段階においては、各班の応急対策の負担とならないよう日程や視察内容等に対する配慮を相手側に求める。

(10) 本部長、副本部長の秘書

広報班は、発災後直ちに本部長及び副本部長の補佐に努める。

(11) 重要書類の搬出・保管

各班は、執務場所に重大な被害が及ぶ危険性がある場合、可能な限り重要書類の搬出に努める。財務班は重要書類の保管場所を確保し、適切な管理を行う。

(12) 会計処理

財務班は、災害時の適切な予算執行及び経費の出納に努める。

(13) 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係との連携

市は、大規模災害時に県から派遣される市町村情報連絡員又は市町村情報連絡係との連携強化に努める。

① 市町村情報連絡員

勤務時間外に相当規模の風水害等が発生等した場合、市町村に入る情報の収集及び県への報告に当たるため、市町村役場近くに居住する県職員が各市町村役場に参集する。

② 市町村情報連絡係

勤務時間内において、相当規模の災害が発生し、連絡調整のために市町村に連絡員を派遣する必要があると県支部長が判断した場合、原則として県支部構成員の中から県支部長が指名する者が市町村役場に派遣される。

第2 動員配備

警戒体制第1、第2及び非常体制ごとの職員の動員計画及び動員指令の伝達等について定める。

2.1 動員配備基準

【各班共通】

活動体制に応じた職員の動員計画配備基準は、以下に示すとおりである。
なお、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

■動員配備基準（本部会議）

◎：動員配備該当者

体制区分 本部会議区分		警戒体制第1	警戒体制第2	非常体制
本部長（市長）		—	—	◎
副本部長（副市長）		—	—	◎
本部付（教育長）		—	—	◎
本部員	環境安全部長危機管理監	◎	◎	◎
	企画総務政策部長	◎	◎	◎
	総務部長	◎	◎	◎
	財務部長	◎	◎	◎
	市民生活経済部長	◎	◎	◎
	スポーツ健康部長	—	◎	◎
	福祉部長	—◎	—◎	◎
	子ども未来部長	—	—	◎
	産業振興部長	—◎	—◎	—◎
	建設部長	◎	◎	◎
	まちづくり推進部長	◎	◎	◎
	会計管理者	—◎	—◎	◎
	水道部長	—	—	◎
	学校教育部長	—◎	—◎	◎
	生涯学習部長	—	—	◎
	消防長	◎	◎	◎
	議会事務局長	—	—◎	◎
	監査委員事務局長	◎	◎	◎
	選挙管理委員会事務局長	◎	◎	◎
	農業委員会事務局長	—◎	—◎	—◎
《注意》「◎」該当者				

■動員配備基準（各部各班）

災害対策本部		担当部課等	警戒体制 第1	警戒体制 第2	非常体制
総務部 (本部室)	総括班 情報班 広報班 人事班	企画総務政策部 総務部 ※選挙管理委員会事務局 ※監査委員事務局	危機管理 防災課 ○	◎	◎
財政部	財務班 税務班	財務部 ※会計課	○	○	◎
市民救援部	避難支援班 生活支援班 被害調査班 被保護班	市民生活スポーツ健康部 ※資産税課 ※市民課 ※市民税課 ※学校給食室 ※収納管理課 ※広聴室 ※収納対策課 ※青少年課 ※市民活動支援課	＝	○	◎
福祉部	福祉管理班 要配慮者支援班	福祉部	－	－○	◎
		子ども未来部	－	－	◎
物資環境部	物資班 環境衛生班 交通対策班	環境安全市民経済部 産業振興部 ※農業委員会事務局	＝	○	◎
		※生活安全課	○	◎	◎
応急復旧部	応急対策班 住宅対策班 施設対策班	建設部 まちづくり推進部 ※教育総務課	○	◎	◎
給水部	給水班 水道復旧班	水道部	＝	＝	◎
文教部	学校教育班 文化財保護班	学校教育部 生涯学習部	＝	＝	◎
議会部	議会班	議会事務局	－	－	◎
消防部	警防対策本部	消防本部 消防署	○	○	◎
<<注意>> 「※」 災害対策本部組織体制下では、通常の組織とは異なる部署と連携を取る部署 「○」 対応に必要な人員で、所属長が指名した職員 「◎」 該当する全職員					

2.2 動員配備の決定及び伝達

【総括班、財務班】

市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、その発生した災害の規模、種類、発生時間等に応じて必要な防災体制をとるために、職員に対して動員指令を発令する。

動員指令が発令されたときは、総括班から、財務班及び本部事務室（情報収集・伝達担当）へ連絡する。財務班は庁内放送により庁内各部局職員に通知する。本部事務室（情報収集・伝達担当）は、市防災行政無線（固定系）等により出先機関職員に通知する。

なお、勤務時間外（夜間・休日等）における警戒体制及び非常体制時の追加動員について迅速な伝達を図るため、あらかじめ伝達ルールを定めておくとともに、電話不通時における確実な伝達を図るため、防災行政無線等を利用した伝達手段に熟知しておく。

(1) 警戒体制第1

① 勤務時間内の伝達

危機管理防災課長は、~~環境安全部長~~危機管理監に報告するとともに、庁内の放送設備及び電話により関係課長等に伝達する。

② 勤務時間外の動員

危機管理防災課長は、非常連絡網に基づき~~環境安全部長~~危機管理監に報告するとともに、関係課長等に連絡する。

(2) 警戒体制第2

① 勤務時間内の伝達

危機管理防災課長は、~~環境安全部長~~危機管理監に報告するとともに、庁内の放送設備及び電話により関係課長等に警戒体制第2の動員を伝達する。関係各課長は所定の配備要員に対し動員指令を伝達する。

② 勤務時間外の動員

危機管理防災課長は、非常連絡網に基づき~~環境安全部長~~危機管理監に報告するとともに、人事課を通じて関係課長等に連絡する。

(3) 非常体制

① 勤務時間内の伝達

□動員指令の伝達系統

動員指令が発令された場合、各部各班は庁舎以外の施設で勤務している職員に対しても迅速に動員指令を伝達する。

□職員への動員伝達の方法

○庁内の放送設備及び電話による伝達

○口頭による伝達

○庁舎から離れて勤務をしている職員に対し、電話、無線、使送等による伝達

□配備指令が発令された職員の服務

- 配備についていないときも、常に災害に関する情報、気象情報、本部の指示に注意する。
- 行事、会議、出張等中止する。
- 正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。
- 勤務場所を離れる場合には所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- 災害現場に出動する場合は腕章（防災ベスト）を着用する。
- 自らの言動で住民等に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を図る。

② 勤務時間外の動員**□動員招集**

総括班の班長は、非常連絡網に基づき関係班等に連絡する。また、当該体制への移行を本部事務室（情報収集・伝達担当）へ連絡するとともに所定の非常連絡網に従い一般加入電話を用いて配備要員に伝達する。

本部事務室（情報収集・伝達担当）は、市防災行政無線（固定系）等により通知する。

□自主登庁

勤務時間外に気象警報等が発令された場合は、配備基準に従ってあらかじめ定められた配備要員は、自主的に登庁する。

□登庁が不可能な場合

交通等の断絶により登庁が不可能となった場合は、自宅待機とする。災害状況等により自らの判断により行動する場合においては、必ず所属長に連絡する。また、災害状況の好転に伴い、登庁可能となった職員は、所定の参集場所に登庁する。

□登庁時の携行品等及び心得

職員は登庁時に次のものを携行及び着用する。

また、登庁の途中においては、可能な限り被害状況その他必要と思われることに注意を払い、登庁後直ちにその状況を所属長に報告する。

- ・身分証明書 ・雨着、防寒着、軍手等 ・作業がし易い服装
- ・自分用の食料、飲料水 ・ラジオ、懐中電灯

2.3 動員状況の報告

【各班共通】

(1) 警戒体制第1

危機管理防災課長は、職員の動員状況を速やかに把握し、~~環境安全部長~~危機管理監に報告するとともに、警戒体制第2に備えて気象情報等の確認を行う。

(2) 警戒体制第2

危機管理防災課長は、職員の動員状況を速やかに把握し、~~環境安全部長~~危機管理監に報告する。

(3) 非常体制

本部事務室及び各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部長に報告する。
また、報告の時間は本部長が特に指示した場合を除き1時間ごととする。

□報告事項

- 部課名
- 動員連絡済人員数
- 動員連絡不能人員数及び動員連絡不能地域
- 登庁人員数
- 登庁不能のため最寄りの出先機関等に非常参集した人員
- その他（職員の被災状況）

2.4 要員の配備

【人事班】

(1) 要員配備の要請

各班は、応援が必要なときは（現在の人員では対策の迅速性が損なわれる場合、職員の負担が大きい場合等）、人事班に要員配備の要請をする。

(2) 職員応援派遣計画の策定

人事班は、各班から要員配備の要請があった場合は、~~統括調整担当~~と共に職員の応援派遣計画を立案し、本部会議に諮った上で、要員配備の調整を行う。

2.5 職員の装備

【各班共通】

災害応急対策を行う際は、防災服又は活動を妨げない服装（ジャージ、ジャンパー等）で活動に~~当~~たる。

ただし、いずれの場合も、市の防災ベストを身につけて活動に従事する。

2.6 職員の食料、水、トイレの確保

【人事班】

人事班は、職員の食料、飲料水の確保に努めるとともに、トイレが使用できない場合は、仮設トイレの設置等を図る。

2.7 職員及び職員の家族の被災状況の把握等

【人事班】

人事班は、各班からの報告により、職員及び職員の家族の被災状況を把握する。

2.8 職員の安全確保、健康管理

【人事班、救護班】

災害応急対策の実施の際は、災害対応に従事する者の安全確保に十分配慮する。また、災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事する場合もあり得ることから、職員の心身両面の負担が大きくなることが予想されるため、人事班は救護班に協力を求めて健康診断の実施や職員用救護所（メンタルケアを含む。）を設置するなどして職員の健康管理に努める。

また、職員等の惨事ストレス対策の実施に努め、必要に応じて、精神科医等の専門家の派遣を要請する。

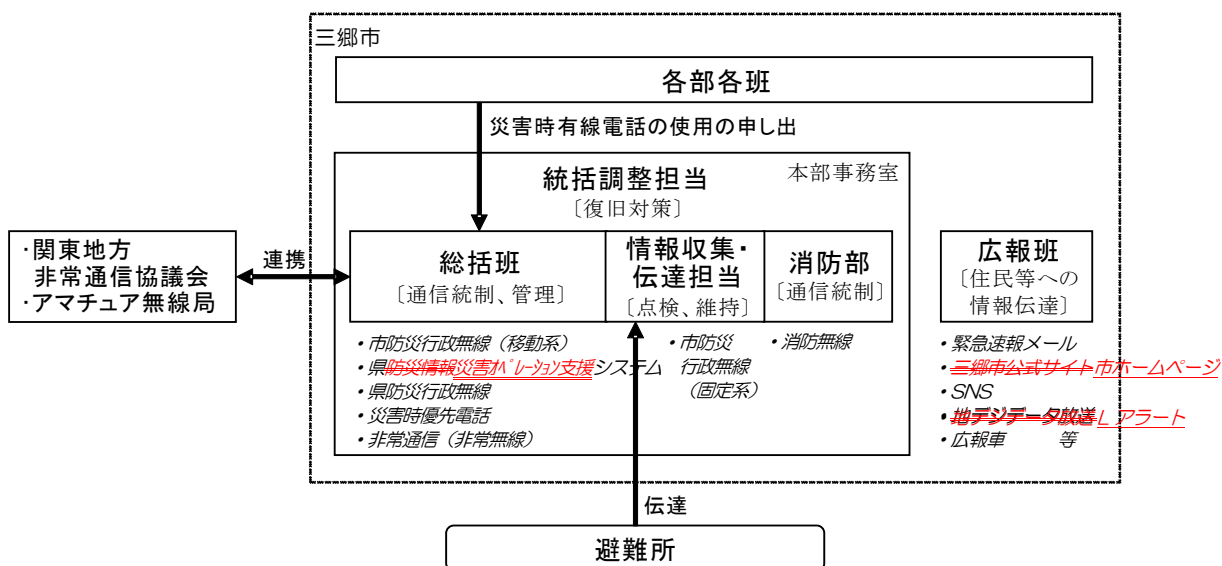
2.9 公務災害補償処理

【人事班】

職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、~~市は条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。（地方公務員災害補償法）（水防法第6条の2）上記の事態が発生した場合、~~人事班は、~~公務災害適用に関する所要の事務を執るものとする。~~

第3 情報通信手段の確保

災害時における各種情報の確実な伝達を図るため、各種通信手段の運用と通信施設の復旧対策について定める。



＜関係図 情報通信手段の確保＞

3.1 災害対策本部各班間の情報通信手段

【総括班、消防部】

(1) 市防災行政無線（移動系・固定系）

市各班間の情報通信手段としては、加入電話、庁内電話のほか、市防災行政無線（移動系・固定系）がある。

市防災行政無線移動系は、携帯、車携帯、車載の3種があり、各班は積極的にこれを用いて情報伝達を行う。

避難所との情報通信手段としては、市防災行政無線固定系の連絡通話機能を用いて情報伝達を行う。総括班は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑かつ迅速に行われるよう努める。補助的な手段として、固定系による一斉伝達も行うこととし、各班は固定系からの情報にも十分注意する。

(2) 消防無線

消防本部、消防署、南北分署、消防団間の情報通信は、消防無線を適切に活用するものとし、消防部は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑かつ迅速に行われるよう努める。

消防本部（指令課警防対策本部）においては収集した情報を遅滞なく伝達し情報の共有化を図る。

~~3.2 防災センター（危機管理防災課）と本庁の連絡手段~~

~~【総括班】~~

~~参集及び業務の指示等については、内線電話又は移動系無線を用いて該当職員に連絡する。~~

~~(1) 内線電話~~

~~平常時 7808・7809~~

~~警戒体制発令後 7808・7809~~

~~(2) 直通電話~~

~~平常時・警戒体制発令後 (952) 1294~~

~~(3) FAX~~

~~平常時・警戒体制発令後 (952) 6780~~

~~(4) 移動系無線~~

~~① 平常時 子局（無線機）が、危機管理防災課と無線交信する場合~~

~~遠隔制御器呼出名称「ぼうさいセンター」子局（無線機）マイクのチャンネルを遠隔番号12にセットする。~~

~~② 警戒体制発令後 子局（無線機）が、危機管理防災課と無線交信する場合~~

~~統制台呼出名称「ぼうさいみさと」子局（無線機）マイクのチャンネルを遠隔番号1にセットする。~~

~~③ 子局（無線機）が遠隔制御器と無線交信する場合~~

~~統制時 統制台を経由して遠隔制御器との無線交信となる。~~

~~統制時以外 従来どおり遠隔番号を選択し、遠隔制御器との無線交信となる。~~

3.2 県及び県内防災関係機関との情報通信手段

【総括班】

(1) 県~~防災情報災害オペレーション支援~~システム

市は、災害が発生したときは、県~~防災情報災害オペレーション支援~~システムを活用し、速やかに被害状況、既に措置した事項、今後の措置に関する事項について報告する。県~~防災情報災害オペレーション支援~~システムが使用できない場合は FAX 等を用いる。

(2) 県防災行政無線

県及び県内防災関係機関との情報通信手段としては、県防災行政無線を設置している。各班は、加入電話が使えない場合、これを適切に活用して情報伝達を図る。

(3) 災害時優先電話（発信専用）

市では、現在、市役所本庁舎及び消防・防災総合庁舎の一部の電話回線を災害時優先電話として準備している。

NTTに登録しているこれらの電話は、回線輻輳（ふくそう）時等においても比較的回線が使いやすい措置が講じられている。各班は、他の手段で情報伝達が困難な場合は、総括班に申し出てこの電話を活用し適切な情報伝達を行う。

なお、効果的な利用を図るため、この電話は発信専用とし電話番号は非公開とする。

□災害時優先電話使用の流れ

- ①各班は、一般電話や県防災行政無線での通信が困難な場合、総括班に災害時優先電話の使用を申し出る。
- ②総括班は、申し出のあった各班に対して、使用方法等に関する必要な指示を行う。

《参考》

◆災害時優先電話の使用方法

- ①登録している災害時優先電話で通信相手の電話番号をダイヤルする。（比較的回線が使いやすい。）
- ②①で通信できない場合、「102」（市外局番なし）をダイヤルしオペレーター扱いでの通話を申し込む。
~~その際、オペレーターに対して、以下の事項を告げる。~~
 - 非常扱いの通話又は緊急扱いの通話の申込みであること
 - 登録された電話番号と機関などの名称
 - 相手の電話番号
 - 通話の内容

(4) 非常通信（非常無線）

有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができるので、各班はこうした事態にはこれを積極的に活用する。

(5) アマチュア無線

災害により加入電話が使用できない場合など、他の情報伝達手段を活用することが困難な場合は、アマチュア無線局に対して協力を求め、情報伝達を図る。

(6) 衛星携帯電話

その他、通信伝送路の多重化を図るため、衛星携帯電話の活用を図る。

3.4.3 市から住民等への情報伝達

【本部事務室（情報収集・伝達担当）、広報班】

(1) 市防災行政無線（固定系）

市から住民等への情報伝達手段としては、市防災行政無線（固定系）があり、現在市内全域に非常電源付きの子局を整備している。

本部事務室（情報収集・伝達担当）は災害発生時にはその設備の点検・維持に努める。各班は広報班を通じて、これを用いた住民等への情報伝達を積極的に行う。

(2) 広報車

車両に搭載した拡声器等を利用して広報するための手段として、広報車がある。

広報班は、災害発生時には広報車の管理に努める。また、各班は広報班を通じて、広報車を用いた住民等への情報伝達を積極的に行う。

(3) 緊急速報メール

災害発生時に、携帯電話会社（NTTdocomo、KDDI（au）、SoftBank、楽天モバイル）が利用者へ一斉メールで速報するサービスで、~~避難勧告等の~~避難情報や河川情報、~~東海地震予知情報~~緊急地震速報等が配信される。（配信料、情報料は無料。）携帯する情報端末へ即時に情報が伝達され、速報性が高いため、積極的に活用する。

(4) ~~三郷市公式サイト~~市ホームページ

三郷市が被災地となった場合でも、インターネット回線が被害を受けていない場合は、~~三郷市公式サイト~~市ホームページを利用した情報発信が効果を発揮するため、住民への広報手段の一つとして更新に努める。

(5) SNS の活用

インターネット回線が被害を受けていない場合は Twitter や Facebook などの民間サービスも活用する。SNS は、特有の共有・拡散性による情報の迂回受信（情報拡散の結果、必要とする人に到達する）の利益も考えられることから、活用に努める。

(6) 三郷市メール配信サービス

市は、平成 28 年 9 月から、登録された携帯電話・スマートフォン・パソコン等のメールアドレス宛てに、市からのイベント情報や防災情報を配信している。災害発生時にインターネット回線が被害を受けていない場合は、住民への広報手段の一つとして積極的に活用する。

(7) 三郷市防災情報架電サービス

市は、令和 2 年 1 月から、三郷市メール配信サービスによるメールを受信できない住民、防災行政無線が聞こえづらい住民等で電話番号を登録した者を対象に、緊急性の高い防災情報などについて、自動で架電し、合成音声で伝達するサービスを提供している。災害発生時にインターネット回線が被害を受けていない場合は、住民への広報手段の一つとして積極的に活用する。

~~(6)~~ (8) ~~地デジデータ放送~~アラートの活用

~~平成 26 年 7 月より、財団法人マルチメディア振興センターの運営する「公共情報ユ~~

~~モンズ」に登録した市からの災害情報、お知らせ等の情報をテレビ埼玉のデータ放送に載せて配信するサービスを開始している。同報性に優れパソコンや携帯電話を利用せずに受信ができるため、活用に努める。埼玉県は、平成28年3月から、Lアラートを通じた避難情報等の発信機能を搭載した災害オペレーション支援システムを運用している。Lアラートは災害関連情報をテレビやネット等の多様なメディアに対して一斉に発信することができ、確実性、即時性が高いため、積極的に活用する。~~

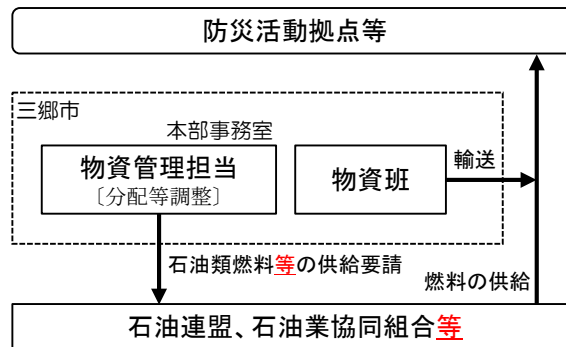
3. ~~5~~4 通信施設の復旧対策

【本部事務室（統括調整担当）】

災害発生時、通信施設が被害を受けた場合、本部事務室（統括調整担当）は、可能な限り応急修繕を行うとともに、速やかに復旧対策の実施を事業者又は管理者に要請する。復旧に時間を要すると判断した場合は、事業者又は管理者に対して当面の通信手段となる代替手段の調達を要請し、通信を確保する。

第4 発災時のエネルギー供給機能の確保

災害応急対策に必要なエネルギーを確保し、防災活動拠点等へ継続してエネルギー供給を実施するため、石油類燃料^等の供給対策を定める。



＜関係図 発災時のエネルギー供給機能の確保＞

4.1 災害時応援協定及び覚書に基づく石油類燃料の供給

【本部事務室（物資管理担当）】

本部事務室（物資管理担当）は、災害対策活動に必要なエネルギー（石油類燃料）を確保し継続供給するため、災害時応援協定に基づき、埼玉県石油商業組合に供給を要請する。

救援のための人員・物資の輸送について、燃料の優先的割当に留意し、燃料の輸送や分配等の調整を行い、物資班を通じて防災活動拠点等へ燃料を輸送する。

4.2 災害時応援協定に基づくLPガス燃料の供給

【本部事務室（物資管理担当）】

本部事務室（物資管理担当）は、災害対策活動に必要なエネルギー（LPガス燃料）を確保し継続供給するため、災害時応援協定に基づき、（一社）埼玉県LPガス協会に供給を要請する。

（一社）埼玉県LPガス協会は、市の要請に基づき防災活動拠点等への燃料供給に努める。

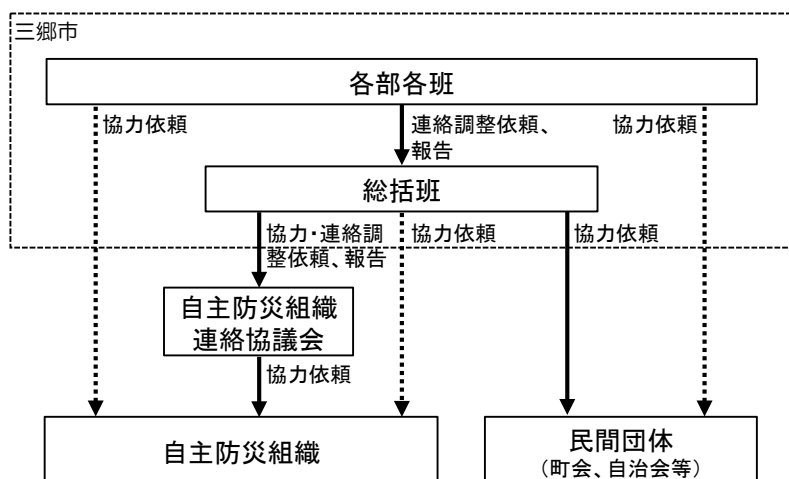
4.3 社会的重要度の高い施設への優先的なガスの供給

【東京ガス(株)】

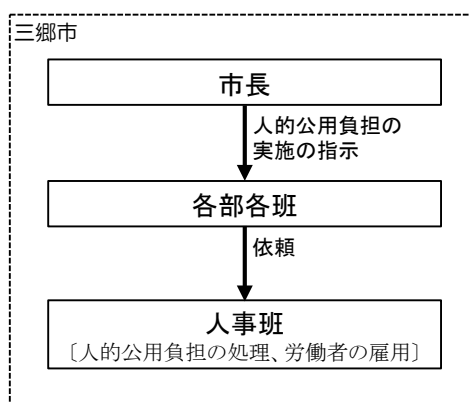
東京ガス(株)は、災害時におけるガス供給の確保のため、移動式ガス発生設備等を用いて、被災した社会的重要度の高い施設（病院・福祉施設等）への優先的な供給に努める。

第5 民間への協力依頼等

迅速かつ的確な災害応急対策活動を展開するため、自主防災組織ほか民間団体等への協力依頼及び雇用による労働力の確保について定める。



＜関係図 自主防災組織・民間への協力依頼＞



＜関係図 その他の労働力の確保＞

5.1 自主防災組織への協力依頼

【総括班】

各班は、災害応急対策活動を実施する~~うえ~~上で必要な場合は、総括班を通じて自主防災組織に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を展開する。

□自主防災組織への協力依頼の流れ

- ①各班は、自主防災組織への協力依頼を行う場合、総括班に連絡調整を依頼する。
- ②各班からの依頼を受けた総括班は、市自主防災組織連絡協議会会長に対して、協力依頼及び連絡調整を依頼する。
- ③総括班からの依頼を受けた市自主防災組織連絡協議会会長は、各自主防災組織に対して協力依頼を行う。
- ④総括班は、市自主防災組織連絡協議会会長と連絡がとれない場合、各自主防災組織に協力依頼を行う。その際、事後に市自主防災組織連絡協議会会長に対してその旨を連絡する。
- ⑤各班は、総括班の連絡調整を待ついとまがない場合、各自主防災組織に協力依頼を行う。その際、事後に総括班に対してその旨を連絡する。

- 炊き出し支援
- 給水支援（給水拠点の補助、要配慮者の補助等）
- 救援物資の仕分・運搬・配付
- 安否の確認
- 避難所での避難者カードの作成
- 避難所での情報伝達
- 広報紙、ビラの配布・貼付 等

5.2 民間団体への協力依頼

【総括班】

各班は、災害応急対策活動を実施する上で必要な場合は、町会、自治会等に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を展開する。

民間団体への依頼事項及び協力依頼の流れは、前記5.1「自主防災組織への協力依頼」で掲げたものに準じる。

5.3 人的公用負担（災対法第65条等）

【人事班】

市内で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる（災対法第65条）。

各班は必要に応じて人事班にその旨を伝え、人事班が処理する。

5.4 労働者の雇用

【人事班】

労働者の雇用については、災害救助法の規定に基づき実施するものとし、人事班が民間人の中から公募して対応する。

人件費の支給等については災害救助法に基づく。

□労働者雇い上げの範囲

- 被災者の避難
- 医療及び助産における労務
- 被災者の救出
- 飲料水の供給
- 救済用物資の整理、輸送及び配分
- 遺体の搜索
- 遺体の処理（埋葬を除く。）

5.5 自助、共助による応急対策の実施

【総括班、避難支援班、消防部】

(1) 自助による応急対策の実施

住民は、事前の備えに基づき、自らが防災対応に当たる。

□住民の役割

- 初期消火の実施
- 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- 自主防災活動への参加、協力
- 避難所でのゆずりあい
- 市、県、防災関係機関が行う防災活動への協力
- 風評に乗らず、風評を広めない。

(2) 地域による応急対策の実施

事前の備えに基づき、地域における共助による防災対応を行う。

□自主防災組織の役割

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達の実施
- 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- 集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意する。）
- 避難所の運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

□消防団の役割

- 水防活動、避難誘導、消火、救助活動等の実施

(3) 事業所による応急対策の実施

事前の備えに基づき、事業所がその所在する地域の一員として共助による防災対応を行う。

市は、企業等が設置する自衛消防隊と連携した被害の拡大防止を行う。

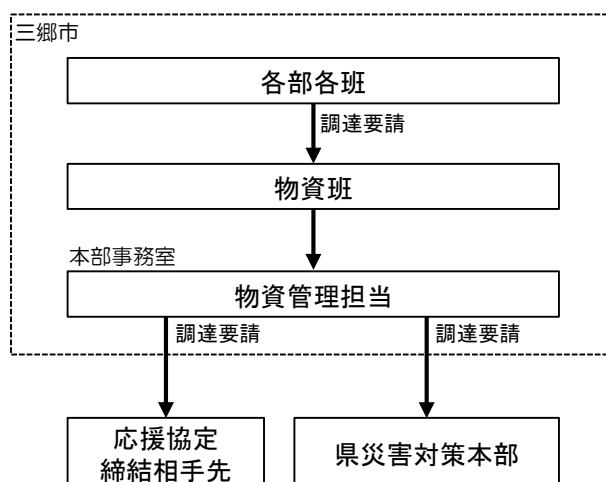
□事業者の役割

- 利用者、従業員等の安全確保
- 被災者等の安否確認
- 救助隊との協力
- 救出・救護の実施

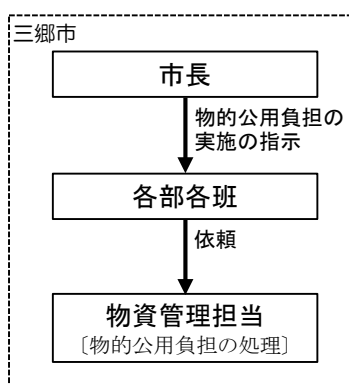
第6 物資・資機材の調達

災害応急対策活動を迅速かつ確実に遂行するため、物資・資機材の調達及び費用負担について定める。

市は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して関係機関との情報共有を図り、相互に協力するよう努める。



<関係図 物資・資機材の調達>



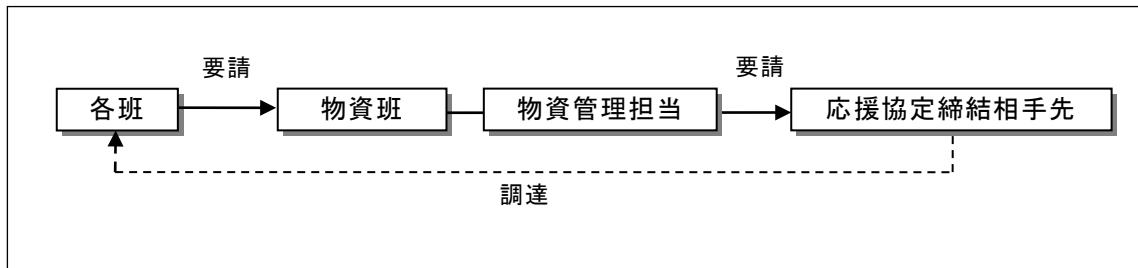
<関係図 物的公用負担>

6.1 災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達

【本部事務室（物資管理担当）、物資班】

各班が災害時応援協定に基づき物資・資機材を調達する場合には、物資班は情報を集約し「本部事務室（物資管理担当）」を介して協定の相手先に要請する。

■ 調達要請の手順



《参考》

できる限り迅速な物資供給を行う観点から、民間物資供給事業者は、依頼者が国、地方公共団体の別に関わらず、依頼を受けた順に物資を供給するものとする。ただし、被災者に近い者からの依頼の方が、輸送過程における滞留のリスクが少ないこと、また、確実に被災者に物資を届けることができる可能性が高いことから、民間物資供給事業者において、供給を遅らせない範囲内で、供給の順序又は量を調整することが可能な場合には、被災市町村、被災都道府県、国、非被災地方公共団体の順で優先させることができる。

出典）中央防災会議幹事会「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（令和3年5月）

6.2 県からの物資・資機材の調達

【本部事務室（物資管理担当）、関係各班】

各班が県から物資・資機材の調達を図る場合は、原則として各班から物資班へ調達情報を伝達し、物資班の要請に基づき本部事務室（物資管理担当）を介して県災害対策本部へ要請し、調達する。

なお、県への連絡先については、本章 第3節 第2 2.2 (1) 「■県への連絡先(防災情報災害オペレーション支援システムが使用できない場合)」(p4-8597) 参照のこと。

6.3 物的公用負担（災対法第64条等）

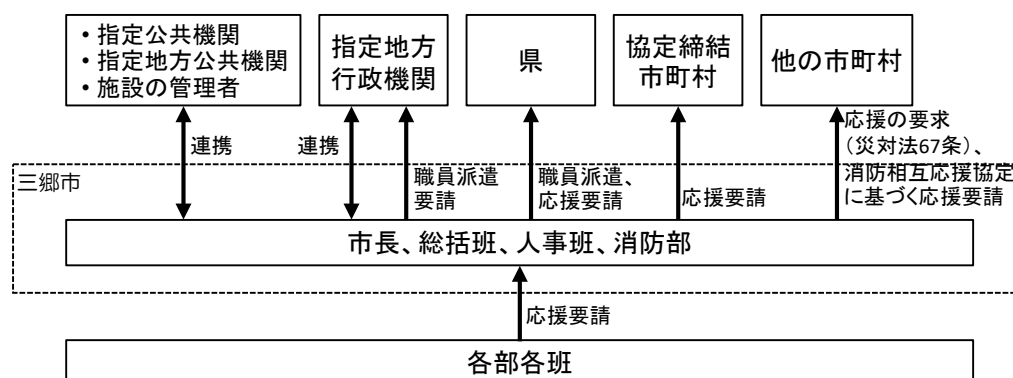
【本部事務室（物資管理担当）】

市内で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、災対法第64条等に基づき必要な物資等を確保する。

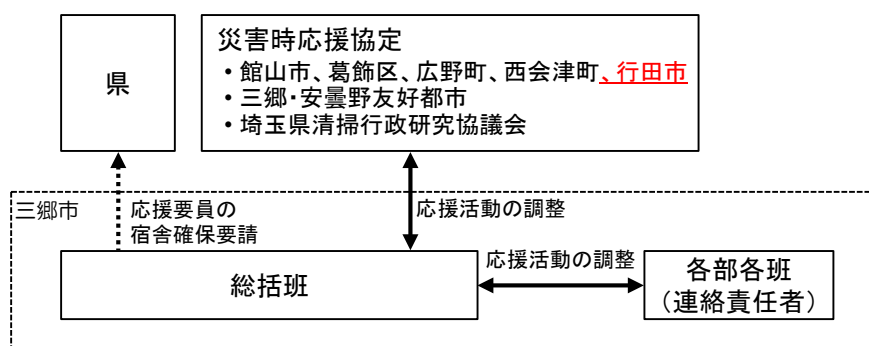
各班は必要に応じて本部事務室（物資管理担当）にその旨を伝え、本部事務室（物資管理担当）が処理する。

第7 広域応援要請等

市長は、災害の規模及び初動活動期に収集した情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、地方公共団体及び防災関係機関等に対して職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。



<関係図 応援要請>



<関係図 応援の受け入れ>

7.1 県及び指定地方行政機関等への応援要請

【総括班】

市の能力では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、市長は、県又は指定地方行政機関等に対して応援又は応援の斡旋を求めることができる。

県又は指定地方行政機関等に応援又は応援の斡旋を求める場合は、県統括部~~（危機管理防災部消防防災課）~~に、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請 又は応急措置の実施の要請	①災害の状況 ②応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請の要 求	本節 第8「自衛隊への災害派遣要請依頼」（p.4- 39 43）参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関等、他都 道府 県の職員又は他都 道府 県の市町村の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合	①派遣又は派遣の斡旋を求める理由 ②派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法 第252条の17
NHKさいたま放送局、 （株）テレビ埼玉、 （株）エフエムナックファイブ に放送要請	資料編 様式-7 「市町村 放送要請依頼用紙」 （p. 様式-8）	災対法第57条
消防庁長官への緊急消防 援助隊の要請	① 災害の状況（負傷者、要救助者の状況） ② 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法 第44条

出典）埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画」（平成~~26~~令和3年3月）

7.2 他市町村への応援要請

【総括班、消防部】

(1) 災害時応援協定締結市町村に対する応援要請

市長は、市内で災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害時応援協定を締結している市町村に対し以下の事項を示して応援を求める。

なお、本項の事務は、総括班が処理することとし、応援の要請が必要と判断した各部は総括班にその旨を申し出る。

- 災害の状況及び応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- 通行可能経路
- 応援の受入~~地~~
- その他応援に関し必要な事項

■災害時応援協定締結市町村の連絡先一覧

協定都市名	連絡担当部・課・室	TEL	FAX
埼玉県 草加市	市長室危機管理 担当課	048(922)0151	048(928)1138 048(922)6591
埼玉県 越谷市	協働安全市民協働 部危機管理課	048(964)2111	048(965)7809
埼玉県 八潮市	環境経済部交通防災生活安全部 危機管理防災課	048(996)2111	048(995)7367
埼玉県 吉川市	市民生活部 市民安全危機管理 課	048(982)5111	048(982)9401 048(981)5392
埼玉県 松伏町	総務課 庶務防災担当	048(991)2711	048(991)7681
長野県 安曇野市	総務部危機管理 室課	0263(72)3106 0263(71)2119	0263(72)6739
奈良県 三郷町	総務部総務課	0745(73)2101	0745(73)6334
福島県 広野町	環境防災課	0240(27)2115 0240(27)2114	0240(27)4539 0240(27)4167
千葉県 館山市	市長公室総合政策部 社会安全課 危機管理室	0470(22)3111 0470(22)3442	0470(22)8901
東京都 葛飾区	地域振興部 防災危機管理 課	03(5654)8223	03(5698)1503
福島県 西会津町	町民税務課	0241(45)2215	0241(45)4510 0241(45)4150
<u>埼玉県 行田市</u>	<u>市民生活部防災安全課</u>	<u>048(556)1111</u>	<u>048(554)0199</u>

■災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定による応援要請

埼玉県内全市町村で平成19年5月1日に締結した「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」により、県内の市町村間における応援要請を行う。また、複数の市町村に応援を要請する場合は、県へ応援要請の依頼を行う。

(2) 災対法第67条に基づく応援の要求（協定締結市町村を除く。）

市長は、市の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長（協定締結市町村を除く。）に対し次の事項を示して応援を求める。なお、応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を求めた市の指揮下に入り行動する。

本項の事務は、総括班が処理することとし、応援が必要と判断した各班は総括班にその旨を申し出る。

- 応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- 応援の受入地
- その他応援に関し必要な事項

(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請

本章 第3節 第4「消防活動及び救助・救急」(p.4-95109)に定める。

7.3 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

■~~埼玉県・市町村人的相互応援の概要~~

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣する。市町村が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。 ○ <u>1次要請（県支部内支援） 想定：局地災害</u> <u>被災市町村からの要請に基づき、被災市町村を所管する県災害対策本部支部（県受援支部）は県地域機関と管内市町村の職員を被災市町村に派遣する。</u> ○ <u>2次要請（全県支援） 想定：広域災害</u> <u>1次要請だけでは対応できない場合は、県災害対策本部各部及び県受援支部以外の県災害対策本部支部（県応援支部）から応援職員を派遣する。</u> <u>なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。</u> <u>※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。</u>
<u>派遣対象業務の内容</u>	<u>災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等</u>
被災市町村 （要請市町村）	① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受 付 入れ
被災地以外の市町村 （派遣市町村）	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県 （統括部、支部）	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

7.4 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

概 要	県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「<u>応急対策職員派遣制度</u>」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。 <u>同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、2つの目的により応援職員の短期派遣を行う。</u>
応援内容及び要請方法	① 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援 <u>＜内容＞</u> ○ 被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「<u>対口支援（カウンターパート）方式</u>」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。 ○ 被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「<u>第1段階支援</u>」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「<u>第2段階支援</u>」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。 ○ 応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組のある業務は含まれない。 <u>＜第1段階支援の要請方法＞</u> ○ 県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に對し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。 <u>＜第2段階支援の要請方法＞</u> ○ 第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した被災市区町村応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。 ② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援 <u>＜内容＞</u> ・ 総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。 <u>＜要請方法＞</u> ・ 被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて被災市区町村応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

~~（2）災対法第67条に基づく応援の要求（協定締結市町村を除く。）~~

~~市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長（協定締結市町村を除く。）に対し次の事項を示して応援を求める。なお、応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を求めた市の指揮下に行動する。~~

~~本項の事務は、総括班が処理することとし、応援が必要と判断した各班は総括班にその旨を申し出る。~~

~~○応援を求める理由~~
~~○応援を必要とする人員、物資等~~
~~○応援を必要とする場所、期間~~
~~○応援を必要とする活動内容~~
~~○応援の受け入れ地~~
~~○その他応援に関し必要な事項~~

~~(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請~~

~~本章 第3節 第4「消防活動及び救助救急」(p.4-95) に定める。~~

7. ~~3~~ 5 防災関係機関への応援要請

【総括班】

市は、災害の規模等必要に応じ指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関と連携し被害の軽減に努める。

(1) 防災関係機関の責務

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、法令・防災業務計画・県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務にかかわる災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する災害応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 活動体制

① 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務基準を定めておく。

② 職員の派遣

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のための必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対して、その職員の派遣を要請する。

7.4.6 応援の受け入れ

【総括班】

(1) 連絡体制の確保

本節 第6 6.1「災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達」(p.4-~~33~~34)、6.2「県からの物資・資機材の調達」(p.4-~~33~~34)、6.3「物的公用負担（災対法第64条等）」(p.4-~~33~~34)の応援を受け入れる場合、所管する部は連絡責任者を指定し、総括班との連絡体制を確保する。

(2) 受け入れ拠点の指定

総括班は、上記の応援を受け入れる場合、公園等を受け入れ拠点として指定する。同時に、応援職員についての宿舎を公共施設等に確保するよう努め、市で確保が困難なときは、県等に協力を求めて確保する。

(3) 活動の調整

応援活動の調整は、各部の連絡責任者が窓口となて行う。また、応援に関するとりまとめ業務を専任する班（「受援班」）を設置するなど、受援体制を整えるよう努める。

なお、応援団体からのリエゾン（情報連絡員）や応援職員が円滑に活動できるよう配慮する。

□リエゾン等への配慮

- 活動場所の提供
- 被害状況や受援ニーズ等を情報提供
- 市災害対策本部事務室の会議等への参加機会の提供
- 仮眠場所の提供
- リエゾン等が自ら宿泊場所を確保できない場合、庁内の会議室等を提供
- リエゾン等が自ら携行品（食料、文房具、パソコン等）を準備できない場合、携行品を提供

(4) 経費の負担

- ① 災害時応援協定（~~1~~2市1区2町）（広野町、館山市、葛飾区、西会津町、行田市）
応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。
- ② 災害時応援協定（三郷・安曇野友好都市）
応援に要した費用は、原則として応援をした自治体の負担とする。
- ③ 災害時応援協定（埼玉県清掃行政研究協議会）
応援に要した費用は、原則として当事者間で協議し決定する。

7. ~~5~~ 7 職員の派遣要請・斡旋要請

【人事班】

(災対法第29条、第30条、地方自治法第252条の17)

(1) 趣 旨

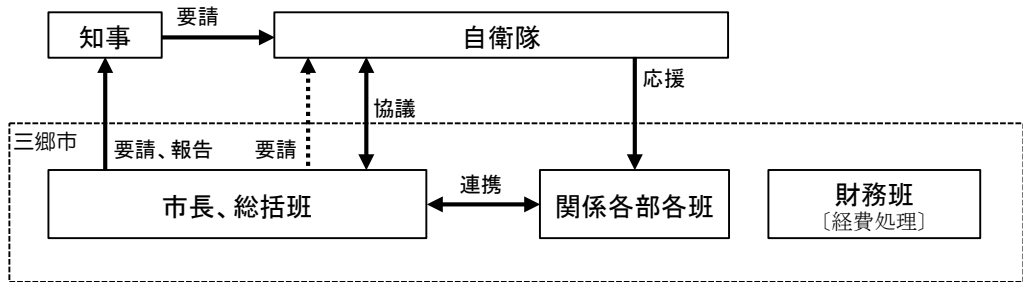
災害応急対策又は災害復旧のため市長が必要~~がある~~と認めたときに、指定地方行政機関の長、~~県~~知事~~等~~に対して、主として長期にわたる身分の異動を伴う職員の派遣・斡旋を要請するものである。

(2) 手続き

各部からの要請を踏まえ、人事班が市長の承認を得て派遣要請・斡旋要請を行う。
なお、費用等については、災害救助法に基づく。

第8 自衛隊への災害派遣要請依頼

市は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれがある場合は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。



＜関係図 自衛隊への災害派遣要請依頼＞

8.1 派遣要請

【総括班】

市長は知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

8.2 依頼要領

【総括班】

(1) 担当部署

自衛隊の災害派遣要請依頼に関する手続きは、総括班が担当する。

(2) 依頼方法

市長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、知事に要請を依頼する時間がないときは、直接最寄りの部隊に通報する。この場合は、事後所定の手続きを速やかに行う。

■ 県への依頼要領

提出先	埼玉県 <u>危機管理防災部-危機管理課（統括部）</u>
提出部数	3 部
記載事項	・ 災害の状況及び派遣を要請する理由 ・ 派遣を希望する期間 ・ 派遣を希望する区域及び活動内容 ・ その他、参考となるべき事項

■時間帯による県への連絡先

勤務時間内	危機管理課（危機管理担当） TEL 048-830-8131 FAX 048-830-8129
勤務時間外	危機管理防災部当直 TEL 048-830-8111 FAX 048-830-8119

(3) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

○緊急性の原則：差し迫った必要性があること。

○公共性の原則：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要があること。

○非代替性の原則：自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

■自衛隊の災害派遣要請の範囲

項目	災害派遣要請の範囲	関係部等
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察	総務部、消防部
避難者の誘導、輸送	避難者の誘導、輸送等	総務部、消防部
避難者の捜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助、搬送（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）	消防部
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成積込み及び運搬	消防部、 応急復旧部
消防活動	消防活動利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力	消防部
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合）	応急復旧部
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市準備）	福祉部 物資環境部
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援	総務部
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）	総務部、福祉部
炊事及び給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合	市民救援部、 給水部
救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月総理府令1号）による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）	市民救援部
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳（ふくそう）する地点にある自衛隊車両を対象とする。	応急復旧部
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	消防部
予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合	総務部
その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。	総務部

(4) 派遣部隊等の受入れ

市長は、自衛隊の派遣が決定したときは、速やかに自衛隊受入れの体制を整える。

① 受入れ準備

総括班は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期す。

- 自衛隊の宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備すること。
- 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。
- 部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について計画をたてておくこと。
- ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をすること。

② 派遣部隊到着後の措置

総括班は、関係部等と連携し、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるとともに到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

- 派遣部隊の長の官職氏名
- 隊員数
- 到着日時
- 従事している作業内容及び進捗状況

■派遣部隊の受入場所

区分	施設名	所在地
本部事務室	消防・防災総合庁舎 市役所本庁舎	花和田 648-1
宿营地及びヘリコプター発着地	番匠免運動公園	番匠免 3-2

8.3 自衛隊の自主派遣

【自衛隊、総括班】

自衛隊の災害派遣は、知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに知事及び市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

- 大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- 通信の途絶等により県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣
- 災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

8.4 派遣部隊の撤収要請

【総括班】

市長は、応急・復旧対策の進行状況により、派遣部隊の撤収要請を依頼するときは、派遣部隊の長と協議の上、知事あてに依頼する。

8.5 経費の負担区分

【財務班】

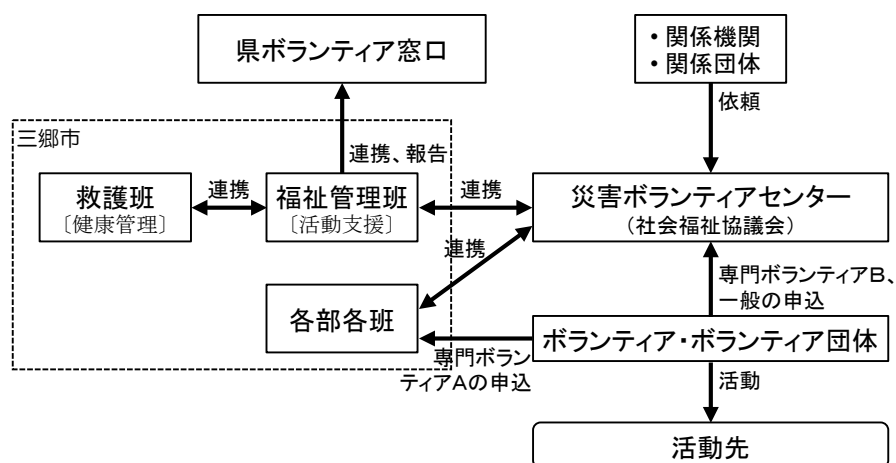
災害派遣に関する費用で主要なものである人件費など大部分の費用は原則として防衛省の経費となるが、派遣部隊が現地で救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その経費について予算の措置及び処理事務を行う。

経費とする内容はおおむね次のとおりである。

- 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 派遣部隊の救助活動の実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議する。

第9 ボランティアとの連携

~~福祉管理班~~社会福祉協議会は~~市社会福祉協議会~~福祉管理班と連携して、災害ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるよう、ボランティアの受入れ及びボランティアの活動拠点の提供に努めるとともに、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しボランティアとの連携を図りつつ、災害対応に~~あ~~当たる。



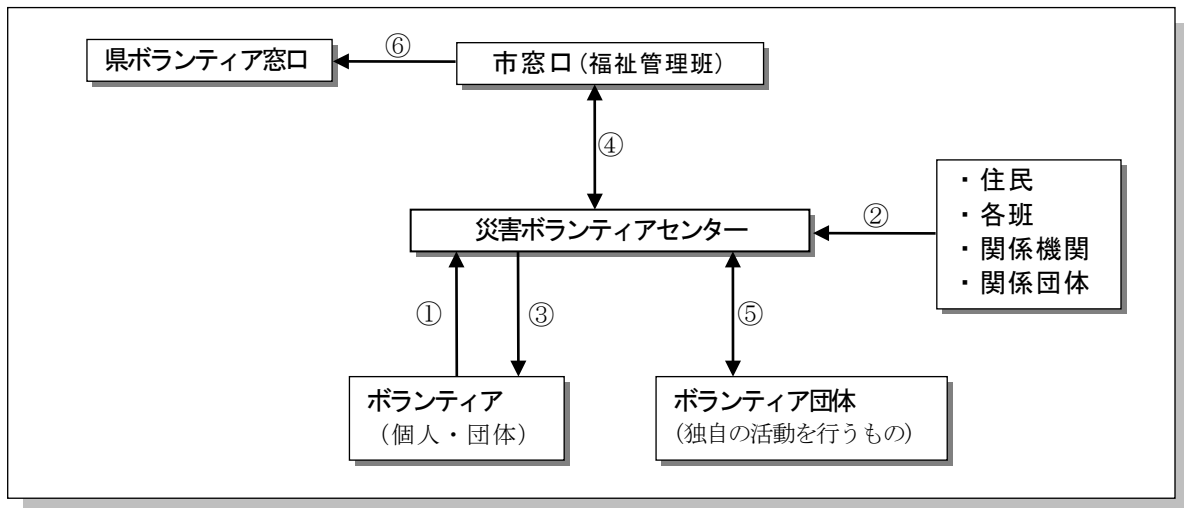
＜関係図 ボランティアとの連携＞

9.1 災害ボランティアセンターの設置

【福祉管理班】

福祉管理班は社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターを開設してボランティアの受付を行う。

■災害ボランティアセンターの活動（一般ボランティア）



注) ①：ボランティアとの連携の窓口は災害ボランティアセンターとし、センターの設置場所は事前に施設等の利用について協議を行っていた場所のうちから、被災地との位置関係や実際の被災状況を考慮し、選定を行う。

②：災害ボランティアセンターは、被災した住民からボランティア活動の依頼を受けるとともに各班、関係機関及び関係団体からボランティアに協力を求める事項を受け付ける。各班、関係機関及び関係団体は、次の事項を災害ボランティアセンターに伝達し、協力を求める。

・活動内容	・活動期間	・必要な人数、技能等、
・必要な資機材	・集合先	・連絡先

③：災害ボランティアセンターは、一般ボランティア（個人、団体）からの協力の申し出を受け付け、②を基に協力依頼事項を紹介する。また、ボランティア受付名簿を作成する。
 ④：災害ボランティアセンターは、ボランティアの拠点等ボランティアの支援に関し、市側の窓口となる福祉管理班と協議する。
 ⑤：災害ボランティアセンターは、市内で独自に活動を行っているボランティア団体の把握を行い、当該団体との意志疎通を図るため、適時情報交換を行う。
 ⑥：福祉管理班は、県の設置するボランティアの窓口と連絡を密にし、情報交換やボランティアの確保要請等を行う。

9.2 専門ボランティアの振り分け

【福祉管理班、関係各班】

災害ボランティアセンターは、ボランティアの専門性を考慮して管轄する活動窓口ごとにボランティアの振り分けを行う。

専門ボランティアAに対しては、各所管において参加申込みを受け付けるとともに活動内容の紹介し、専門ボランティアB及び一般ボランティアに対しては、災害ボランティアセンターにおいて参加申込みの受け付けるとともに活動内容の紹介する。

□災害ボランティアセンター事務局の設置場所

災害ボランティアセンター事務局は、社会福祉協議会に設置する。

■ボランティアの種別と申込み（受付）窓口

種別	資格・機能	申込み（受付）窓口
専門ボランティアA	特殊な資格、職能を有している者 ・ 医師、 <u>歯科医師</u> 、看護師、薬剤師、 <u>接骨師</u> 、 <u>助産師</u> 、 <u>保健師</u> 、 <u>歯科衛生士</u> 、 <u>栄養士</u> 、 <u>理学療法士</u> 、 <u>作業療法士</u> ・ 応急危険度判定士 <u>・ 被災建築物応急危険度判定士</u> ・ 被災宅地危険度判定士、その他	各部各班
専門ボランティアB	資格、職能を有している者 ・ アマチュア無線技師 ・ 大型運転免許所有者 ・ オペレーター ・ 外国語通訳、手話通訳 ・ 建設作業員、その他	災害 ボランティアセンター （社会福祉協議会）
一般ボランティア （個人・団体を含む）	上記の資格、職能を有していない者	

□災害ボランティアセンターの役割

- ボランティアセンタースタッフの確保
- ボランティアの申込み（受付）、活動内容の紹介、名簿作成
- ボランティアの保険加入、名札の発行
- ボランティアの活動先、内容、人数・配置、関係機関等の総合調整
- 被災地、避難所におけるボランティア要望の把握等の情報収集
- 県、県社会福祉協議会、民間ボランティア団体との連絡調整

9.3 ボランティアへの支援

【福祉管理班、救護班】

(1) 情報提供

各班は、災害ボランティアセンターから活動に必要な情報の提供を求められた場合、積極的に協力する。

福祉管理班は、その連絡調整窓口となる。

市及び災害ボランティアセンターは、災害対応の主体であるボランティア団体及びボランティア間との定期的な情報共有の場を設けるよう努める。

(2) 資機材等物品、車両の貸与

各班は、災害ボランティアセンターから活動に必要な物品等の貸与を求められた場合、積極的に協力する。

福祉管理班は、その連絡調整窓口となる。

(3) 活動拠点の確保の支援

福祉管理班は、災害ボランティアセンターを通じて活動を行うボランティアの活動拠点の確保を支援する。

(4) 健康管理への支援

福祉管理班は、ボランティアの健康保持を支援するため、救護班と連携し、健康管理のための情報提供を行う。また、医療救護チームを定期的に市災害ボランティアセンターに巡回させるなどして健康管理を支援する。

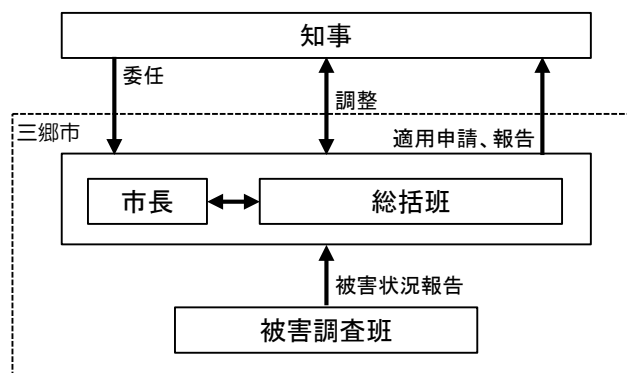
9.4 災害救助法が適用された場合の費用等

【総括班、福祉管理班】

災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務について、調整事務を行う人員の人件費（社会福祉協議会等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び社会福祉協議会等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）及び旅費（市外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）は、災害救助法の国庫負担の対象となる。

第10 災害救助法の適用

災害により、被害の程度が一定の規模を超える場合は、災害救助法の適用を~~県~~知事に申請し、災害救助法に基づく救助の実施の決定を求める。また、災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。



＜関係図 災害が発生した場合の災害救助法の適用＞

10.1 災害救助法の概要

【総括班】

災害救助法は、災害に~~際して~~が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかったより被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

(1) 救助の実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。と定められている。

(2) 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、以下に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者又は災害直後の混乱状態下における~~り~~災害罹災者の保護、及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋 葬
- その他政令で定めるもの

(3) 事務処理の特例

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。また、市町村長は、~~前項の規定により~~市町村長が行う事務を除くほか、都道府県知事が行う救助を補助する。（災害救助法第13条）。

救助の種類と実施者は、下表に示すとおりである。

■救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難 場所 の設置 及び収容	7日以内	市
炊き出し 及びその他による 食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具 及びその他 生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産 救助	14日以内 (ただし、助産は分娩した日から7日以内)	医療班派遣：県及び日赤県支部 (ただし、委任したときは市町村)
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市
災害にかかった被災者の 救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急 仮設住宅の供与	着工 20日以内 に着工	対象者、敷地の選定：市 建設：県（ただし、委任したときは市町村）
被災住宅の 応急修理	完了 し 3ヶ月以内に 完了 (災害対策基本法に基づく 国の災害対策本部が設置さ れた場合は6月以内)	市
死体の搜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

注) 期間については、~~すべて~~全て災害発生の日から起算する。ただし、内閣総理大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

(4) 費 用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

支給できる費用については、資料編 資料 2-14 「災害救助基準~~救助の方法、程度、期間等早見表~~」（p. 資料 2-31）を参照のこと。

10.2 災害が発生した場合の災害救助法の適用及び実施

【総括班、被害調査班】

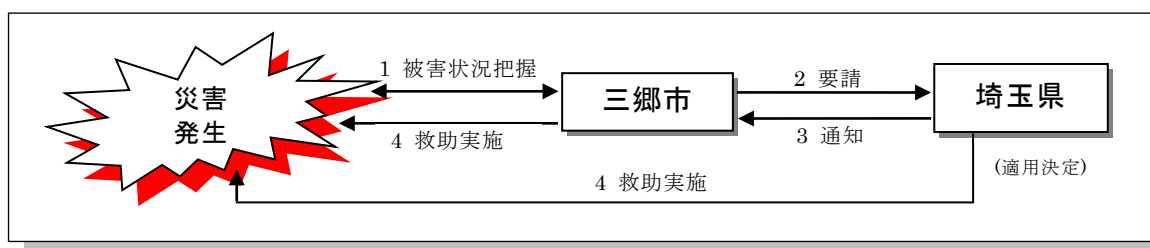
災害救助法による救助は、市域を単位に原則として同一原因の災害による市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

(1) 適用・実施の流れ

① 原則

市長は、被害状況の調査、把握に努め、知事に報告するとともに、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、知事に対して災害救助法の適用を要請する。

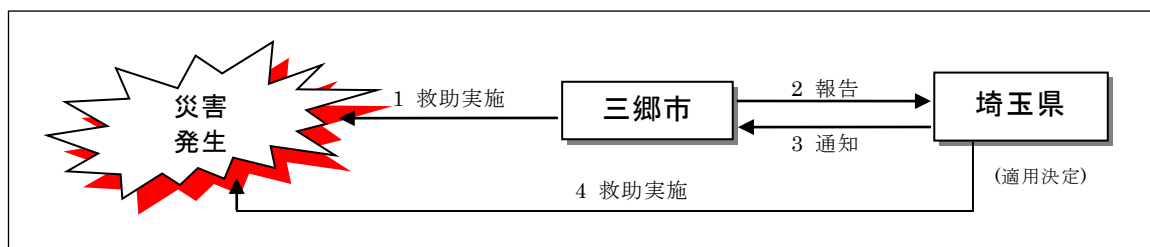
知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。



② 災害事態が急迫している場合

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。

この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。



(2) 適用基準

災害救助法による救助は、市の区域に係る被害が次の各号の基準に該当するとき適用される。

■三郷市の災害救助法適用基準

①	市内の住家滅失世帯数	100 世帯以上
②	県内の住家滅失世帯数	2,500 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	50 世帯以上
③	県内の住家滅失世帯数	12,000 世帯以上
	市内の住家滅失世帯数	多数
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。	
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下のいずれかの基準に該当すること。 <u>・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</u> <u>・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。</u>	

(3) 被災世帯の算定

住家の「滅失（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって滅失1世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住出来なくなった世帯については3世帯をもって滅失1世帯とみなす。

(4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定に~~あ~~当^たっては、次の被災世帯の算定基準による。

■判定基準

住家の滅失	(ア) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、 <u>または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。（住家の被害認定調査において、全壊と判定されたもの。）</u>
	(イ) 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊・半焼	(ア) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、 <u>または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。（住家の被害認定調査において、半壊、中規模半壊、大規模半壊と判定されたもの。）</u>
	(イ) 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

住家の床上浸水、土砂のたい積	(7) 浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
	(4) 土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

■世帯及び住家の単位

世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住 家	現実に使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で住居の用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれを1住家として取り扱う。

(5) 県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、市に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

10.3 災害救助法が適用されない場合の措置

【総括班】

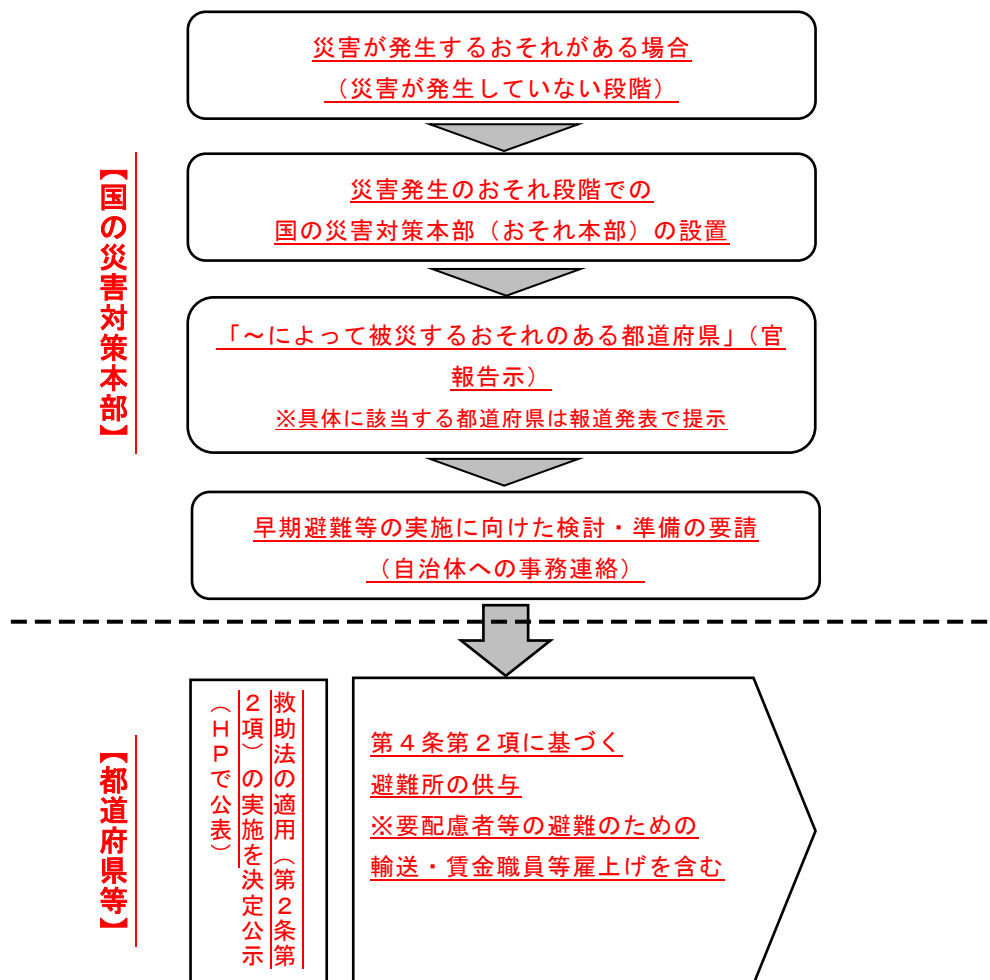
災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、災害の状況に応じて同法に準じて市長の責任において救助を実施する。

詳細は、資料 2-19 「生活再建援護制度」(p. 資料 2-39) を参照のこと。

10.4 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用及び実施

【総括班】

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要する者に対しても、救助を行うことができる。



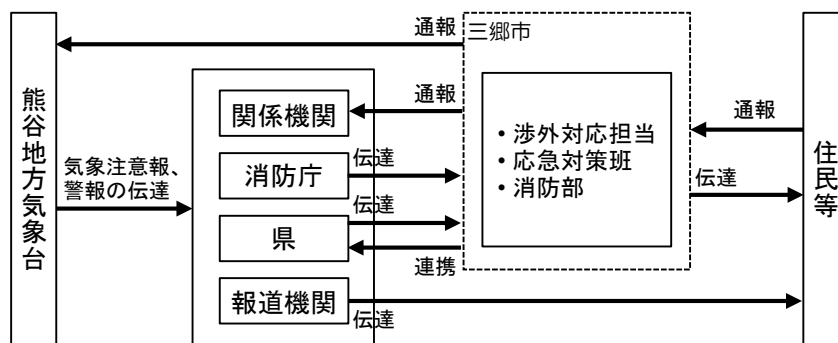
第2節 警戒期における災害応急対策活動

本節では、気象警報等発表時など災害の警戒期において、市が実施する災害応急対策活動について定める。

第1 風水害に関する情報の収集・伝達

台風の接近等により風水害の発生が予想されるとき、熊谷地方気象台から発表される防災気象情報は県から市に伝達される。職員は、勤務時間外の場合は、テレビ、ラジオ等を通じて気象情報を入手する。

警報発表から比較的時間を置かず大雨等が襲う場合もあるので、各防災関係機関においては、防災気象情報の内容に十分留意し、住民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。



＜関係図 風水害に関する情報の収集・伝達（警戒期）＞

1.1 気象予報・警報等情報

【総括班、応急対策班】

熊谷地方気象台は、異常気象等によって埼玉県内の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、注意報、警報、特別警報、情報等を発表し、関係機関に通知する。

熊谷地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報等の対象地域、種類及び発表基準並びに伝達系統は次のとおりである。

(1) 注意報・警報・特別警報等の種類及び発表基準等

① 対象地域

気象現象に伴う災害の発生が予想される区域を限定できる場合には、その区域を指定して注意報、警報又は特別警報を発表する。

指定する区域は、一次区分として県内を3つの区域に、二次区分として各市町村に細分して行う。

■ 埼玉県の細分区域



② 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報等の種類及び発表基準は、別表に掲げるとおりである。

③ 埼玉県気象情報

~~気象情報は、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報、警報、特別警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め熊谷地方気象台が発表する。気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。~~

④ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

⑤ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

④⑥ 記録的短時間大雨情報

~~記録的短時間大雨情報は、記録的な1時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、埼玉県内の発表基準は100mm以上である。ただし、大雨警報の発表されている間に行う。県内で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、キキクルで確認する必要がある。~~

⑤⑦ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、都道府県単位で発表する。~~この情報の有効期間は、~~

発表から1時間である。しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

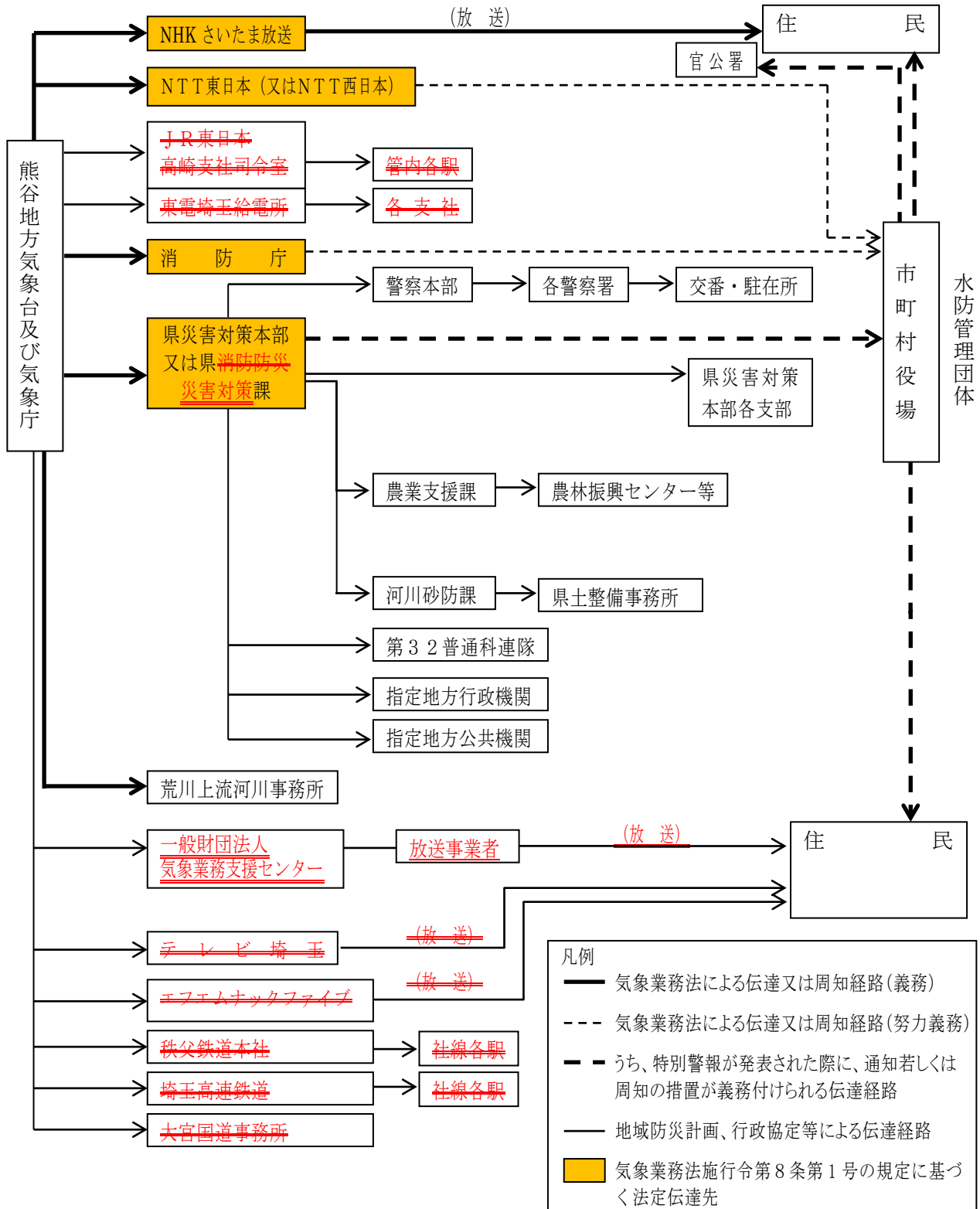
この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

竜巻災害の詳細については、本編 第2章「竜巻・突風等対策計画」(p. 4-~~249~~242～)を参照のこと。

(2) 注意報及び警報等の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等が伝達される系統図を以下に示す。特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民へ周知する。

■ 気象注意報・警報等の伝達系統図



《第4編 風水害対策計画》

第1章 風水害応急対策計画

第2節 警戒期における災害応急対策活動

第1 風水害に関する情報の収集・伝達

■別表（一次細分区域：南部、二次細分区域：三郷市）

（平成22令和3年5月6日現在）

三郷市	府県予報区	埼玉県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	南東部	
特別警戒	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
	波浪	数十年に一度の強度の台風や	高波になると予想される場合
	高潮	同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合
	高潮		
警戒	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 3時間雨量80mm 18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 ー
	洪水	雨量基準	3時間雨量80mm
		流域雨量指数基準	大場川流域= 10 11.5
		複合基準*1	大場川流域=(16, 7.5)
		指定河川洪水予報 による基準	中川 [吉川], 江戸川 [野田]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24 12 時間降雪の深さ 30 10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	3時間雨量40mm 11
		土壌雨量指数基準	9 117
	洪水	雨量基準	3時間雨量40mm
		流域雨量指数基準	大場川流域= 15 9.2
		複合基準	大場川流域=(6, 6.8), 中川流域=(10, 24.5)
		指定河川洪水予報 による基準	中川 [吉川], 江戸川 [野田]
	強風	平均風速	11m/s
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24 12 時間降雪の深さ 10 5 cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等で被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 25% 実効湿度 55%	
	なだれ		
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下*42	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*42 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。

出典) 熊谷地方気象台「警戒・注意報発表基準一覧表」(平成22令和3年5月6日現在)

1.2 水防情報

【総括班、広報班、応急対策班】

(1) 洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法に基づく洪水予報は、県内を3区域6地域に細分して熊谷地方気象台が発表するものと、国土交通大臣が指定した河川について国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同で発表するものがある。
~~水防警報は、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、国土交通大臣あるいは埼玉県知事が指定した河川について実施することとなっている。~~

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報であり、警戒レベル2～5に相当する。

なお、浸水想定区域内にある以下の施設については、水防法の改正により、当該施設の利用者が迅速また円滑に避難を行い、安全確保できるよう、洪水予報等の伝達方法をあらかじめ定め、速やかに伝達する必要がある。（水防法15条関連）

- 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）
- 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）
- 大規模工場、その他施設

市の場合、利根川、江戸川、中川~~及び荒川~~のいずれの河川が氾濫した場合でも、市のほぼ全域が浸水すると予想されており、迅速な情報伝達が求められる。洪水予報が発表された際は、広報班が一斉メール配信サービス等により施設管理者へ情報を伝達する。

対象となる施設についての詳細は、第2編 第1章 第2節 第4 4.3 (1) ②「水害時の避難場所の利用」（p.2-~~35~~44）及び、資料編 資料 2-22 「浸水想定区域内の要配慮者利用施設」（p.資料 2-48）を参照のこと。

以上のうち、市にかかわる洪水予報について、以下に示す。

~~① 国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同して発表する洪水予報~~

■洪水予報の種類（指定河川洪水予報）

分類	種類	解 説
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、 <u>氾濫が継続しているときに発表される。</u> 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、 <u>氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。 <u>避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>
	氾濫警戒情報	一定時間後に 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、 あるいは <u>避難判断水位に達し、更に推移水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u> <u>避難勧告等高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、更に <u>推移水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u> <u>避難準備情報等の発令の判断の参考とする。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>

《第4編 風水害対策計画》 第1章 風水害応急対策計画

第2節 警戒期における災害応急対策活動

第1 風水害に関する情報の収集・伝達

① 国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同して発表する洪水予報（水防法 10 条第2項及び気象業務法第14条の2第2項）

■ 洪水予報を行う河川（水防法 10 条第2項及び気象業務法第14条の2第2項）

予報区名	河川名	区 域		基準水位 観測所	水防団 待機水 位 (m)	氾濫 注意水 位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)
江戸川	江戸川	左 岸	利根川からの分派点から海まで (旧川を除く)	西関宿	4.50	6.10	8.20 7.90	8.50 8.70
		右 岸		野田	4.60	6.30	8.60 8.40	8.90 9.00
中川	中川	左 岸	埼玉県北葛飾郡松伏町大字下 赤岩字内膳堀内下1647-1 地先から 東京都葛飾区高砂二丁目 55-3 地先まで	吉川	3.30	3.60	3.80 3.70	4.10
		右 岸	埼玉県北葛飾郡松伏町大字下 赤岩字大落向937-1 地先から 東京都葛飾区青戸二丁目 623-1 地先まで					
利根川 上流部	利根川	左 岸	群馬県伊勢崎市芝崎柴町字小泉 1550 1555番地先から 茨城県猿島郡境町字北野1920番地 先まで	八斗島	0.80	1.90	4.80 3.90	5.20 4.80
		右 岸	群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯 玉前70番の2-6 地先から 江戸川分派点まで	栗橋	2.70	5.00	8.40 6.90	9.00 8.80
荒川	荒川	左 岸	埼玉県深谷市菅沼荒川字前久保下 川原 519.5 番の2 地先から海（旧川 を除く）まで	熊谷	3.00	3.50	4.20 5.00	4.90 5.50
				治水橋	7.00	7.50	10.7 12.2	11.4 12.7
		右 岸	埼玉県深谷市本田字坂下大里郡寄 居町大字赤浜字後古沢 654 218番の 2-18 地先から海（旧川を除く）まで	岩淵水門 （上）	3.00	4.10	7.00 6.50	7.70

(※令和3年度時点)

(2) 水位周知河川における水位到達情報

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。

① 県が行う水位到達情報の通知（水防法第13条第2項）

■河川名及びその区域

指定区間河川		基準水位 観測所	区域		延長(m)
水系	河川名				
利根川	中川	牛島	左岸	自：春日部市下柳1167地先 至：北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上1672-1地先	10,300
			右岸	自：春日部市牛島1323-1地先（倉松川合流点） 至：北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通1876-1地先	

■水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
中川	牛島	春日部市藤塚	AP. 5. 20	AP. 5. 85	—	AP. 6. 25

(※令和3年度時点)

(3) 水防警報

水防警報は、あらかじめ指定された河川について、洪水によって災害がおこるおそれがあると認められたときに、水防を行う必要がある旨を警告して行うものであり、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

■水防警報の種類

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合、又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

《第4編 風水害対策計画》 第1章 風水害応急対策計画

第2節 警戒期における災害応急対策活動

第1 風水害に関する情報の収集・伝達

②① 国土交通大臣の行う水防警報（水防法第16条）

■河川名及びその区域

水系	河川名	基準水位 観測所	水防警報区域		発表を 行うもの
利根川	江戸川	西関宿	左岸	自：幹川分派点 至：千葉県野田市岡田1084地先	江戸川 河川事務所
			右岸	自：幹川分派点 至：埼玉県春日部市新宿新田100番の1地先	
		野田	左岸	自：千葉県野田市東金野井1410番の1地先 至：同県流山市木8番の2地先	
			右岸	自： 同埼玉県 北葛飾郡松伏町築比地2539番の1地先 至：埼玉県三郷市高州四丁目149地先	
	中川	吉川	左岸	自：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下 1647番の1地先 至：大場川合流点	
			右岸	自：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937番1地先 至：圀川合流点	

■水防警報の対象となる基準水標観測所

河川名	水位標名	地先名	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)
江戸川	西関宿	埼玉県幸手市 大字 西関宿	4.50	6.10	<u>7.90</u>	8.50 8.70
	野田	千葉県野田市中野台	4.60	6.30	<u>8.40</u>	8.90 9.00
中川	吉川	埼玉県吉川市平沼	3.30	3.60	<u>3.70</u>	4.10

(※令和3年度時点)

~~③ 知事の行う水位情報（水防法13条第2項）~~

~~■河川名及びその区域~~

指定区間河川		基準水位 観測所	水防警報区域		延長
水系	河川名				
利根川	中川	牛島	左岸	自：春日部市下柳1167地先 至：北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上1672-1地先	10,300
			右岸	自：春日部市牛島1323-1地先 至：北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通1876-1地先	

~~■水防警報の対象となる基準水標~~

河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位 —(通報水位)—	氾濫注意水位 —(警戒水位)—	避難判断水位	氾濫危険水位
中川	牛島	春日部市藤塚	AP.5.20	AP.5.85	A.P.6.05	AP.6.30

④ ~~水防警報の種類と発表基準~~

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合、又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

《第4編 風水害対策計画》 第1章 風水害応急対策計画

第2節 警戒期における災害応急対策活動

第1 風水害に関する情報の収集・伝達

⑤② 水位の種類

洪水の 危険度レベル	洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	水位の名称	解 説	左記に伴う 水防活動
レベル5	氾濫発生情報 〔洪水警報〕	(氾濫発生)	・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民の避難誘導 (新たに氾濫が及ぶ区域)	—
レベル4	氾濫危険情報 〔洪水警報〕	氾濫危険水位 〔危険水位〕	水防法の「洪水予報対象河川」の主要な水位観測所に設定される「氾濫のおそれが生じる水位」で、洪水予報の発表において用いられる。 同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動体制を強化する水位。	出動 指示等
レベル3	氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	避難判断水位 〔特別警戒水位〕	水防法の「水位周知河川」の主要な水位観測所に定められている水位 であり である。 市町村が避難 勧告 指示を出したり、住民が自主的に避難をする際に参考となる水位である。	—
レベル2	氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	氾濫注意水位 〔警戒水位〕	水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位である。 同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動の準備に入る水位である。	準備 出動等
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位 〔通報水位〕	水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位である。 同法で定める各水防管理団体が、水防活動に入る準備(待機)を行うための水位である。	待機 準備等
(参考)		計画高水位	堤防の設計・整備などの基準となる水位で、計画上想定した降雨から算出された流量をダムなどの流量調節施設と組み あ 合 わ せて各地点の計画流量を決定し、それに対する水位として決定したもの。 ※河川の計画上の水位であり、堤防が未完成の場合、これより低い水位であっても、氾濫など発生する可能性がある。	—

注1) [] 内の名称は従来用いられていた名称である。

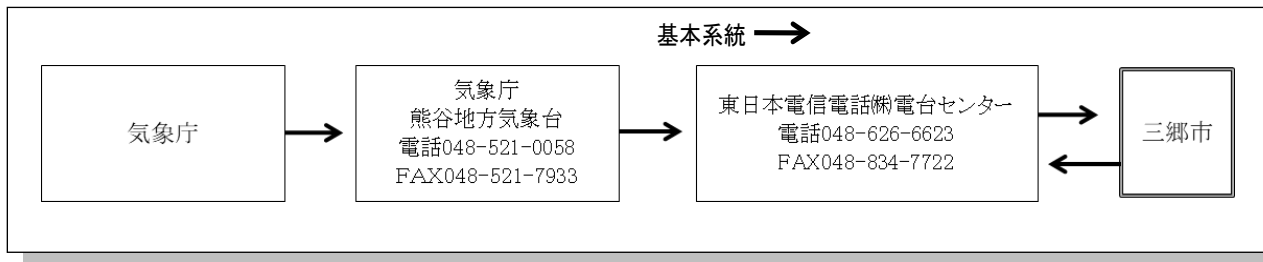
注2) 「避難判断水位(特別警戒水位)」について

知事の行う水防警報である水防法第13条による特別警戒水位については、氾濫危険水位とする。

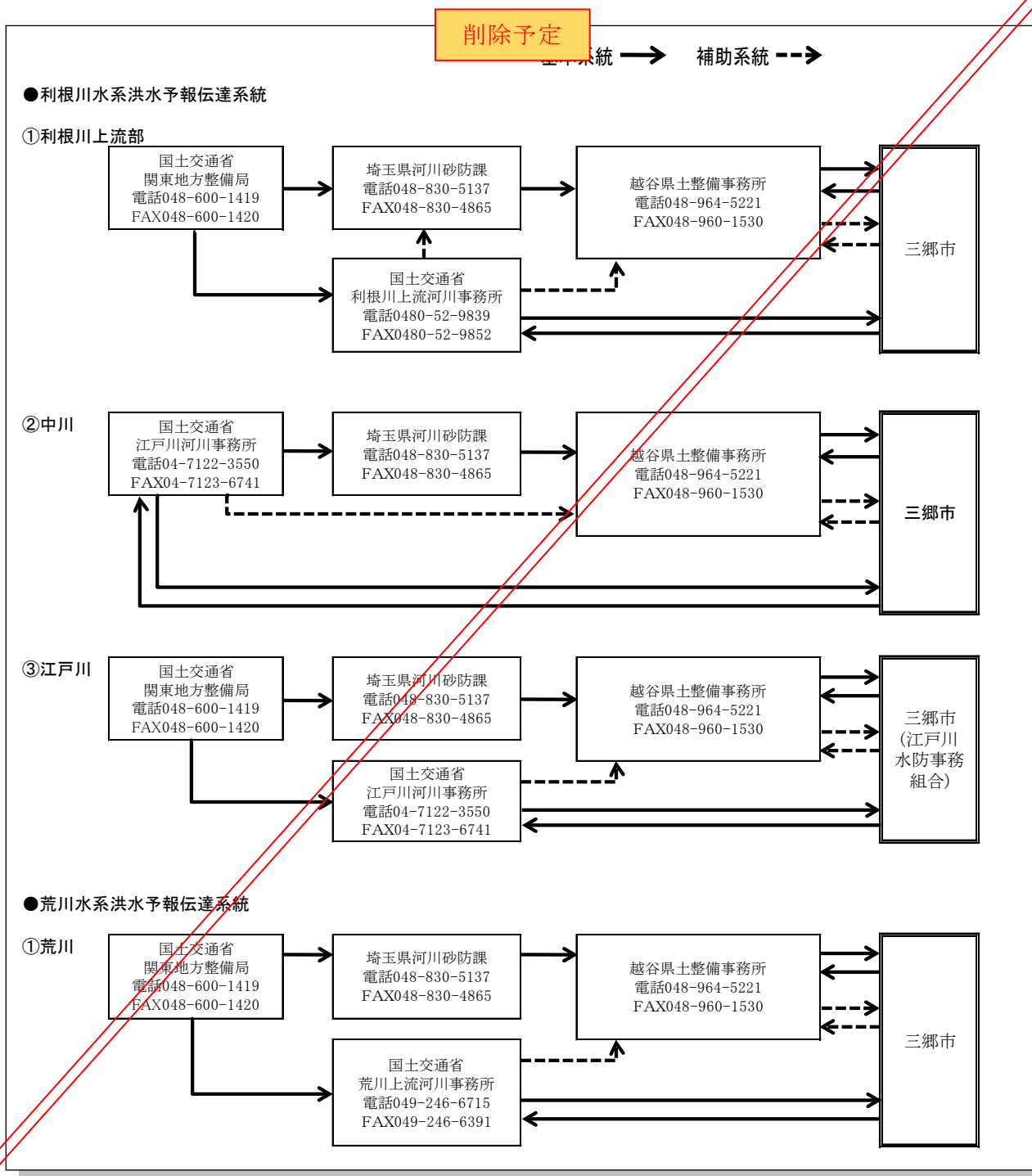
~~(2)~~ (4) 洪水予報及び水防警報の伝達系統

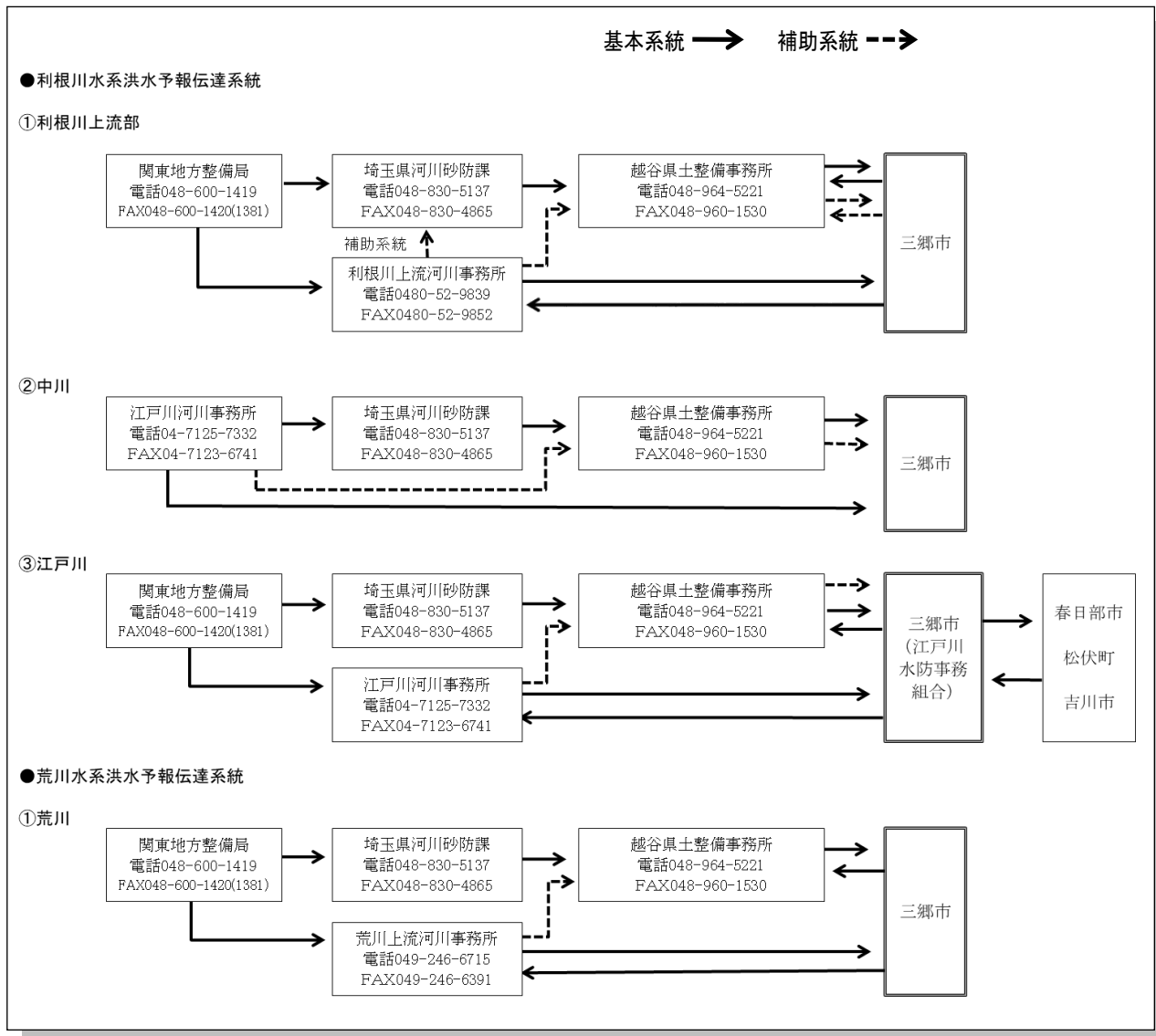
- ① 国土交通大臣と気象庁長官とが共同して~~発表する~~洪水予報
(水防法第10条第2項、第3項)

1) 気象庁からの伝達



2) 国土交通省からの伝達





② ~~知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報~~

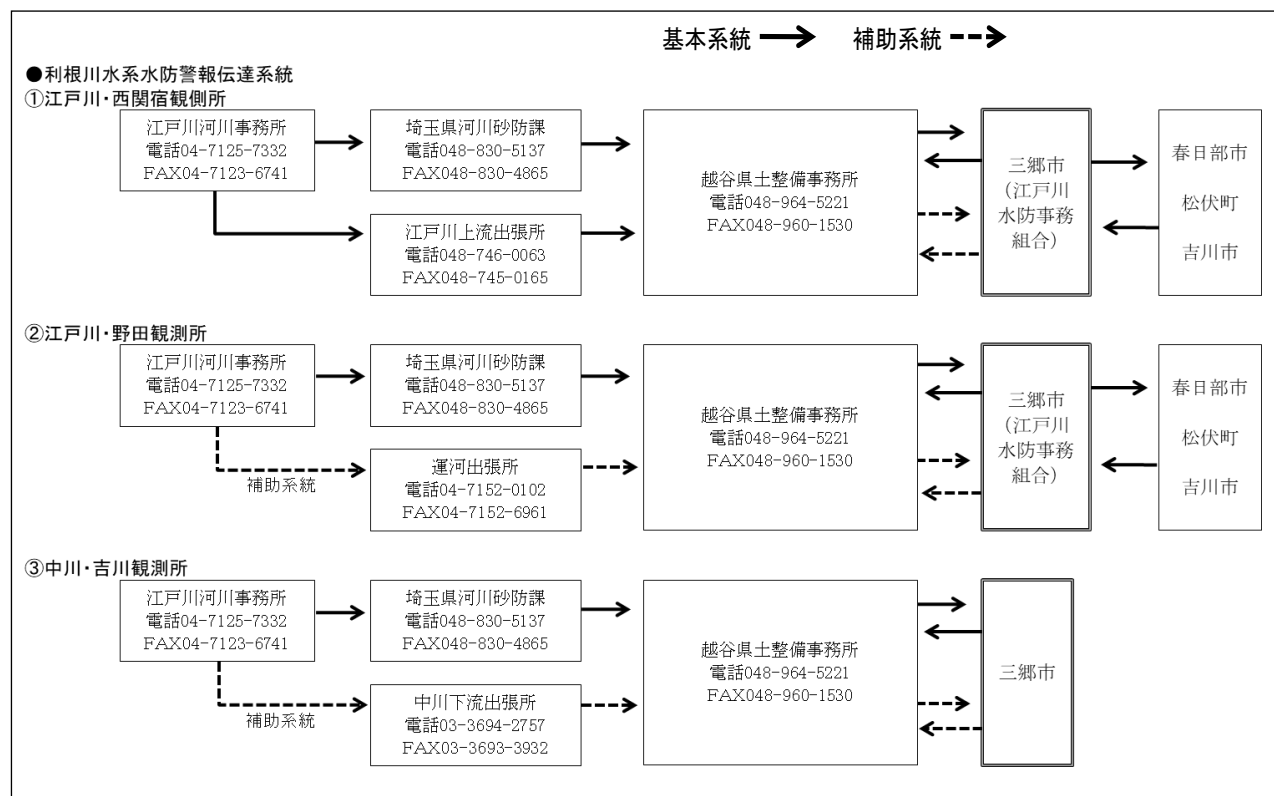
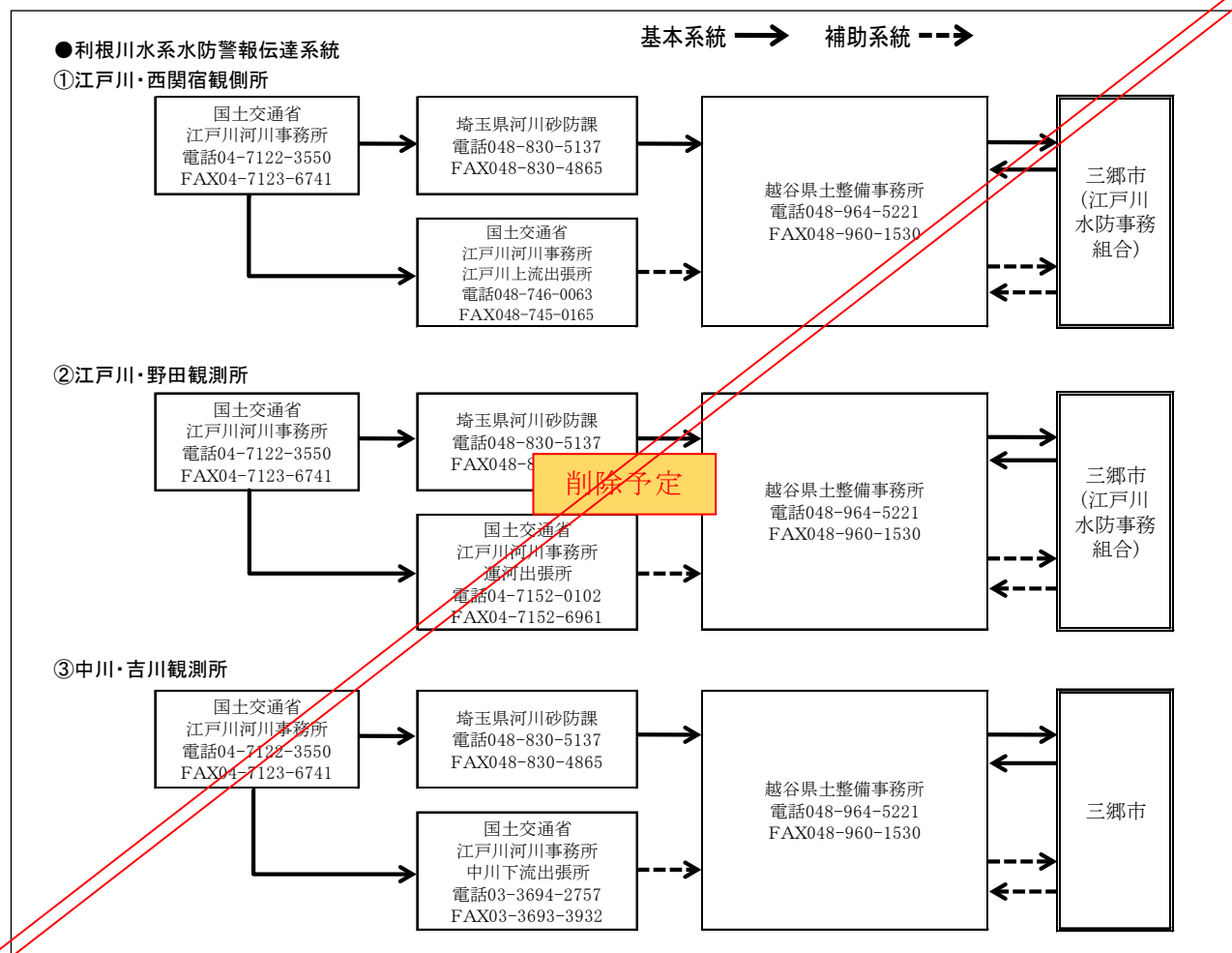


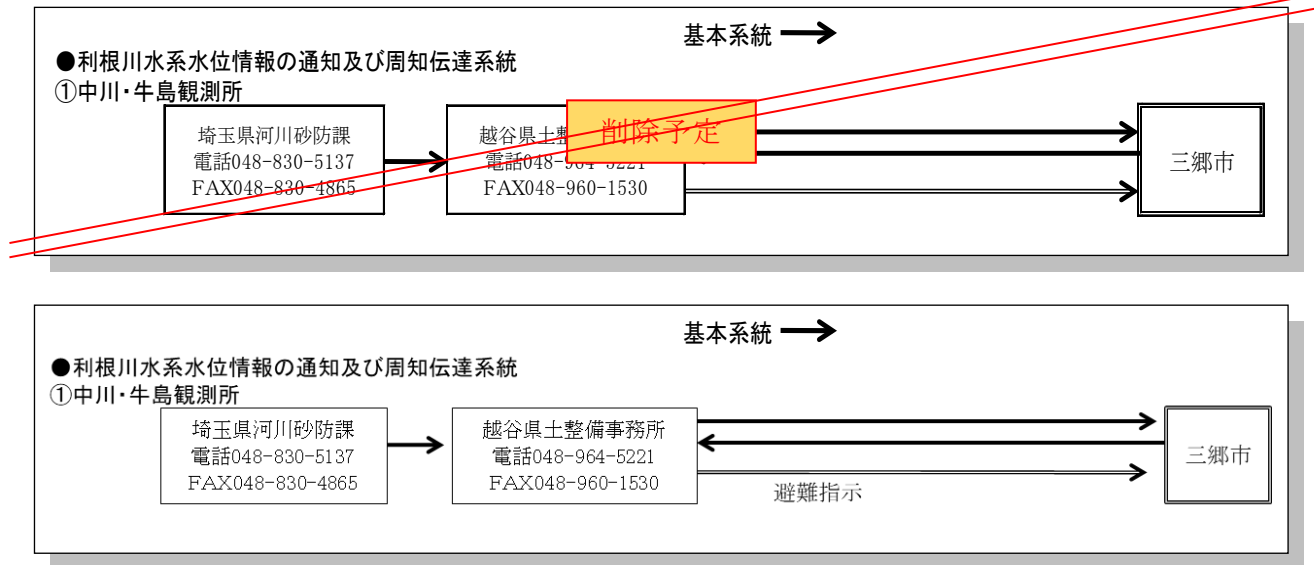
《第4編 風水害対策計画》 第1章 風水害応急対策計画

第2節 警戒期における災害応急対策活動

第1 風水害に関する情報の収集・伝達

③② 国土交通大臣が発表するの行う水防警報伝達系統（水防法第16条関連）



④③ 知事の行う水位情報の通知及び周知(3) 熊谷地方気象台と国・埼玉県・市とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は市危機管理防災課責任者等へ電話連絡する。

- 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- 特別警報の発表予告・発表・切替え・解除をした場合
 - ①台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - ②実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替えをした場合
 - ③特別警報を警報に切り替えた場合
- ※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

緊急性が高い場合などには、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、市が、避難情報の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。なお、避難情報等に関する助言については、国及び県に対しても求めることができる。

1.3 異常な現象発見時の通報

【本部事務室（渉外対応担当）】

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第54条）

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第2項）

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。（同条第3項）

(2) 市長の通報

前項の通報を受けた市長は、県防災計画の定めるところにより気象庁（熊谷地方気象台）その他の関係機関に通報しなければならない。（災対法第54条第4項）

市長が気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項は以下のとおりである。

□気象庁（熊谷地方気象台）に行う通報事項

①気象に関する事項

著しく異常な気象現象（例えば、竜巻、強いひょう等）

②地震・火山に関する事項

・火山関係

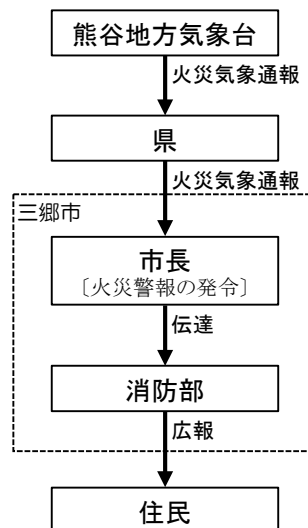
噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

・地震関係

数日間にわたり頻繁に感じるような地震

第2 火災警報の発令・伝達

空気が乾燥しており、風が強い等の気象状況では、火災が起こりやすく、また、延焼しやすいことから、消防機関では「火災警報」を発令して、屋外等での火の使用の禁止等、火災被害の未然防止、拡大防止のため住民等への呼びかけを行う。



＜関係図 火災警報の発令・伝達＞

2.1 火災気象通報及び火災警報

【消防部】

火災による住民の生命・財産への被害を最小限とするため、消防法に基づく火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、消防部は的確に火災警報を発令し住民に対して警戒を呼びかける。

(1) 火災気象通報

火災気象通報は、~~消防法に基づいて熊谷地方気象台が埼玉県知事に通報するもので、通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。~~

~~知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市町村長に通報する。~~

□火災気象通報の通報基準

- ~~①最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合~~
~~②平均風速が11m/s以上、ただし、降雨・降雪中は除く~~
~~③最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合~~
熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当又は該当するおそれがある場合に、通報を実施する。
ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

(2) 火災警報

火災警報は、消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、住民に対して火の使用の制限に協力を求めるための警報である。

市の火災警報発令基準規程に定められた発令基準は以下のとおりである。

□火災警報発令基準

- 気象の状況が次の基準に該当し、火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認める場合は、火災警報を発令し、平常の気象に復したときは解除する。
- ①実効湿度が55パーセント以下で最小湿度が25パーセント以下になったとき。
②実効湿度が60パーセント以下で最小湿度が30パーセント以下となり、最大風速毎秒10メートルを超える見込みのとき。
③風速毎秒12メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

2.2 火災警報の周知

【消防部】

(1) 基本方針

火災警報が発令されたとき、消防部は、住民に対して火の元の確認等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意を喚起することとする。

その際、要配慮者への呼びかけにも配慮する。

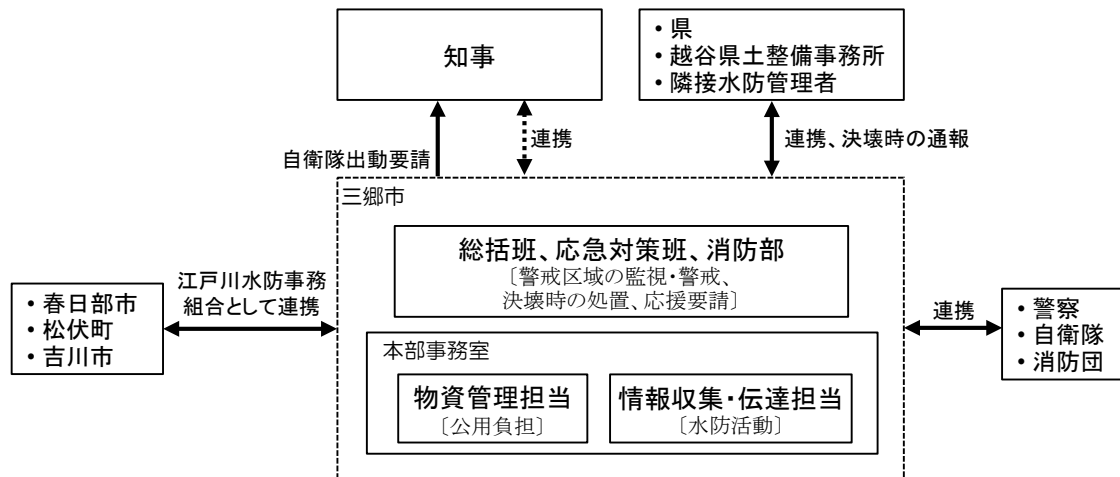
(2) 周知方法

- 広報車により、市内を巡回広報する。
○サイレンの吹鳴により広報する。
○各署所に吹き流し及び各小中学校に旗を最も見やすい位置に掲揚する。
○市の防災無線を用いて広報する。
○SNSや市民配信メール等で周知する。
○その他適切な方法。

第3 水防活動

市は、気象状況等から市内に河川の氾濫や洪水、その他の水害の発生が予想される場合に、各水防機関と協力し、水防上の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施する。

また、必要に応じ、民間事業者への委任により水防活動を行うとともに、事業者が円滑に活動できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。



<関係図 水防活動>

3.1 危険区域の監視・警戒

【総括班、~~応急対策班~~、消防部、消防団】

(1) 水防に関する活動体制

市は水防法に基づく水防管理団体として、春日部市、松伏町及び吉川市とともに江戸川右岸の水防に関する事務を共同処理する「江戸川水防事務組合」を組織しており、管内において浸水被害のおそれがある場合は水防組織を設置し、危険区域の監視・警戒に~~あ~~当たる。なお、調査及び指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持しなければならない。

市の水防組織及び配備基準は、以下に示すとおりである。

① 水防組織

□水防組織

- 水防組織の統轄は、水防管理者である市長が行う。
- 水防の実務は、応急対策班及び消防団が行う。
- 水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間、又は災害対策本部を設置する必要がある程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

■水防本部（江戸川水防事務組合）

本部長	管理者（三郷市長）
副本部長	三郷市 環境安全部長 危機管理監
本部分	三郷市消防長、三郷市危機管理防災課長、三郷市消防団（正副団長）

資料）江戸川水防事務組合「水防計画」による。

□配備基準

- 管内に、本章 第1節 第1 1.1「活動体制と配備基準」(p. 4-2)に定める活動体制の「警戒体制第2」に相当する警報が発令されたとき。
- 大雨等により市内を流れる幹線水路の水量が増加し洪水等の被害が予想されるとき。
- 県水防本部から指示があったとき又は市長が必要と認めたとき。

(2) 活動内容

水防組織等の活動は、県江戸川水防事務組合「水防計画」に定めるもののほか、おおむね次のとおりである。

□活動内容

- 幹線水路を随時巡視し、水防上危険があると認めた場合は、直ちにその管理者に通報し、必要な措置を求めること。
- 水防上又は住民の安全のため緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定し、部外者の立入りを禁止若しくは制限し、又はその区域からの撤退を勧告すること。
- 幹線水路が決壊し、又は家屋等が浸水した場合等において、被害の拡大を防止するため、施設の管理者と共同して、有効な工法による水防作業を実施すること。

なお、水防組織等による水防活動状況及び被災状況等の情報については、越谷県土整備事務所及び江戸川河川事務所へ適宜情報提供を行い、緊密に連携する。

□報告する情報

- 消防団の巡視及び出動状況
- 消防団の水防作業状況
- 河川施設の被災状況
- 一般被災状況
- 避難状況

3.2 決壊時の処置

【~~応急対策班~~、消防部、消防団】

(1) 決壊時の処置

① 通報

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を越谷県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

また、通報を受けた県土整備事務所長はこれを知事、関係各警察署、その他必要な箇所に連絡する。この事態が国土交通省直轄管理区域のとき又はその区域に影響する箇所のある場合は、水防管理者は江戸川河川事務所並びに江戸川河川事務所三郷出張所へ通報しなければならない。

② 警察官の出動要請

堤防等が破堤又は、これに準ずべき事態が予想されるときは、水防管理者は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

③ 居住者等の水防義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため、必要があるときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

(2) 避難のための立退き

①洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

②水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を越谷県土整備事務所長に速やかに報告するものとする。

③水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路、その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

~~① 立退き~~

~~知事は洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、立退きを指示することができる。~~

~~② 立退き予定地等の住民への周知~~

~~指定水防管理団体にあつては、その水防計画で、その他の水防管理団体にあつては管理者が立退き予定地、経路及び可能な処置を設定し、あらかじめ住民に周知徹底させておく。~~

~~③ 立退きの通知~~

~~水防管理者が指示する場合には、水防管理者は直ちに知事及び関係各警察署長に通知しなければならない。~~

(3) 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者

は水防解除を命ずるとともに、これを一般住民に周知させ、知事に対してその旨を報告しなければならない。

3.3 応援の要請

【総括班】

(1) 水防管理団体相互の協力応援

① 協力応援

水防管理団体は水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておく。

水防機関の相互協力応援について、水防法第23条第1項に基づき水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援する外、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を計る。

② 県土整備事務所の指導

越谷県土整備事務所は管内水防管理団体の相互協力応援について、適切な指導を行い必要に応じて統制と活動の利便を図る。

③ 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定める。ただし協議が整わない場合は、知事がこれを調整する。

(2) 自衛隊に対する出動要請

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、市において発生する各種の災害に際し住民の生命財産を保護するため、自衛隊に災害派遣の要請を行う。

3.4 観測通報

【総括班】

市が観測した雨量及び水位については、関係各班で情報共有を図るとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

3.4.5 水防信号

【本部事務室（情報収集・伝達担当）】

水防信号等により消防団員を招集し、必要な活動に~~あ~~当たらせる。

「本部事務室（情報収集・伝達担当）」は、水防活動を迅速に行うために必要な情報を、水防信号、防災行政無線等により伝達する。

■水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防信号

信 号	サイレン信号		事 項
第1信号	5秒 ●—15秒	5秒 ●—15秒	警戒を要する水位に達したことを知らせるもの
第2信号	5秒 ●—6秒	5秒 ●—6秒	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	10秒 ●—5秒	10秒 ●—5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	1分 ●—5秒	1分 ●—5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示するもの
備考) 1. 信号は、適宜の時期を継続する。 2. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。			

3.5.6 公用負担

【本部事務室（物資管理担当）】

水防法第28条（公用負担）の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

□公用負担の行使

- 必要な土地の一時使用
- 土石、竹木、その他資材の使用
- 車両、その他運搬具又は器具の使用
- 工作物、その他障害物の処分

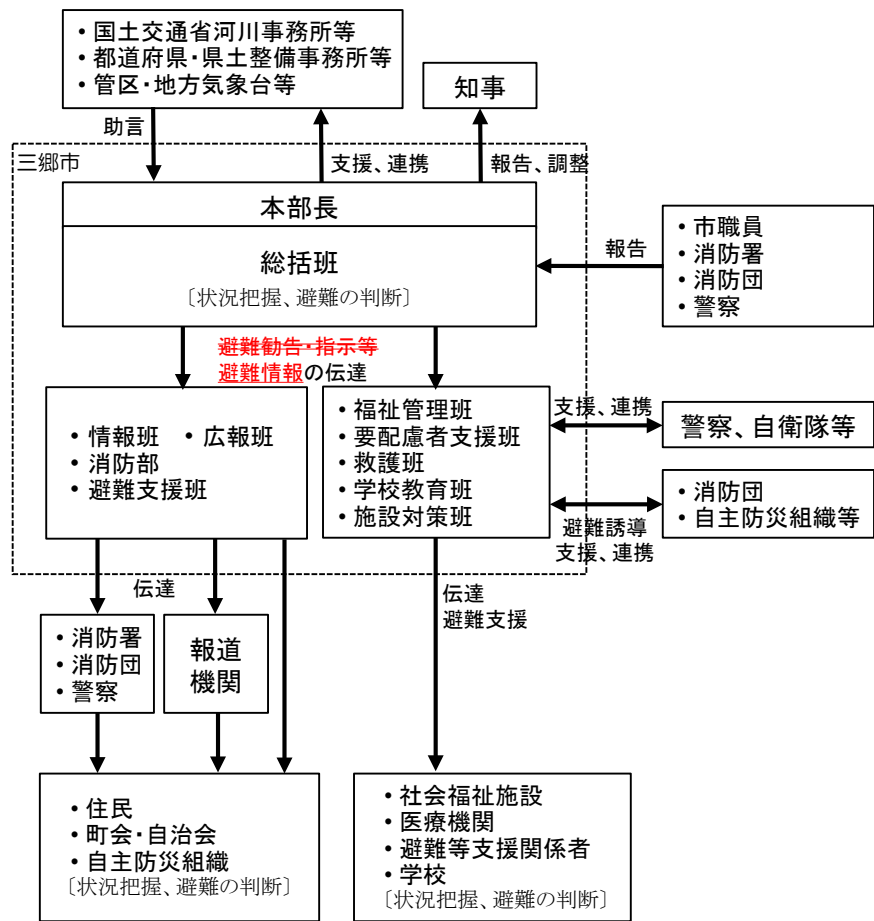
備考) 1. 公用負担の権限を行使する者は、公費負担権限証明書を携帯し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

2. 市は公用負担の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

各班は必要に応じて本部事務室(物資管理担当)に公用負担の権限を行使する旨を伝え、本部事務室（物資管理担当）が各班が行った公用負担の行使に関する手続きや手配などの事務を処理する。

第4 避難活動

市への台風の接近、集中豪雨等による洪水や暴風等の災害が発生するおそれがあるときは、住民の人命及び身体のプロ護のため、住民に対して避難~~の勧告又は指示等情報~~を発令するとともに、避難施設の確保を図り、適切な避難誘導を行う。



<関係図 避難活動（警戒期）>

4.1 避難行動（安全確保行動）の考え方

【総括班】

自然災害に対しては、住民一人ひとりが自らの判断で避難行動をとることを原則とする。
市の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を、迅速かつ的確に提供することである。

(1) 水害時の避難行動の基本

① ~~立ち~~退き避難

~~氾濫水の到達など浸水前は、浸水想定区域外への避難を基本とし、親戚や知人宅への避難や避難者の受け入れ自治体が指定する避難所へ避難する。~~

~~市は、立ち退き避難に要する移動時間を十分考慮した、避難準備情報や避難勧告等の発令と確実な情報伝達を行う。~~

~~ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域や、区域に指定されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い、局所的な低地）（以下「災害リスクのある区域等」という。）の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、安全な場所へ移動することが「立退き避難」であり、災対法第60条第1項に規定される避難行動の基本である。なお、「立退き避難」は、自らが居る建物から離れ避難するという意味で「水平避難」と呼称される場合もあれば、浸水から身を守るため上の方に避難するという意味で「垂直避難」と呼称される場合もある。~~

② 屋内安全確保

~~氾濫水の到達前など危険が切迫した場合や、やむを得ず浸水想定区域内へ留まる者は、自宅等の上層階や開放された避難場所の上層階などの建物内の安全場所で待避する。~~

~~市は、避難場所の浸水しない階層の開放を速やかに行うとともに、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。~~

~~災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとり得る行動である。~~

~~ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。~~

~~①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域^{※1}に存していないこと~~

~~②自宅・施設等に浸水しない居室があること~~

~~③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障^{※2}を許容できること~~

~~※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定され~~

ていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ

電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

③ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況^{*}に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。例えば、移動した上階まで浸水することがありえ、また、近隣に相対的に安全な建物があるとは限らない。また、災害が発生・切迫している状況下で市から警戒レベル5 緊急安全確保が発令されるとは限らない。さらに、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市は可能な範囲で具体的な行動を示しつつも、最終的には居住者等自らの判断に委ねざるを得ない。

このため、市は居住者等への避難情報の周知・普及啓発の際、当該行動をとるような状況は極めて危険で回避すべきものであり、このような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを強調する必要がある。

※「避難を安全にできない可能性がある状況」の例は以下のとおり

（災害発生後）

・河川が氾濫し、自宅・施設等や避難経路が大規模に浸水している状況

（災害発生直前）

・立退き避難中に河川が氾濫し、氾濫水や道路の路肩決壊等により被災するおそれがある

・大雨・夜間の移動は視界が限られ、また、水路・下水道等が氾濫していれば路面が見えにくくなるため、道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下するおそれがある

・立退き避難中にアンダーパス等の浸水箇所に車で侵入し、立ち往生するおそれがある

(2) 大規模水害時における住民による~~による~~の広域への避難

① 住民による広域への避難

利根川の氾濫等、大規模水害発生時において、氾濫水が市内に到達するまでに時間的な余裕があり、安全な避難に要する時間が確保されると判断できる場合、自ら浸水想定区域外の親戚や知人の家などへ避難が可能な者は、広域への避難を行うものとする。

市は、避難~~勧告等情報~~の発令と併せて、避難の妨げとなる交通渋滞を抑制するため、警察及び道路管理者と連携し、浸水想定区域内となる市内への自動車等の流入規制等の対策を講ずる。

② 市による広域避難の実施

市長は、大規模な水害が発生するおそれがある場合、災対法第61条の4に基づき、県内他市町村の指定緊急避難場所その他の避難場所への要避難者の避難を行うため、当該県内他市町村長に対して広域避難の協議を実施し、住民の安全を確保する。広域避難の協議をしようとするときは、あらかじめその旨を知事に対して報告する。なお、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく報告する。他の都道府県の市町村への広域避難については、災対法第61条の5に基づき、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。事態に照らし緊急を要すると認めるときは、災対法第61条の6に基づき、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村長に協議する。

災対法第61条の7に基づき、市は、県に対し、必要に応じて広域避難に関する事項について、助言を求めるものとする。

避難先の市町村長から要避難者を受け入れる避難場所の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、住民等に通知を行うとともに県に報告する。

また、必要があると認めるときは、総括班は県災害対策本部に対して、要避難者の移送を要請する。その場合、以下の点に配慮する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○市外への避難者の把握（氏名、避難先等）○指定された避難場所への輸送○市外へ避難した者への広報（情報提供） |
|---|

③ 広域避難者の受入れ

市長は、大規模な水害が発生するおそれがある場合に、他市町村から広域避難の協議の求めを受けた場合、正当な理由がある場合を除き、避難者を受け入れる。この場合、避難者を受け入れるべき避難場所を決定して、速やかに、当該他市町村に通知するとともに、受け入れた避難者に対し避難場所を提供する。

なお、県を通じ、県外の市町村から広域避難の協力を求められた場合は、県と協議し、広域避難のための避難場所を提供する。

4.2 避難の勧告又は指示情報

【総括班、情報班、広報班、消防部、警察署、自衛隊】

市長は、住民の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、避難準備情報、避難勧告又は指示等あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りをおそれず、適切なタイミングで行うものとする。

避難準備情報 (要配慮者避難情報)	○災害発生危険性が高まったときに市が発する避難勧告等の一つとして、避難勧告より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるもの
避難勧告	○その地域の居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧める、又は屋内での安全な場所での退避を促すもの
避難指示	○勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせる、又は屋内での安全な場所で退避させるためのもの ○ただし、指示に従わなかった者に対しての直接強制権はない。

避難情報等	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

避難情報は、立退き避難の区域と屋内安全確保の区域を別に示すものではなく、水害の可能性のある範囲全体を対象に発令するものであり、個々の住民がどのような避

避難行動を必要とするかを明確に示すことが重要である。

また、水害発生の際の避難について、住民一人ひとりが、三郷市水害ハザードマップをもとに、立退き避難が必要か、上階への移動等の屋内安全確保が可能なのかをあらかじめ認識し、避難情報が発令された場合に迷わず避難行動がとれるよう、日頃から避難に関する周知を行っておくことが重要である。

(1) 避難~~の勧告・指示等情報~~の発令者

避難~~の勧告又は指示等情報~~を発すべき権限のある者は各々の法律により定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心とし、相互に連携をとり実施する。

■避難~~の勧告・指示等情報~~の発令権者及び内容

発令権者	勧告・指示・警告・命令を行う要件等	根拠法令
本部長(市長)	住民等の生命、身体に危険が及ぶと認めるとき ○避難準備情報高齢者等避難 ○避難勧告 ○避難指示 ○緊急安全確保措置 ○立退き先の指示	災対法第 56 条 第2項 災対法第 60 条 第1項～第4項
知事	市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ○避難勧告 ○避難指示 ○緊急安全確保 ○立退き先の指示	災対法第 60 条 第 56 項～第 78 項
警察官	市長が避難の指示ができないと認められるとき 市長から要求があったとき ○避難指示 ○緊急安全確保措置 ○立退き先の指示 ○引き留め ○警告	災対法第 61 条 警察官職務執行法 第4条
自衛官	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警察官職務執行法第4条を準用し、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる	自衛隊法第 94 条
知事、その命を受けた職員 水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ○避難指示	水防法第 29 条 地すべり等防止法 第 25 条

(2) 避難~~の勧告・指示等情報~~の発令基準

市への水防情報は、国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する利根川、江戸川、中川及び荒川に係る洪水予報が、越谷県土整備事務所を介して伝達される（江戸川については江戸川水防事務組合へ伝達される。）。

また、国土交通大臣が発表する江戸川に関する水防警報が越谷県土整備事務所を介して伝達される。

避難~~の勧告及び指示等情報~~の発令に際しては、これら情報を参考に、次に示す発令基準及び方法に従い住民等に伝達する。

《第4編 風水害対策計画》 第1章 風水害応急対策計画
 第2節 警戒期における災害応急対策活動
 第4 避難活動

■避難の勧告・指示等情報の発令基準

情報区分	対象河川	判断基準	対象
避難準備 情報-高齢 者等避難	江戸川 (西関宿・ 野田)	野田で避難判断水位に達し、更に水位上昇が予測される場合。 西関宿で避難判断水位を超え、更に水位の上昇が予測される場合で、春日部市域から上流で、堤防被害(※)による水防活動が行われている場合。	浸水想定区域内の避難に支援時間を必要とする高齢者等の要配慮者
	利根川 (栗橋)	栗橋で避難判断水位に達し、更に水位上昇が予測される場合。	浸水想定区域内の避難に時間を要する高齢者等の要配慮者
	荒川 (熊谷)	熊谷で避難判断水位に達し、更に水位上昇が予測される場合。	浸水想定区域内の避難に時間を要する高齢者等の要配慮者
	中川 (吉川)	吉川で避難判断水位に到達し、更に水位上昇が予測される場合。	浸水想定区域内の避難に時間を要する高齢者等の要配慮者
避難勧告・ 指示	江戸川 (西関宿・ 野田)	野田で避難判断水位を超え、更に水位の上昇が予測される場合で、松伏町、吉川市及び三郷市域での堤防被害による水防活動が行われている場合。 西関宿で氾濫危険水位に達し、春日部市域から上流での堤防被害が拡大するおそれがある場合。 野田で氾濫危険水位に達した場合や、達するおそれがある場合。	江戸川からおおよそ1kmの地域 浸水想定区域内の必要と認める居住者等
	利根川 (栗橋)	利根川が氾濫し、堤防の決壊場所から三郷市が浸水想定区域となる場合。 栗橋で氾濫危険水位に達した場合や、達するおそれがある場合。	浸水想定区域内の必要と認める居住者等
	荒川 (熊谷)	荒川が氾濫し、堤防の決壊場所から三郷市が浸水想定区域となる場合。 熊谷で氾濫危険水位に達した場合や、達するおそれがある場合。	浸水想定区域内の必要と認める居住者等
	中川 (吉川)	吉川で氾濫危険水位に達した場合や、居住地側が高さ1mを超える堤防区間で重大な堤防被害が確認された場合、若しくは、居住地側が高さ1m未満の堤防区間で水が溢れる達するおそれがある場合。	浸水想定区域内の必要と認める居住者等 浸水深が50cmを超える想定されている地域で1階に居住する者
避難指示 緊急安全 確保	江戸川 (西関宿・ 野田)	野田で氾濫危険水位に達し、松伏町、吉川市及び三郷市域での堤防被害が拡大するおそれがある場合。 春日部市域から上流で、江戸川が氾濫した場合。 野田で堤防天端に水位が到達・越流、又は堤防の決壊等による氾濫が発生した場合。	市内全域 浸水想定区域内の必要と認める居住者等
	利根川 (栗橋)	利根川の氾濫水がおおよそ6時間で到達する場合。 栗橋で堤防天端に水位が到達・越流、又は堤防の決壊等による氾濫が発生した場合。	浸水想定区域内の必要と認める居住者等
	荒川 (熊谷)	荒川の氾濫水がおおよそ6時間で到達する場合。 熊谷で堤防天端に水位が到達・越流、又は堤防の決壊等による氾濫が発生した場合。	浸水想定区域内の必要と認める居住者等
	中川 (吉川)	吉川で堤防天端に水位が到達・越流、又は堤防の決壊等による氾濫が発生した場合。	浸水想定区域内の必要と認める居住者等

注1)「対象河川」の()内の名称は水位観測所を示す。

注2)※堤防被害：堤防での漏水、亀裂、堤防斜面の崩れ等。

なお、避難~~勧告等情報~~の対象とする避難行動には屋内安全確保も含めることとするが、~~避難準備情報高齢者等避難~~、避難~~勧告等指示~~の発令基準は立~~ち~~退き避難を前提とし、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定する。

《参考》

◆利根川堤防決壊（利根川上流河川事務所ビューワーデータより）

三郷市に氾濫水が到達する最短時間

- ・16時間で中川沿いの一部が浸水する。
- ・18時間で市北部中川沿いに浸水域が広がる。
- ・20時間で市北部西側域に浸水が広がり、大場川沿いで一部浸水する。
- ・22時間で市内のほぼ全域に浸水が広がる。
- ・36時間で最大浸水深に到達する。

(3) 避難~~の勧告・指示等情報~~の判断における助言の求め

災害発生の危険性が高まった場合、避難~~勧告等情報~~の発令の判断を行う際は、リアルタイムのデータを管理し各種災害の専門的知見を有する指定行政機関や都道府県~~及び国~~等に対し、躊躇することなく助言を求める。（災対法第~~6061~~条の2）

国、県、熊谷地方気象台及び関東地方整備局は、市から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時期を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

なお、これらの機関から能動的に助言があった場合には、これらの機関が専門的見地から尋常でない危機感を抱いているということであり、重要な判断材料として避難~~勧告等情報~~の判断を行う。

□避難~~勧告情報~~の発令の際に助言を求める専門機関

- | | |
|---------------|------------------|
| ○一級河川指定区間外の区間 | ： 国土交通省河川事務所等 |
| ○一級河川指定区間 | ： 埼玉県・越谷県土整備事務所等 |
| ○気象関連 | ： 熊谷地方気象台等 |

(4) ~~避難勧告・指示等情報~~の内容

① ~~避難勧告・指示等の内容~~

住民に対し、避難の~~勧告・指示情報~~を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難対象地域	○災害により危険となる地区 <u>(必要と認める地域の必要と認める居住者等)</u>
避難の理由	○災害が発生したこと、又は発生のおそれのあること ○発生場所、発生時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらも明示する。 ○災害の発生、又は拡大についての今後の見通し
避難方法	○立退き避難を促す場合は避難先となる施設 ○ 立ち退き避難がかえって危険な場合は屋内での安全確保 <u>上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合は屋内安全確保</u> ○ <u>指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合は緊急安全確保</u> ○必要に応じて避難経路
避難の際の注意事項	○避難誘導の際の住民同士の協力の要請（特に、避難行動要支援者を始めとする要配慮者の避難への協力） ○避難に必要な装備、持ち出し品等 ○周辺河川や気象情報への注意、監視 ○誤った情報に惑わされず冷静に行動するよう周知

② ~~避難勧告・指示等情報により住民等に求める行動~~

~~避難勧告等情報は、対象地域において、立ち退き避難が必要な住民等と屋内安全確保が必要な住民等の両者に対し、それぞれの避難行動を示す。~~

避難準備情報 (水害の場合)	○気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ○立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ○要配慮者は、立ち退き避難する。
避難勧告	○立ち退き避難する。
避難指示	○避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしていない者に立ち退き避難を指示する。 ○立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。(浸水等の場合)

~~ただし、避難勧告等は、立ち退き避難の区域と屋内安全確保の区域を別に示すものではなく、水害の可能性のある範囲全体を対象に発令するものであり、個々の住民がどのような避難行動を必要とするかを明確に示すことが重要である。~~

~~また、水害発生の際の避難について、住民一人ひとりが、洪水ハザードマップをもとに、立ち退き避難が必要か、上階への移動等の屋内安全確保が可能なのかをあらかじめ認識し、避難勧告等が発令された場合に迷わず避難行動がとれるよう、日頃から避難に関する周知を行っておくことが重要である。~~

(5) 避難~~勧告・指示等情報~~の伝達

避難~~勧告・指示情報~~の発令は、総括班、広報班、消防部が県、消防団等に伝達する。

① 住民等への周知

市は、自ら避難~~の勧告又は指示を行~~⇒~~情報を発令~~した場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、多様な伝達手段を用いて、速やかにその内容を住民に対して周知する。また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民等に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

住民等への広報手段等については、本章 第1節 第3 3.43 (2)「市から住民等への情報伝達」(p.4-27)を参照。

② 要配慮者、避難行動要支援者への伝達

要配慮者の特性に応じた多様な伝達手段を活用し、確実に情報を周知するよう努める。また、避難行動要支援者の迅速で確実な避難のため、避難支援等関係者（消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び町会・自治会等）への情報伝達を速やかに行い、避難誘導を支援する。避難行動要支援者の避難については、本章 第3節 第15「要配慮者の安全確保」(p.4-~~449~~156)を参照。

(6) 関係機関の相互連絡

市が避難の措置を実施した場合は、速やかに県にその内容について報告する。また、吉川警察署、自衛隊及び報道機関にも情報提供する。

□県、報道機関への措置

○伝達ルート

- ・原則として、総括班、広報班から県及び報道機関へ同時に情報を伝達するルートを確保する。
- この場合、できる限り情報が遅延しないように配慮する。

○伝達手段

- ・所定の様式により、県及び報道機関にFAX及びEメールで情報伝達を行う。
- ・確実性を図るため、FAX及びEメールで伝達したことを県及び報道機関に電話連絡する。

○伝達する情報の種類

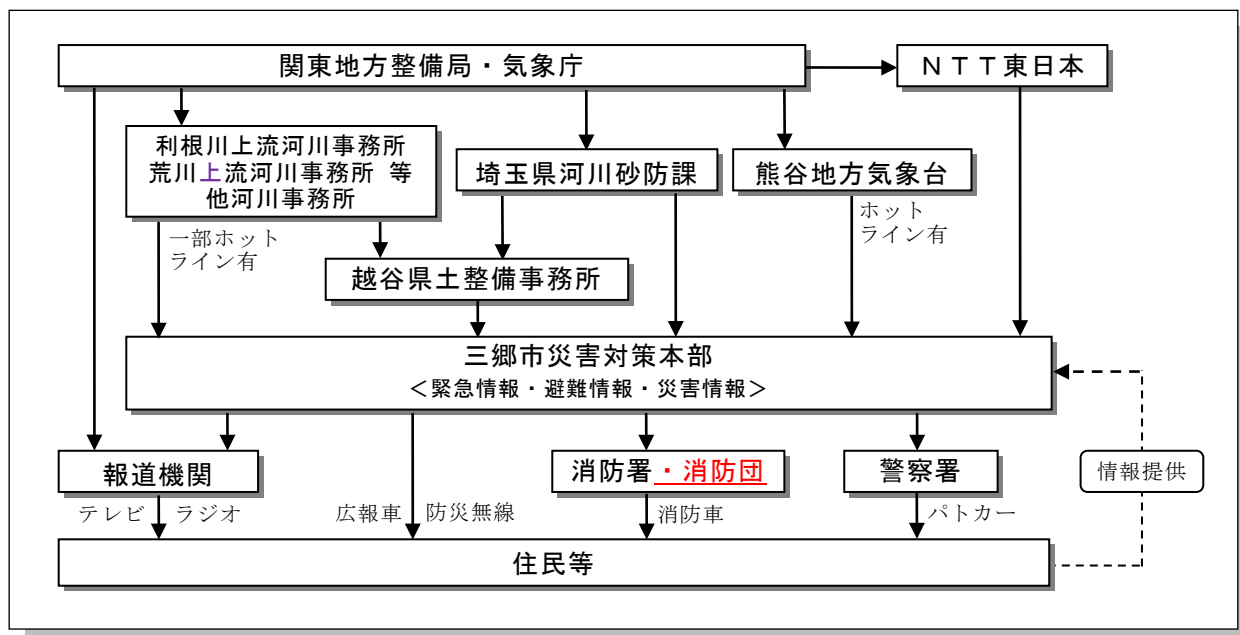
- ・災対法に基づく避難~~勧告・避難指示~~情報の発令及び警戒区域の設定（それぞれ解除を含む）
- ・~~地域防災計画に基づく、避難準備（要配慮者の避難）情報~~

県及びその他の機関が避難の措置を実施した場合も同様に相互連絡を行う。

避難~~の勧告又は指示を行~~⇒~~情報を発令~~した者は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。また、必要に応じて隣接する市へも~~あわ~~併せて連絡を行う。

市長の措置	三郷市長から 県 知事（ 消防防災 災害対策課）へ速やかにその旨を報告する
警察官の措置	警察官 → 三郷市長 → 県 知事（ 消防防災 災害対策課）
自衛官の措置	自衛官 → 三郷市長 → 県 知事（ 消防防災 災害対策課）

■情報の伝達系統図



(7) 避難~~勧告・指示等情報~~の解除

当該住民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められるときとする。
 解除の場合についても、発令時と同様の方法で速やかに伝達する。

4.3 警戒区域の設定

【総括班、消防部、消防団、警察署、自衛隊】

市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は、市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市職員が現場にいない場合又はこれらの者から要請があった場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は、市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入~~り~~制限・禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。

ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

警戒区域を設定した場合の伝達・報告方法は、避難~~勧告・指示~~情報の伝達方法を準用する。

災対法等による警戒区域の設定権者は次のとおりである。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	内 容	根拠法令
本部長（市長）	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入 り を制限、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災対法第 63 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとることができる。	水防法第 21 条
消防吏員又は消防団員	火災の現場において、消防警戒区域を設置して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止若しくは制限することができる。	消防法第 28 条
警察官	市長若しくはその委任を受けた市長の職権を行う市職員及び水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。なお、災対法第 63 条の職権を行使した場合実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災対法第 63 条 水防法第 21 条
災害の派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じかつ、市長若しくは市長の権限を行うことができる者がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災対法第 63 条

4.4 避難施設の確保

【総括班、避難支援班、施設対策班、学校教育班、避難所参集職員】

水害時の避難は、浸水する期間の長期化を見越し、浸水想定区域外への避難を推奨するが、住民の様々な事情から浸水想定区域内で避難せざるを得ないことが想定される。

このため、市は、避難先として以下の施設を想定し、水害時に利用可能としている避難場所等の施設を開放する。

■避難先の考え方

区 分	内 容
浸水想定区域外への避難	○浸水想定区域外の親戚、知人宅への避難 ○避難者受入自治体で開設した避難所への避難
浸水想定区域内での避難	○自宅（浸水しない階層での在宅避難） ○親戚・知人宅（近所の浸水しない階層の住宅へ避難） ○指定緊急避難場所（大型施設等の浸水しない階層の立体駐車場など立入りが可能な場所で、あらかじめ施設管理者に同意を得て、市が指定した避難場所） ○避難場所（学校施設等の浸水しない階層を開放）

(1) 浸水想定区域内で利用可能な避難場所の開放

水害時において避難~~勧告等情報~~の発令を決定した場合、避難~~勧告等情報~~を発令する地域内で利用可能な避難場所を開放する。（第2編 第1章 第2節 第4 4.3 (2) ②「水害時の避難場所の利用」p.2-~~35~~44を参照）

勤務時間内に開放する場合は、避難支援班が学校等施設の管理者に対して開放を要請し、学校等施設の管理者は当該施設を速やかに開放する。

勤務時間外に開放する場合は、非常体制の配備に準じた避難支援体制をとり、施設対策班及び学校教育班が連携し、学校等施設の管理者及び避難所参集職員と協力して当該施設を速やかに開放する。

(2) ~~一時待避自主避難~~場所の開放

~~避難勧告等の発令はないものの、台風などの接近に伴い被害のおそれを感じた住民の自主避難に対し、一時待避場所を開放する。一時待避場所は、避難支援班が住民からの要望等を勘案し、施設管理者と協議のうえ公共施設の一部を選定する。市は、河川の氾濫など大規模災害が発生する可能性は低いものの、台風の接近による大雨などにより、自宅に留まっていることが不安で自主的に避難を希望する市民が多い場合に備えて、市内の公共施設を自主避難場所として開設する。自主避難場所の開設は、市民の問合せ状況、台風の規模及び雨の状況などにより開設場所や開設数の判断を行う。また、避難情報が発令された場合は、自主避難場所を臨時の避難所に位置付ける。~~

(3) 広域避難のための避難施設の確保

大規模水害時において避難~~勧告等情報~~を発令する場合には、~~予~~あらかじめ近隣の自治体に対して避難者の受入を要請し、避難施設の確保に努める。受入施設決定後は、住民に対して、受入施設の名称、住所、避難上の留意事項、問~~い~~合~~わ~~せ先等、適切な情報提供を行う。また、受入先施設に職員を派遣し、受入~~れ~~自治体の協力を得て、避難者の受入を行う。

4.5 避難誘導及び移送

【総括班、福祉管理班、要配慮者支援班、学校教育班、~~救護班~~、消防部、消防団】

避難誘導は要配慮者を優先して行うものとし、避難誘導の方法及び優先順位は、おおむね次のとおりとする。

なお、これらの内容は、あらかじめ住民に周知しておく。

福祉管理班、要配慮者支援班、~~救護班~~及び学校教育班は、自主防災組織等と連携し、安全な場所への避難誘導を行うとともに、社会福祉施設、医療機関及び学校において避難を要する場合、可能な限りその避難を支援する。

総括班は、各班から要請があった場合、消防団、自主防災組織及び地域住民の協力を求める。

(1) 避難の誘導

避難誘導は、消防本部、警察、消防団員、自治会及び自主防災組織等の協力を得て実施する。

誘導者は、できる限り危険な道路、橋、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定し、避難先へ誘導する。また、危険な地点には、表示、縄張り等を実施し、誘導に~~あ~~当たっては色腕章を付け、又は懐中電灯を所持する。

誘導は、できるだけ自治会単位の集団避難を行う。

要配慮者は、状況により適当な場所に集合し車両等により輸送する。

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な~~引退き行動~~に支障をきたさない最小限度のものとする。

(2) 避難順位

避難順位は、緊急避難の必要性が高い地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、<u>妊産婦</u>等の要配慮者及びこれらの介護者② 一般市民③ 防災従事者 |
|---|

(3) 誘導及び輸送

避難場所への誘導及び輸送は、以下事項に留意し行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難経路の指示② 避難経路中の危険箇所の事前伝達③ 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置④ 夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用⑤ 出発、到着の際の人員点検⑥ 自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両輸送
(状況により県へ応援要請を行う)⑦ 消防職員、消防団員等による消防警戒区域の設定 |
|---|

(4) 要配慮者に対する避難誘導

要配慮者については、介助人の欠如、補装具の破損、避難場所案内の不備（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等によって、避難場所への移動に支障を来することが予測される。避難誘導者は、事前に把握した要配慮者の居住地について付近住民や自主防災組織等に協力を呼び掛け、要配慮者の安否確認及び誘導に努めなければならない。また、~~ホームヘルパー~~ 介護職員、ケースワーカー等の福祉関係者は、要配慮者の発見及び避難誘導を最優先として初動活動を実施する。

なお、避難行動要支援者の避難支援に~~ふ~~当たっては、避難行動要支援者名簿等を活用し、避難行動要支援者の安全が確保できるよう措置する。詳細については、本章 第3節 第15 「要配慮者の安全確保」(p. 4-~~142~~157) を参照のこと。

(5) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策

児童・生徒の避難は集団行動をとるものとするが、秩序が乱れ混乱による危険のおそれが予想されるので、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、避難訓練を適宜実施する。

また、学校、施設、病院においては次のことを定め、職員に徹底するよう指導する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難実施責任者② 避難の順位③ 避難誘導責任者及び補助者④ 避難誘導の要領措置 |
|--|

第3節 発災初期における災害応急対策活動

災害の発生に伴い、市は災害対策本部を設置して災害応急対策活動を実施する。本節では災害発生からおおむね3日目までの災害応急対策活動について定める。

発災初期における災害応急対策活動は、被災者の生命の維持、生活確保に必要な緊急活動が最優先される。

災害の規模によっては、避難所の開設等において担当部班の要員が不足する場合があります。その際は、本章 第1節 第2「動員配備」(p. 4-18)に基づき要員の調整を行い全庁的に要員を確保する。

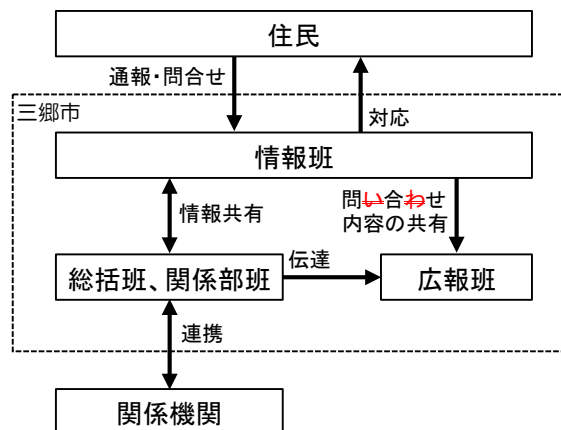
大規模水害発生等、市のみで十分な対応が困難な場合は、県、他市町村、自衛隊等に対して迅速・的確な応援を求める。

また、自主防災組織、ボランティアと積極的に連携し、よりきめ細かな災害応急対策の実施に努める。

活動項目は以下に示すとおりである。

第1 住民等からの通報・問い合わせへの対応

災害の発生に伴う住民等からの通報及び問い合わせに対する処理については、以下のよう



＜関係図 住民等からの通報・問い合わせへの対応＞

1.1 住民等からの通報への対応

【情報班、総括班、広報班】

住民等から市（消防部を除く。）へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、情報班は以下のとおり処理し、情報の効果的な活用を図る。

□通報の処理

- ①情報班は、住民等からの通報を受け付け、通報処理簿を作成する。
- ②情報班は、通報処理簿を総括班に回付するとともに、必要に応じて通報処理簿を関係部班に回付する。
- ③関係部班は、必要に応じて通報内容を県等の関係機関に伝達する。
- ④総括班は、通報処理簿のコピーを広報班に回付する。

□処理の目的

- 住民等からの通報の蓄積及び共有化を図る。
- 特定部局への通報の殺到による業務の混乱を防止する。
- 広報班における広報情報の基礎資料を蓄積する。

1.2 住民等からの問い合わせへの対応

【情報班、総括班、広報班】

被災した地域住民、避難者その他住民等に対し、必要な情報を提供し、各種の問い合わせや相談に適切に応じる。

① 災害情報、被災状況

公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況、ライフラインの被災状況及び復旧等の対応状況に関する情報を集約し、情報提供する。

② 安否情報の提供

安否情報は、避難状況や避難所及び市本部等に寄せられた情報、警察からの情報等から情報を集約し、安否の照会があったときは可能な限り情報提供を行う。

なお、安否情報を提供する際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう、十分配慮する。

③ 支援状況、生活関連情報

市による支援情報（避難所、救護所、救援物資の配付、給水・給食、その他避難生活情報、ボランティア情報など）を提供する

□問い合わせの処理

- ①情報班は、住民等からの問い合わせを受け付け、総括班が把握している情報を基に問い合わせに応じる。
- ②情報班は、把握した情報を整理し、総括班に伝達する。
- ③情報班は、住民等からの問い合わせの内容を広報班に伝達する（住民等がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする。）。
- ④総括班、関係部班、関係機関は、住民等に応報すべき情報、住民等が欲していると判断した情報を広報班に伝達する。

■住民等からの問い合わせが予想される内容と関係部班、関係機関

内容	関係部班、関係機関
○被害状況	□総括班
○災害の今後の見通し	□総括班
○家族、知人の安否に関する情報	□総括班 (死者、行方不明者及び負傷者) □避難支援班(避難者) □福祉管理班 (在宅及び施設の要配慮者) □学校教育班(児童・生徒) ※ただし、在校中の発災の場合
○医療に関する情報(診療可能病院等)	□救護班
○避難の必要性に関する情報	□総括班
○水の確保に関する情報	□給水班
○食料、救援物資の確保に関する情報	□物資班
○遺体の安置等に関する情報	□福祉管理班
○電気に関する情報 ※	□情報班(東京電力 <u>パワーグリッド</u> (株))
○ガスに関する情報 ※	□情報班(東京ガス (株))
○下水道、トイレの使用に関する情報	□応急対策班 □環境衛生班
○ごみ、瓦礫の処理に関する情報	□環境衛生班
○電話に関する情報	□NTT 東日本※
○道路に関する情報(交通規制状況等)	□道路 <u>交通</u> 情報チーム[応急対策班、交通対策班] □警察署
○公共交通に関する情報(運行状況等) ※	□情報班 (東日本旅客鉄道株式会社) (首都圏新都市鉄道株式会社) (東武バス <u>セントラル株式会社</u> 、 <u>京成バスマイ</u> <u>スカイ交通株式会社</u> 、 <u>メーナー観光株式会社</u> 、 <u>マイスカイ交通</u> <u>京成バス株式会社</u> 、 <u>京成タウン</u> <u>バス株式会社</u> 、 <u>グローバル交通</u> <u>埼玉観光株式会社</u> 、 <u>東武バスイースト株式会社</u> 、 <u>JRバス関東</u>) (<u>有限会社</u> 日昭交通、 <u>有限会社</u> 彦成タクシー、 <u>有限会社</u> 三郷交通、明治タクシー <u>有限会社</u>)
○教育に関する情報(休業等)	□学校教育班
○店舗・宿泊施設等の営業状況に関する情報(ガソリンスタンド、スーパー、公衆浴場、銀行等)	□物資班
○ボランティア募集に関する情報	□市災害ボランティアセンター

注) ※電気、ガス及び公共交通に関する各機関からの情報は、総括班が窓口になり情報班へ伝達する。

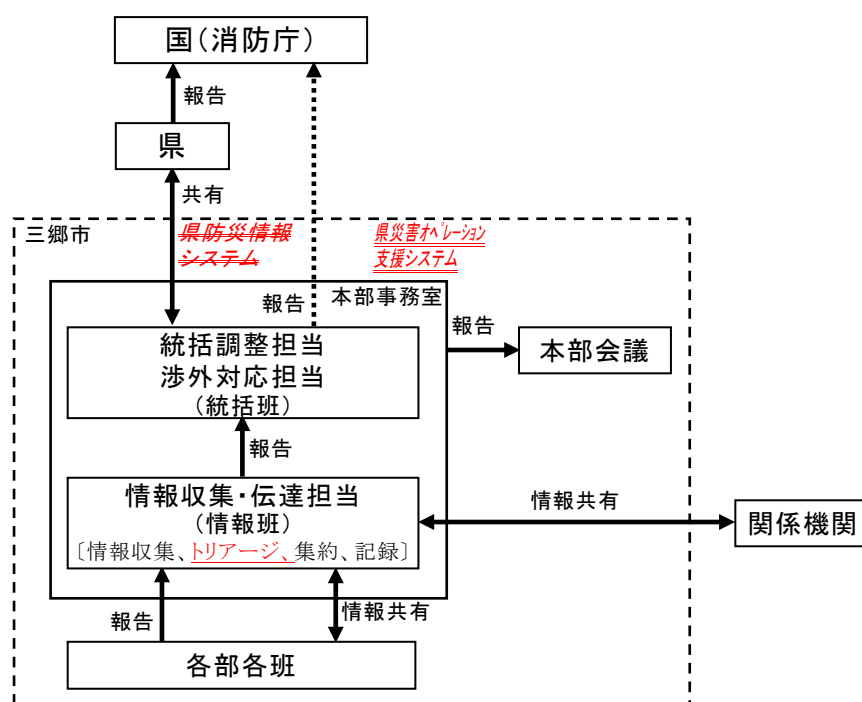
《注意》

問い合わせの処理が各班の災害応急対策の妨げとならないよう、問い合わせの窓口を一本化する。
 問い合わせへの回答は、問い合わせがあった時点で総括班が把握している情報を基にすることとし、不明な情報は原則として「不明」と回答する。

第2 災害情報の収集・伝達・共有

発災初期における被害状況の把握、特に人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な災害情報、被害情報の収集・伝達・共有を円滑に行う。

また、大規模な災害が発生した場合、災害情報や被害情報のほか、住民や関係機関からの大量の問合せ等に対して、情報トリアージ（情報の重要性及び緊急性の優先順位付け）を実施する。



<関係図 災害情報の収集・伝達・共有>

2.1 被害規模の目安の把握

【情報班】

情報班は、気象庁から発表される気象情報等を把握し、総括班へ回付する。

2.2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）

【総括班、情報班、消防部】

(1) 基本方針

災害発生時には、情報班は各班及び関係機関から以下により市内の概括的な被害程度を把握し総括班に報告する。総括班は、把握した情報の第1報を『発生速報』として、県~~防災情報災害オペレーション支援~~システムを用いて県に少なくとも発災後1時間を目途に報告することにより応援体制の早期確立を求める。県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する（災対法第53条第1項括弧書）。

■県への連絡先（~~県防災情報災害オペレーション支援~~システムが使用できない場合）

体制の別		被害速報		確定報告
埼玉県の 初動体制、 緊急体制、 非常体制	対策本部設置前 (現地対策本部 又は支部設置前)	勤務 時間内	県 消防防災災害対策課 TEL 048-830-8181 FAX 048-830-8159 防災行政無線 6-8181 (発信特番)-200-6-8181	県 消防防災災害 対策課
		勤務 時間外	県危機管理防災部当直 TEL 048-830-8111 FAX 048-830-8119 防災行政無線 (発信特番)-200-6-8111	
	対策本部設置後 (現地対策本部 又は支部設置後)	東部地域振興センター (春日部現地対策本部) TEL 048- 783-1110 737-1110 FAX 048-737-9958 防災行政無線 76-099(防災専用電話) (発信特番)-276-202		

■消防庁への連絡先

区分		平日(9:30~18:15) (消防庁応急対策室)	左記以外 (消防庁宿直室)
回線			
NTT 回線	T E L F A X	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災行政無線	T E L F A X	TN-90-49013 TN-90-49033	TN-90-49102 TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	T E L F A X	TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036

(注)TN は、回線選択番号を示す。

(2) ~~留意報告~~事項

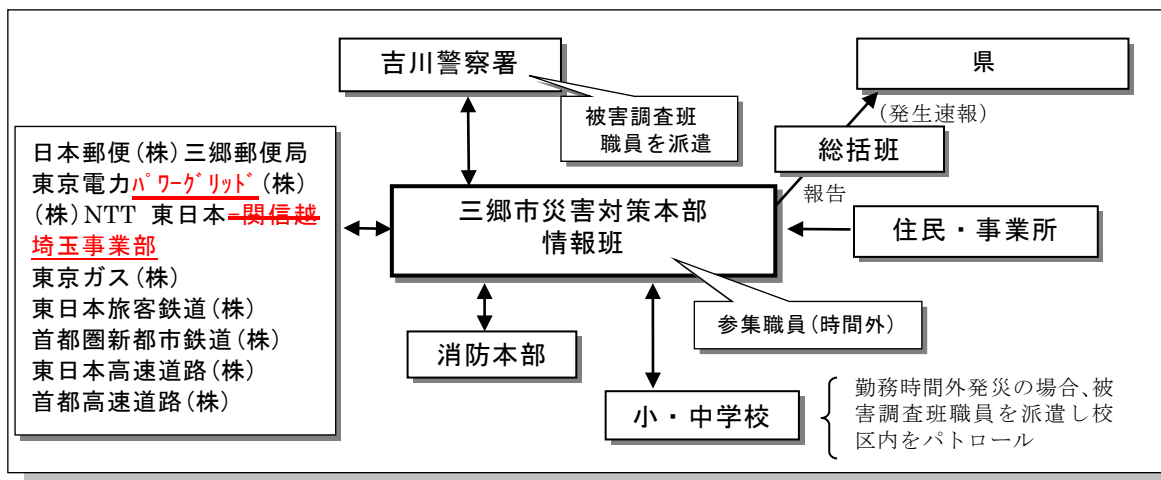
下記について、被害の発生の有無、対策の有無等の概況を第1報として報告する。

- 被害（火災、生き埋め等）の発生地域・地点
- 被害の状況（人的被害、住家被害に重点を置く。）
- 応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難~~勧告・指示~~情報、避難所の開設、交通規制、送電中止、広域応援要請等）

(3) 収集系統（加入電話、FAX、市防災行政無線（移動系）、駆け込み等による）

本活動は、迅速性を優先するため、南北分署、消防団を除き、各班において把握した情報を直接情報班に報告する。総括班は、情報班が収集した情報をもとに、1時間をめどに第1報として県へ報告する。この報告を行った後の情報収集・伝達は、次項2.3「発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）」(p. 4-~~87~~99)による。

■発災初期の情報収集（発生速報）



なお、一般に、被害が大きいところほど報告が入ってこないため、情報収集は報告に頼るのではなく、災害概況から被害が大きいと予測されるところへは人を派遣して状況把握に努める等、積極的に情報を~~取りに行く~~収集する。

2.3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

【総括班、情報班】

(1) 基本方針

概括的な被害程度の把握の後、情報班は、各班及び関係機関から被害状況の把握に努める。総括班は、把握した情報を『経過速報』として県（災害対策支部）（県に伝達できない場合は国（消防庁））に随時（おおむね2時間ごと）報告することにより応援体制の強化を求める。

(2) 留意事項

被害状況は、報告時点において判明している最新の情報を把握する。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を把握する。

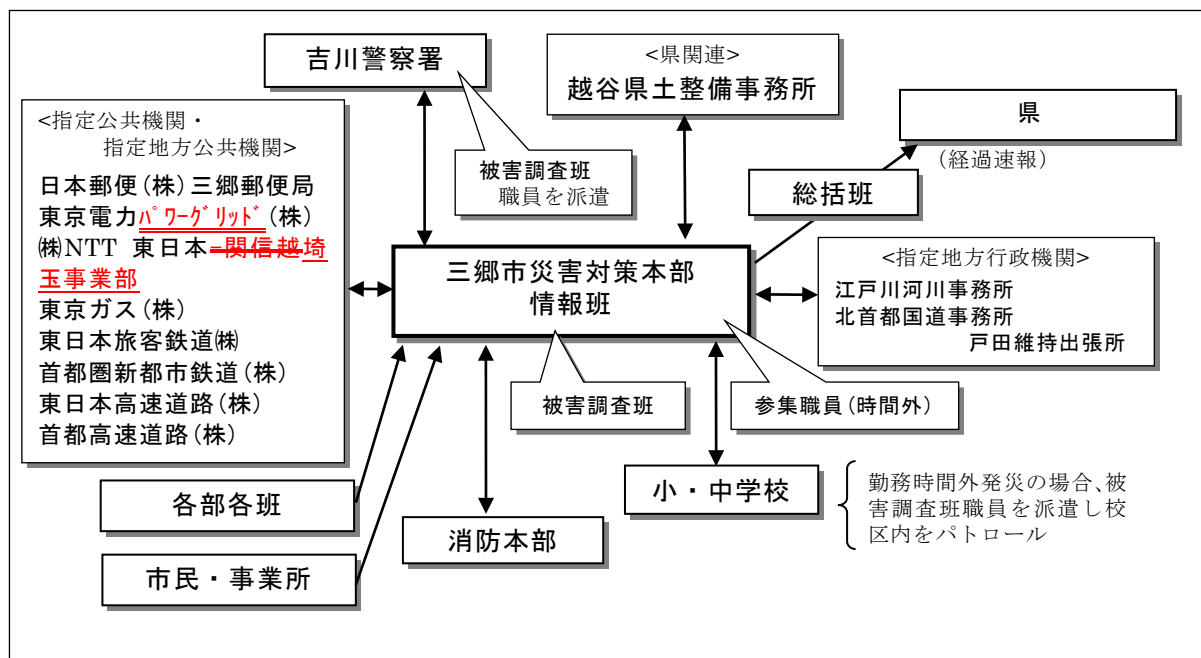
特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無に関わらず、市域内で行方不明となった者について、吉川警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

また、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、ライフラインの途絶状況及びその復旧状況を県に連絡するものとする。さらに、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(3) 収集系統（加入電話、FAX、市防災行政無線（移動系）、駆け込み等による）

発災初期における各班及び関係機関等からの経過情報は、情報班が一元的に収集する。総括班は、情報班が収集した情報をもとに、おおむね2時間毎に経過速報として県へ報告する。発災初期の情報収集の伝達系統図を以下に示す。

■ 発災初期の情報収集（経過速報）

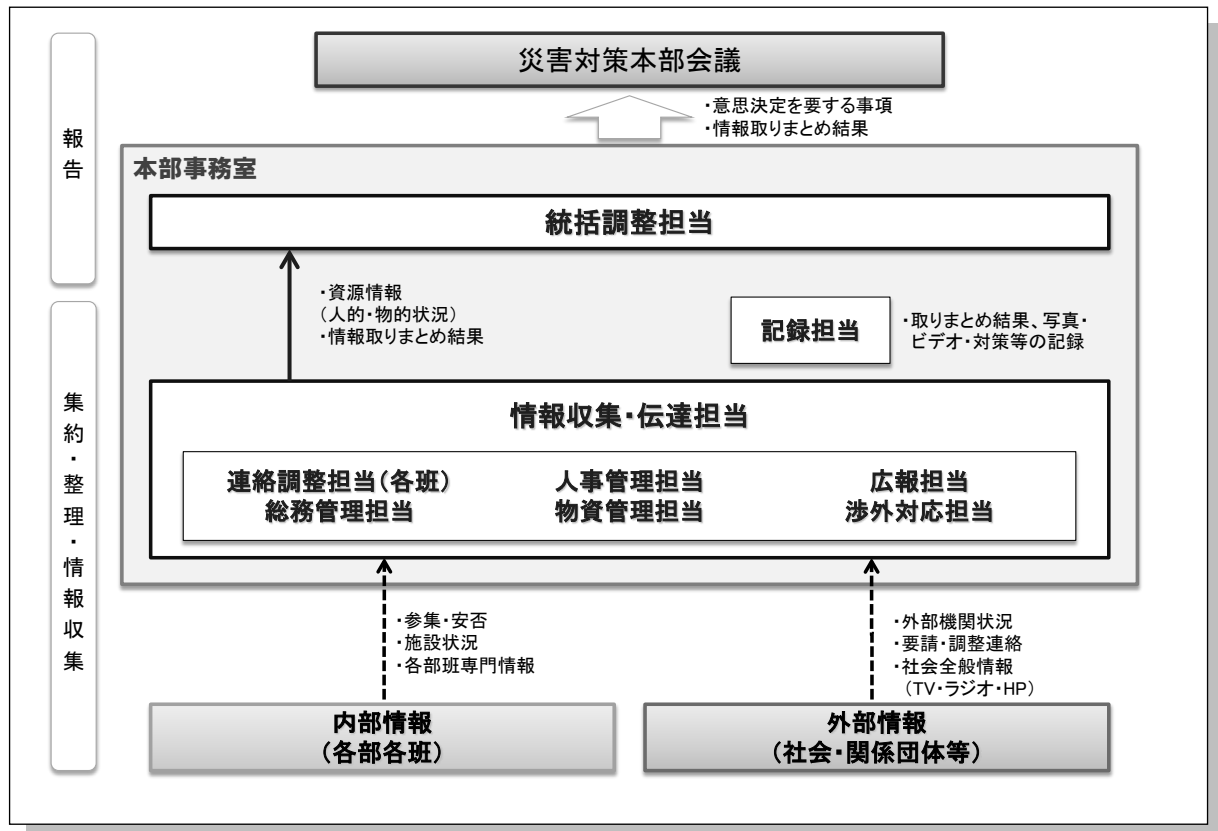


2.4 災害情報の共有

【本部事務室（各担当）、各班共通】

災害への対応を迅速かつ適切に実施するためには、的確な状況の把握を行い、全庁的な対応方針を定めること、また意思決定の内容を迅速に伝達し活動を推進することが重要となる。このため、市は、災害対策本部設置後すぐに情報収集・伝達体制を確立し、状況の把握（情報収集）と整理（集約・分析）を行い、本部会議にて定められた方針を内外に伝達する。

■発災初期における災害対策本部内での情報収集・伝達の流れ



《第4編 風水害対策計画》 第1章 風水害応急対策計画

第3節 発災初期における災害応急対策活動

第2 災害情報の収集・伝達・共有

■本部（本部事務局）において収集すべき情報

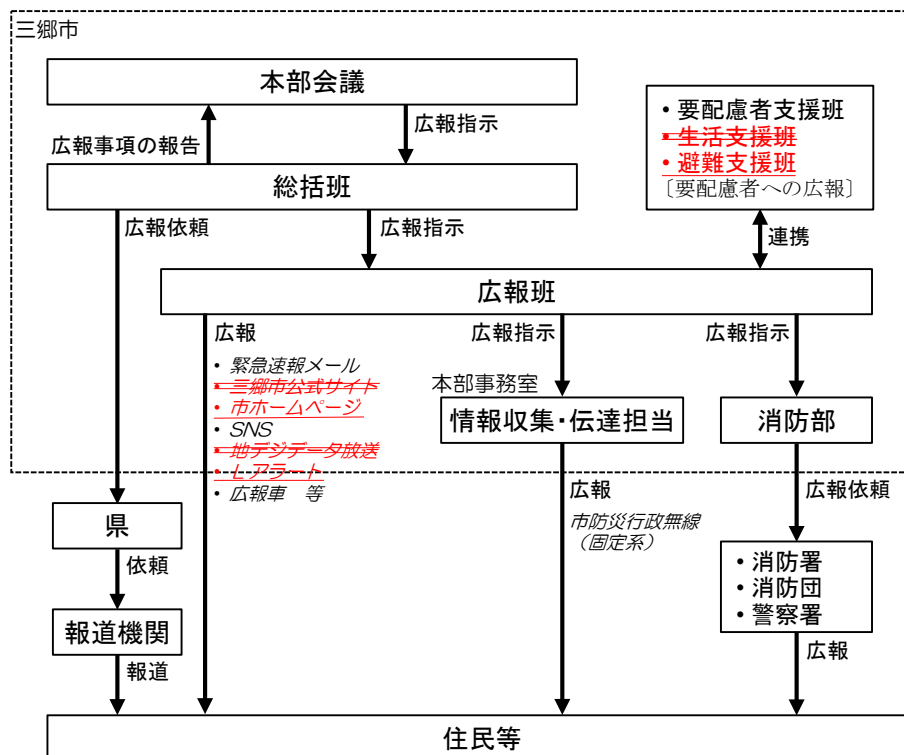
収集すべき内容		本部事務局・担当班（課）
防災情報	災害、気象警報・注意報等、洪水予報、水防警報等	情報収集・伝達担当
住民等の安否に関する情報	救助、搬送された者	消防本部・消防署 ＜警察からの情報＞渉外対応担当 ＜病院からの情報＞消防本部、救護班
	在宅の要配慮者	要配慮者支援班（長寿いきがい課・障がい福祉課・子ども支援課）
	児童・生徒	学校教育班（学務課・指導課）
	福祉施設等への入所者等	要配慮者支援班（長寿いきがい課・障がい福祉課・子ども支援課）
	避難所開設の可否状況	避難支援班
建物等公共施設の被災の有無に関する情報	火災発生の有無及び状況	消防本部・消防署
	民家倒壊等の有無及び状況	住宅対策被害調査班 被害調査住宅対策班 消防本部・消防署
	公有財産関係施設等	＜各公有財産＞施設所管課 ＜学校教育施設＞学校教育班 ＜全体把握＞財務班（ 財務市有財産管理課 ）
	公園施設関係	住宅対策班（みどり公園課）
	文化財関係	文化財保護班（生涯学習課・日本一の読書のまち推進 室課 ）
防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報	庁舎（ 市役所 本庁舎、支所、各部出先機関）	＜各施設＞各施設所管課 ＜全体把握＞財務班（ 財務市有財産管理課 ）
	消防本部、警察署（交番）、その他の施設	消防本部・消防署 ＜警察＞渉外対応担当
	電話、水道、電力、ガス、下水道等ライフライン施設	＜上下水道＞応急対策班（下水道課・道路河川課）・水道復旧班（施設課） ＜電力・ガス・通信＞渉外対応担当
	防災行政無線等	総括班 情報班
	その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況	担当各班（課）
救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）	病院・診療所等医療・保健衛生関連施設	救護班（健康推進課）
	学校、文化・体育施設等の避難所相当施設	避難支援班（ 国保年金課・市民課・市民活動支援課 ・青少年課・スポーツ 推進振興課 ・ 学校給食室 ・避難所参集職員） 施設対策班（教育総務課）
	要配慮者 向利用 施設＝避難施設	要配慮者支援班（長寿いきがい課・ 介護保険課 ・障がい福祉課・子ども支援課・すこやか課）
	その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況	関係各班（課）・総括班（危機管理防災課）
災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害にかかわる範囲）	市内の河川の状況（河川・堤防等の構造物）	応急対策班（道路河川課） 消防本部・消防署
	ポンプ場	応急対策班（道路河川課） 消防本部・消防署
	危険物取扱施設等	消防本部・消防署
交通・物流施設等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）	主要道路、橋りょう、信号灯等	応急対策班（道路河川課）・交通対策班（ 交通防犯生活安全課 ）
	鉄道、駅舎等、バス	交通対策班（ 交通防犯生活安全課 ）
	協定に基づく物流関係事業所等	物資班（商工観光課）
その他	職員の参集、安否	人事班
	農業関係施設等、商工、観光関係施設等	物資班（農業振興課・商工観光課）
	避難所情報	避難支援班
	自主防災組織、自治会	総括班

情報班は、各班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図にプロットし、そのコピーを随時各班、関係機関に回付し情報の共有を図る。

- | | |
|----------------|------------|
| ○死者、行方不明者の発生地点 | ○要救出者の発生地点 |
| ○火災の発生地点 | ○避難所の開設地点 |
| ○ヘリポート | ○物資輸送拠点 |
| ○通行不能区間 | ○交通規制地点 |
| ○停電、断水区域等 | |

第3 広報活動

災害発生時には、被災地や隣接地域の住民等に対し災害や生活に関する様々な情報を提供する必要がある。このため、広報班及び総括班、~~情報班~~本部事務室（情報収集・伝達担当）、避難支援班、消防部は連携し、多様な伝達手段を用いて適切かつ迅速な広報活動を実施する。



<関係図 広報活動>

3.1 広報活動の方針

【広報班、総括班、~~情報班~~本部事務室（情報収集・伝達担当）、消防部】

災害時における住民等の混乱や不安をなくすため、被害の状況、災害応急対策状況等を市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、住民等に周知する。広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行う。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切な情報提供に努める。

(1) 広報ルートの一元化

広報活動における情報の不統一を避けるために広報ルートの一元化を図る。

広報活動の流れは、原則として総括班による広報事項の収集・整理、災害対策本部会議による広報内容の審査・決定、広報班による広報の実施となる。

(2) 災害広報の方法

住民等への広報は、防災行政無線及び広報車、インターネット回線に被害を受けていない場合は、~~三郷市公式サイト~~市ホームページ、SNS、~~地デジデータ放送~~Lアラート、緊急速報メール等の活用や、消防団、報道機関を通じて実施する。広報手段等については、本章 第1節 第3 3.4 「市から住民等への情報伝達」(p.4-27)を参照。

また、災害時の広報は、時間の経過とともに変化する住民等の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、効果的な広報手段を用いて、住民等~~等~~（避難者・避難所外の被災者・市外避難者等）に周知するよう努める。

3.2 初動期の広報

【広報班】

災害発生直後の広報は、市からの直接的な広報（呼びかけ）が住民等の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

(1) 初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、下記に示す生存関連情報を中心に実施し、住民等に混乱を与えないよう十分に配慮する。

- 市災害対策本部の災害対応状況
- 住民に対する避難~~勧告・指示等~~情報に関する事項
- 災害救助活動状況
- 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- 安否情報
- 県、警察、自衛隊等の関係機関の災害対応状況
- 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- 電話の通話状況
- 支援情報
(避難所、救護所、救援物資の配付、給水・給食、その他避難生活情報)
- 電気、ガス、水道等の状況
- 流言、飛語の防止に関する情報

(2) 初動期の広報手段

初動期の広報は、下記的手段により実施する。

- 防災行政無線による広報
- 市の広報車
- ~~三郷市公式サイト~~市ホームページ
- SNS(Twitter、Facebook など)
- ~~地デジデータ放送~~アラート
- 三郷市メール配信サービス
- 三郷市防災情報架電サービス
- 緊急速報メール
- テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報

3.3 要配慮者への広報

【要配慮者支援班、~~生活避難~~支援班、広報班】

広報班は、要配慮者支援班、~~生活避難~~支援班と連携して、聴覚・視覚障がい者や外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して広報に努める。

(1) 障がい者への広報

聴覚障がい者に対しては、文字情報（広報紙）やテレビでの文字放送、手話放送テロップ等により広報に努める。

視覚障がい者に対しては、テレビ、ラジオで繰り返し情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能な限り点字及び音声での広報に努める。

また、各種障がい者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

(2) 外国人への広報

外国人への情報伝達のため、外国語による広報を行う。また、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し広報が行き届くよう努める。インターネット回線に被害を受けていない場合は、~~三郷市公式サイト~~市ホームページ上~~でやさしい~~日本語~~での~~を用いた情報提供を行うことにより、掲載情報を機械翻訳などで外国人がそれぞれの母国語に変換し取得することも可能となるため、市ホームページの活用も検討する。

3.4 報道機関への災害情報の提供

【広報班】

広報班は、被害状況、ライフラインの復旧情報など、住民等に有用な情報を迅速かつ的確に伝えるため、プレスセンターを開設し報道機関に対して災害情報を提供する。

(1) 災害情報の内容

報道機関に対して次の事項を中心に災害情報を提供する。
個人情報の公開については、十分に配慮の上実施する。

- 地域の被害状況等に関する情報
- 市における避難に関する情報
 - ・避難の勧告情報に関すること
 - ・避難施設に関すること
- 地域の応急対策活動の状況に関する情報
 - ・救護所の開設に関すること
 - ・交通機関及び道路の復旧に関すること
 - ・電気、水道等の復旧に関すること
- その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）
 - ・給水及び給食に関すること
 - ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
 - ・防疫に関すること
 - ・各種相談窓口の開設に関すること

(2) プレスセンターの開設

広報班は、報道機関等に情報を提供するためのプレスセンターを市役所~~5~~3階報道関係室に開設し、一定時間ごとに情報を発表する。

また、その際に提供した資料を保管し、他機関からの問い合わせ等に対応する。

(3) 災害情報の報道機関への広報依頼

広報班は、必要に応じて災害に関する情報の広報を、テレビ、ラジオなどの報道機関へ依頼する。

ただし、報道機関への広報依頼は、原則として~~すべて~~全て県を通じて実施する。

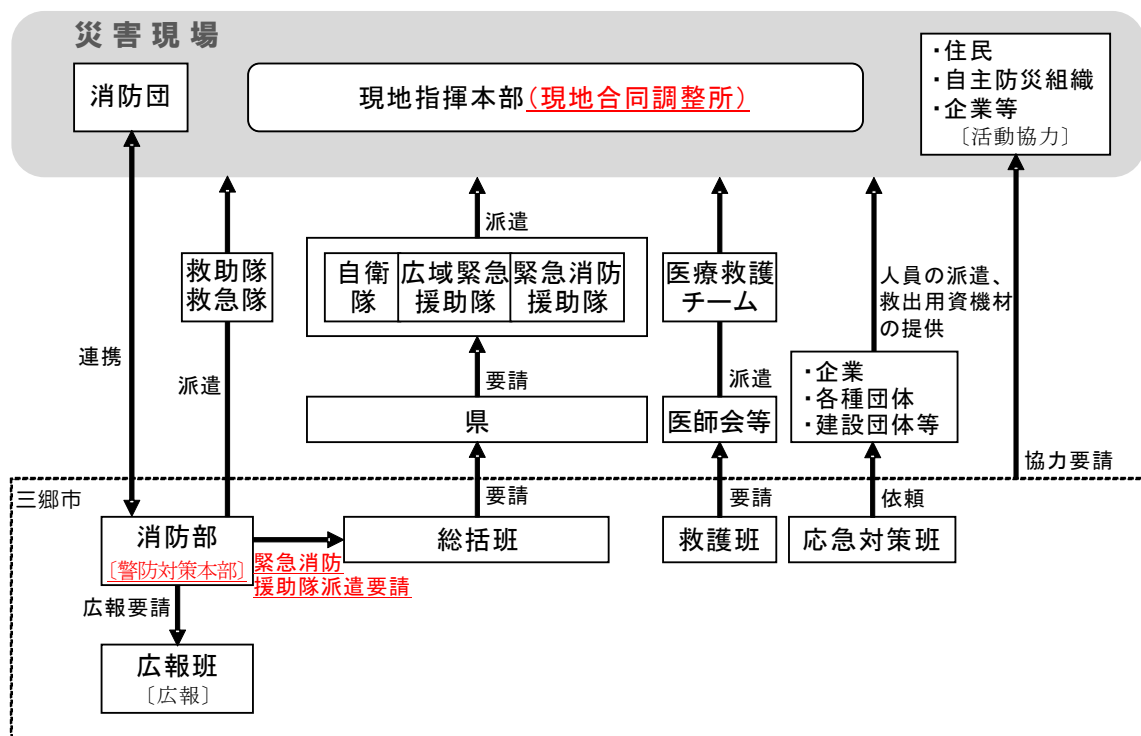
なお、県への連絡ができないなどやむを得ない場合は、市から FAX 又は E メールを用いて直接依頼する。

第4 消防活動及び救助・救急

大規模な風水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊、浸水及び障害物の落下等により人的な被害が予想される。

このことから消防の全機能をあげて施設及び人員を最大限に活用し、救助・救急活動を行い、風水害から住民等の生命と身体の安全、被害の軽減を図るため、消防機関の活動体制や災害応急対策の確立が必要である。

風水害時における消防活動体制の計画を以下に定める。



＜関係図 消防活動及び救助救急活動＞

4.1 消防体制の確立

【消防部、消防団】

大規模な風水害が発生し、その被害の状況により風水害配備体制を発令し、速やかに活動体制の確立を図る。

(1) 風水害配備体制

□消防部

- 消防長は、気象状況及び災害状況に応じ、風水害配備体制を発令し、警防対策本部を設置する。
- 当直司令若しくは副当直指揮令は、風水害配備体制が発令されたときは、その体制を整え、活動の万全を期す。

□消防団

- 消防団長は、気象状況及び災害状況に応じ、風水害配備体制を発令する。
- 副団長及び分団長は、風水害配備体制が発令されたときは、その体制を整え、活動の万全を期す。

(2) 非常招集及び参集

□消防部

- 消防長は、風水害に対処するため必要があると認めた場合は、配備人員を確保するため勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。
- 非常招集命令は、風水害配備体制が発令されたときをもって、その命令が発令されたものとする。
- 非常~~収集招集~~命令が発令されたときは、職員は速やかに自己の所属に参集しなければならない。

□消防団

- 消防団長は、風水害に対処するため必要があると認めた場合は、配備人員を確保するため消防団員に非常招集命令を発令する。
- 非常招集命令は、風水害配備体制が発令されたときをもって、その命令が発令されたものとする。
- 非常招集命令が発令されたときは、団本部員は対策本部へ参集し、その他の消防団員は速やかに自己の消防団機械器具置~~き~~場に参集しなければならない。

(3) 情報収集等

□消防部

- 当直~~指司~~令は、積極的に情報の収集及び被害の把握に努めるとともに、必要な情報を中隊長に伝達する。
- 中隊長は、必要により所属小隊を火災出動可能な状態で、原則として単隊にて出向させ、河川の巡視、被害発生状況等の情報収集を行う。
- 中隊長は、監視警戒に係る隊を派遣し、風水害発生危険箇所等の状況把握に努める。

消防団

- 消防団は、積極的に情報の収集及び被害の把握に努めるとともに、必要な情報を対策本部に伝達する。
- 消防団は、管轄区域内の河川の巡視、被害発生状況等の情報収集を行う。

4.2 消防部隊の運用

【消防部、消防団】

風水害時の消防部隊の運用は、通常体制、準備体制及び非常体制に区分し、被害状況及び災害の発生状況に応じて行う。

(1) 運用の区分

□消防部

- 通常体制は、風水害配備体制において、消防緊急出場計画に基づき部隊運用する。
- 準備体制は、消防署長若しくは当直司令が必要に応じ所属の部隊を運用する。
- 非常体制は、消防長が必要であると認めたとき、部隊を調整運用する。

□消防団

- 準備体制は、消防団長が必要に応じ各分団長に対し所属の部隊の運用を命じる。なお、水防警報発令時の準備体制は江戸川水防事務組合水防計画によるものとする。
- 非常体制は、消防団長が必要であると認めたとき、部隊を調整運用する。なお、水防警報発令時の非常体制は江戸川水防事務組合水防計画によるものとする。

(2) 部隊の出動

□消防部

- 部隊の出動は、準備体制にあつては署長、非常体制にあつては消防長の命令によるものとする。
- 消防署長は、準備体制の命令を発したときは、消防長に直ちに報告するものとする。
- 消防署長は、必要に応じ指揮隊を出動させ現場指揮に~~あ~~当たらせるものとする。

□消防団

- 部隊の出動は、準備体制及び非常体制にあつては消防団長の命令によるものとする。
- 消防団長は、必要に応じ副団長又は分団長を出動させ現場指揮に~~あ~~当たらせるものとする。

4.3 救助・救急活動

【消防部、総括班、応急対策班、救護班】

災害により、濁流に飲み込まれ、あるいは孤立した地点に取り残された者等、現に生命や身体が危険な状態にある者の救助活動を行う。

また、浸水が長期間継続する事により、避難所や病院、介護施設、社会福祉施設等においては、停電に伴う機能の停止や環境の悪化により生命の維持が困難になる場合が想定される。そのため、孤立者の救助・救急活動を迅速かつ的確に行う。

(1) 基本方針

災害時の救助・救急活動は、限られた資源で最大の効果を上げることを目的とし、救命の措置を必要とする傷病者を優先する。

① 重傷者優先の原則

救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

② 幼児・高齢者優先の原則

傷病者多数の場合は、幼児・高齢者等の体力が劣っている者を優先する。

③ 救助・救急の効率重視の原則

小規模救助・救急事象が併発している場合は救命効果の高い事象を優先する。

④ 大量人命危険対象物優先の原則

同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。

(2) 実施要領

災害時の救助・救急活動は、限られた資源で最大の効果を上げることを目的とし、救命の措置を必要とする傷病者を優先する。

① 救助・救急事象の把握

迅速な救助を実現するためには、孤立者の所在をできる限り早期に確認する必要がある。そのため、市は、避難行動要支援者名簿及び~~個別支援プラン（個別計画）~~個別避難計画等の情報、病院及び介護サービス事業所、社会福祉施設等と連絡をとるなどして、自力避難が困難な要配慮者等、優先的に救助・救急活動を行うべき対象者や施設、地域の把握に努める。

② 救出

孤立者の救助・救急に~~あ~~当~~た~~っては、県（防災航空隊）、自衛隊、消防等に応援を要請するものとし、ヘリコプターや搬送用ボート等を活用した活動を行う。また、必要に応じ、県に対して県が編成する救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）及びその他の関係機関に協力を要請する。

③ 応急救急処置

被災傷病者に対する止血法、鎮痛処置、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸法並びに緊急処置等医療手術を受けるまで、傷病悪化進展防止のため必要と

する一般的救急処置を実施する。

④ 現場救護所の設置

傷病者が多数発生している災害現場の場合、現場救護所を設置するとともに負傷者の応急手当・トリアージ（本節 第6「医療救護」（p.4-~~105~~119））等、救護活動を行う。

現場救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心にあて、その災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強するとともに、直近の医師又は医療救護チームの派遣を求める。

⑤ 担架搬送並びに輸送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を担架隊により救護所等への緊急分散輸送を行う。また、傷病者の救急輸送に~~あ~~当^たっては、軽傷者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動する。

⑥ 医療救護チーム及び医療品資材等の緊急輸送

被災傷病者収容施設において、医師、看護師等の不足を生じたとき並びに手術上必要な医薬品資器材、血液、血清等の緊急配備要請があった場合は当該人員並びに資機材等の輸送を行う。

⑦ 消防団員、自主防災組織、一般住民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に指示し、現場付近の現場救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

□救出活動を要する現場に対する人員の確保

- ・ 消防職員の確保
- ・ 消防団員の確保
- ・ 警察職員の派遣要請
- ・ 自衛隊派遣を総括班に要請

緊急に救出を要する住民が多数あり、救出隊において救出困難と認められるときは、自衛隊の派遣要請を総括班に依頼

- ・ 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察機関）の受~~け~~入れ
- ・ 医療機関との連絡調整

救出業務を実施するに~~あ~~当^たり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡調整については、一般社団法人三郷市医師会を通じ各消防署ごとに随時連絡調整を図り、協力体制の確立を期す。

□救出活動を要する現場に対する救出用資機材の投入

応急対策班は、~~地震災害~~発生後直ちに建設団体等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくこと。

□救出に従事する機関相互の連絡調整・役割分担・地域分担

- ・消防本部及び警察署は互いに調整し、自衛隊等を含めた救出活動の地域分担を決定する。
- ・各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通しあうとともに総括班に提供要請を行う。
- ・各救出従事機関は、救出活動地域内において、自ら消防団、住民、企業等の協力を積極的に求めていくこと。
- ・各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、消防本部に対し必要な救出隊の派遣を要請する。
- ・救出活動の重複を避けるため検索済のところは~~再~~分かるように印をつけておく。
- ・必要に応じて、消防、警察、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。

4.4 応援部隊の要請

【総括班、消防部】

市長又は消防長は、被害その他の状況により判断して他の消防機関からの応援が必要と認めるときは、応援要請を行う。

(1) 応援の要請

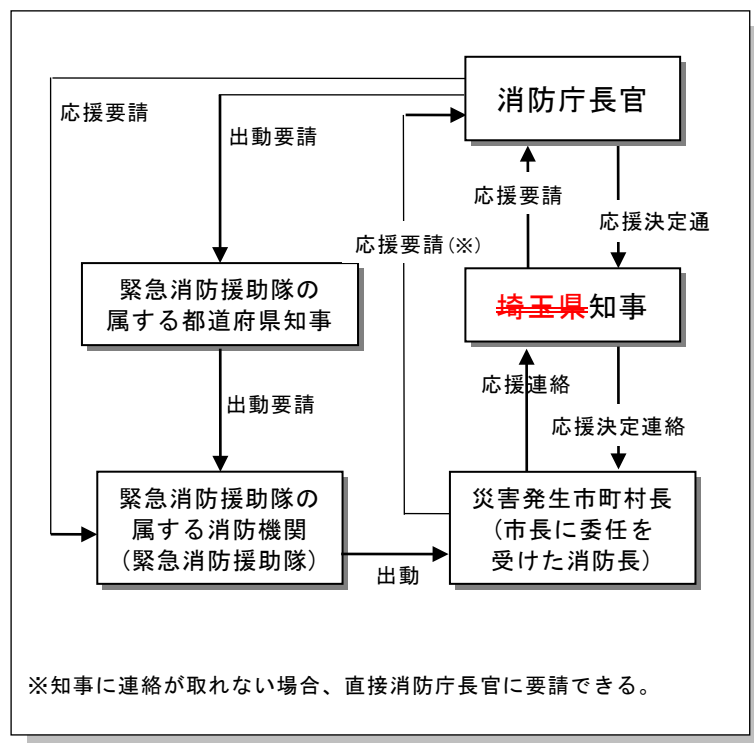
市長（市長に委任を受けた場合は消防長）は、災害が発生し、市の消防力だけでは対応することが困難であると判断した場合は、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の応援要請を行う。応援要請の事務は、総括班、消防部が実施する。

緊急消防援助隊に係る応援要請手順及び県下における消防機関の応援要請手順を次頁に示す。

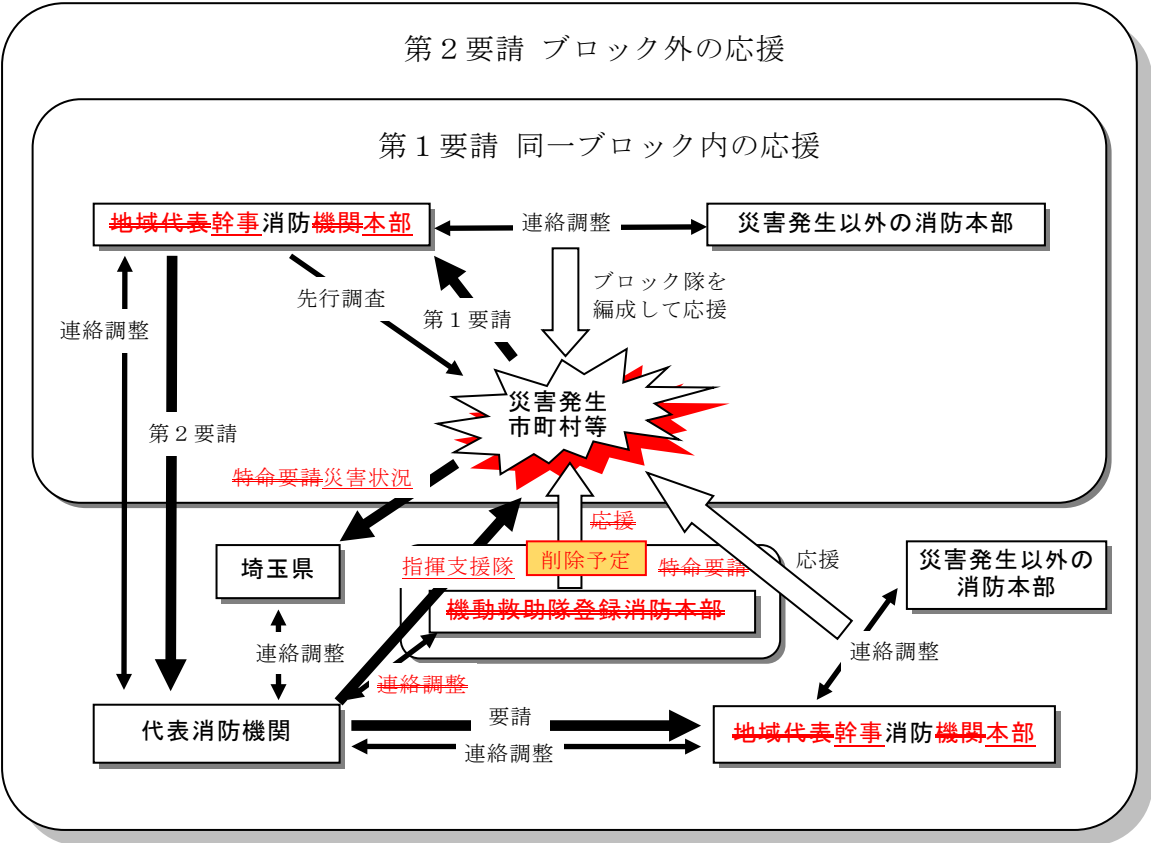
(2) 受援の対応

他の消防機関からの応援を受けた場合の対応は、受援計画に定めるところによる。

■緊急消防援助隊に係る応援要請の流れ



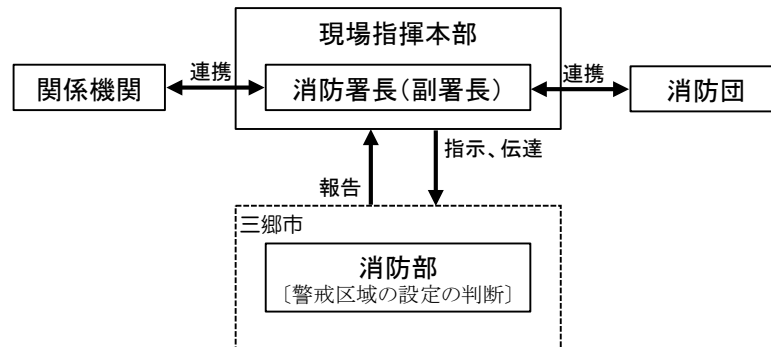
■県下における消防機関の応援要請



第5 現場要務

【消防部、消防団】

風水害時の現場要務は、関係機関と連携しながら適切に対処する。



<関係図 現場要務>

(1) 警戒区域の設定

職員及び消防団員は、風水害において人命危険の防止及び災害応急対策の円滑化を図るため、特に必要があると認めたときは、水防法により警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入~~り~~を禁止し、若しくは制限し、又は当該区域から撤去させるなどの措置を行う。

(2) 現場指揮本部の設置

- 現場指揮本部は、水防活動の指揮系統及び関係機関との連絡調整を図るため、指揮隊を持って対応する場合に設置する。
- 指揮本部長は、風水害の規模に応じ消防署長又は副署長が~~あ~~当たる。

(3) 資機材の使用収容等

各隊長は、水防法第28条第1項の資機材の使用収容等の規定を適用するときは、風水害の状況を的確に判断して処置し、その状況を速やかに消防署長に報告する。

(4) 道路の啓開措置命令

各隊長は、風水害の現場に出動途上、災対法第76条第1項に基づき設定された通行禁止区域等において、消防車両の通行の妨げになる車両、その他の物件がある場合は、次の事項に留意の~~うえ~~上、災対法第76条の3第4項の道路啓開措置命令及び道路啓開措置を行う。

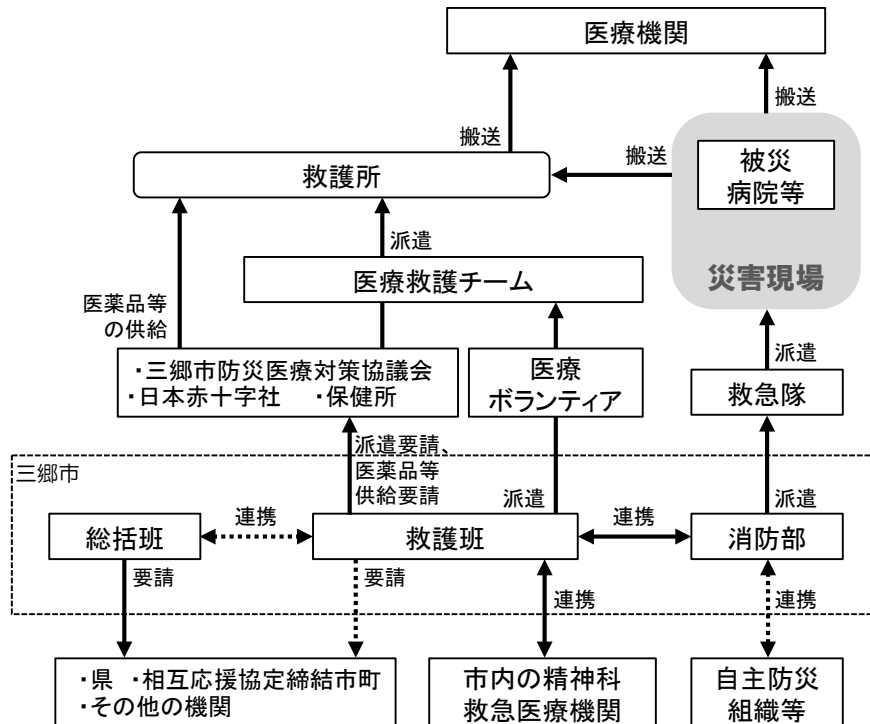
- 道路啓開措置命令及び道路啓開措置は、その場に警察官がいないときのみ行うことができる。
- 通行禁止区域等を緊急通行する際に、道路上の車両その他の物件により緊急通行できない場合には、道路啓開措置命令及び道路啓開措置を行う前に次により措置をとる。
 - ・車両の所有者、占有者又は管理者への当該車両等の移動要請
 - ・他の道路を利用した迂回による通行
 - ・付近の警察官への道路啓開措置の要請

(5) 避難の処置

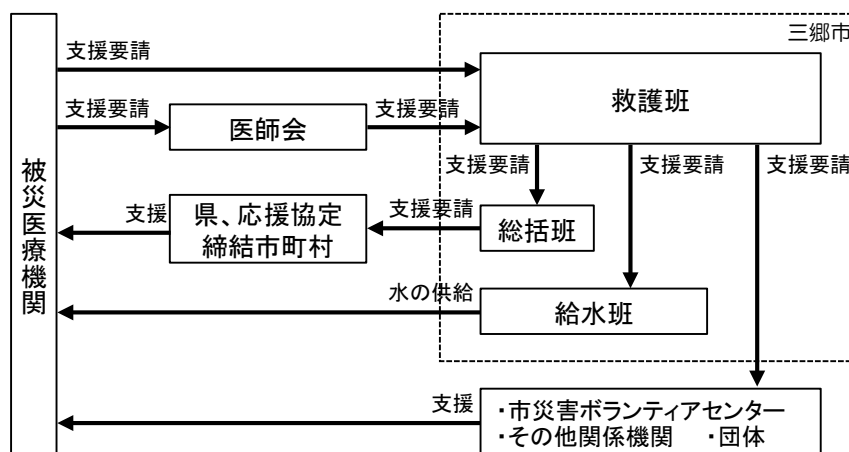
消防署長は、風水害の状況から付近住民の安全確保が困難であると判断される場合は、消防長に報告するとともに、水防管理者等及び警察署長に通報し、避難に関して協議する。

第6 医療救護

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民等が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、~~被災者~~被災者の保護の万全を図る。



<関係図 初動医療体制、搬送体制>



<関係図 被災医療機関への支援>

6.1 医療に関する情報の収集・伝達

【救護班】

傷病者等を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療体制を確立する。

そのため、市は、救護所及び後方医療施設である病院に無線等の資機材を設置し、連絡体制を整備することにより、的確な搬送を行う。

6.2 初動医療体制

【救護班、消防部】

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施する。災害直後は交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができる体制を確立する。また、避難所等に救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護チームが応急医療活動を実施する。

なお、大規模水害時の救護所の設置に~~あ~~当~~た~~っては、各所の浸水深を踏まえつつ、広域避難の拠点とすることを想定した上で、設置箇所を決定する。

(1) 初動医療体制の整備

救護班は、初動医療体制として三郷市防災医療対策協議会、日本赤十字社及び保健所等の協力を得て、医療救護チームの編成を行う。

特に、大規模災害により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は市内の病院、診療所及び助産所等の施設を利用して行うが、軽傷病者については避難所等に設置された救護所をもって充て、医療救護チームを派遣する。

また、市の応急救護の能力を越えた医療救護が必要となった場合は、県が編成する救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）及びその他の関係機関に協力を要請する。

□応援の受~~け~~入れ

医療救護チーム及び医療ボランティアの応援の受~~け~~入れは、救護班を窓口として行う。救護班は、受~~け~~入れに~~あ~~当~~た~~って以下の点に努める。

- ・ 必要な情報の提供
- ・ 受~~け~~入れ~~れ~~場所（救護所）に関する調整
- ・ 物資、資器材等の支援
- ・ 宿舎等の支援

□トリアージ（負傷者選別）の実施

医療救護チームは、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき又は上回ると予想されたときは、トリアージ*を実施する。

※トリアージ：多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を決める技術。トリアージに用いるトリアージタグは、資料編 資料 2-13「トリアージタグ」（p. 資料 2-30）」を参照。

① 救急隊の活動内容

消防部の救急隊は、災害現場でトリアージを実施し、病院で治療の必要がある傷病者を市内の医療機関まで搬送するとともに、その他の傷病者に対し、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て医療機関への搬送を依頼する。

② 医療救護チームの活動内容

医療救護チームは、消防部や必要に応じて自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、傷病者が重~~傷~~傷症の場合等は、後方の収容施設に速やかに搬送する。

□医療救護チームの活動内容

- ~~診察~~傷病者に対する応急処置
- ~~医薬品等の支給~~トリアージの実施
- ~~応急処置及びトリアージ~~搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ~~看護~~軽症者に対する医療
- ~~後方の医療機関等への搬送要請~~カルテの作成
- 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- 助産救護
- 死亡の確認
- 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

(2) 精神科救急医療の確保

救護班は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、市内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

また、災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、市の精神保健医療機能の能力を超えた精神保健医療が必要となった場合は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）に協力を要請する。

(3) 医薬品等の調達

救護班は、医療及び助産に必要な医薬品及び医療用資器材等を、災害の規模に応じて市医師会、薬剤師会等の協力を得て、卸業協会・業者等から調達する。

また、総括班を通して、協定に基づき一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会に対して医薬品等の供給を要請する。

なお、大量の医薬品、医療用資器材等を扱う必要がある場合は、総括班と協議の上集積拠点を定め、効率的な運搬に努める。

□医薬品等の調達

- 医薬品等の搬送
医薬品等の搬送は、救護所の設置と~~あわ~~併せて救護班が行う。
- 血液の供給
医療救護活動において血液が必要な場合、市長は県あるいは赤十字血液センターに要請する。

6.3 負傷者等の搬送体制

【救護班、消防部】

負傷者等の医療機関への一次搬送並びに後方医療機関への二次搬送は次のとおりとする。

(1) 一次搬送方法

~~大規模な地震風水害~~による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため、原則として次の要領で一次搬送を実施する。

□一次搬送の方法

- ① 救護班が消防部に配車・搬送を要請する。
- ② 公用車及び市内医療機関の車両により搬送する。
- ③ 救護所の班員、消防職員などにより担架やリヤカーで搬送する。
- ④ 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。
- ⑤ 舟艇により搬送する。

(2) 搬送の調整

救護班及び消防部は、各医療機関の収容スペースや受入~~れ~~体制を把握し、負傷者が一か所の医療機関に集中しないように調整する。

(3) 二次搬送方法

次の体制により二次搬送を実施する。

□二次搬送の方法

- 市内医療機関で対応できない傷病者の市外・県外の高度医療機関への搬送は、救護班、消防部及び医療機関等が協力して実施する。
- 緊急度の高い場合は県にヘリコプター輸送の要請を行い、ヘリコプターによる搬送を実施する。
- 平成19年10月26日から県内でもドクターヘリ（埼玉医科大学総合医療センター）の運用が開始されていることから、県防災ヘリと同様に必要に応じ消防部から県埼玉医科大学総合医療センタードクターヘリ運行管理担当へ要請する。

■臨時ヘリポート指定地

施設名	所在地	着陸帯	管理者
番匠免運動公園	番匠免3-2	長さ20m×幅20m、転圧地	みどり公園課 <u>スポーツ振興課</u>
江戸川運動公園	早稲田1先	長さ20m×幅20m、転圧地	みどり公園課 <u>スポーツ振興課</u>
<u>半田公園</u>	<u>半田849</u>	<u>長さ20m×幅20m、転圧地</u>	<u>スポーツ振興課</u>

(4) 後方医療機関への受~~付~~入~~れ~~要請

本部長は、県及び相互応援協定を締結している市町等へ要請し、市外及び県外の収容可能な後方医療機関を把握し、医療機関に必要な情報を伝達する。

6.4 後方医療体制

【救護班】

市は、病院等を後方収容施設としてあらかじめ指定し、後方医療体制の整備を行う。

また、救護所からの搬送ルート of 整備を行い、救護所間あるいは救護所と病院との間の密接な情報交換を行う。

(1) 搬送体制

市は、救護所では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者については、あらかじめ定める後方医療機関や広域避難先の医療機関へ搬送する。

負傷者等の搬送に~~あ~~当^たっては、公的な救急車輦等のほかに、民間の救急車の活用や、バス等による公共交通機関の車輦を活用するなど、関係機関との連携を通じて、搬送手段の確保を図る。

(2) 後方医療機関の受入要請

市は、県及びあらかじめ定める後方医療機関に対し、重傷者の受入^れを要請する。後方医療機関として、次の機能を持つ災害拠点病院への重傷者受入要請については、埼玉県を通じ実施する。

□災害拠点病院の機能

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 重篤救急患者の救命を行う高度診療② 患者等の広域搬送（受入^れ及び搬出）への対応③ 自己完結型の医療救護チームの派遣④ 応急用資機材の貸出し |
|---|

6.5 被災医療機関への支援

【救護班】

医療救護拠点が浸水地域内に位置する場合は、浸水によって拠点としての機能が完全に失われてしまう可能性がある。また、浸水域内に位置する災害拠点病院等では、入院患者の避難等の対応をとらなければならない。

市は、ライフラインの停止、医療スタッフの不足等で機能が低下した医療機関への支援は、救護班が中心となって次のとおり行う。

- ①被災医療機関は、人員・物資の確保等で支援が必要な場合、市医師会又は救護班に支援を要請する。
- ②市医師会は、被災医療機関から支援の要請を受けたときは救護班にその内容を伝達する。
- ③救護班は、被災医療機関又は市医師会から支援の要請を受けたときは、支援に努める。物資の確保等で、災害時応援協定締結市町村に対する支援要請が必要と判断した場合は、総括班を通じて応援協定締結市町村へ応援要請を行う。
- ④救護班は、水の確保に関する支援が要請された場合、給水班に支援を要請する。給水班は、要請があったときは当該支援に努める。
- ⑤救護班は、後~~かたづ~~片付け、給水補助等に係る要員の確保に関する支援が要請された場合、市災害ボランティアセンターにボランティアのコーディネートに要請する。市災害ボランティアセンターは、要請があったときは、ボランティアの確保及びコーディネートに努める。
- ⑥救護班は、他県、保健所、国（厚労省）等からの支援が必要な場合、県にその旨を要請する。
- ⑦救護班は、その他関係機関・団体からの支援が必要と判断された場合、各々の関係機関・団体に支援を要請する。

6.6 大規模水害時の医療救護

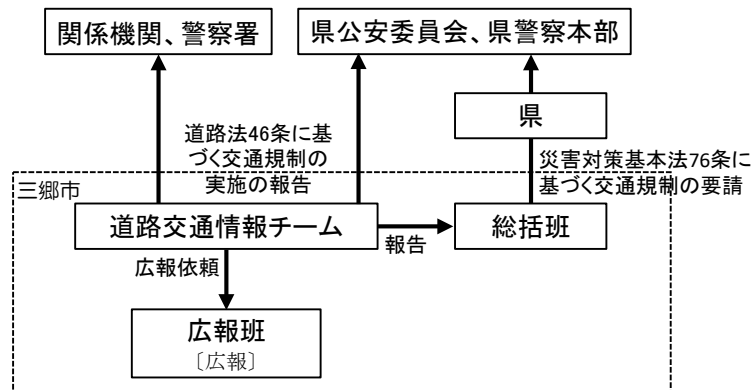
【救護班、消防部】

大規模水害発生時には、感染症や皮膚疾患等の患者が大量に発生する可能性がある。そのため、~~地城市~~医師会等に協力を得て、周辺の開業医等の協力~~を得てなどにより~~、これらの症状に対応できる医療供給体制を確保する。また感染症対策等の専門の医療スタッフの確保においては、医療機関の医療スタッフの活用も視野に入れる。

また、浸水が長期間にわたり継続した場合、ボートやヘリを活用して孤立地域への往診を行い、治療行為を必要とする孤立者の診察や緊急搬送の必要性を判断し、対応する。

第7 交通規制

県公安委員会は災害発生後、必要に応じ、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要性があると認められるときは、緊急交通路を指定し、緊急通行車両等以外の車両に対する交通規制を行う。また、被災地内の安全な交通を確保するため、道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、道路管理者は道路法、交通管理者は道路交通法に基づき、交通規制を行う。



<関係図 交通規制>

7.1 発災直後の交通対策の実施要領

【総括班、道路交通情報チーム】

総括班は、道路交通情報チームの情報を基に、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県を通じて県公安委員会及び県警察本部に災対法に基づく交通規制を要請する。

また、道路交通情報チームは、市道の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であるときは、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

(1) 交通規制の実施

~~大震災災害~~発生時に通行規制若しくは緊急優先通行を図る必要が生じた場合、各実施者は次のとおり規制等の措置を行う。

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

項目	実施者	概要
被災地等への流入規制	警察機関	道路交通法に基づき、大災害が発生した直後に優先的に避難路及び緊急通行交通路の機能確保を図るため次により規制する ① 混乱防止及び被災地への流入抑制のため、通行禁止区域又は通行制限区域（以下、通行禁止区域等）を設定し、交通整理又は交通規制を行う。 ② 高速自動車国道及び自動車専用道路におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する。
緊急交通路の確保	公安委員会 警察機関	災対法に基づき、緊急交通路指定路線について、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
危険状態にある道路の通行禁止及び制限	道路管理者	道路法に基づき、道路の損壊、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合等は区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

(2) 交通規制実施に~~あ~~当たったの措置

項目	概要
関係機関等への通知	道路交通情報チームは、市道の通行の禁止又は制限を行った場合は警察署及び関係機関に通知する。 また、規制場所には、規制内容を記載した道路標識等を明示する。
う回路の設定	道路交通情報チームは、通行の禁止又は制限を行うに あ 当たり回路を指定する場合には、緊急輸送ルート、道路啓開活動等の確認のため警察署及び関係機関との緊密な連携をとった上で実施する。
交通規制情報の広報	道路交通情報チームは、自ら実施した通行の禁止又は制限及び関係機関が実施した規制内容を取りまとめ、広報班と連携して住民等に周知する。

7.2 交通規制の法的根拠

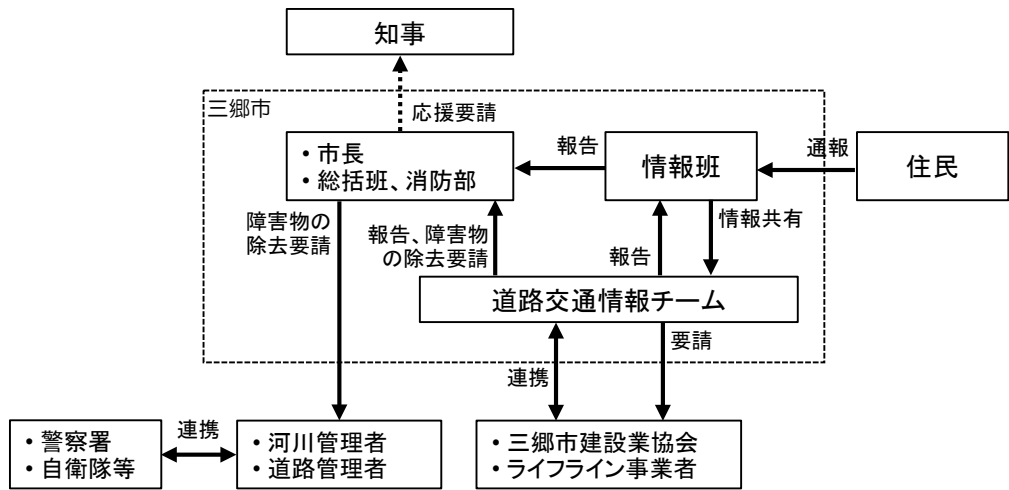
【道路交通情報チーム】

交通規制の法的根拠は、次に示すとおりである。

根拠法令	実施者	要件
災対法 (第76条)	公安委員会 警察官 自衛官 消防吏員	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限することができる。
<u>災対法 (第76条の3)</u>	<u>警察官</u> <u>自衛官</u> <u>消防吏員</u>	<u>通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行の妨害となる車両等に対して、必要な措置をとることを命令し、又は自らその措置をとることができる。</u>
道路交通法 (第4条)	公安委員会	災害により道路の損壊等道路交通上危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。
道路交通法 (第5条)	警察署長	災害により道路の損壊等道路交通上危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。(適用期間の短いものについて公安委員会より委任されて実施)
道路交通法 (第6条第2項)	警察官	災害発生時において車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、当該道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるとき、車両等の通行を禁止又は制限できる。 また、その現場にある車両の運転手に対し道路交通法に定める通行方法と異なる通行方法を命じることができる。
道路交通法 (第6条第3項)	警察官	道路交通法第6条第2項の措置を行うだけでは、その現場における混雑を緩和することができないと認めるときは、その現場にある関係者に対し必要な指示をすることができる。
道路交通法 (第6条第4項)	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止又は制限できる。
道路法(46条)	道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合又は道路に関する工事のためやむを得ないと認めるとき、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限することができる。

第8 緊急輸送道路の確保

道路の応急復旧を制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。



＜関係図 緊急輸送道路の確保＞

8.1 道路の被害状況の把握

【道路交通情報チーム、総括班、情報班】

県及び市は、緊急輸送道路として、災害発生による負傷者の救急救命活動、食料や救済資機材の輸送等に必要な緊急輸送車両の通行する道路を指定している。

道路交通情報チームは、緊急輸送道路内の被害状況、障害物の状況を速やかに調査するとともに、被害状況を総括班に報告する。

また、情報班は、住民等からの通報を受け付け道路交通情報チームに報告する。

■各道路管理者と連絡先

対象道路	連絡先	電話
国 道	国土交通省関東地方整備局 北首都国道事務所 戸田維持出張所	048(422)1591
県 道	越谷県土整備事務所	048(964)5221
東京外環自動車道 常磐自動車道	東日本高速道路(株) 関東支社 三郷管理事務所	048(952) 861 <u>785</u> <u>61</u>
首都高速 6 号三郷線	首都高速道路(株) 東東京管理東京東局 <u>管制室</u>	03(5640) 4800 <u>48</u> <u>10</u>

8.2 交通障害物の除去

【道路交通情報チーム】

道路交通情報チームは、各道路管理者及び防災関係機関と連携を図り、道路上の破損物、倒壊建物や看板、電柱等の障害物を除去し、緊急車両の交通の確保を図る。

(1) 応急復旧作業の順位

道路交通情報チームは、各道路管理者が警察署、自衛隊等の各関係機関とそれぞれ連絡を~~と~~取り~~あ~~合~~い~~、迅速かつ的確に実施し、被害の状況に応じた救急・救援活動等を考慮して優先順位を定め、効率的に実施する。

(2) 実施方法

① 市道における障害物の除去

道路交通情報チームは、三郷市建設業協会の協力を得て作業班を編成し、障害物の除去作業を行う。

被害甚大で、市内土木建設業者等で対応が難しい場合は、市長は知事に対して県内建設業協会、自衛隊等の応援要請を依頼する。

応急復旧作業は、できる限り二車線の車両通行が確保できるように、通行上の障害物を除去し、道路面に生じた陥没、亀裂等は、緊急車両の通行に支障がない程度に応急復旧を実施する。

② 各道路・河川管理者との連携

県道に障害物が堆積し通行不能になった場合、又は河川に障害物が滞留し、溢水のおそれがある場合は、この旨を施設管理者に通報し、これらの障害物の除去を要請する。

③ 道路管理者による放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等は、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

③④ ライフライン施設の破損

上下水道、電話、電気等の道路占有施設に障害や危険箇所を発見したときは、直ちに危険防止の措置を講じ、各事業者に連絡する。

(3) 人員及び資機材等の確保

応急復旧を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、連絡窓口を確立し、協定に基づく協力の要請を行う等、三郷市建設業協会等との協力体制の強化を図る。

8.3 除去作業上の留意事項

【道路交通情報チーム】

障害物の除去作業に~~専~~当たっては、次の点について、十分に注意して実施する。
 応急復旧により発生した除去物の集積所となる候補地は次のとおりである。

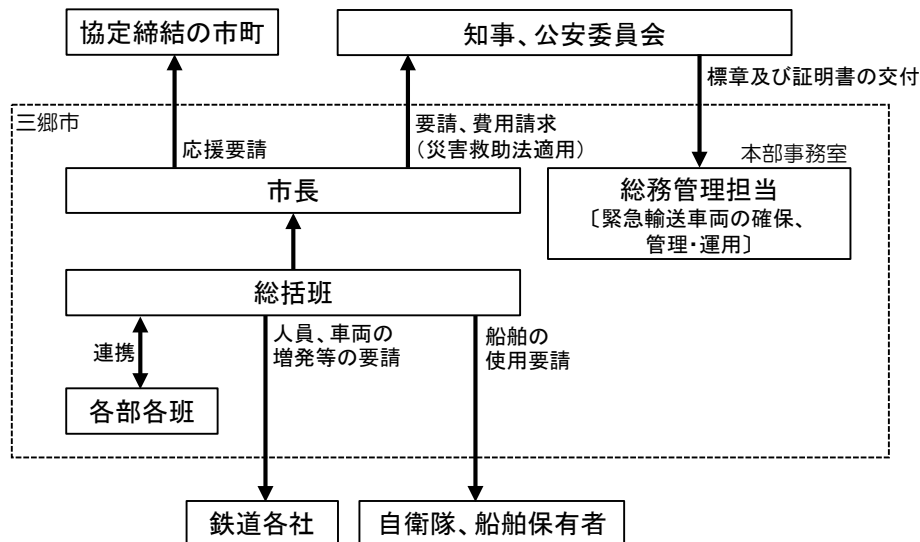
- 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得る。
- 交通を確保するため、倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得る。
- 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないように配慮する。

■障害物集積所の候補地

名 称	所在地	集積可能面積	所有者
番匠免運動公園	番匠免3丁目地先	10,000 m ²	<u>中川下水道事務所</u>
中川 下水処理 <u>水循環</u> センター	番匠免3丁目 地先 <u>2番2</u>	40,000 m ²	<u>中川下水道事務所</u>
<u>半田公園</u>	<u>半田地先</u>	<u>50,000 m²</u>	<u>三郷市</u>

第9 緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員、及び物資の輸送並びに~~り災者~~罹災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。



<関係図 緊急輸送手段の確保>

9.1 緊急輸送車両の確保

【本部事務室（総務管理担当）】

本部事務室（総務管理担当）は、災害時において、~~り災者~~罹災者の避難のための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両を確保し、万全を期する。

(1) 実施の方法

本部事務室（総務管理担当）は、市有車両の全面的な活用を行うとともに市内の輸送業者及び住民等の協力を依頼し、輸送力の確保を図る。

各班への車両種別ごとの供給数及び供給方法については、各班と緊密な連絡を取り、災害応急対策に必要な物資緊急輸送その他の応急措置に対する支障をきたさないように万全を期す。

(2) 緊急通行車両の確認申請

① 確認申請の準備

交通規制の実施に備え、本部事務室（総務管理担当）は緊急通行車両の事前届出により「届出済証」を受けている車両の確認申請の準備を行う。

② 確認申請

交通規制が実施された場合、本部事務室（総務管理担当）は直ちに警察署に緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両を確保する。車両の不足が予想される場合は、事前届出を行っていない車両についても確認申請を行う。

(3) 応援要請

車両が不足する場合に、相互応援協定を締結している市町及び県に対して応援を要請する。

9.2 緊急輸送車両の管理と運用

【本部事務室（総務管理担当）】

(1) 車両の管理

災害対策本部が設置されたときは、庁用車及び調達した車両は、~~すべて~~、本部事務室（総務管理担当）が集中管理し~~たうえ~~、消防本部、給水部が所管する車両はそれぞれが管理する。

(2) 車両の運用

本部事務室（総務管理担当）は、各部の要請に基づき、使用目的に合わせ、適正な配車、車両の運用を実施する。

本部事務室（総務管理担当）は、配車状況を把握して各部の要請に対応する。

9.3 緊急輸送車両の確認

【本部事務室（総務管理担当）】

(1) 緊急通行車両の証明書の発行

知事又は公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、標章及び証明書を交付する。

(2) 緊急通行車両の確認事項要件

以下の災害応急対策に使用する計画のある車両であること

- 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 被災者の救援、救助その他の保護に関する事項
- 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 緊急輸送の確保に関する事項
- その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

9.4 その他の輸送手段

【総括班】

(1) 航空輸送

下記に示す目的で輸送手段としてヘリコプターの使用が効果的と判断された場合、総括班は県に対しヘリコプターの派遣を要請する。

- 緊急患者等の輸送
- 救助及び救急用資機材（医薬品、食料、毛布等）の輸送
- 災害対策従事者の輸送
- その他の緊急輸送

■臨時ヘリポート指定地

施設名	所在地	着陸帯	管理者
番匠免運動公園	番匠免3-2	長さ20m×幅20m、転圧地	みどり公園課 スポーツ振興課
江戸川運動公園	早稲田1先	長さ20m×幅20m、転圧地	みどり公園課 スポーツ振興課
<u>半田公園</u>	<u>半田849</u>	<u>長さ20m×幅20m、転圧地</u>	<u>スポーツ振興課</u>

(2) 鉄道輸送

輸送手段として鉄道機関の使用が効果的と判断された場合、総括班は、応急対策に必要な人員、資機材等の輸送について車両の増発等を関係する鉄道各社に要請する。

(3) 船舶輸送

輸送手段として船舶（船艇、漁船等）の使用が効果的と判断された場合、総括班は自衛隊及び船舶保有者に対して船舶の使用を要請する。

なお、国土交通省江戸川河川事務所は、災害時の水上輸送の窓口として緊急用船着場を整備しており、市区間の江戸川においても「三郷緊急用船着場」を整備した。三郷緊急用船着場の諸元は以下のとおりである。

■三郷緊急用船着場諸元

完成年月	平成21年3月（前面の浚渫等、周辺整備は平成22年3月完了）
対象船舶	貨物船（全長50m×全幅8m×喫水2.0m）300t級 客船（全長12m×全幅4m×喫水0.8m） <u>3.8t</u> 級
停泊可能な船舶の規模	船長50m未満、船幅8m未満、喫水2.0m未満
バース数	2バース（1バース65m×2バース）

9.5 災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送

【関係各班】

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は、次の基準により実施する。

(1) 輸送力確保の基準

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は次の基準により実施する。

① 輸送の範囲

被災者の避難に係る支援、医療及び助産、被災者の救出、飲料水等の供給、~~救助救済~~用物資の整理配分、~~遺体死体~~の搜索、~~遺体死体~~の処理のための人員資材の輸送とする。

② 費用

応急救助のための輸送の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求できる。

③ 期間

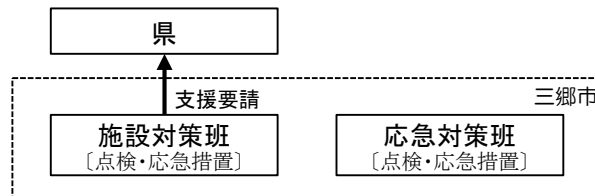
応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

(2) 救助物資等の輸送

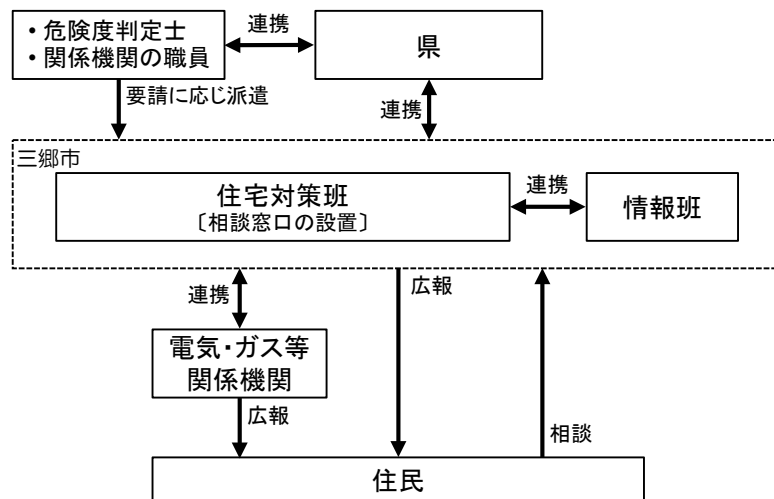
救助物資等の輸送は、あらかじめ知事から職権を委任されている救助に関する輸送について~~や及び~~、知事の救助を待つことができないとき場合は、市長が行う。

第10 二次災害の防止

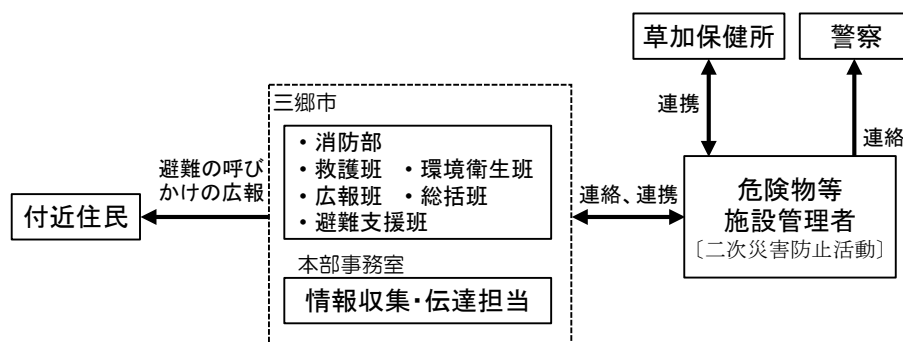
市は関係機関と協力して、大規模な風水害による建築物や土木構造物の二次災害の発生、危険物等施設からの危険物漏洩などによる人的被害の防止対策を行い、住民等の安全の確保を図る。



＜関係図 建築物・構造物の二次災害防止＞



＜関係図 宅地の応急危険度判定＞



＜関係図 危険物等による二次災害防止活動＞

10.1 建築物・構造物の二次災害防止

【施設対策班、財務班、応急対策班】

建築物・構造物の二次災害を防止するため、各班は次の二次災害防止活動を行うとともに、住民等への注意・呼びかけが必要な事項について広報活動を行う。

(1) 避難所施設の点検及び応急対策

施設対策班は、二次災害を防止するため施設管理者と協力して避難所施設の安全性について点検・被災建築物応急危険度判定を実施する。

なお、要員等が不足する場合は涉外対応担当を通じて県に応援を求める。

危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(2) 市有施設の点検及び応急対策

施設対策財務班は、二次災害を防止するため市有施設の安全性について、点検・被災建築物応急危険度判定を実施する。

なお、要員等が不足する場合は、涉外対応担当を通じて県に応援を求める。

危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(3) 市所管道路、橋りょう、下水道等構造物の点検及び応急対策

応急対策班は、災害後、市の所管する道路、橋りょう、下水道等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとるとともに必要な場合は応急措置を実施する。

10.2 宅地の応急危険度判定

【住宅対策班】

災害時には、宅地が被災することにより居住者等の安全対策を実施する必要がある場合、住宅対策班は、被災宅地の災害等による二次災害を防止するため、県と協議しながら被災宅地危険度判定を実施する。

(1) 被災宅地危険度判定

~~建築物の応急危険度判定と同様に、~~造成された宅地等に対しても、災害時の応急対策として、その危険度を判定するもので、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止するものである。

□被災宅地危険度判定

調査・判定は、マニュアルに基づいて、擁壁、地盤、のり面、排水施設等を対象に、クラックやずれ、崩壊等、損傷の程度を調査し、配点表により機能喪失の度合いを数値化して判定する。判定結果は、被災建築物と同様に、「危険宅地：赤」、「要注意宅地：黄」、「調査済宅地：青」に区分して表示する。判定ステッカーは、所有者や使用者、近くを通る者等に注意喚起を促すため見やすい場所に貼付する。

《注意》

被災宅地危険度判定は、災害発生後の二次災害防止のために行うもので、~~被災証明罹災証明~~のために行う家屋の被害家屋認定調査（危険度判定が終了してから実施する被害認定のための調査）とは異なることに注意する。

(2) 応急措置に関する相談及び広報

被災宅地危険度判定士その他防災関係機関の職員が協力して、応急措置及び復旧に関する指導・相談を行う。

① 応急措置に対する指導・相談

□落下等の危険防止

倒壊のおそれのある建築物及び外壁等のはく離、脱落等のおそれのある屋外取り付け物等の危険防止に関する相談、指導を行うとともに、落下等による事故防止のための注意を喚起するため、住民に広報する。

□電気、ガス等の整備事故防止

電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに住民への広報を依頼する。

② 復旧に関する指導・相談

被災宅地の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じて情報班と協力して相談窓口を設置し、以下に示す相談を行う。

- 復旧に関する技術的指導及び相談を行う。
- 復旧の助成に関する相談。

10.3 危険物等による二次災害防止活動

【消防部、救護班、環境衛生班】

消防部、救護班及び環境衛生班は、爆発物、有害物質等の危険物等から災害が発生したとき、又は災害によって危険物施設等に危険が迫ったときは、次に掲げる施設等を対象に、関係各機関は緊密な協調のもとに被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、住民等への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

- | | | |
|-----------|------------------------|-------|
| ・危険物施設 | ・火薬保管施設 | ・ガス施設 |
| ・毒劇物施設 | ・放射性物質施設 | |
| ・PCB 保管施設 | ・その他二次災害の危険性があると判断する施設 | |

(1) 基本方針

- ① 危険物等施設管理者又は付近住民等は、災害の発生又は危険を察知したら、速やかに消防本部、警察署、市災害対策本部に連絡する。連絡を受けた関係機関は状況を確認するとともに、周辺住民に広報し、避難を呼び掛ける（災害発生時は、応急復旧が実施できないことが予想され、まず周辺住民を避難させることが最優先業務となる。）
- ② 危険物等施設管理者は、消防本部、警察署、市災害対策本部、草加保健所等と連携して、応急復旧活動を実施する。

(2) 個別応急復旧方針

① 危険物保管施設応急対策

□消防部

緊急措置命令により、危険物集荷の禁止、移動及び搬出の準備のための防護、その他自主的応急体制の確立等応急措置をとらせるとともに、事故発生に際しては消防部隊の効果的運用を図り、危険物排除作業を実施する。

② 火薬類保管施設応急対策計画

□消防部

火災に際しては、誘発防止のため延焼拡大を阻止する消防活動を行い、施設内の救出を実施する。

③ 放射線施設応急対策計画

□消防部

- 警防計画を策定の上、火災に際しては施設の延焼を防止する消防活動を行い汚染区域の拡大防止に努める。
- 放出に際しては、警察と連絡を取り、危険区域内の避難誘導に努める。

□放射線施設管理者

放射線防止活動実施要領に基づき、災害の状況に応じておおむね次の事項を実施する。

- 応急的危険場所の設定
- 関係機関等への連絡
- 危険場所の設定と放射線量の測定
- 被災者の救出救護
- 危険原因の応急的排除
- 危険場所内所在者の避難誘導
- 汚染の拡大防止
- 必要な広報活動の実施
- その他

④ 高圧ガス保管施設応急対策計画

□消防部

- 火災に際しては、施設管理者と連絡を密にして、未燃焼ガスの冷却及び除去を行い、延焼拡大を防止する。
- 関係機関との連携を保持し、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

□施設管理者

- 災害の規模、態様、建築物の構造等を考慮し、消防隊の責任者と連絡を密にして機敏な措置を取る。
- 爆発、火災若しくは~~不燃~~可燃性ガスの漏出に際しては、状況に応じて次の措置を講じる。

・負傷者の救出救護	・漏出防止措置	・避難の指示
・火気厳禁の広報	・引火性、爆発性物品の移動	

⑤ 毒物劇物保管施設応急対策計画

□草加保健所

毒物劇物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物等飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し又はそのおそれがある場合は、その保管施設等の責任者に、迅速的確な情報を保健所又は警察署に連絡させるとともに、危険防止のための応急措置を講じるよう指示し、その毒性、劇性の及ぶ危険区域を指定して、警察、消防等関係機関と協調し、交通、遮断、緊急避難及び広報活動等の必要の措置を取る。

□消防部

火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、施設の延焼防止及び汚染区域の拡大を防止する。

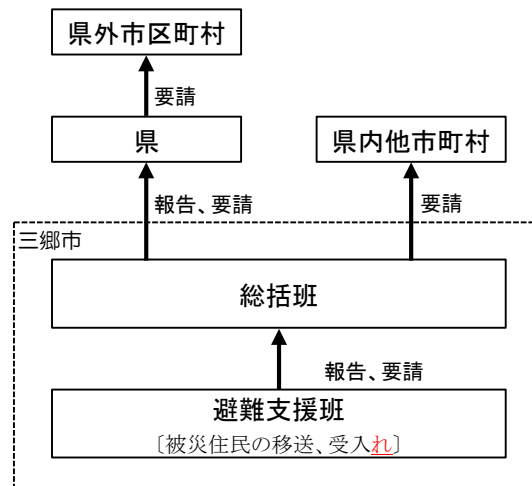
10.4 二次災害防止のための住民等への呼びかけ

【総括班、情報班本部事務室（情報収集・伝達担当）、広報班、消防部】

関係各班は、上記の活動により住民等への注意・呼びかけが必要な事項については、本節 第3「広報活動」(p.4-~~94~~104)に則って各班より総括班へ広報依頼を行い、災害対策本部会議による広報内容の審査・決定後、広報班、情報班本部事務室（情報収集・伝達担当）、総括班及び消防部により広報を実施する。

第11 避難所の開設

市は、避難~~勧告~~情報などに応じて、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、~~未だ~~又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として、速やかに避難所を開設する。地域により避難~~勧告等~~情報が発令されない場合でも緊急避難に備えて避難所を開設する。



<関係図 避難活動（発災初期）>

1 1.1 避難所の開設

【避難支援班、福祉管理班、総括班】

(1) 避難誘導及び保護

避難~~勧告等情報~~の発令により避難者が集まった避難場所又は自主避難者が集まった~~一時待避自主避難~~場所について、施設管理者は、避難者の集合状況を把握し、施設内で浸水の~~おそれ~~のない上階へ誘導し、安全を確保する。

(2) 収容対象者

避難場所に集まる避難者としては、以下の者が想定される。

なお、避難所に避難したホームレスについても、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

□災害によって現に被害を受けた者

○自宅での生活が困難な住民

・流出、床上浸水等により家が倒壊するなどして自宅での生活が困難な者や、自宅等にとどまると被災する可能性があり、避難所での生活を希望する者

○帰宅困難者

・自己の住家の被害に直接関係はないが、現実には災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。(旅行者や通勤・通学中の会社員・学生等・商業施設利用者。地域に住んでいなくても、帰宅困難者の希望により受け入れる。)

□災害によって現に被害を受けるおそれがある者

○浸水想定区域内の浸水階層に居住する者

(3) 避難所の開設

洪水等の被害が発生し、又は災害が迫っていて避難場所にとどまる必要が続く場合は、避難場所を開放した者（施設の管理者及び市の避難所参集職員）が協力し、施設内で安全が確保される上階層を避難所として開設する。県立学校は避難支援班から依頼する。

~~自主避難で開放された避難施設で、気象等の状況により、施設の管理者及び市職員の参集が困難になる場合は、避難した住民が避難所の開設を判断し開設を行う。~~

なお、大規模水害等により災害救助法が適用された場合は、災害救助法に基づく避難者支援を行う。

また、災害発生による不安により、当該地域の住民からの要請があった場合についても、避難所を開設すべきか早急に検討する。

ただし、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、指定避難所以外の公会堂、公民館等の公共施設や、ホテル、旅館、飲食店、神社、仏閣等の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

□大規模災害時における避難所不足への対応

○避難所不足に係る対策

- ・避難所収容力の拡大を図るため、公共施設等や、ホテル等、企業の施設等の民間施設等や、テント等の活用を図る。
- ・自宅のある地域の避難所で避難者を収容しきれない場合には、同じ市内、同じ県内、さらには近隣都県を含めて、避難者の収容場所の調整を図ることとする。

○避難所への避難者を減らす対策

- ・膨大な数の避難者への対応について、その人数を低減させる対策を実施する必要があることから、市は被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施することにより、安全な自宅への早期復帰を促す。
- ・市は、必ずしも被災地にとどまる必要のない人を対象として、疎開・帰省の奨励・あっせんについて、必要に応じ実施する。

○避難者が必要とする情報の提供

- ・市は、避難者の数が膨大になった場合にも大きな混乱を来さないよう、迅速・的確な情報提供を行う。

(4) 県への報告

市長は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員及び開設期間の見込みを知事に報告する。

11.2 広域一時滞在

【総括班、避難支援班】

市長は、大規模災害の発生等により、被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、災対法第86条の8 又は同法第86条の9に基づき、県内又は県外への区域における一時的な滞在として「広域一時滞在」の協議を実施し、被災住民の安全を確保する。

(1) 広域一時滞の実施

大規模災害の発生等により、災害から被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、避難支援班は、総括班へその旨を報告し、他市区町村への移動を要請する。総括班は、県内の他市町村の協力を得て、被災住民を避難させるものとし、他市町村に対し受入れを要請する。協議しようとするときは、あらかじめその旨を知事に報告する。なお、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく報告する。他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

また、市内の避難所に収容余力がないときは、総括班は県災害対策本部に対して、移送を要請する。その場合、以下の点に配慮する。

- 市外への避難者の把握（氏名、避難先等）
- 市外避難者の避難先の斡旋（県等と協議する。）
- 鉄道が運行している駅までの輸送
- 市外へ避難した者への広報（情報提供）

(2) 広域一時滞在者の受入れ

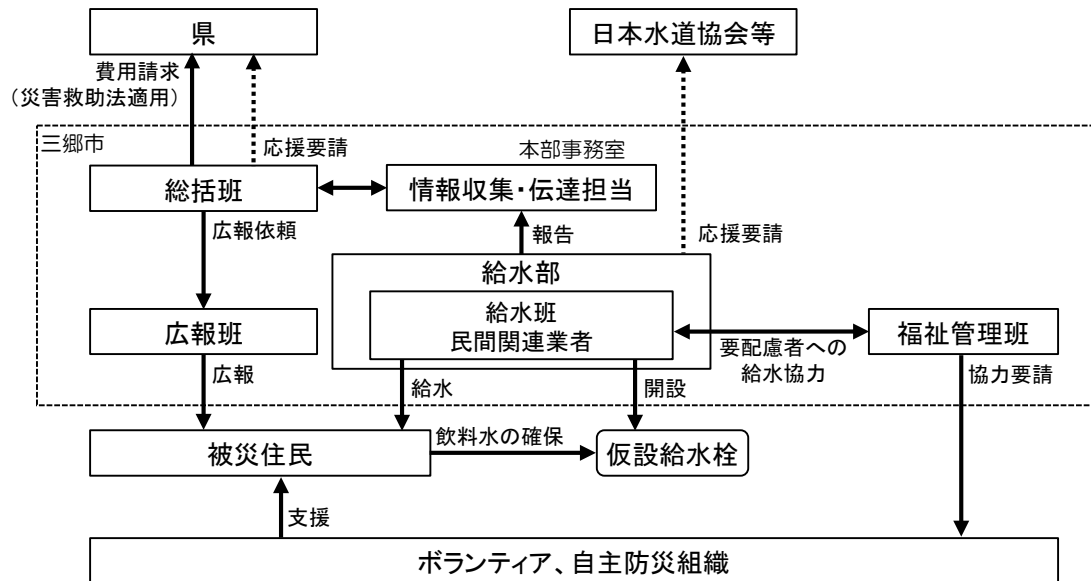
市長は、大規模災害の発生等により、他市町村から広域一時滞の協議の求めを受けた場合、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。この場合、受け入れた被災住民に対し避難所を提供する。

また、自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施するものとし、市はこれを支援する。

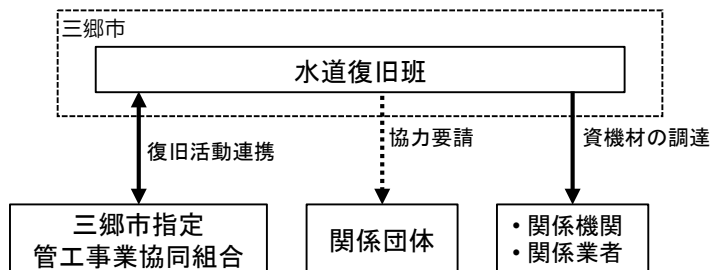
なお、県を通じ、県外の被災市町村等から広域一時滞在の協力を求められた場合は、県と協議し、広域一時滞在のための避難所を提供する。

第12 給水活動

市は、風水害に伴い水道水の供給が途絶えたり、汚染等により住民等が飲料に適する水を得ることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。



<関係図 給水活動>



<関係図 施設の応急復旧>

12.1 被害状況の把握

【給水部】

給水部は、災害により給水ができないエリアの把握とともに断水戸数等を推計し、本部事務室（情報収集・伝達担当）へ定期的に報告する。

12.2 給水体制の確立

【給水班、水道復旧班、福祉管理班】

給水は給水班が実施し、その方法等は以下のとおりとする。

(1) 給水方針の決定

給水量、給水方法、~~給水施設の~~応急~~復旧~~給水の優先順位は、給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度を参考にして決定する。

① 実施責任者

被災者に対する飲料水の応急供給の実施は原則として市長が行う。

ただし、市で対応が困難な場合は、県災害対策本部に応援の要請~~及び資機材等の借入~~~~を~~要請を行う。

② 給水対象者

災害のため現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

なお、要配慮者（特に乳幼児や高齢者等）への飲料水の給水には十分な配慮を行う。

③ 給水量

給水量は、災害発生から3日までは1人1日約3リットル、~~4~~4日目以後は約20リットルを目標とする（第2編 第1章 第3節 第3 3.2 (1) 「■一日~~あ~~当たりの給水目標」（p.2-~~53~~65）参照）。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

期間は、原則として7日以内であるが、被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。

(2) 水の確保

発災後は以下により水を確保する。また、今後市が整備する災害用貯水タンクも積極的に活用を図る。

- | | |
|---|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 水道部施設の貯留水市内浄配水場の災害時給水栓・ 耐震性貯水槽（ピアラシティ交流センター）・ 埼玉県警企業局新三郷浄水場からの給水・ 東京都水道局三郷浄水場からの給水・ 耐震性貯水槽（ピアラシティ交流センター） | 災害時給水栓等により、水を確保する。 |
|---|--------------------|

(3) 給水方法

給水は、仮設共用水栓の設置による仮設給水方式と給水容器による運搬給水方式を併用するが、全市的で大規模な被害の場合は長期間の断水が懸念されるので、仮設給水方式での給水を可能な限り拡大する。

① 仮設給水方式

仮設の水栓を設置して給水するものである。設置場所については、災害の都度決定することとする。

② 運搬給水方式

給水タンク、ポリタンク等を運搬して給水するものである。運搬場所は、特別給水拠点 (避難所等) と一般給水拠点 (在宅避難者等) とする。

☐ 特別給水拠点 (避難所等)

- ☐ 医療機関
- ☐ 救護所
- ☐ 避難所
- ☒ ~~特別養護老人ホーム~~
- ☐ その他、ほかに優先して給水する必要がある施設

☐ 一般給水拠点 (在宅避難者等)

~~避難所周辺で駐車、給水スペースの確保でき~~ 特別給水拠点以外で応急給水活動を要する場所

③ 要配慮者への配慮

いずれの給水方式も戸別給水ではないため、特に高齢者や障がい者にとっては水の運搬等が大きな負担となる。そこで、福祉管理班は、給水状況を把握し、必要な場合は、ボランティアや自主防災組織に要配慮者への支援を求める。

12.3 広報

【給水班、総括班、広報班】

給水班は、給水所の設置状況についてまとめた事項を総括班へ広報依頼するとともに指定場所及びその周辺に『給水所』と大書きした掲示物を表示する。

広報班は総括班から広報決定事項を受領し、被災住民に広報活動を行う。

12.4 施設の応急復旧

【水道復旧班】

(1) 応急復旧の実施

水道復旧班は、三郷市指定管工事業協同組合との協定に基づく協力を得て復旧活動を行うほか、必要に応じて関連団体の協力を得て迅速な復旧に努める。

(2) 応急復旧の順位

被災施設の応急復旧順位はおおむね次のとおりとする。

- | |
|---|
| ① 浄水場及び配水場施設、取水施設、導水管
② 配水管施設
③ その他給水管等 |
|---|

(3) 資機材の調達

応急復旧資機材は、市備蓄分のほか、関係機関及び関係業者から調達する。

12.5 応援要請及び受入れ

【総括班、給水班】

被災状況が市の能力を超え、前記の活動の迅速・的確な実施が困難な場合、県企業局災害対策本部、(公社)日本水道協会等に応援要請を行う。

なお、応援の受入れについては、本章 第1節 第7「広域応援要請等」(p.4-34)により、水道施設の復旧については本節 第18 18.1「上水道施設」にて行う。

12.6 災害救助法が適用された場合の費用等

【総括班、給水班】

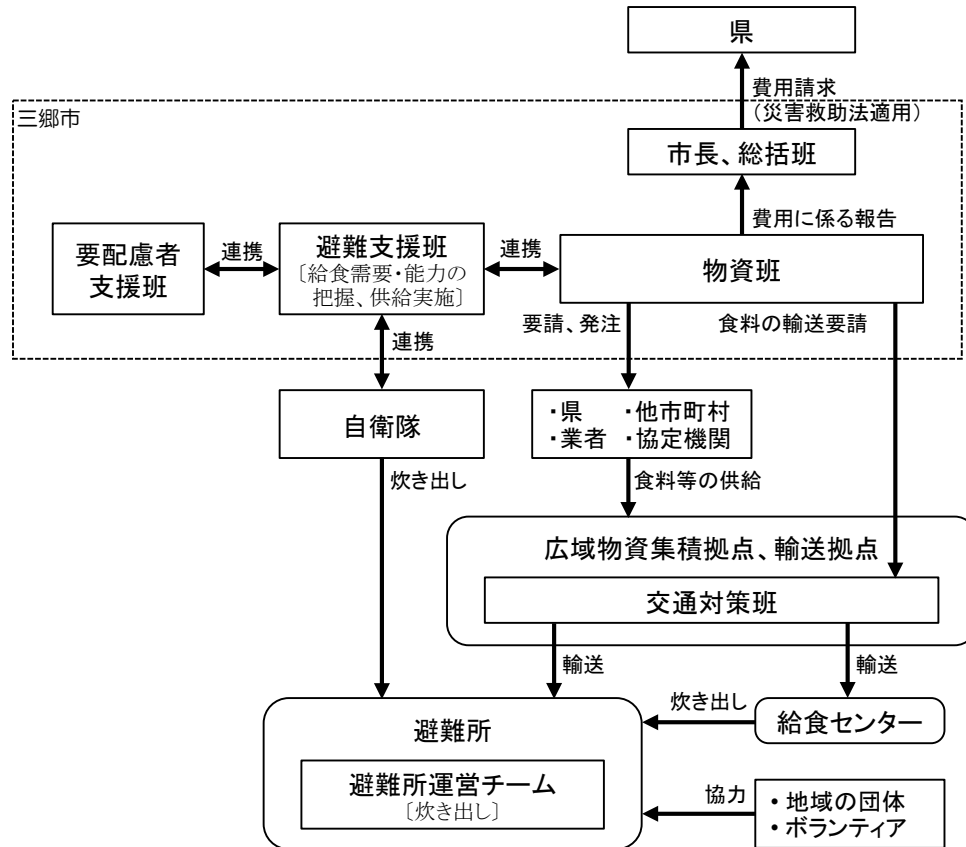
災害救助法が適用され、飲料水の供給を実施する場合、給水班は次の帳簿類を整え総括班に報告する。

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求する。

- | |
|--|
| ○救助実施記録日計票
○給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
○飲料水の供給簿
○飲料水供給のための支払証拠書類 |
|--|

第13 食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保する。



<関係図 食料の供給>

13.1 給食需要及び能力の把握

【避難支援班】

下表を参考に、避難者数、ミルクを必要とする乳児の人数、防災要員数及び給食センターの被害状況、稼働能力等を早期に把握する。

□供給対象者

- 避難所に収容された者
- 住家に被害を受けて炊事のできない者
- 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- 通常の配給機関が一時的にまひし、主食の配給が受けられない者
- 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- 応急活動に従事する者

13.2 給食方針の決定

【避難支援班、要配慮者支援班、物資班】

(1) 実施責任者

被災者に対する炊き出しその他による食料の供給は、市長が行う。

ただし、市で対応が困難な場合は、県災害対策本部統括部物流オペレーションチームに対し、食料品の斡旋要請を行う。

(2) 給食基準

- 食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- 配給品目は米穀を原則とするが、実情等により乾パン及び麦製品とする。
- 知事が定める配給数量は、炊き出しとして配給する場合、被災者1食~~相当~~たり精米 200g以内、応急供給受給者1人1日~~相当~~たり精米 400g以内、災害救助従事者1食~~相当~~たり精米 300g以内である。
- 副食品の数について制限しない。
- 一時縁故先へ避難する者については、3日分以内を現物により支給する。

(3) 給食の方法

- 食料供給機能の停滞により生命の危険がおよぶ可能性のある要配慮者に対し優先的に実施する。
- 各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊き出し及び食料の給与を実施する。
- 速やかに炊き出しが行われるよう給食可能設備を有する施設を調査し、協力を要請し、炊き出し体制の確立を図る。
- 状況により、地域の団体、自衛隊又はボランティア等の協力を得て実施する。
- 野外炊飯に備えて、移動炊飯器による野外炊飯も考慮する。
- 要配慮者に対応した給食方法の検討(軟らかい・きざんだ食事、栄養の考慮等)
- 可能な限りアレルギー表示(アレルギーの原因となる抗原物質の表示)に配慮した食品を選択するとともに、緊急補助治療に使用される医薬品エピペンの備蓄等の配慮を行う。
- 文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮する。

13.3 給食

【物資班、避難支援班、避難所運営チーム、交通対策班】

食料の供給が必要な場合、食料の確保及び輸送は次により行う。

(1) 食料等の調達

① 市備蓄食料の開放

② パン、弁当等の確保

③ 応援協定等に基づく物資調達

他市町村（相互応援協定締結自治体含む）、民間事業者（団体）等に対し、災害時応援協定等に基づき、物資の提供を要請する。

④ 県を通じての食料の調達

上記の手段を講じても、なお物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請する。

⑤ 米穀の調達

市は、被災状況等により、米穀小売販売業者の精米のみでは米穀が不足する場合は、県に米穀の供給を要請することができる。

市は、交通、通信の途絶、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省生産局に対し、「米穀の買入~~れ~~・販売等~~に関する~~基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請することができる。

(2) 食料の輸送

交通対策班は、市で調達した食料及び県から支給を受けた食料について、広域物資集積拠点や輸送拠点から避難所及び被災地等へ輸送する（広域物資集積拠点（三郷市勤労者体育館）、輸送拠点までは原則として県、業者等が輸送する。）

《参考》

市での搬送が不可能な場合は、食品配送のノウハウをもっている業者に委託することも検討する。

(3) 炊き出し

炊き出しによる食事の提供は次により行う。

- ① 給食センターでの炊き出し
- ② 避難所での炊き出し
- ③ 自衛隊の災害派遣による炊き出し

《参考》

◆炊き出し（温かい食事・汁物・サラダの提供）

避難所の弁当や配給食は、「塩辛い」、「油もの」、「肉製品」、「同じ献立の繰り返し」、「冷たい」、「ご飯が硬い」、「野菜・魚の不足」等という傾向がある。被災者の健康維持と精神安定の観点からも、炊き出しについては「簡易キッチンによる避難所での調理」や「食事の献立化」を図り、提供する食事形態の一つとして計画的に位置づけていく。

(4) 食品の配付

災害発生当初は物資の流通が途絶えるため、避難所に収容された避難者だけでなく、在宅の被災者も考慮した食品の配付を行う。なお、食料等の物資が流通し~~はじ~~始めるなど、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。なお、食品は、不特定多数の一般に配布するのではなく、被災者の需要を把握した上で対象者を明確にして配付するのが原則であることに留意する。

13.4 浸水継続時間が長期にわたった場合の食料の供給

【物資班、避難支援班、避難所運営チーム、交通対策班】

浸水が数日から数週間続く等、孤立期間が長期間にわたった場合、避難所や病院及び介護施設や社会福祉施設内等に対し、水、食料等を供給する。

なお、輸送に~~あ~~たり実施が困難な場合は、県（防災航空隊）、自衛隊、消防等に応援を要請するものとし、ヘリコプターによる上空からの投入や搬送用ボート等を活用した供給等、円滑な救援を行う。

13.5 災害救助法が適用された場合の費用等

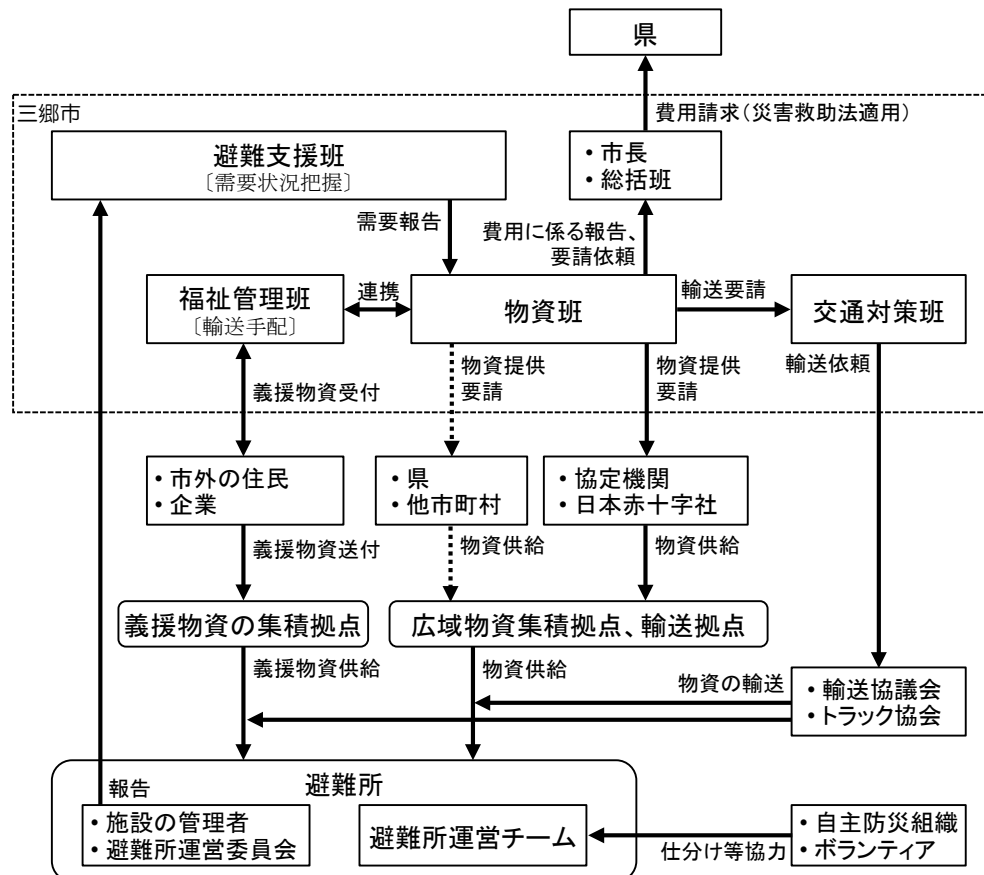
【総括班、物資班】

炊出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できることから、物資班は次の帳簿類を整え総括班に報告する。

- 救助実施記録日計票
- ~~物資~~炊出しその他による食品給与物品受払簿
- ~~物資~~炊出し給与状況
- ~~物資購入関係~~炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類等
- 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

第14 生活必需品等の供給

風水害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を供給する。



＜関係図 生活必需品等の供給＞

1 4.1 生活必需品等の需要の把握

【避難支援班、物資班】

避難支援班は、生活必需品等の需要（品目、数）を避難所となった施設の管理者（避難所運営委員会が設置された場合は避難所運営委員会）から把握し物資班に報告する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

14.2 生活必需品供給方針の決定

【物資班】

(1) 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の策定及び実施は、災害救助法の基準に準じて行う。

災害救助法が適用された場合の被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市が実施する。

(2) 供給する主な生活必需品

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

乳幼児や授乳者、高齢者、障がい者等のニーズに配慮する。

イ 被服、寝具及び身の回り品

- 寝具 … 毛布、タオルケット、布団等
- 外衣 … 洋服、作業衣、子供服等
- 肌着 … シャツ、パンツ等の下着類
- 身の回り品 … タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等

ロ 日用品

- 日用品 … 懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等

ハ 炊事用具及び食器

- 炊事用具品 … 鍋、炊飯器、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等
- 食器 … 茶碗、皿、はし等

ニ 光熱材料

- 光熱材料品 … マッチ、ロウソク、LP ガス等

ホ その他

- その他 … 紙おむつ、生理用品、風邪薬等医薬品、AM/FM ラジオ等

(3) 供給方法

物資班は、生活必需品等供給方法の基本方針を決定する。

生活必需品等の供給方法としては以下の方法が考えられる。

- 市備蓄物資の開放
- 流通物資の確保
- 県を通じての生活必需品等の調達
- 日本赤十字社救援物資の供給
- 他市町村からの調達
- 義援物資の活用

14.3 生活必需品等の確保・輸送

【物資班、総括班、交通対策班、福祉管理班】

生活必需品等の供給が必要な場合、その確保及び輸送は次により行う。

(1) 市備蓄物資の開放

物資班は、市備蓄物資の開放が必要と判断した場合は、備蓄倉庫の開放を行うとともに、交通対策班へ各避難所への輸送を要請する。

交通対策班は、備蓄倉庫から物資を各避難所に輸送する。

その際、協定に基づき、三郷市輸送協議会及び(社)埼玉県トラック協会吉川支部三郷地区の協力を得る。

(2) 流通物資の確保

物資班は、流通物資の確保が必要と判断した場合は、総括班を通して協定に基づき災害時応援協定事業所に対して物資の確保及び避難所への輸送を依頼する。それでもなお不足する場合は、その他の事業所に対して同様の要請を行う。

(3) 県を通じての生活必需品の調達

物資班は、市のみで物資を確保することが困難な場合は、総括班を通して県に対して物資の供給を要請する。

集積拠点は三郷市勤労者体育館とし、集積拠点から避難所への輸送は交通対策班が三郷市輸送協議会及び(社)埼玉県トラック協会吉川支部三郷地区の協力を得て行う。なお、集積拠点での仕分け等については、必要に応じてボランティア及び自主防災組織の協力を得る。

□県を通じて調達が可能な物資

・医薬品	・毛布	・肌着	・タオル	・ロウソク	・簡易トイレ	ほか
------	-----	-----	------	-------	--------	----

(4) 日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資の確保

日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資は、物資班の要請に応じて総括班を通して確保する。

集積拠点及び集積拠点から避難所への輸送方法については「(3) 県を通じての生活必需品の調達」と同様とする。

なお、福祉管理班は、日本赤十字社埼玉県支部から連絡があったときは、適切に物資班に引き継ぐ。

(5) 他市町村からの物資の調達

物資班は、市のみで物資を確保することが困難な場合は、総括班を通して他市町村に対して物資の供給を要請する。

集積拠点及び集積拠点から避難所への輸送方法については「(3) 県を通じての生活必需品の調達」と同様とする。

(6) 義援物資の活用

市外からの義援物資の集積拠点、集積拠点から避難所への輸送方法についても「(3) 県を通じての生活必需品の調達」と同様とする。

(7) 浸水継続時間が長期にわたった場合の救援物資の供給

浸水が数日から数週間続く等、孤立期間が長期間にわたった場合、避難所や病院及び介護施設や社会福祉施設内等に対し、医薬品等、燃料、生活必需品、簡易トイレ等の救援物資を供給する。

なお、輸送に~~あ~~当たり実施が困難な場合は、県（防災航空隊）、自衛隊、消防等に応援を要請するものとし、ヘリコプターによる上空からの投入や搬送用ボート等を活用した供給等、円滑な救援を行う。

14.4 生活必需品等の配分

【避難所運営チーム、避難支援班】

避難所に到着した生活必需品等の配分は、避難所運営チームが避難者、ボランティア等の協力を得て行う。避難所運営委員会が組織されていない場合は、施設管理責任者若しくは、あらかじめ代理者として指定を受けている者が避難支援班と連携し、その職を代行する。

また、生活必需品等の~~供給配分~~は、原則として避難所において行うものとするが、避難支援班は状況に応じて地区民生・児童委員やボランティア等の協力を得て、被災世帯に対しても被害程度及び世帯構成人員に応じて配~~給分~~する。

14.5 災害救助法が適用された場合の費用等

【総括班、物資班】

生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求する。

この場合、物資班は次の帳簿類を整え総括班に報告する。

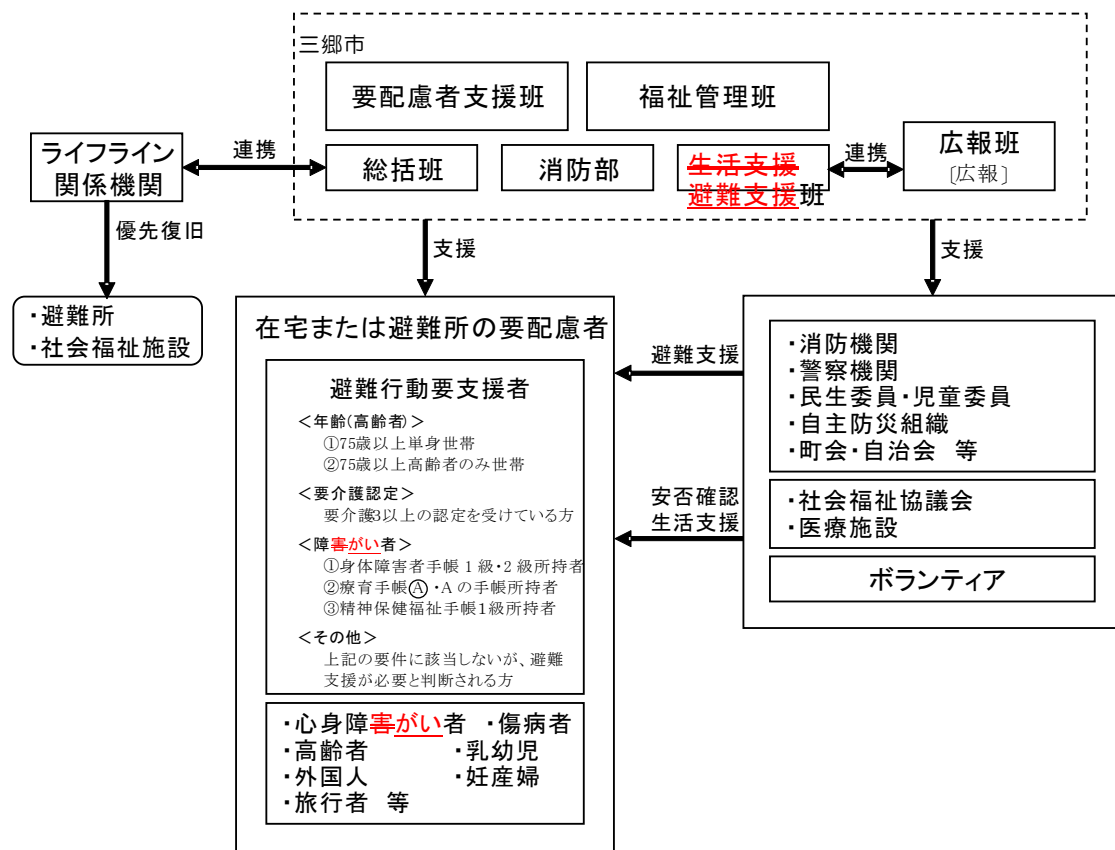
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○救助実施記録日計票○物資受払簿○物資の給与状況○物資購入関係支払証拠書類等○備蓄物資払出証拠書類 |
|--|

第15 要配慮者の安全確保

災害時には、特に、要配慮者については、適切な安全確保の行動をとることは容易ではなく、高い割合で要配慮者が犠牲となり、また、その後の避難生活においても困難が多く、せっかく発災直後に助かった命が、避難生活上の配慮が足りなかったために失われるといった事態も生じた。

これらの教訓を踏まえ、~~また避難情報をより分かりやすくするために~~改正された災対法（~~平成25~~令和3年~~4~~5月）及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府（防災担当）、~~平成25~~令和3年~~8~~5月）、「避難~~勧告等情報の判断・伝達マニュアル作成に関する~~ガイドライン」（内閣府（防災担当）、~~平成26~~令和3年~~9~~5月）、を踏まえ、要配慮者及び避難行動要支援者に対する安全確保のための応急対策を促進する。

市の要配慮者の安全を確保するために必要な施策を以下に示す。



< 関係図 要配慮者の安全確保 >

15.1 高齢者、障がい者等の安全確保

【要配慮者支援班、福祉管理班、総括班、広報班、避難支援班、生活支援班、消防部】

(1) 避難準備情報高齢者等避難等の伝達

市は、避難行動に時間を要する要配慮者に対し避難支援対策と対応した避難準備情報高齢者等避難を発令する。

① 浸水想定区域の在宅の要配慮者への避難情報の伝達

市は、防災行政無線（固定系）のほかサイレン、広報車等を用いて避難準備情報高齢者等避難を伝達する。避難支援等関係者は、避難準備情報高齢者等避難に従い要配慮者に対する避難の支援活動を開始する。

② 浸水想定区域の社会福祉施設の要配慮者への避難情報の伝達

広報班は、浸水想定区域内にある社会福祉施設等の要配慮者利用施設に対して、避難準備情報高齢者等避難等の避難情報を ~~FAX~~ 一斉メール配信サービス等により伝達する。

《参考》

◆避難準備情報高齢者等避難

災害発生の危険性が高まったときに地方自治体が発する「~~避難勧告~~等避難情報」の一つとして、平成17年に「避難準備情報」が新たに加えられた~~情報である~~。その後、平成28年の台風10号による水害で、高齢者施設に情報の意味が正しく伝わらず、適切な避難行動がとられなかったことから、避難を開始する必要性を明確にするため、平成29年1月に「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更した。さらに、令和元年台風第19号令和元年東日本台風による災害の教訓を踏まえて避難情報が改善され、「高齢者等避難」となった。

この情報「高齢者等避難」は、従来の警戒レベル3に当たり、「~~避難勧告指示~~」より前の段階で「~~人的被害の発生の可能性~~災害が発生するおそれがある」と判断された時点に発令され、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）開始を、その他の人々は避難準備を求めるものである。また、高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を抑えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。

(2) 避難行動要支援者等の避難

要配慮者支援班及び福祉管理班は、総括班、生活避難支援班及び消防部と連携し、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び町会・自治会等の避難支援等関係者の協力を得ながら、災害発生時に避難行動要支援者を含む要配慮者を安全に避難させる。

① 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「~~避難勧告等の判断・伝達マニュアル（案）~~」「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）、令和3年5月）を参考に、~~避難準備情報、避難勧告、避難指示情報~~の発令等の判断基準に基づき、災害時において適時適切に発令する。

発令した避難情報が、確実に要配慮者に届き、適切な避難行動に結びつけられるよう、要配慮者の特性に合わせた伝達方法に配慮し伝達する。また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難情報発令後、速やかに、避難支援等関係者に対して、あらかじめ定めた方法により伝達し、支援を促す。

避難行動要支援者名簿等の詳細は、第2編 第1章 第4節 第4 4.2 (1)「避難行動要支援者名簿」(p. 2-~~100~~120)を参照のこと。

② 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者名簿や個別~~支援プラン（個別計画）~~避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

- 避難支援等関係者は、避難行動要支援者及び避難支援等実施者が平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意したときは、当該避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて実施する。
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報及び個別避難計画情報を提供できる。
- 市は、発災時に本人同意の有無に~~かか~~関わらず、緊急に名簿情報及び個別避難計画情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報及び個別避難計画情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
- 避難行動要支援者及び名簿情報並びに個別避難計画情報は、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

③ 避難行動要支援者の安否確認及び救助活動

避難行動要支援者名簿及び個別~~支援プラン（個別計画）~~避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

また、安否確認を行ったが応答がない場合には、現地に最寄りの避難所から人を派遣するなどの必要な支援を行うよう努める。

なお、安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画が悪用されないよう、適切な情報管理を図るために必要な措置を講じる。

④ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の支援が避難所等において、避難支援等関係者から避難場所の責任者へ適切に引き継がれるよう、あらかじめ定めた計画に基づき引き継ぎを行う。

その際、名簿情報及び個別避難計画情報が避難所生活後の生活支援に活用できるよう引き継ぐよう配慮する。

⑤ 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児等、事前に避難行動要支援者名簿に掲載されないが避難に時間と支援が必要となる要配慮者についても、優先的に避難等を実施するなど、安全確保に努める。なお、外国人や旅行者等は、~~避難行動に係る支援は比較的不要であるが、~~日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

⑥ 救助活動の実施

市は、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら在宅の要配慮者を救助する。

⑦ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、あらかじめ定めた計画に基づき、避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ移送する。

(3) 避難生活における要配慮者支援

市は、避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。

① 安否確認の実施

市は、民生委員・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会等の協力を得ながら、要配慮者の安否を確認する。また、保護者のいない児童等の実態把握に努め、関係機関及び地域住民等と協力して、保護、生活支援、心のケア等必要な措置を講ずる。

② 生活救援物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資を調達及び供給する。配付を実施する際には、配付場所や配付時間を一般被災者とは別に設ける。

③ 避難所における要配慮者への配慮

市は、避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供する等、要配慮者の避難について配慮する。

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

市は、職員、民生委員・児童委員、~~ホームヘルパー~~介護職員、保健師などにより、チームを編成して避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員、防犯指導員等を配置若しくは巡回させる。

市は県と協力し、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

□避難所における支援内容

- 要配慮者の要望把握や相談対応のため、福祉・保健担当職員、~~ホームヘルパー~~介護職員、民生委員・児童委員、ボランティア等による定期的なパトロールの実施
- 相談窓口の開設
- インフルエンザや肺炎等による避難者の身体の状態の悪化に的確に対応できるよう、医師、看護師等による巡回診療
- 介助入浴サービスの実施
- 障がい者に対する補装具等の迅速かつ円滑な交付
- 要配慮者に配慮した食事の提供（軟らかい食事、~~粉~~ミルクの提供等）
- 避難住民との調整（孤立化しないようにする）
- 要配慮者に配慮した情報提供体制
- 出入口等の段差の解消、通路の確保、障がい者用トイレの設置

④ 情報提供

市は、在宅や避難所等に避難している要配慮者に対して情報を提供するため、FAXによる情報提供、手話通訳者の派遣による情報提供、音声情報の提供、点字による情報提供等を実施する。

⑤ 相談窓口の開設

福祉管理班は、市役所や公民館等に相談窓口を開設する。

各相談窓口には、職員、福祉関係者、医療関係者等を配置し、総合的な相談に応じる。

⑥ 巡回サービスの実施

職員、民生委員・児童委員、~~ホームヘルパー~~介護職員及び保健師等により巡回班を編成し、要配慮者の状況及びニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

⑦ 受入先の確保及び移送

要配慮者の受入先として、医療施設、社会福祉施設及び福祉避難所等を確保する。また、搬送車両を確保し、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得て移送する。

⑧ 応急仮設住宅入居への優先的配慮

市は、応急仮設住宅入居者の選定に~~あ~~当たって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

(4) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

福祉管理班及び要配慮者支援班は、施設管理者と連携して、災害発生時に避難行動要支援者を安全に避難させる等、社会福祉施設の入所者の安全を確保する。

① 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。

② 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。

また、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

③ 受入先の確保及び移送

福祉管理班は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先確保の支援やそれに伴う入所者の搬送車両を確保等、~~施設入所者の搬送の支援を援助~~する。

④ ライフラインの優先復旧

施設管理者は、避難所、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧について総括班を通じて要請する。

⑤ 巡回サービスの実施

要配慮者支援班は、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した入所者の状況やニーズを把握し、必要な援助を実施する。

(5) 福祉避難所の開設

① 福祉避難所の開設

避難所での生活において特別な配慮を必要とする要配慮者については、必要に応じて「しいのみ学園」、「さつき学園」及び「ワークセンターしいの木」を福祉避難所として開設し保護する。また、「県立三郷特別支援学校」は、避難場所として指定されているが、要配慮者の避難需要が多い場合には福祉避難所として利用する。あわせて、必要に応じて、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

なお、男女のニーズの違いへの配慮等が必要となる福祉避難所についても、男女共同参画の視点に配慮して開設する。

福祉避難所を開設したときは、職員はもとより、要配慮者及びその家族、自主防災組織、地域住民、支援団体等に速やかにその場所等を周知する。

② 福祉避難所担当職員の派遣

福祉避難所を開設した時は、福祉避難所担当職員を派遣する。当面は24時間対応が必要な場合も考えられることから、必ず福祉避難所担当職員の交代要員を確保する。大規模災害発生当初には、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者の協力を得て対応を図る。

③ 生活相談員の派遣及び物資の確保

おおむね10人の要配慮者に1人の生活相談員等を配置する。また、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、パーティション等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材を確保する。

(6) 応急仮設住宅における支援

応急仮設住宅の建設及び入居に関する要配慮者への支援事項を以下に示す。

□ 応急仮設住宅における支援内容

- ☐ 仮設住宅には優先的に入居できるよう配慮する。
- ☐ 要配慮者の仮設住宅は、階段、段差がないバリアフリー構造とする。
- ☐ トイレとの距離が遠くない間取とする。
- ☐ 車いすが使用可能な構造とする。

(7) 在宅の要配慮者への支援

市は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断した場合は、その生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等を適宜提供する。

① 生活支援物資の供給

要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の供給を行う。

② 情報の提供

被災した在宅要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAXや文字放送テレビ、携帯電話の文字メール、市ホームページ等により、情報を随時提供していく。

③ 相談窓口の開設

市役所や公民館等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師及び~~ソーシャルワーカー~~相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

④ 巡回サービスの実施

職員、民生委員・児童委員、~~ホームヘルパー~~介護職員、保健師等によりチームを編成し、在宅で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(8) 応援依頼

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請する。

15.2 外国人の安全確保

【生活避難支援班、広報班】

市は、~~言葉の支障により、災害時の必要な情報を得にくい~~英語での必要な情報を発信等で工夫し、外国人~~に対する~~の安全確保に必要な措置を的確に実施するとともに、外国人の安全確保に必要な措置を的確に実施し、様々な広報媒体の活用により必要な情報を外国語で発信する。

(1) 避難誘導の実施

生活避難支援班は、広報班と協力し、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施するとともに、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する速やかな避難誘導を行うよう努める。

(2) 安否確認の実施

生活避難支援班は、自主防災組織、防災関係組織等の情報を基に、住民登録等を活用し、外国人の安否を確認する。その調査結果を総括班を通じて県に報告する。

(3) 情報提供

広報班は、広報紙、テレビ、ラジオ、ガイドブック、インターネット等を活用し、外国語による情報提供を実施する。また、国際化交流推進員及び語学ボランティア等の協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行により~~より~~生活情報を随時提供する。

(4) 各種相談

生活避難支援班は、相談窓口を開設し、職員や語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人に対して総合的な相談に応じる。

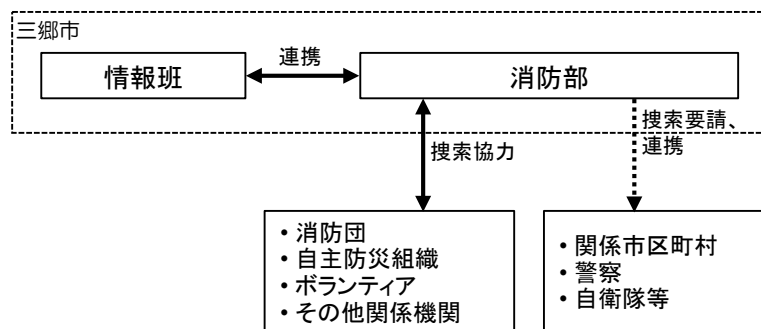
第16 遺体の取扱い

災害により死亡又は現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋・火葬を実施する。

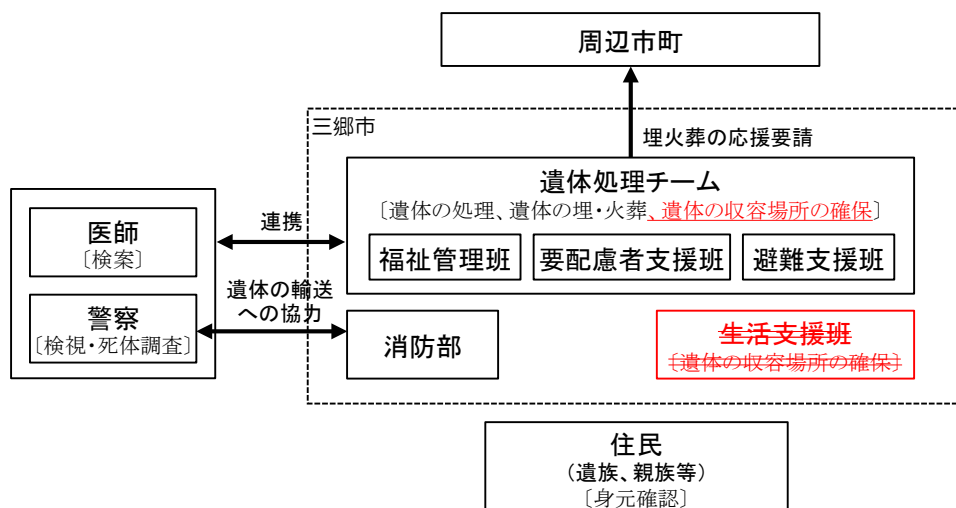
遺体の搜索、処理及び埋・火葬は、以下に示すように市が実施する。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処理についても市が行う。

なお、市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。



<関係図 遺体の搜索>



<関係図 遺体の処理、埋・火葬>

16.1 遺体の搜索

【情報班、消防部】

遺体の搜索は、消防部が消防団等と連携して実施する。

(1) 搜索の依頼、届出の受付

情報班は、所在の確認できない住民等に関する問~~い~~合~~わ~~せや行方不明者の搜索依頼及び届出の受付を以下のとおり実施する。

□搜索の依頼、届出の受付

- 市役所内に「行方不明者相談所」を設置する。
- 行方不明者の詳細情報を聞き取る。
 - ・住所、氏名、年齢、性別、着衣その他の特徴
- 避難所の収容者リスト等を確認する。
- 災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により既に死亡していると推定される者の名簿を作成する。

(2) 搜索対象者

遺体及び災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から考えて、場合によっては死亡していると推定される者とする。

(3) 搜索の方法

市、消防本部（消防団）は、警察、自衛隊等の関係機関と連携を密にし情報把握に努めるとともに、必要な人員・資機材を投入して搜索を行う。その際、自主防災組織やボランティアその他関係機関からも協力を得るものとする。

発見した遺体や、その他事故遺体は、災害発生に伴い開設された遺体安置所に収容する。

(4) 関係市区町村への要請

市のみで搜索が困難であり、近隣市区町の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市区町村に漂着していると思われるときは、漂着が予想される市区町村に対し搜索を要請する。要請に~~あ~~当~~た~~っては、次の事項を明らかにする。

□関係市区町村への要請

- 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- 遺体数及び氏名、性別、容ぼう、特徴、着衣等
- 応援を要請する人員又は船艇、器具等の種別

(5) 費用及び期間

① 費用

災害救助法が適用された場合に支出される費用の基準は、捜索のための機械器具の借上費、修繕費、輸送費及び人件費（当該地域における通常の実費）とする。

② 期間

期間は、原則として、災害の発生の日から10日以内とする。

16.2 遺体の処理

【遺体処理チーム、~~生活支援班~~】

遺体の処理は市が行う。

(1) 実施者

遺体の収容及び処理は、福祉管理班、避難支援班及び要配慮者支援班が遺体処理チーム~~を~~を編成して対応する。

(2) 遺体の届出

市及び関係機関は、災害対応現場から遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行い、検視又は死体調査を受けた後処理を行う。

(3) 遺体の処理

遺体の処理は、次のことに留意して行う。

- 警察による検視又は死体調査及び医師による検案を終えた遺体は、市が県に報告の上、警察、消防等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
- 「遺体処理チーム」は、警察より引き渡しを受けた遺体を洗浄、縫合、消毒等の所定の措置を施し、身元が判明した場合は、遺族、親族に引き渡す。
- 遺体の身体識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋・火葬ができない場合は、遺体収容安置所に一時保存する。
- 生活避難支援班は、遺体の収容場所の確保に協力する。

(4) 身元確認

身元の確認に~~あ~~当たっては、次のことに留意して行う。

□身元確認に~~あ~~当たつての留意事項

- 身元不明者の身元確認には、警察、地元住民の協力を得て行う。
- 身元確認を終えた遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。
また、死体埋火葬許可証を交付する。
- 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査の上引き渡す。

(5) 遺体の収容（安置）・一時保存

遺体の収容・一時保存に~~あ~~当~~た~~っては、次のことに留意して行う。

□遺体の収容等に~~あ~~当~~た~~った際の留意事項

- 身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、斎場に集中安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。
- 遺体処理チームは、死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等を用意する。

(6) 費用及び期間

① 費用

災害救助法が適用された場合に支出される費用の基準については、資料編 資料2-14 「災害救助基準~~—救助の方法、程度、期間等早見表~~」(p. 資料 2-31)を参照のこと。

② 期間

期間は原則として、災害の発生の日から10日以内とする。

16.3 遺体の埋・火葬

【遺体処理チーム~~、福祉管理班~~】

災害の際の死亡者で、本部長が必要と認めた場合、応急的に埋・火葬を行う。

(1) 対象

遺族が被災し、埋・火葬を実施することが困難な場合又は遺族がいない場合。

(2) 費用

① 支給対象

次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。

- 棺（付属品を含む）
- 埋葬又は火葬
- 骨壺又は骨箱

② 支給額

支給できる費用については、資料編 資料2-14 「災害救助基準~~—救助の方法、程度、期間等早見表~~」(p. 資料 2-31)を参照のこと。

(3) 期間

期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

(4) 埋・火葬の手続

事故死等による遺体は、警察により引き渡しを受けた後、埋・火葬する。

身元不明の遺体は、警察、その他関係機関に連絡し、その調査に~~あ~~当たる。この場合の取扱いは「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に準じて行う。

(5) 埋・火葬の方法

埋・火葬は、市が行い、原則として火葬とする。

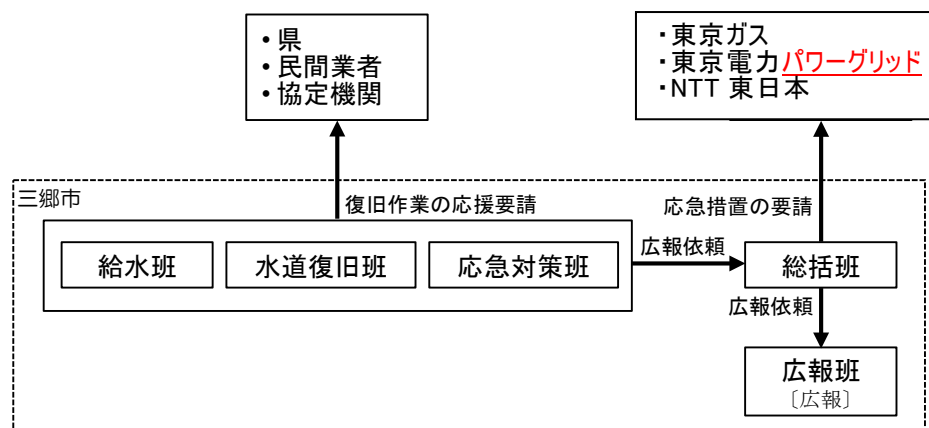
市の火葬能力を超える遺体が発生したときは、周辺市町に応援を要請する。

身元の確認ができない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し身元が判明次第、遺族に引き渡す。

災害応急埋葬場は、法人営墓地の中に所要の地積を確保し埋葬する。

第17 ライフラインの応急対策

ライフライン被害は、都市機能を麻痺させることから、市及びライフライン事業者は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。



＜関係図 ライフラインの応急対策＞

なお、ライフライン施設の応急復旧に当たっては、次の施設の優先復旧に努める。

- ① 病院、救護所等の人命の安全に必要な施設
- ② 首都中枢機能の継続性確保に必要な施設
- ③ ①以外の災害対策本部施設等の災害応急対策関連施設
- ④ 避難所等の民生安定のための施設

17.1 上水道施設

【給水班、水道復旧班、広報班】

災害による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上、市民生活に重大な影響を与える。そのため、水道復旧班は速やかに取水・導配水・浄水施設及び浄水配水施設等、給水装置の応急復旧について対策を講ずる。

(1) 被害状況の調査

上水道施設の被害状況を速やかに調査・点検（動作確認）し、その実態を把握して的確な復旧計画を策定する。この場合調査の結果、設備の故障が想定される発見されたときは、設備メーカーに修繕を要請する。

(2) 二次災害の防止

上水道施設の被害状況の調査結果により、二次災害発生のおそれがある時には、緊急にその対応を講じる。

(23) 技術者及び作業員の確保

協定に基づき、三郷市指定管工事業協同組合へ復旧作業の協力を要請する。また、技術者が不足する場合は、県（企業局）及び（公社）日本水道協会埼玉県支部に応援を要請する。

(34) 宿舍等の手配

復旧作業に従事する要員の宿舍、食料及び寝具等の手配を災害対策本部へ要請する。

(45) 復旧用資材の確保

被害状況調査により復旧用資材の必要量を把握し、備蓄資材の手配と不足資材の発注を行う。また、資材が不足する場合は、関連業者、県（企業局）又は（公社）日本水道協会埼玉県支部に応援の要請をする。

(56) 復旧工事

被害状況、作業の難易度及び復旧用資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ応急工事を実施するが、原則として復旧作業は浄水場施設及び配水場を最優先し、浄水場及び配水場に近い優先度の高い配水管路から復旧工事を行い、6日以内に完了するように努める。

(7) 発災後の緊急措置

災害発生時において河川又は地下水源が汚染されて公衆衛生上問題があり、その供給する水道水が人の健康を害するおそれがある時は、水道法第23条に基づき、給水の緊急停止を行う場合がある。

この時、供給する水道水を使用することが危険であることについて、総括班を通じて広報班へ広報依頼を行い、広報班は適切な広報手段を用いて市民に周知する。

(68) 災害時の広報

給水班及び水道復旧班は、災害時の応急給水、応急復旧対策等の実施状況や活動状

況について広報事項をまとめ、総括班を通じて広報班へ広報依頼を行う。広報班は適切な広報手段を用いて住民等へ広報を行う。

□広報手段と広報事項

- 住民等に対する広報は、広報車による巡回のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請して実施する。
- 主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況 (断水状況・水道水の水質に関する情報等)、応急給水・応急復旧の現状と見通し、拠点・指定給水場の状況等とする。

17.2 下水道施設

【応急対策班、広報班】

風水害により下水道施設が被害を受けた場合、応急対策班は速やかに下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握する。

また、必要に応じて緊急措置を講ずる。

(1) 活動体制

応急復旧は、応急対策班において実施し、必要に応じて民間業者の協力を要請する。

(2) 緊急点検、状況把握

道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占有者など他機関からの情報及び、住民等からの情報、並びに早稲田中継ポンプ場及びマンホールポンプの警報があった場合は、緊急点検を実施する。

点検場所及び点検内容は次のとおりとし、被害の程度はメジャー等での計測等簡易な範囲で把握し、必要に応じ写真撮影、~~スケッチ~~等により記録する。

■緊急点検場所及び点検内容

点検場所	点検内容
中継ポンプ場 マンホールポンプ	- 下水の流入状況の異常（侵入水流量、土砂の流入、石油等危険物の流入）の有無、 - 電気及び機械設備の点検
マンホール	- 下水の流出流入状況の異常（侵入水流量、土砂の流入、石油等危険物の流入）の有無 侵入水異常の有無 - エアーハンマー現象による周辺路面の異常の有無 - マンホール内の異常の有無〔路上からの目視による〕 （管閉塞の有無、侵入水流量、侵入水流量、土砂の流入、石油等危険物の流入の有無）
伏越	マンホール内の異常の有無〔路上からの目視による〕 （管閉塞の有無、下水流下状況、堆積物、ゲート等閉塞、侵入水流量、土砂の流入、石油等危険物の流入）

(3) 緊急措置

緊急措置については、道路、周辺へ与える影響を考慮し、管渠については二次災害の発生を防ぐのに最低限必要な措置、ポンプ場にあつては施設の保護に必要な措置に限定し、早急に実施する。

□緊急措置の内容

- 安全柵、標識等の設置
- 段差部のすり付け
- 通行規制
- 下水道の使用制限
- 高圧洗浄車による管路清掃
- 早稲田中継ポンプ場の浸水防止のため流入ゲート開閉、及び土のう設置
- ~~土のうによる浸水防止（早稲田中継ポンプ場）~~
- その他

(4) 災害時の広報

応急対策班は、公共下水道（污水）の使用制限など、必要に応じて、埼玉県中川下水道事務所等関係機関と連携を図り、下水道施設の被害状況、復旧の状況等について広報事項をまとめ、総括班を通じて広報班へ広報依頼を行う。広報班は、適切な広報手段を用いて住民等に広報を行う。

(5) 応急復旧

被害状況、資機材の確保状況及び緊急度を勘案し応急復旧計画を作成し災害対策本部の承認を得る。計画に基づき応急復旧作業を実施する。

□応急復旧作業の内容

○管路清掃

○ポンプ場の応急補修及び施設保全

○管路施設の応急補修及び補強

17.3 都市ガス施設

【総括班、東京ガス(株)】

災害により都市ガス施設に被害の発生のおそれがあるとき、又は発生した場合において、都市ガス施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合、総括班は東京ガス(株)に通知し、速やかな措置を要請する。

東京ガス(株)が実施すべき応急、復旧対策は、次のとおりである。

(1) 災害応急対策

気象情報、被害情報、ガス施設等被害の状況及び復旧状況等の各情報を巡回点検、社員の出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

ガス供給停止時、復旧作業中等の場合において、その状況に応じた広報活動を行なう。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行なうほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、地方自治体等の関係機関（三郷市災害対策本部）とも必要に応じて連携を図る。

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(2) 災害応急復旧対策

災害復旧には、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

応急の復旧に~~専ら~~当たっては、復旧に従事する者の安全に配慮した上で、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を優先的に行なう。

(3) 災害復旧対策

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行なう。

救急病院、社会福祉施設等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

17.4 電力施設

【総括班、東京電力パワーグリッド(株)】

災害により電力施設に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合において、電力施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合、総括班は東京電力パワーグリッド(株)に通知し、速やかな対応を要請する。

東京電力パワーグリッド(株)が実施すべき応急、復旧対策は、次のとおりである。

(1) 基本方針

災害による電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに電気災害の防止を徹底する。

(2) 応急対策

① 電力供給の維持

電力は社会秩序の維持及び復旧活動に不可欠であるため、災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。

電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに電力供給を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、速やかに連絡する。

また、水害等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

② 要員の確保

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、速やかに要員の確保に努める。

③ 被害状況の把握

災害が発生した場合は、次に掲げる各種情報を迅速かつ的確に収集し、総合的な被害の状況把握に努める。

□一般被害情報等

- ・ 気象及び地象情報
- ・ 一般被害情報
- ・ 停電による主な影響状況
- ・ 地方自治体、消防機関、官公署、報道機関、顧客への対応状況
- ・ その他災害に関する情報（交通情報等）

□東京電力パワーグリッド関連被害情報

- ・ 東京電力パワーグリッドの施設の被害状況
- ・ 復旧資機材、応援隊、食料等の要望
- ・ 人身災害、その他の災害発生状況

(3) 復旧対策

① 復旧計画

各設備等の被害状況を速やかに把握し、復旧計画を策定する。

各設備の復旧順位は、あらかじめ定めたものによることを原則とするが、災害の状況、各設備の被害状況及び復旧の難易を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

② 復旧作業者の標識

復旧作業者は所定の腕章を、また連絡車両、作業車両には、所定の標識・標章を掲示して、東京電力による復旧作業であることを明示する。

③ 復旧応援隊

被害が甚大で自社の工事力では、早期復旧が困難な場合は、~~本店本社~~本部は、他の電力会社等に対し応援要請を行う。

(4) 広報活動

災害が発生した場合は、東京電力~~パワーグリッド~~（株）の広報車等により、感電事故及び電気火災等の防止に関する広報を行う。また、広報事項をまとめ、市災害対策本部総括班を通じて広報班へ広報依頼を行う。広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関等を通じ、電力施設の被害状況及び復旧予定等を迅速かつ適切に広報する。

非常災害が発生した場合は、三郷市の関係機関と必要に応じて連携を図る。

□災害時における広報内容

- ・ 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド事業所に通報すること。
- ・ 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- ・ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること。
- ・ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・ 警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- ・ 地震発生時には使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。
- ・ その他事故防止のため留意すべき事項

17.5 電気通信施設

【総括班、（株）NTT 東日本~~＝関信越埼玉事業部~~】

災害のために、電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生のおそれのあるときにおいて、電気通信設備の防護措置又は災害応急措置を講ずる必要がある場合には、総括班は、（株）NTT 東日本~~＝関信越埼玉事業部~~に通知し、速やかな対応を要請する。

（株）NTT 東日本~~＝関信越埼玉事業部~~が実施すべき応急、復旧対策は、次のとおりである。

(1) 応急対策

① 災害時の活動体制

□災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉~~支店事業部~~に災害対策本部を設置し対応する。

□情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、三郷市対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

② 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

- 重要回線の確保
- 特設公衆電話の設置
- 通信の利用制限
- 災害用伝言ダイヤル等の提供

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

必要なときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

復旧に~~あ~~当~~た~~っては、行政機関、他のライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の~~疎通~~状況、~~及び~~利用制限措置を行った場合は~~の~~措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の~~疎通~~疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及び市ホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳（ふくそう）トーク案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

① 復旧要員計画

被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等からの応援措置を講じる。

被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の発動

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直接連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

④ 通信の輻輳（ふくそう）対策

通信回線の被災等により、通信が輻輳（ふくそう）する場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

⑤ 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

17.6 現地作業調整会議の開催

【給水班、水道復旧班、応急対策班、総括班、東京ガス(株)、東京電力パワーグリッド(株)、(株)NTT東日本 埼玉事業部、県】

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

第18 公共施設等の応急復旧

公共建築物、道路、橋りょう、河川、鉄道等の公共施設が被災した場合は、災害応急対策活動に重大な支障をおよぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実施に万全を図る。

18.1 公共建築物

【財務班、施設対策班】

公共建築物は、災害応急対策の活動拠点等の防災拠点となることから、平時より耐災性を高め、万一被災した場合には、優先的に復旧し、災害応急対策上支障のないよう努める。

(1) 安全性の調査

被災建築物応急危険度判定により建築物の安全性を調査し、二次災害の防止を図り、拠点として使用可能か判断を行う。

(2) 優先復旧

調査の結果、応急措置により使用可能な建築物については、災害応急対策上拠点となるため、優先的に復旧を行う。

(3) 応援協力

財務班、施設対策班は、応急措置を行うに~~ふ~~当たり人員、資機材が不足する場合は、総括班を通じて県災害対策本部に要請を行う。

18.2 道路施設

【応急対策班】

道路施設は、災害応急対策上、消防、救援・救護はもとより、物資、対策要員の輸送施設として重要な役割を果たす。特に、市内には東京外環自動車道、首都高速6号三郷線及び常磐自動車道を結ぶ三郷JCTがあり、自動車専用道路として交通の要所となっている。

そのため、災害応急対策に際しては、自動車専用道路を~~はじ~~始め緊急輸送道路となる道路を優先的に行う。

(1) 自動車専用道路、国道

国道に関しては国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所戸田維持出張所へ、自動車専用道路に関しては、東京外環自動車道及び常磐自動車道の場合は東日本高速道路株式会社関東支社三郷管理事務所へ、首都高速6号三郷線の場合は首都高速道路株式会社~~東京東~~局~~に~~へ通報し、災害応急対策を速やかに実施するよう要請する。

(2) 県道

越谷県土整備事務所~~に~~へ通報し、災害応急対策を速やかに実施するよう要請する。

(3) 市道

① 道路のパトロール、道路被害状況の把握

パトロール等により道路の被害状況を把握し、道路の亀裂・陥没、損壊等の箇所について速やかに応急措置を講ずる。パトロール要員が不足するときは、三郷市建設業協会に応援要請を行う。

被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。

② 応援の要請

指定地方行政機関に対し橋りょう等構造物の危険度を判定できる技術者の派遣を要請する。（災対法 29 条）

③ 応急対策

□基本方針

- 管内道路について災害時活用路線図を作成し、救助活動の円滑な運営に資する。
- 救助活動のための道路及び避難者の通路に~~あ~~当たる道路は、優先的に復旧する。
- 道路に被害を受けた場合には、速やかに県災害対策本部に報告し、直ちに排土作業、盛土作業、~~瀝青乳剤~~アスファルト~~舗~~舗装作業等その他被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。
- 被害の状況により応急措置ができない場合は、所轄警察署等関係機関へ連絡の~~あ~~上~~り~~、通行止め若しくは交通規制の標示等の必要な措置を講ずる。
- 上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置を講じ、事後連絡する。
- 復旧資材、材料に不足が生じたときは、三郷市建設業協会の協力を求めて確保する。

□市道の応急対策

- 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。
- 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。
- 路面やのり面の崩壊については、土のうや杭打等の工法により行う。
- 落下した橋りょう若しくはその危険があると認められた橋りょう又は被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関と連絡の~~あ~~上~~り~~、通行止め若しくは交通規制の標示等の必要な措置を講ずる。

④ 広報

応急対策班は通行不能箇所、迂回路、復旧見込みなどの住民等へ広報を行う事項をまとめ、総括班を通じて広報班へ広報依頼を行う。広報班は、適切な広報手段を用いて住民等に広報を行う。

18.3 河川及び水路

【応急対策班】

市及び関係機関は、災害によって河川治水施設に被害が生じたときは、直ちに応急復旧を実施する。

なお、堤防決壊時の通報は、江戸川河川事務所洪水対策計画書 3-16、~~17~~に基づき江戸川河川事務所並びに江戸川河川事務所三郷出張所に連絡を行う。

(1) 国及び県管理河川

市内を流れる江戸川、中川をはじめとする国及び県管理河川について堤防及び護岸が被害を受けた場合は、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所及び越谷県土整備事務所に通報し、必要に応じ応急措置を講ずる。

(2) 市管理河川

① 河川のパトロール、河川被害状況の把握

応急対策班は、パトロール要員、車両（自転車、オートバイが有効）が不足するときは本部事務室（人事管理担当、総務管理担当）に確保依頼をするとともに、三郷市建設業協会に応援要請を行う。

被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。

② 河川治水施設の災害応急対策（水防活動）

市管理の河川施設である水門、樋管及び排水ポンプ場等が、破損あるいは故障・停電等により運転が不能になった場合は、土のう、矢板等により応急に締切を実施し、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を実施する。

復旧資機材、材料に不足が生じたときは、三郷市建設業協会の協力を求めて確保する。

なお、市管理河川における巡視、被災状況の情報収集、水防活動等については、江戸川河川事務所洪水対策計画書第7章水防巡視情報伝達要領に基づき、適宜江戸川河川事務所へ情報提供を行う。

(3) 広報

応急対策班は、被害箇所、復旧見込み等の住民等へ広報を行う事項をまとめ、総括班を通じて広報班へ広報依頼を行う。

18.4 鉄道

【総括班】

鉄道施設の被災情報を得た場合、総括班は、関係鉄道会社に通報し、災害応急対策の実施を要請する。

関係鉄道会社は、当該路線による輸送が望めない場合は、復旧対策と平行して列車の折り返し運転又は自動車輸送等の対策を講ずる。

18.5 その他の施設

【関係各班】

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

施設利用者等を、あらかじめ定めた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期す。

また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 畜産施設等

~~市長物資班は災害が発生した場合~~、家畜及び畜産施設等の被害状況を「中央家畜保健衛生所」に報告する。

(3) 医療救護活動施設

施設ごとに、あらかじめ策定した計画に基づき、患者等の避難誘導、施設内外の状況把握、通信手段の確保、応急修理及び応急復旧の要請等、患者の生命保護を最重点に対応する。

(4) 社会福祉施設

施設の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。施設独自での復旧が困難である場合は、福祉管理班に連絡し、援助を要請する。

また、被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

《参考》

◆社会福祉施設

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年3月28日政令第84号）」では、老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障~~がい~~害者更生援護施設、~~知的障がい者援護施設、精神障がい者社会復帰施設、社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センターその他これらに類する施設が社会福祉施設として定められている。~~

第19 帰宅困難者への支援

気象の変化が激しい短期間の集中豪雨など予測の難しい水害では、災害により鉄道などの交通網が遮断されて都市機能が麻痺した際に、通勤・通学している多くの者が市内において帰宅困難になることが考えられる。

そのため、市では埼玉県及び東京都を~~はじ~~始めとする関係機関と連携し、以下に示す帰宅困難者への支援を行う。

なお、大規模災害発生後しばらくして移動できるようになり、帰宅困難者等が一斉帰宅を開始した場合、緊急通行車両等の通行に支障をきたすおそれがある。大規模災害発生後72時間は人命救助に注力すべき時期であることから、緊急通行車両等が通行する緊急輸送ルートを確保し、迅速かつ円滑な救助・救急、消火活動等が実施できる環境を整えるために、大規模災害発生後72時間までを目安として、一斉帰宅を抑制する等の対策が必要となる。また、大規模災害発生後72時間を経過した後は、帰宅困難者等が徒歩を基本とした帰宅を開始するため、徒歩帰宅支援を実施し、安全に帰宅できるよう対策を講じる必要がある。

19.1 情報の提供等

【総括班、広報班】

帰宅困難者にとって必要な交通情報や市内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

実施機関	項目	対策内容
県	情報の提供 広報	・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・県ホームページに「災害時用伝言板」を提供、<u>メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供</u> ・<u>緊急速報メールによる発災直後の注意喚起</u>
市	誘導	・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供 ・駅前の大型ビジョンなど、デジタルサイネージを活用した情報提供 ・緊急速報メールによる情報提供 ・駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供
鉄道 機関 事業者	情報の提供 広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供<u>等</u>
(株)NTT 東日本 ＝ 関信越埼玉事業 <u>部</u>	安否確認手 段の提供	・災害時用伝言ダイヤル（171）<u>及び災害用伝言板（web171）のサービス提供</u> ・特設公衆電話の設置等
ラジオ、テレビ等 放送報道機関	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行状況）
<u>携帯電話事業者</u>	<u>安否確認手 段の提供</u>	・<u>災害用伝言板のサービス提供</u>

① 発災直後の情報提供

情報不足からの不安等により一斉帰宅の抑制ができなくなることを防ぐよう、災害の状況や安全の確保及び危険回避のための情報の円滑な提供を図る。

- ・「むやみに帰宅を開始しないこと」のお願い
- ・被害状況に関する情報（震度、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- ・安否確認手段
- ・公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通情報等）
- ・一時滞在施設の開設及び受入~~れ~~状況等に関する情報
- ・支援情報（一時滞在施設の開設状況等）

② 混乱收拾時以降の情報提供

上記に加え、一時滞在施設からの安全な帰宅を促すための情報を提供する。

- ・交通機関の復旧状況
- ・帰宅経路の地図情報及び道路被害
- ・一時滞在施設の運営及び閉鎖に関する情報
- ・帰宅に~~あ~~当~~た~~って注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、帰宅困難者向けの搬送情報等）

なお、情報提供の際は、駅や大型集客施設等、人が滞留し易い施設と連携し、利用者等に対し円滑に情報が伝達されるよう努める。また、大規模災害では、平常時の情報提供手段が機能しなくなるおそれがあるため、効果的に情報提供できる手段を複数構じ、帰宅困難者による混乱の軽減を図る。

19.2 一時滞在施設の開設

【本部事務室（各担当）、避難支援班】

市において帰宅困難者になっている市外から通勤・通学している者に対しても、一時的に安全な避難所に誘導し、食料・飲料水等の提供、道路情報等を提供する。

実施機関	項目	対策内容
市	一時滞在施設の開設、運営	・市有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ・市有施設以外の一時的滞在施設の開設依頼 ・一時滞在施設の開設情報等の収集、提供 ・駅周辺から一時滞在施設への避難路の確保 ・路上で被災した等、行く場所がない帰宅困難者の一時滞在施設への誘導 ・帰宅困難者の一時滞在施設への誘導（駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した誘導）
	飲料水、食料の配付	・一時滞在施設への飲料水、食料の配付、情報提供
一時滞在施設となる施設	一時滞在施設の開設、運営	・一時滞在施設の開設、運営 ・帰宅困難者への飲料水、食料の提供

(1) 一時滞在施設の開設、誘導

駅周辺等に滞留者が発生した場合、混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。その際、可能な限り要配慮者や女性への配慮等を行う。

一時滞在施設を開設したときは、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることを分かりやすく駅等に表示する。また、吉川警察署に協力を要請し、帰宅困難者の集中による混乱を防ぐよう、安全に誘導する。

なお、帰宅困難者が近辺の避難所へ殺到することによる避難所の負担を軽減するため、あらかじめ指定した一時滞在施設に対し、状況に応じ順次開設を要請する。

(2) 飲料水・食料等の備蓄の提供

市は、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。また、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜、一時滞在施設に提供する。

一時滞在施設の開設運営は、避難所の開設運営に準じる。

災害時においては、発災後72時間は人命救助等の対応が優先され、一時滞在施設への職員派遣が困難となることが想定される。一時滞在施設については、連絡体制を整え、通信手段を確保し、行政と連絡を取り合いながら、自助や共助の考えに立ち、施設の職員や帰宅困難者が自ら一時滞在施設を運営することが望ましい。

(3) 一時滞在施設の閉鎖

一時滞在施設の閉鎖に際しては、災害発生後おおむね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること等が、一つの判断材料となる。

市は、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受け入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供する。

(34) 大型集客施設の来客者に対する帰宅抑制の徹底

大型集客施設は、曜日や時間帯による利用者の変動が大きく、営業時間外に発災した場合に、一時滞在施設として機能しないおそれがあり、安定的に一時滞在施設として役割を果たすことが見込めないため、大型集客施設に対しては、発災時には、施設内の客の一斉帰宅の抑制を徹底するよう依頼する。

19.3 帰宅活動への支援

【本部事務室（各担当）】

市外へ通勤・通学し帰宅困難になっている住民等の帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

実施機関	項目	対策内容
県、市	一時休息所の提供要請	・帰宅支援協定に基づく、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用の要請
	代替輸送の提供	・バス輸送の実施 ・マリーナ・船着場（※）を活用して、河川舟運による輸送の実施
	徒歩帰宅者の支援	・帰宅支援ステーションの周知 ・帰宅支援ツールの提供
鉄道機関事業者	一時休息所の提供	・駅施設等の一部を一時休息所として利用 ・トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド(株)	沿道照明の確保	・帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

注）※「船着場」については、国土交通省江戸川河川事務所において整備済の緊急用船着場を活用する。詳しくは、本節 第9 9.4 (3)「船舶輸送」(p.4-~~119~~133)を参照のこと。

(1) 代替輸送の提供

各輸送機関と連携し、代替輸送手段を確保する。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの周知

九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）では、災害時に徒歩で帰宅する人たちのために、一部コンビニエンスストア等やガソリンスタンドと徒歩帰宅者支援の協定（九都県市「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」）を結んでおり、これらの店舗では、トイレ、水道水を利用できるほか、道路交通情報などを入手できる。市は、これらの災害時帰宅支援ステーションを帰宅困難者へ周知する。

帰宅支援ステーションには、店舗の入口にステッカーを貼る、のぼり旗を設置する等、帰宅困難者に分かりやすい工夫を施す。（ステッカーは次ページ参照）

(3) 徒歩帰宅者の支援

発災時は、都県市境等市内要所に帰宅支援マップを提供できるよう情報提供ボックスの設置を検討する。

《第4編 風水害対策計画》 第1章 風水害応急対策計画

第3節 発災初期における災害応急対策活動

第19 帰宅困難者への支援

□災害時帰宅支援ステーション



□防犯・防災協力店セーフティ・ステーション（ガソリンスタンド）



第4節 救援期における災害応急対策活動

本節では、地震災害発生からおおむね3日目以降（救援期）の災害応急対策について定める。

救援期における災害応急対策活動は、被災者の生活支援に必要な応急活動が主体になる。

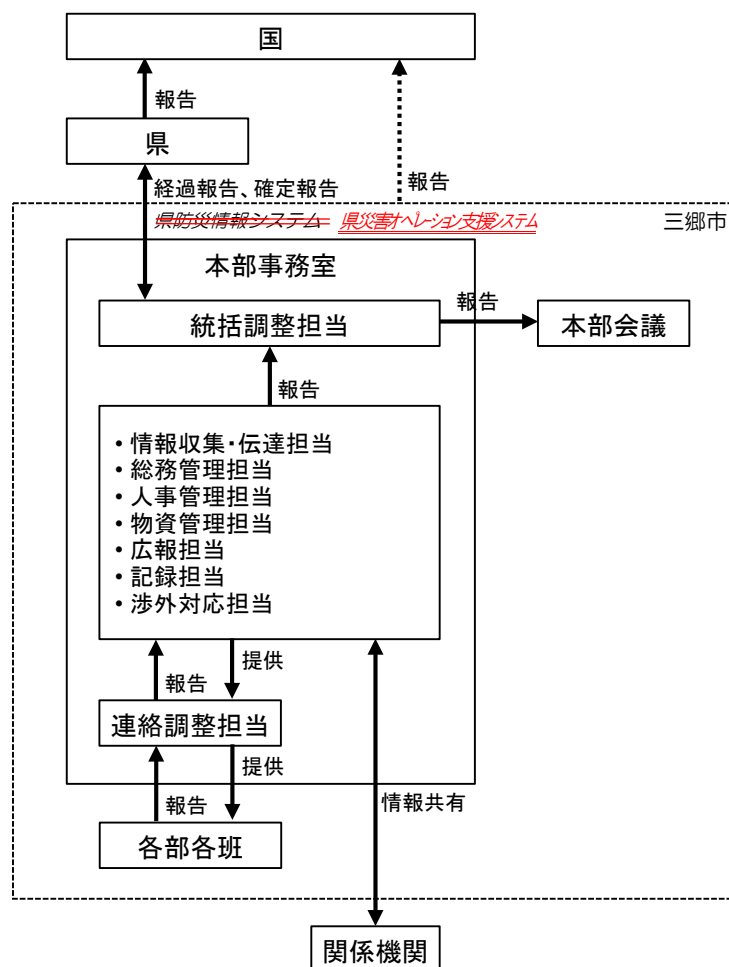
なお、災害の規模によっては、避難所の開設が長期にわたるなどして担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じるリスクが高くなり、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。その際は、本章 第1節 第2「動員配備」(p. 4-18)に基づき交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

救援期における活動項目は以下に示すとおりである。

第1 災害情報の収集・伝達・共有

救援期に入ると、発災時の混乱状況もある程度沈静化していると想定される。

この時期は、これまでに錯綜した災害情報の整理を行うとともに、引続き情報の収集・伝達・共有を強化する。



<関係図 災害情報の収集・伝達・共有（救援期）>

1.1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

【総括班、情報班】

救援期においても、引き続き本章 第3節 第2 2.3 「発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）」（p.4-8799）による経過速報を適時更新し、県（災害対策支部）に報告することにより応援体制の強化を求める。

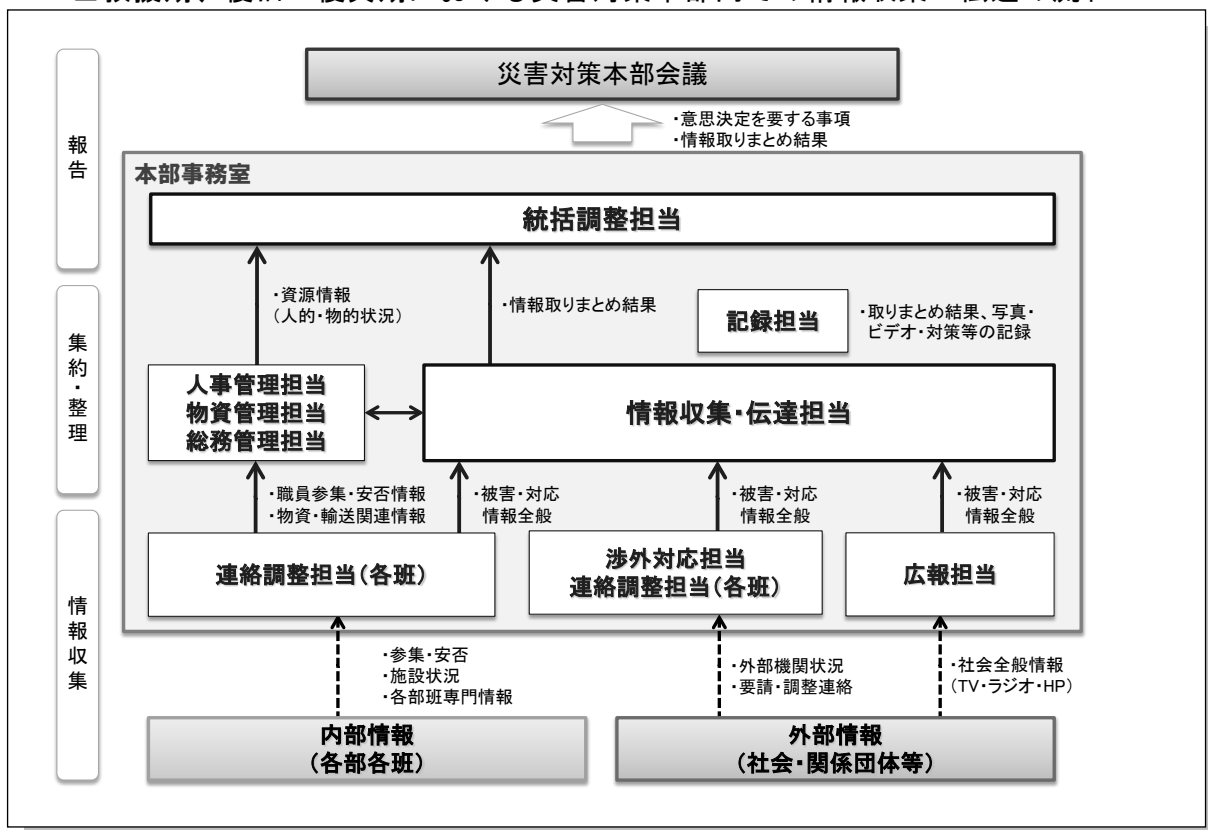
応急対策が終了した場合（災害対策本部を廃止した場合）は、7日以内に確定報告を行う。

1.2 災害情報の共有

【本部事務局（各担当）、各班共通】

救援期においても、引き続き、災害対策本部及び「本部事務局（各担当）」における情報収集と整理を行い、本部会議で定められた方針を内外に伝達する。

■救援期、復旧・復興期における災害対策本部内での情報収集・伝達の流れ



情報班は、各班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図にプロットし、そのコピーを随時各班、関係機関等に回付し情報の共有を図る。

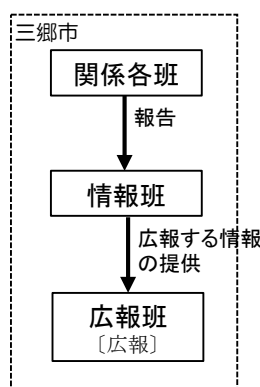
- 避難所の開設地点及び避難人数等
- ヘリポート
- 物資輸送拠点
- ごみの集積所、災害廃棄物の集積地
- 応急仮設住宅の建設地（建設予定地）
- 通行不能地点
- 交通規制地点
- 停電、断水区域
- その他必要な情報

第2 広報広聴活動

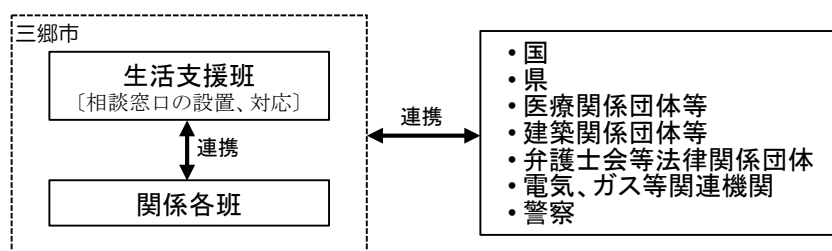
救援期においても、引き続き本章 第3節 第3「広報活動」(p.4-94104)による住民等への広報を積極的に行う。なお、被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供するとともに、市外への避難者に対する広報にも留意する。

広報手段としては、従来の防災行政無線のほか、~~地デジデータ放送~~アラートや、インターネット回線が被害を受けていない場合はTwitter や Facebook などの SNS サービス、市ホームページの活用に努める。特に SNS は、特有の共有・拡散性により、情報の迂回受信（情報拡散によりその情報を必要としている人に到達する）の利益も考えられることから、SNS の特徴を活かした情報発信に努める。

また、被災者からの相談、要望、苦情等、住民等から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部・各班と相互に連携して市役所等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。また、外国人の相談に対応するため、外国語通訳スタッフの配置に努める。



<関係図 広報活動>



<関係図 広聴活動>

2.1 広報活動

【広報班、関係各班】

(1) 広報内容と広報情報の収集機関

広報班は、発災初期の広報内容に加え、次のような情報の提供に留意する。

内 容	収集機関
住宅の確保に関する情報	☐ 住宅対策班
義援金品の配付等に関する情報	☐ 福祉管理班、財務班
災害弔慰金等の支給に関する情報	☐ 福祉管理班
保健衛生に関する情報	☐ 救護班
融資等に関する情報	☐ 物資班
悪徳商法等に関する情報	☐ 物資班

(2) 救援期及びそれ以降の広報内容

市民生活の再開の程度は様々な段階があることから、広報班はそれぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

広報の内容の時間的流れは次のとおりである。

■時間の経過と広報内容

発災後	広報内容
3日～ 1週間程度	災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を、避難所を中心に広報する。 ・電気、ガス、水道等の復旧状況 ・電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報 ・公共交通機関の復旧情報 ・生活の基礎情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報 <u>及び被災者生活再建支援に関する情報、スーパーマーケットやガソリンスタンド等に関する情報等</u>） ・安否情報 ・相談窓口開設の情報
2～3週間目	ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった住民等は通常生活を再開するので、これらの住民等に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。
4週間目以後	避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の住民等が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の住民向け情報を提供する。 ・災害関連の行政施策情報 ・通常の行政サービス情報

(3) 救援期及びそれ以降の広報手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報や市ホームページを利用した広報を中心に、被災者の状況に応じた様々な広報手段を用意し、迅速かつ的

確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

□避難所収容者への広報

- 広報紙、臨時広報紙の配布
- 防災行政無線による伝達
- 広報車による広報
- 掲示板への掲出（広報紙、臨時広報紙、伝達情報等）

□避難所外の住民等への広報

- 公民館等の公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出
- 市ホームページを利用した広報
- 報道機関への情報提供による広報

□市外避難者への広報

FAX ~~サービス~~、インターネット、報道機関への情報提供による広報

2.2 各種相談窓口の設置

【生活支援班、関係各班】

被災者からの要望、相談等の早期解決を図るため、関係各部・各班及び関連機関と協力し、次のような各種相談窓口を設置する。

□相談窓口の設置

- 市役所、公民館等での相談窓口の設置
- 各避難所の巡回相談
- 電話相談窓口の設置
照会、連絡や相談窓口の設置状況等の連絡については、電話及びFAX 等に対応する。
- 他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置
市、県、国等による支援事業についての相談並びに斡旋について実施する。

2.3 相談の内容

【関係各班】

相談の内容は次のとおりとする。

(1) 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は次の項目について実施する。

- ~~災~~災証明書罹災証明書の発行
- 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
- 倒壊家屋の処理
- 住宅の応急修理、仮設住宅の入居、公営住宅の斡旋
- その他生活相談

(2) 事業再建相談

事業再建のための、市、県及び国による支援事業についての相談及び斡旋を行う。
また、県、国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

- 中小企業関係融資
- 農業関係融資
- その他融資制度

(3) 個別専門相談(法律、医療)

① 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て相談を行う。

② 医療相談

心身の健康に係わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て相談を実施する。
特に災害による悲しみや恐怖、不安、ストレス等心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするため、専門のカウンセラーによる電話相談、面接相談を行う。

(4) ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。
電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

(5) 消費生活相談

災害発生直後から、災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導に~~あ~~当たっては、県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

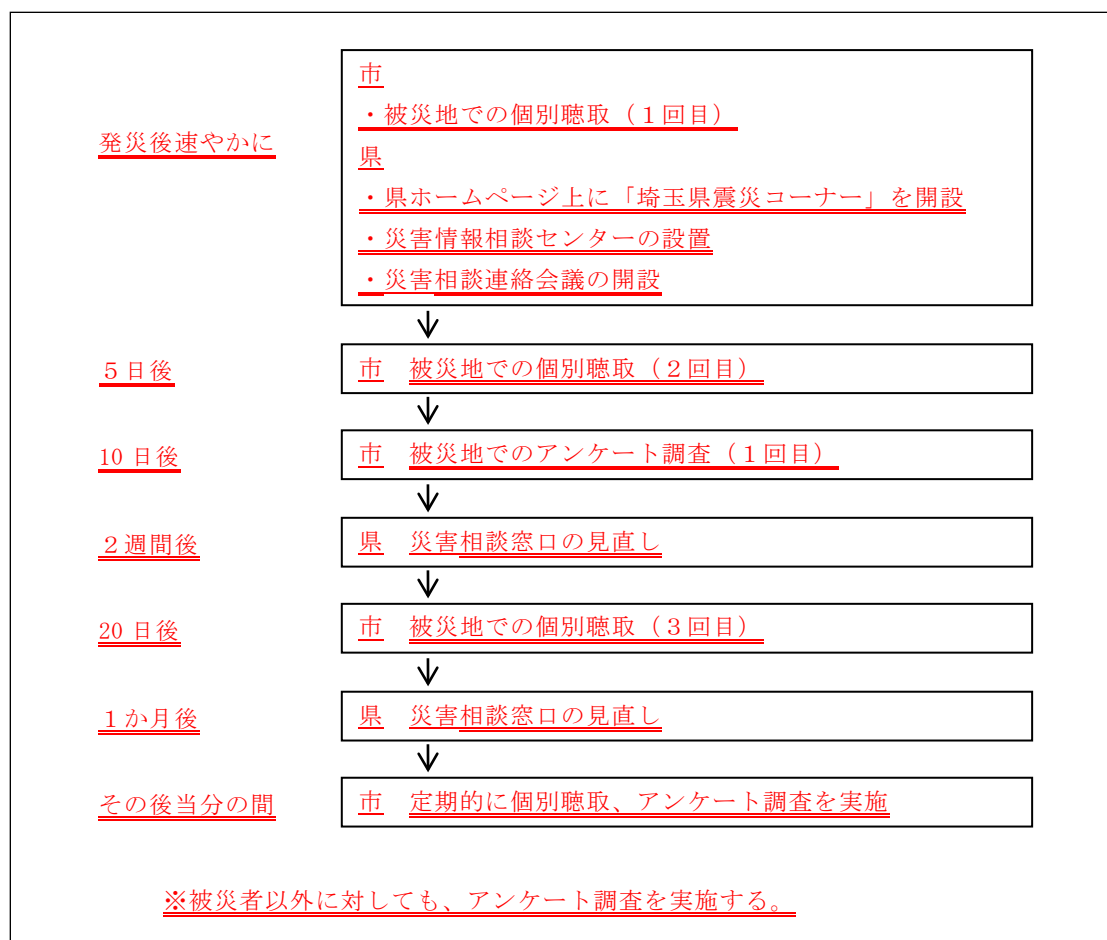
また、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、市の広報紙や報道機関等の広報により、悪質商法への注意を啓発する。

2.4 被災者に対する広聴活動の実施

【生活支援班、関係各班】

個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。

■ 広聴活動の活動手順



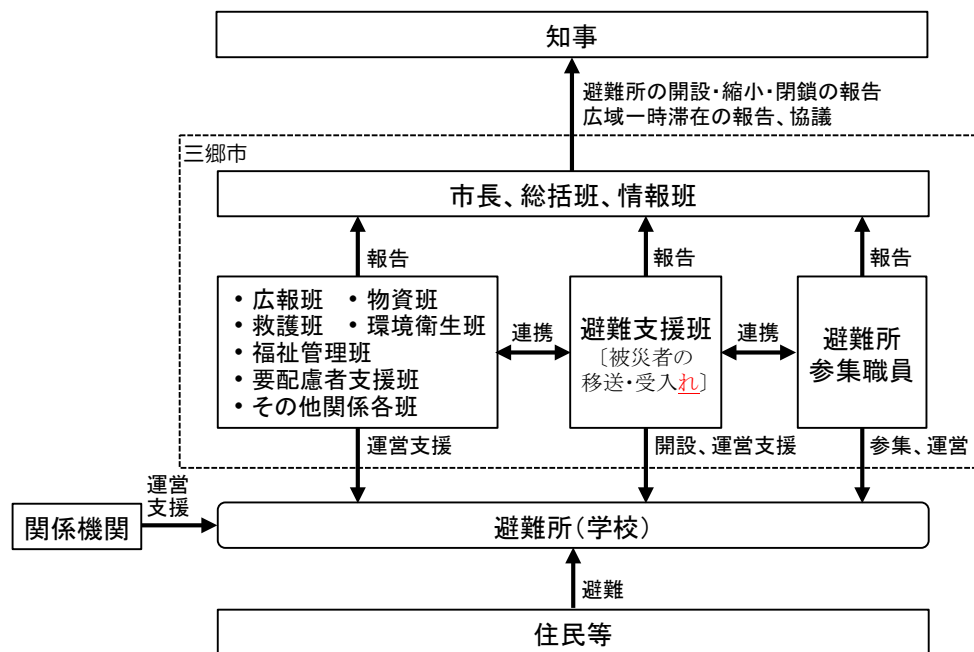
第3 避難所の運営

避難所の運営は、市の職員が中心となり、ボランティアや避難者自身の協力を得ながら実施する。

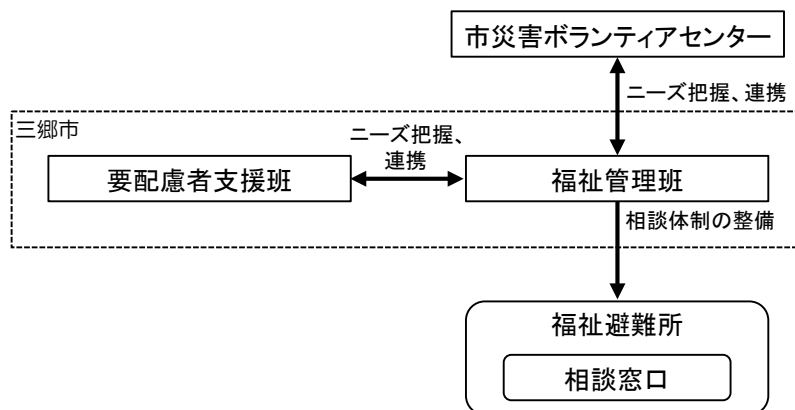
避難所ごとに管理責任者を定める。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。避難所の運営に当たっては、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。

避難所生活が長期に及ぶ場合の避難所の運営について以下に示す。



<関係図 避難所の運営>



<関係図 福祉避難所の運営>

3.1 避難所の運営

【避難支援班、広報班、本部事務室（物資管理担当）】

(1) 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。市内で避難所等の不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

作成した避難者名簿の情報については、災対法第90条の3に基づき作成する被災者台帳に引き継ぎ、継続的な被災者支援に活用する。

(2) 避難所での情報提供（広報）

避難所では、次により情報の提供を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、災害発生からの時間経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供するように努める。

- ①避難支援班は、避難者等と協力して掲示板の設置等広報広聴コーナーを設置する。
- ②広報班、各班及び関係機関は、避難所で広報すべき情報を広報広聴コーナーに届ける（本節 第2「広報広聴活動」（p. 4-~~473~~191）参照）

(3) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給

避難所ごとに集約した食料や生活必需品のうち、そこでの調達が不可能なものについては、本部事務室（物資管理担当）へ要請する。また、到着した食料や物資を受け入れ、配付する。この際、物品の受け払い簿に記入する。

(4) 運営状況の報告

避難支援班は、避難所の運営について毎日正午までに本部事務室（情報収集・伝達担当）に報告する。

(5) 避難所日誌の作成

避難支援班は、避難所の運営記録として、避難所日誌を記録する。

(6) 避難所の開設期間

避難所は、災害がおさまり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅等による生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。

なお、避難所を閉鎖したときは、総括班は、その旨を速やかに県その他関係機関に報告する。

ただし、災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により避難所の開設期間は、7日間とする。また、状況により期間を延長する場合は~~県~~知事の事前承認を受ける必要がある。

(67) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合の避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年 埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求できる。

この場合、避難支援班は次の帳簿類を整え総括班に報告する。

避難所開設に伴う費用は、人件費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費並びに仮設の炊事場及び便所の設置費として、県の基準に準ずる。

- 避難者名簿
- 救助実施記録日計票
- 避難所用物資受払簿
- 避難所設置及び~~収容~~避難生活状況
- 避難所設置に要した支払証拠書類
- 避難所設置に要した物品受払証拠書類

3.2 避難所の標準設備等

【避難支援班】

避難支援班は、避難所の開設が3日以上に及ぶと見込まれる場合には、次表を参考に設備等の充実に努める。各班及び関係機関は、避難~~所~~支援班と連携し避難所の設備や備蓄等の充実を図る。

■特設コーナー		
☐ 広報広聴コーナー ☐ 避難所救護所（保健室等） ☐ 情報連絡室（無線、電話、FAX 等） ☐ 更衣室		
■資機材等		
☐ 寝具 ☐ 簡易シャワー ☐ 常備薬 ☐ 特設・臨時電話 ☐ 炊き出し備品 ☐ 電源設備 ☐ 洗濯機 ☐ 仮設風呂	☐ テレビ、ラジオ ☐ 日用品（タオル、歯ブラシ等） ☐ 扇風機 ☐ 簡易焼却炉 ☐ 暖房機 ☐ 畳・カーペット ☐ パソコン ☐ 間仕切り用パー ティ ション	☐ 被服 ☐ 仮設トイレ ☐ ストープ ☐ 網戸 ☐ 給水タンク ☐ 乾燥機 ☐ 掲示板
■スペース		
☐ 駐車場 ☐ 給水タンク ☐ 資機材置場	☐ 仮設トイレ ☐ 簡易焼却炉	☐ 仮設風呂 ☐ 掲示板

3.3 避難所での医療

【救護班】

救護班は~~三郷~~市医師会と連携をとり、避難所の設置が3日以上に及ぶと見込まれる場合は、必要に応じて、被災者に医療を提供する施設（避難所救護所）を併設する。

避難所救護所を設置しない避難所については、適時医療救護チームを巡回させる。

避難所救護所に配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等避難所及び周辺地域の状況に合わせ適時適切な対応を行う。また、必要に応じ、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

3.4 避難所の生活環境への配慮

【環境衛生班、救護班、避難支援班、福祉管理班、要配慮者支援班】

避難生活の長期化に備えて、以下の対策の実施を検討する。

□避難生活の長期化対策

- 温かい食事、汁物、野菜の提供（炊き出しの実施、自炊支援）
- 入浴対策（仮設風呂・温水シャワーの設置、銭湯情報の提供、障がい者等に対する移動入浴車の巡回等）
- 燃料の確保（ボンベ、コンロの調達）
- 洗濯場、物干し場の確保
- トイレが不足する場合、仮設トイレやマンホールトイレ等の設置管理
- 食品衛生対策（保健所による巡回指導、保管場所・保管器具の充実）
- 心身リフレッシュ対策（避難所でのイベント、行事等）
- 被災者の孤立感を解消し、生きがいや居場所を見出し、心身の健康を確保して
いくため、避難所内に喫茶、足湯、集会所等の交流の場を提供
- 要配慮者への配慮（医療・福祉施設への移送、情報提供、軟らかい食品等）
- 男女のニーズの違いに対する配慮（物資配付、着替え、入浴・トイレ・洗濯・化粧等に配慮したスペース確保、照明や巡回等の防犯対策、DV被害者の避難者情報の保護、相談窓口設置等）
- 防犯対策（パトロール、ガードマンの雇上げ）
- 医療相談、診療（巡回相談、健康チェック・管理等）
- 換気、暑さ・寒さ対策、エコノミークラス症候群・熱中症・フレイル予防、簡易ベッド等の確保
- ボランティア活動に対する支援（活動場所の確保、情報提供等）
- 避難者の要望把握、要望への対応方策の検討（意見集約箱、掲示板等）
- 避難所のグラウンド確保対策（グラウンド以外の場所へ駐車場確保等）

（1）避難所における生活環境の把握

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努めるため、トイレの設置状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（2）衛生

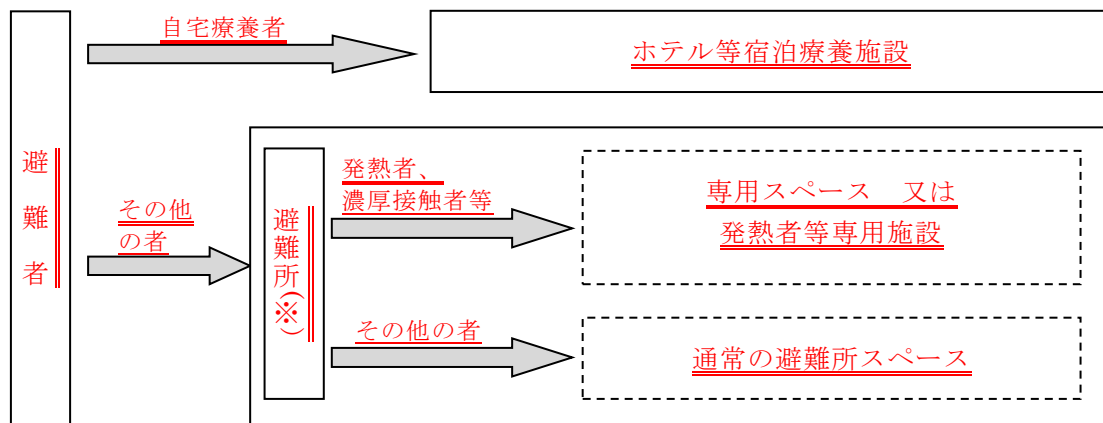
環境衛生班は、避難所におけるごみの分別、出し方、また救護班は食品管理等衛生面での配慮について避難所運営委員会に指導する。また、感染症や食中毒の予防対策として入浴が有効であることから、入浴施設の確保等、被災者の入浴機会を増やすよう努める。

(3) 避難所における感染症対策

新型コロナウイルスを含む感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、総括班と救護班等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

① 健康状態に合わせた避難場所の確保

避難者の健康状態に合わせて、避難者の滞在場所を確保する。



※ 十分なスペースを確保するため指定避難所以外の施設の確保を検討する。

<関係図 健康状態に合わせた避難者の振り分け>

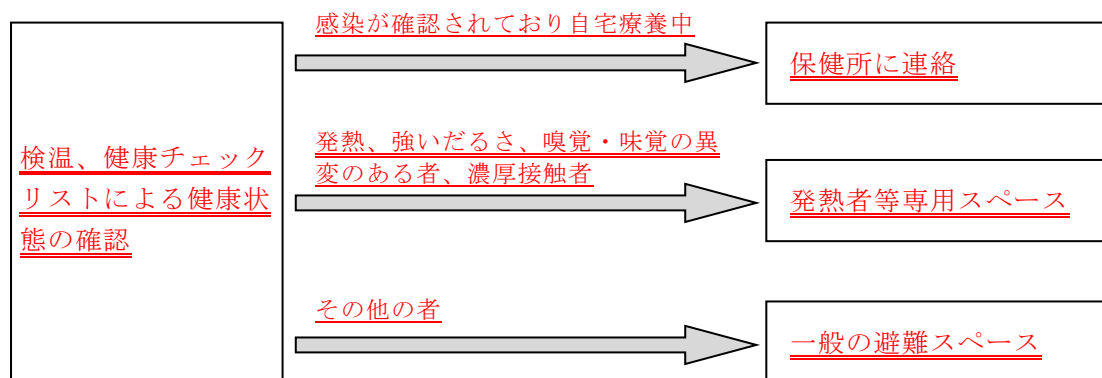
② 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。

また、指定避難所となっている学校施設では空き教室の活用を検討する。

③ 避難所受付時の避難者の健康状態の確認

避難所での避難者の受付時には、避難者の健康状態を確認し、その健康状態に合わせた対応を行う。



<関係図 避難所受付時のフロー>

④ 避難所レイアウトの検討

世帯間でおおむね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

⑤ 避難者の健康管理

避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。

感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

⑥ 発熱者等の専用スペースの確保

発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。

発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切るとともに、こまめに喚起し密閉を避ける。

発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

⑦ 物資・資材

マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

⑧ 自宅療養者の対応

自宅療養者には、事前に管轄の保健所から、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう周知する。

避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

⑨ 住民への周知

広報紙、市ホームページ、SNS等を活用し、以下の事項を住民に周知する。

- | |
|---|
| <u>○安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること</u>
<u>○マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等</u> |
|---|

⑩ 感染症対策

手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。

定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）。

食事時間をずらして密集・密接を避ける。

こまめに喚起し、密閉を避ける。

⑪ 発熱者等の対応

避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。

避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

(24) プライバシー保護

避難支援班及び避難所運営委員会は、避難所でのプライバシーの保護のため、間仕切り等の設営に努める。

また、避難者名簿等を作成・管理する際には、情報管理に十分留意する。特に、DV保護対象者の女性の場合、避難情報が出ることによりトラブルに巻き込まれる懸念があるため、本人の意思を尊重し、慎重に対応するよう配慮する。

そのほか、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難者の個人情報の管理を徹底する。

(35) 防火・防犯

消防本部、警察機関は、避難所での防火・防犯について避難所運営委員会を指導するとともに、必要に応じてパトロールを行う。

(46) 要配慮者のための相談体制

福祉管理班は、要配慮者支援班及び市災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するための相談体制を福祉避難所（本章 第3節 第15 「要配慮者の安全確保」(p. 4-~~442~~157) 参照) 等に必要に応じて整備する。

(57) 要配慮者及び男女のニーズの違い、性的少数者への配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮する。管理責任者を男女共同で配置するなど、女性や要配慮者が運営に参画し、円滑な避難所運営が可能となるよう努める。

また、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置できるよう配慮する。また、要配慮者等のために必要な物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

女性や子どもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室やトイレ、入浴施設、女性専用の物干し場所等の設置場所に配慮するとともに、生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や巡回警備をの実施するなど、による安心・安全の確保に努めるなど、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に~~あ~~当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

さらに、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

□生命・身体に配慮を要する避難者への対応

- ①人工呼吸器等の医療機器を使用しなければならない難病患者・障がい者がいる場合、優先的に非常用発電機を使用できる環境を整備する。
- ②アトピー性皮膚炎の悪化を避けるために避難所の仮設風呂・シャワーを優先的に使用させることや、喘息など呼吸器疾患の悪化を避けるために、避難所内でほこりの少ない場所に避難することなどの配慮を行う。

(68) 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとで、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる。

その他、動物との同伴可能な専用スペースを設置し、共同で運用する等の対応については、避難状況に応じ、避難者同士の同意のもとで、自主的な避難所運営の中で、環境衛生の維持に十分留意しつつ実施する。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うこと、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設の現状復旧の責任を負うことをあらかじめ示しておく。

(79) 在宅被災者への支援避難所外避難者対策

建物の被災を免れ自宅にいることはできるがライフラインの停止等により生活ができない場合や、要配慮者等で避難所での避難生活に適応できず、やむを得ず自宅に戻る場合等、自宅で寝起きしているが避難所にいる避難者と同様の支援が必要な被災者（「在宅被災者」という。）に対し、避難所運営委員会と市職員は協力して、その状況を把握し、避難所にいる避難者と同様、安否情報や支援情報を提供するとともに、食料・水・生活物資の配給を行う。また、地域で見守り、必要な情報や福祉等のサービスを受けられるよう支援する。

特に、一人暮らしの高齢者、要介護者や障がい者（児）のいる家庭など、継続した見守りが必要な在宅被災者に対しては、関係機関等と連携・協力して状況把握に努める。

また、やむを得ず車中等に避難している被災者に対しても同様に状況把握及び支援を行うとともに、特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

3.5 市外への避難、被災者の移送

【総括班、避難支援班】

浸水想定区域外の自治体で避難者を受け入れる避難所を開設した場合、避難支援班は、総括班と協力し移送する。

なお、県は、県内避難所での生活の長期化が見込まれる場合、又は県内での受入れが不可能になった場合は、十分な支援が可能な他の自治体（群馬県、新潟県（「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」に基づく取組）等）での二次受入れを調整することになる。市は、状況に応じて、県に対して受入県との調整を要請する。避難者の移送については、県が受入県と調整し、輸送関係事業者と協力して行われる。

詳細は、本章 第3節 第11 11.2 「広域一時滞在」（p.4-~~129~~144）を参照のこと。

3.6 孤立した避難所への対応

【総括班、避難支援班】

浸水が数日から数週間続く等、孤立期間が長期間にわたった場合、停電や通信の途絶、上水道の停止等に伴い、空調、照明、調理器具等の停止や水洗トイレが使用不可となる等、著しく生活環境が悪化する。また、食料等の備蓄も限られており、健康障害や場合によっては生命の危機も生じる可能性がある。供給する物資等が避難所のニーズと合わない、対応する人員が不足する等の問題も考えられる。

このため、避難所の孤立が長期化すると見込まれる場合、避難者数や病人等の有無等の孤立状況に関する情報を把握し、水、食料、医薬品等、生活必需品、簡易トイレ等の救援物資を上空から投下する等して供給する。

また、病人等に対応するため、医者による往診を行うとともに、優先的に救助すべき対象者を把握し、ヘリ等により救助活動を実施し、医療機関や福祉避難所等への移送を行う。

3.7 普通生活への復帰・避難所の縮小・閉鎖

【避難支援班、総括班】

(1) 避難所の縮小

避難所の多くは学校等の公共施設であり、いずれ本来の業務を再開しなければならない。そのため、市は、復旧対策と連動し、被災家屋の応急対策による避難者の帰宅や仮設住宅への入居による避難生活の早期解消を図り、避難所を縮小していく。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

避難所の統廃合や避難者の自立を促進するために、市は避難所開設当初から確かな情報を基に方針・方向性・指針を打ち出し、それに向けて行政、ボランティア及び被災者が一体となって作業を進めていく。

(2) 避難所の閉鎖

状況に応じて、市災害対策本部の判断により、徐々に避難所を閉鎖していく。

なお、担当の避難所が閉鎖した後の職員の災害対策活動については、市災害対策本部の指示に従うものとし、避難場所担当職員としての職務終了後は、所属する各部・班の災害対策活動又は通常業務に従事するものとする。

(3) 県等への報告

市は、避難所を閉鎖した場合は、速やかに県及び関係機関等に報告する。

□被災者の移動を実施する場合の注意点

- 避難所を閉鎖しほかへの移動を住民に求める場合は、なるべく同一地域内の施設を準備すること。
- 移動先施設の生活環境のレベルを現状以上のものとする。
- 早めに方針を打ち出し、被災者組織と十分に協議すること。
- 行政と住民との信頼関係を保持するために、常に相手の立場に立った対応をすること。

3.8 被災者の受入れ

【避難支援班】

市は、県内外の他の市町村から一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があり、三郷市に被災住民の受入れを要請してきた場合、被災住民を受け入れる。この場合において、市町長は、広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供する。（[災害対策基本法第86条の8](#) [又は同法第86条の9](#) 関連）詳細は、本章 第3節 第11 11.2「広域一時滞在」（p. 4-~~129~~144）を参照のこと。

避難支援班は、本部事務室（統括調整担当）から、他市区町村からの被災者の受入れを指示されたときは、広域一時滞在の用に、受け入れた被災住民に対し避難所を提供するための措置を講じる。

また、災害対策本部は、県災害対策本部から他市町村の被災者の受入れを指示された場合は、県の計画の定めるところにより積極的に協力する。

第4 防疫及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれがある。

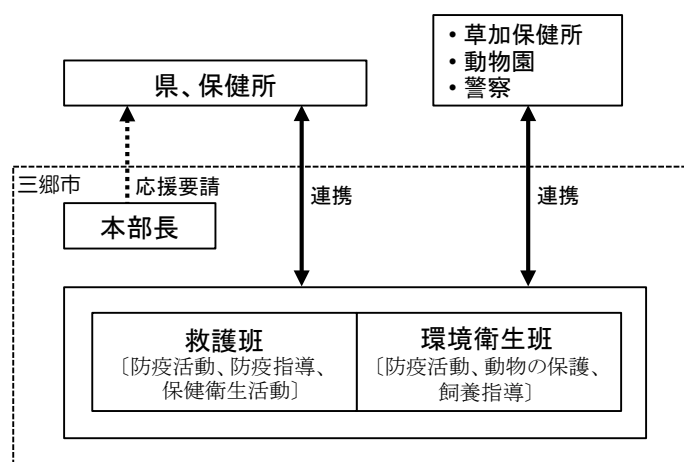
特に、台風や集中豪雨等により中川の水位が一定以上になると、中川水循環センターでは流入ゲートを遮断するため下水道の流下がストップし、市内全域が浸水したときなどは下水の噴出や逆流により汚水混じりの浸水が全域に広がることを予想される。

さらには、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれもある。

水害時には、浸水により下水道からの逆流が生じる可能性があり、下水道が利用できなくなることからトイレ等の汚水処理が困難な状況になって衛生環境が悪化するなど、地震災害とは異なる特有の問題が生じる。さらに、大規模水害時には、大量の汚泥・汚物・有害物質などを含んだ水が拡散するため、広範囲での衛生環境の悪化が懸念される。浸水地域における危険物・有害物の流出や、長期の浸水に伴う衛生環境の悪化による感染症の拡大など、応急・復旧対策活動要員や被災地に復帰した住民の生命・健康を脅かす事態が生じる可能性がある。

これらの事態を踏まえ、市は、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を適切に実施し、速やかに衛生状態を回復させる。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な特定動物に対する保護対策も必要と考えられる。



<関係図 防疫及び保健衛生>

4.1 防疫活動

【救護班、環境衛生班】

水道の断水、汚水の溢水等により感染症が蔓延するおそれがあるときは、被災地の予防措置及び消毒等の防疫活動を実施する。

■被災時の防疫活動

実施主体 活動内容	埼玉県の活動	市の活動
検病疫学調査	○	△
健康診断	○	△
清掃・消毒作業		○
そ族・昆虫の駆除		○
感染症 り災 罹患者の収容	○	△
予防接種	○	△

注) ○：実施主体、△：市が協力

(1) 実施体制

救護班及び環境衛生班は、保健所の指示の基に防疫活動を実施する。

(2) 実施期間

災害発生日から起算しておおむね7日間とするが、被災状況に応じて適宜判断する。

(3) 活動内容

① 消毒・清掃

救護班及び環境衛生班は、感染症が発生し又は発生するおそれのある被災区域を重点区域として、消毒作業及びごみ処理作業を住民の協力の ~~もと~~下実施する。

□消毒・清掃の対象

- 給水給食施設
- 家屋
- 便所
- ごみ集積地、側溝等

□そ族、昆虫等の駆除

環境衛生班は、災害の性質や程度、伝染病のまん延のおそれ等の状況を勘案し、県の指示に基づき、薬剤によるそ族、昆虫等の駆除を選択的かつ重点的に実施する。

② 収容・消毒

救護班は、被災地において感染症 ~~り災~~罹患者又は病原体保有者を確認したときは医師と協力して感染症指定医療機関等へ収容するとともに、患者の家屋付近の消毒活動を行う等の予防措置を講ずる。

なお、医師は直ちに保健所へ報告する。

また、避難所における感染症の予防のため、被災者に防疫指導を行うとともに、伝染病の早期把握に努める。

③ 保健指導

救護班は、以下に示す保健活動を実施する。

□活動内容

- 避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について啓発を行う。
- パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。
また、保健師による訪問衛生相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を実施する。

(4) 県に対する要請

本部長は、市による防疫活動の実施が困難な場合は、県へ要請する。なお、感染症や食中毒の予防対策としては、入浴がたいへん有効であることがこれまでの事例でも明らかになっていることから、入浴施設の確保等、被災者が入浴する機会を十分にもつことができるよう、県に対しても働きかける。

(5) 県が実施する防疫活動への協力

被災状況や感染症の発生状況に応じて、保健所が実施する被災地における検病調査、健康診断、臨時予防接種及び感染症防止対策等の予防措置に協力する。

また、県の防疫用器材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。

4.2 保健衛生活動

【救護班】

救護班は、庁内栄養士等の協力を得て、「埼玉県災害時栄養管理ガイドライン（平成26年3月 埼玉県保健医療部健康長寿課）」に基づき、保健所が実施する食品衛生監視、栄養指導及びメンタルケア対策に協力するとともに、県の保健衛生用器材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。

保健所長が実施する保健衛生活動は次のとおりである。

(1) 食品衛生監視

保健所長救護班は、庁内栄養士等の協力を得て、次の食品衛生監視活動を実施する。

□食品衛生監視活動内容

- 救護食品の監視指導
- 飲料水の簡易検査
- その他食品に起因する被害発生の防止

(2) 栄養指導

保健所長救護班は、庁内栄養士等の協力を得て、次の栄養指導を実施する。

□栄養指導活動内容

- 被災者に対する栄養相談
- 災害時の影響・食生活支援の情報提供

(3) メンタルケア対策

保健所長はメンタルケアを行う活動班を編成し、避難所、応急仮設住宅等への巡回をし、次のメンタルケア対策を実施する。

応急仮設住宅では、引きこもりが課題となりやすいことから、入居者が孤立せず、入居者同士の交流等が図れるように、食事会や健康づくり教室等に利用できる集会施設を設置するとともに、その運営を支援する。特に、中高年男性の引きこもりが問題となることが多いことから、男性が参加しやすいプログラムを実施したり、男性だけの交流の場を設ける。

□精神保健活動内容

- 発症あるいは症状が悪化した精神障がい者の相談
- 精神科医療機関の紹介
- 医療機関等への搬送手段について調整
- 市、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整
- 被災者の精神保健福祉相談

4.3 動物愛護

【環境衛生班】

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

保護された動物の飼い主の特定や避難所におけるトラブルを回避するには、災害時に備え適正に飼養管理を行うなど平時からの飼い主の取り組みが重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。また、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

(1) 被災地域における動物の保護

市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師会、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(2) 避難所における動物の適正な飼養

市は、県、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物の取扱いについては、本節 第3 3.4 (68)「避難者と共に避難した動物の取扱い」(p. 3-181204)を参照のこと。

(3) 情報の交換

県や獣医師会、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、住民等へ提供する。

□被災動物に係る情報の交換

- 市内各所の被害及び避難所での動物飼育状況
- 必要資機材、獣医師の派遣要請
- 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- 県及び他市町への連絡調整及び応援要請

(4) その他

「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物（人に危害を加えるおそれのある危険な動物）等が逸走した場合、市は、草加保健所、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

なお、三郷市内において、特定動物の登録は確認されていない。（「特定動物の飼養状況」埼玉県保健医療部生活衛生課、平成26年3月末現在）

4.4 大規模水害終息後の衛生環境の確保

【救護班、環境衛生班】

市は、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、水洗トイレや下水道が使用できなくなった場合のトイレの確保対策、ゴミ収集対策等、避難所を~~はじ~~始め被災地の衛生環境維持対策を実施する。

大規模水害時には、必要な人材・資機材などが不足することもあることから、県、相互応援協定を締結している市町又は他市町村からの応援等により、消毒液等の薬剤や危険物等の流出時に備えた中和剤や防護ネット等の拡散防止資機材等の確保対策を行う。

大規模水害時の衛生環境の悪化等により、感染症発生による周辺環境への影響が想定される場合には、市自らが消毒液等の薬剤散布を行う必要があるため、実施体制を確保する。

市は、広大な地域で面的に壊滅的な被災が生じたことによる、地域住民の精神面への影響を考慮して、医師による避難所等における往診を行うなど、被災者の心身ケアを行う。

第5 廃棄物対策

広範囲にわたる浸水被害により大量のガレキ等の災害廃棄物が排出される。

また、これら災害廃棄物に加え、廃棄物処理施設などの被災によりごみやし尿などの一般廃棄物の処理も困難になると考えられる。

市は、被災地の住民が生活に支障のないよう清掃、障害物の除去等を迅速に行い、被災地の環境の保全を図る。

なお、災害廃棄物の具体的な処理計画については、「三郷市災害廃棄物処理計画（平成30年3月）」によるものとする。

5.1 災害廃棄物処理

【環境衛生班、住宅対策班】

災害時においては、倒壊家屋等の災害廃棄物が発生するため、環境衛生班は、住宅対策班と連携を図り、廃棄物処理に必要な体制や仮置き場の確保を図る。

(1) 住宅関係障害物の除去

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれたガレキ等の除去とする。

なお、必要に応じて、越谷県土整備事務所に応援要請を行う。

① 活動方針

住宅関係障害物除去に関する活動方針は以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○障害物の除去は、市長が行う。○一時的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。○労力又は機械力が不足する場合は県に要請し、隣接市町からの派遣を求める。○労力又は機械力が相当不足する場合は、三郷市建設業協会からの資機材、労力等の提供を求める。 |
|---|

② 災害救助法を適用した場合の実施基準

ア) 対象

住家に運び込まれたガレキ等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。

- 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
- 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

イ) 対象者の選定

障害物除去対象者の選定は市で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。(選定基準は仮設住宅入居者資格基準の例示を準用する。)

ロ) 期間

災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、市長は、その結果を県へ報告する。

(2) 災害廃棄物の処理

災害時には、災害廃棄物が大量に発生することが予想される。

そのため、市は、以下に示す計画に従い廃棄物処理に必要な体制や仮置場の確保を図る。災害廃棄物処理に当たっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設等の利用を検討する。

① 災害廃棄物発生量の推定

災害時には、倒壊家屋などの大量の災害廃棄物が発生するため、その発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場の確保を図る。

② 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況等を把握した上で、実行計画を策定する。

②③ 処理体制の確保

ア) 実施体制

ガレキ等の災害廃棄物の処理は、原則として次の要領で実施する。

■災害廃棄物の処理要領

対象	処理要領
住宅・建築物系 (個人・中小企業)	原則として建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、市は排出場所を指定し、排出方法について住民等に周知する。
大企業の事業所等	大企業は自己で処理する。
公共施設	施設の管理者において処理する。

イ) 処理の推進と調整

市は、国、県及び関係者と協力して、~~災害廃棄物処理推進協議会を設置し、~~災害

廃棄物の処理状況の把握、搬送ルートや仮置場（~~一時~~次集積場所）及び二次集積場所の確保を図る。

③④ 処理対策

ア) 仮置場の確保

市は、災害廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場を確保するよう努める。

■ 廃棄物仮置場の候補地

名 称	所在地	集積可能面積
番匠免運動公園	番匠免3丁目地先 <u>及び上 口3丁目地先</u>	10,000 m ²
中川 <u>下水処理水循環</u> センタ ー	番匠免3丁目 <u>地先2番2</u>	40,000 m ²
一般廃棄物最終処 <u>理分</u> 場	中央5丁目15-1	12,114 m ²

※番匠免運動公園は、災害急性期や自衛隊の宿営、ヘリの活動がある時期は極力避けること。

イ) 災害廃棄物の処分方法

~~環境衛生班は、~~災害廃棄物 ~~の~~ はリサイクルを考慮して、可能な限り現場において分別し、仮置場に搬入する。その後、分別した種類ごとに、最終処理を実施する。

■ 分別処理の方法

区分	処理方法
木質系廃棄物	木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。
コンクリート系廃棄物	コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

□ 最終処理方法

- 可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物は中間処理（焼却可能な形状にする）の うえ 焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している市町村に処分を要請する。
- 不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。

ウ) 費用の負担

市長は、災害の規模や状況によっては、~~り災者~~罹災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対して公費負担の措置を要請する。

⑤ ボランティア、NPOと連携した災害廃棄物処理

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

⑥ 思い出の品等の処置

位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）が仮置場で発見された場合は、可能な限り分別及び洗浄を実施し、台帳を作成した上で保管し、所有者に返却できるよう広報を行う。

有価物（現金、株券、金券、商品券、貴金属等）を発見した場合は、発見日時・発見場所・発見者氏名を記載して保管し、その日ごとに市職員が警察署に届ける等、警察との連携を図る。

⑦ 損壊家屋の解体

倒壊家屋等は私有財産であるため、その処分についても原則として所有者が実施することとなるが、通行上支障がある場合や倒壊の危険性のある場合については、所有者の意思を確認した上で、適切な対応を行うものとする。

本市が解体・撤去を行う場合は、建設部局及び解体業者と連携し、仮置場の逼迫状況を確認しながら計画的に実施する。また、解体・撤去においては、事前に石綿含有調査等を実施し、石綿等による汚染を防ぐものとする。

⑧ 環境モニタリングの実施

仮置場周辺の地域住民の生活環境へ影響を防止し、また、災害廃棄物処理現場における労働災害を防止することを目的として、環境モニタリングを実施する。

環境モニタリングで得た結果については、適時公表する。

(3) 適正処理が困難な廃棄物の処理

アスベストや PCB 等適正処理が困難な廃棄物による環境汚染の防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

① 適正処理が困難な廃棄物の処理方針

- 産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。
- 一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、災害発生時に排出の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法を住民に広報する。また、相談窓口を設け、平常時の対応と同様に業者への引取り依頼などの適切な方法を指導する。不法投棄等で市が適正に処理することが困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。仮置場に危険物・有害廃棄物が搬入された場合は、分別して風雨にさらされないよう適切に保管し、専門機関・専門処理業者へ処理を委託する。

② 適正処理が困難な廃棄物の処理

災害時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物に対しては、~~次の対策を講じる。~~各品目に応じて、適切な収集・処理を行う。

なお、詳細については、「三郷市災害廃棄物処理計画（平成30年3月）によるものとする。

~~□アスベスト~~

~~アスベスト（石綿）は、その優れた特性から昭和30年～40年代に建てられた鉄骨造建築物の耐火被覆材などとして使用されてきたが、現在は、その危険性から使用は原則禁止されているものの、建築材料として現在も多くの既存建築物等に存在している。~~

~~アスベストを使用した建築物の解体撤去は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省 水・大気環境局大気環境課 平成10年8月）及び「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」（環境省水・大気環境局大気環境課 平成26年6月）に準じて、アスベストの飛散防止措置を講ずる。~~

~~アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」（環境省大臣官房廃棄物リサイクル部平成23年3月）に準じて、密閉、飛散防止等適切な措置を講じて行う。~~

~~□PCB~~

~~コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に1950年頃から使用されはじめ、1972年頃まで生産されていたが、慢性毒性があり1974年に法律により製造・輸入が禁止された。~~

~~一般家庭から粗大ごみとして排出されるPCBを含む家電製品は、市が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼する。~~

5.2 家庭ごみ及びし尿の処理

【環境衛生班、住宅対策班】

災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。

このため、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

(1) ごみ処理

災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、通常のごみと倒壊家屋等の廃棄物類と分別して排出させ、ごみの排出場所を分ける等の措置を講ずる。

なお、市の処理能力を超えるごみが排出された場合は、県、相互応援協定を締結している市町及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

① 施設の応急措置

災害発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況、ごみ集積場の被害調査等を実施し、必要な応急措置を講ずる。

② ごみ収集の方法

□ごみの収集計画の広報

ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集の計画等を住民等に対して防災行政無線を用いて広報するとともに、地区自治会又は報道機関を通じ、協力を呼び掛ける。

□腐敗性の高いごみ

腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。

□ごみの分別

ごみの分別は、適正処理できるよう分別する。なお、分別収集に~~あ~~当^たっては、適切な広報により、住民等に分別排出を呼び掛ける。

□夜間の収集

道路交通の状況によっては、関係機関と協議の~~うえ~~^上、夜間のごみの収集も検討する。

□避難所のごみ対策

避難所では、保健衛生面から毎日収集等を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的に大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

③ ごみの仮置場

住宅対策班と連携を図り、処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、仮置場を確保するよう努める。

④ ごみの処理・処分

□ごみの処理施設での処理

ごみの処理施設が受入~~不~~可能となった時点から、仮置場に一時的に集積したごみを含め、処理施設に搬入し、順次処理・処分する。

□ごみ処理の要請

市長は、処理しきれないほど多量のごみが排出された場合、あるいはごみの処理施設が被害を受け稼働しない場合、県、相互応援協定を締結している市町及び民間の廃棄物処理業者等へ、ごみの処理を要請する。

(2) し尿処理

災害時には、電気・水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などにより、し尿の適正処理が不可能となることが予想されることから、緊急時におけるし尿の適正な処理を迅速かつ的確に実施する。

① 実施体制

災害時のし尿収集が市の処理能力を超える場合は、近隣市町及び県へ応援を要請する。

② 施設の応急措置

発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

③ 収集方法

被災地域の状況に応じて市の委託及び許可業者と緊密な連絡を図り、避難所など被災集中地区を重点的に処理する。

④ 処理等の方法

収集したし尿は、下記の処理場において処理するが、処理場が被害を受け処理ができなくなった場合は、市長は、近隣市町等及び県に処理の応援を要請する。

■し尿処理施設

名称	所在地	電話
東埼玉資源環境組合第二工場	草加市柿木 107-1	048-936-1251

⑤ 仮設トイレの設置・管理

□避難所への仮設トイレの設置

被害状況、避難者数及び水洗トイレの使用の可否等について、避難所の状況を判断し、応急仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすることが望ましい。また、ユニバーサルデザインのトイレを最低でも1つは設置するよう検討する。

避難所のトイレは大勢の人が使用するため、普段以上に衛生面の配慮を行う。

□在宅者のための仮設トイレの設置

ライフラインの被害により、水洗トイレが使用不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、既設の公衆便所と併せてし尿を処理する。

⑥ 仮設トイレの調達

市が備蓄している仮設トイレが不足したときは、仮設トイレの調達を次の要領で実施する。

□流通在庫の調達

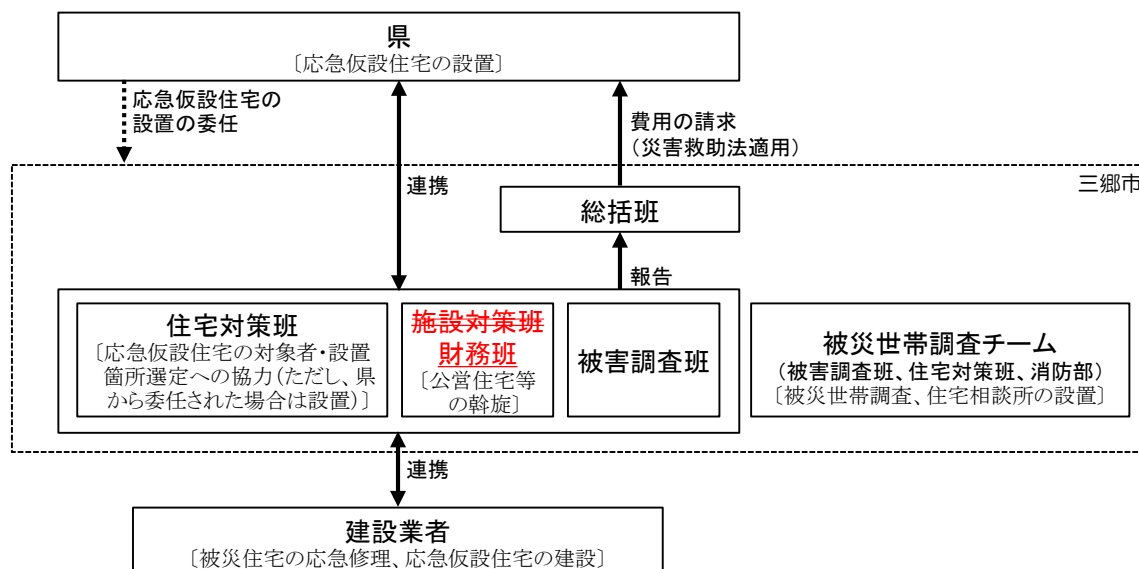
仮設トイレの流通在庫を関係業者から調達する。

□県及び隣接市町等への要請

県及び相互応援協定を締結している隣接市町等へ、備蓄してある仮設トイレの借上げを要請する。

第6 住宅の修理、応急仮設住宅の建設等

大規模な風水害により住宅が流出又は破損することが予想され、その場合、自らの資力で早急に住宅の再建あるいは応急修理ができないり災者に対し、応急仮設住宅の設置などによる住宅の~~給与~~供与を講ずるとともに、被災住宅の応急修理を実施するなど居住の安定を図る。



＜関係図 住宅の修理、応急仮設住宅の建設等＞

6.1 住宅ニーズの把握

【被害調査班、住宅対策班、消防部】

(1) 被災世帯調査チームの設置

一元的に被災家屋の状況を把握し、住宅ニーズを的確に把握するため、発災から3日目を目途に被災世帯調査チームを設置する。被災世帯調査チームは、被害調査班、住宅対策班、及び消防部が担当者を派遣して構成する。

チームの規模は、災害の状況によって災害ごとに本部事務室長が決める。

□被災世帯調査チームの構成

被害調査班、住宅対策班、消防部

(2) 被災世帯調査チームの活動

① 被災世帯調査

被災世帯調査チームは、チームを編成して被災世帯調査を実施し、市内の被害状況を把握する。

② 住宅相談所の開設

被災世帯調査チームは、必要に応じて住宅相談所を市役所本庁舎、避難所等に開設し、被災者の住宅ニーズの把握に努める。

③ 住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設等への反映

次項 6.2 「被災住宅の応急修理」以下に定める住宅対策に①、②で把握した情報を反映させる。

6.2 被災住宅の応急修理

【総括班、住宅対策班、~~被害調査班~~】

災害のため住家が中規模半壊、半焼~~又は~~半壊、若しくは準半壊の被害を受けし、自己の資力で応急修理のできない者~~又は~~、大規模半壊の被害を受けた者に対して居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対し必要最小限の応急修理をする。

(1) 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は県が行い、市はこれに協力する。

(2) 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が中規模半壊、半焼、半壊、若しくは準半壊の被害を受けし、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で自己の資力では、応急修理をすることができない者~~又は~~、大規模半壊の被害を受けた者とする。

(3) 修理の基準

修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に対し、最小限の応急措置を行う。

(4) 修理の方法

住宅の応急修理を実施することが決定した場合、市は、被災者に対して応急修理を周知し申込書の受付を行い、応急修理工事等を手配する。

(5) 修理の時期

災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に修理できない場合は、~~県~~知事を通じ、内閣総理大臣の承認を受け必要最小限度の期間を延長することができる。

(6) 修理の際の留意事項

- 住宅の応急修理は、大工あるいは技術者が実施する。被災者本人に現金や木材等を支給して応急修理を行わせることはない。
- 応急修理の対象となる住家の選定は、特に慎重に行い、真に法による修理を実施する以外に修理の方法のない者を充分調査の上決定する。
- 応急修理の対象範囲は、①屋根・柱・床・外壁・基礎等、②ドア・窓等の外部に面する開口部、③上下水道・電気・ガス等の配管・配線、④便器・浴槽等の衛生設備の優先順とする。(内装は原則対象外。家具設備も対象外。)
- 応急修理の対象数の算定は、世帯をもって行う。ただし、同一住家に2以上の世帯が同居している場合は、これを1世帯として取り扱う。
- 市は、住家の応急修理を実施する場合には、その責任者を定め、次の帳簿類を整備、保管しておく。

□帳簿類一覧

- 救助実施記録日計票
- 住宅の応急修理記録簿
- 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- 住宅の応急修理関係支払証拠書類

(7) 修理住宅の選定

県が修理住宅の選定を行う場合、住宅対策班及び被害調査班において被害程度の調査その他選定に協力する。

(8) 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求できる。

6.3 応急仮設住宅の設置

【住宅対策班】

(1) 仮設住宅の建設

災害のため住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者~~又は応急修理をすることができない者~~について、応急仮設住宅を設置し又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護の万全を期する。

① 実施責任者

応急仮設住宅の設置~~及び被害家屋の応急修理の実施~~は市長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は、原則的に知事の責任において実施する。

また、知事が直接設置することが困難な場合には、市にその建築を委任することがある。委任を受けた市は、その請負契約書、設計及び代金支払い証明書等を整理し保管する。

② 設置戸数

応急仮設住宅の設置戸数は、原則として次のとおりとする。

□仮設住宅の設置戸数

全焼、全壊又は滅失戸数の3割以内

③ 設置場所

仮設住宅の設置場所は、市有地とするが、状況により私有地に設置する場合は、所有者と市との間で賃貸借契約を締結する。

□場所の条件

- 飲料水が得やすく、保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 居住地域と隔離していない場所
- 工事車両のアクセスしやすい場所
- 既存生活利便施設が近い場所
- 造成工事の必要性が低い場所

④ 建物の構造及び規模

災害応急仮設住宅建築工事設計書を作成する。

建物の構造、規模、設置予定数及び単位並びに建設完了予定日数、供与期間等は、災害救助法を適用した場合に準じて行う。

なお、仮設住宅を建設する際には、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮する。

□仮設住宅の設置基準

- 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工する。
- 供与期間は、2年以内とする。
- 建物の形式は、軽量鉄骨組立式とする。

⑤ 建設工事

応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。

ただし、状況に応じ、市長が委任を受けて建設することができる。

また、県及び市は応急仮設住宅の建設及び業者の選定等に~~相当~~たっては、県が応急仮設住宅の建設に関する協定をあらかじめ締結している一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、埼玉県住まいづくり協議会等と連絡調整を行い、応急仮設住宅建設のための資材調達が進むよう努める。

~~なお、市が実施する被災住宅の応急修理について資材不足が発生した場合、県に対し、資材調達への協力を要請する。~~

(2) 仮設住宅の入居

仮設住宅への入居者の選定については、住民の不公平感のないように努める。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、入居に際して要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

□入居者の選定基準

- 住家が全焼、全壊又は滅失した者であること。
- 住居する家がない者であること。
- 自らの資力では、住家を確保することができない者であること。
 - ・生活保護法の被保護者及び要配慮者
 - ・特定の資産のない高齢者、障がい者等
 - ・上記に準ずる者

(3) 仮設住宅の管理

仮設住宅での生活が長期化すると、生活環境における住民の種々の不満が発生する。

そのため、住宅対策班は、情報班と協力して入居者相談窓口等を設置し、住民の仮設住宅での生活環境の向上に努める。

(4) 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合で、その設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法~~＝~~及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市が県に請求できる。

6.4 公営住宅等の斡旋

【施設対策財務班】

住宅が滅失した被災者に対し、市営~~公営~~住宅の空き部屋を仮住宅として提供し、不足する場合は県下の公営住宅を対象とし、県に提供を要請する。

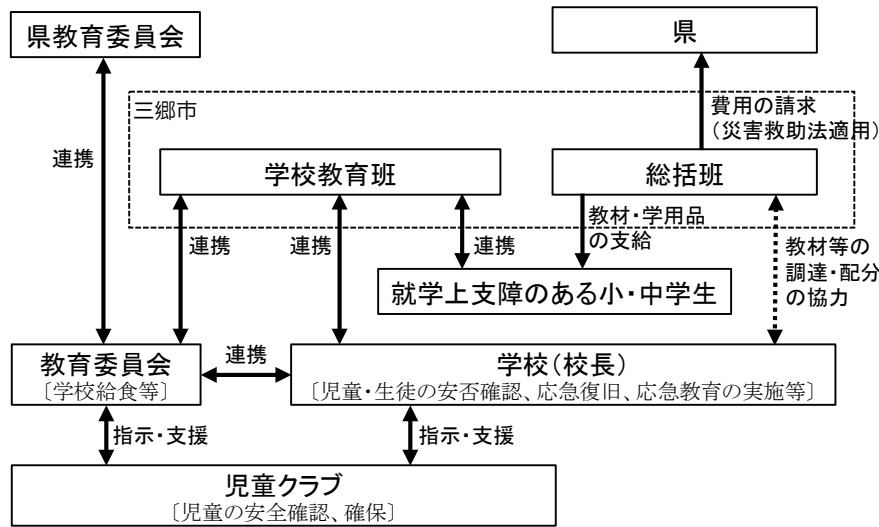
~~民間の賃貸住宅への入居を希望に対しては、物件情報を提供する。~~

第7 文教・保育対策

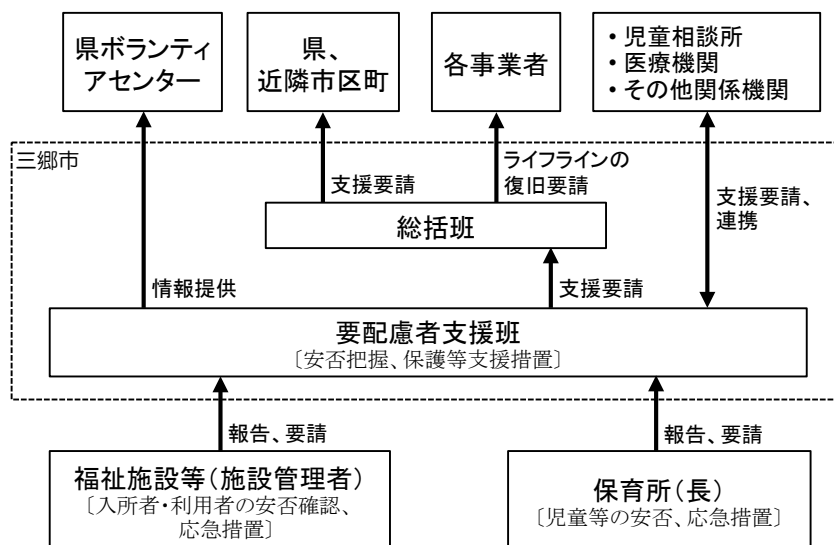
災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、学校教育班及び私立学校設置者、並びに要配慮者支援班は、関係機関の協力を得て、児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図る。

また、文化財保護班は、市内文化財について応急対策を講じる。

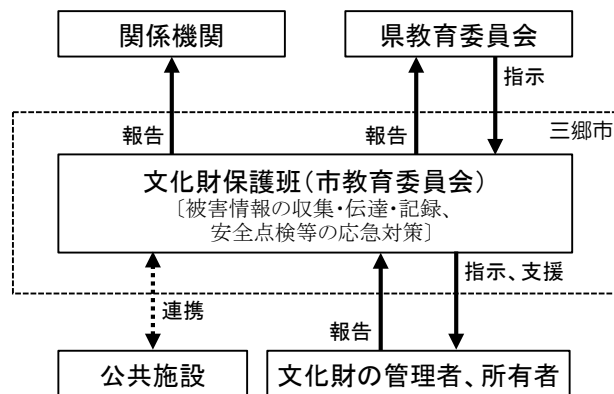
文教・保育対策の計画を以下に示す。



<関係図 応急教育>



<関係図 応急保育>



＜関係図 文化財の保護対策＞

7.1 応急教育

【学校教育班、総括班】

災害時においては、児童・生徒の安全確保を最優先にするとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に講ずる。

(1) 児童・生徒の安否確認

校長は、災害発生直後における児童・生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。

① 勤務時間内に災害が発生した場合

□児童・生徒の安全確保と被害状況の把握

校長は、災害発生直後、児童・生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

□児童・生徒等の避難

校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童・生徒及び教職員を安全な避難所等へ速やかに避難させる。

□臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。
また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として広報班と連携し、報道機関等も活用する。

□公営児童クラブ

公営児童クラブの職員は、~~校長の指揮監督下において~~、児童の安全を確認、確保する。

② 勤務時間外に災害が発生した場合

□被害状況の把握

災害発生後、校長及び非常参集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

□児童・生徒等の安全確認

非常参集した教職員は、児童・生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。

□臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

(2) 学校施設の応急復旧

校長は、災害発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。

① 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

② 避難所となった場合の措置

学校施設は教育を優先する。このため避難所としての施設指定は以下の順とする。また、学校が避難所となった場合の措置は、本章 第3節 第11「避難所の開設」(p. 4-~~127~~141) 及び第4節 第3「避難所の運営」(p. 4-~~177~~196) による。

なお、浸水想定区域の避難所については、階上の教室利用を想定して備えておく。

屋内運動場（体育館） → 特別教室 → 普通教室

③ 施設の応急復旧

- 災害による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育を再開する。
- 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設する。
- 上記の応急復旧に努めるほかできる限り教室を確保するため次の方策を講ずる。
 - ・近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。
 - ・学校施設以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。
- 避難所に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

(3) 応急教育の実施

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について対策を実施する。

① 応急教育の開始

応急教育の開始に~~あ~~当^あたっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者及び児童・生徒等に速やかに周知徹底を図る。

② 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

- | | | | |
|--------|--------|--------------|--------|
| ・ 臨時休業 | ・ 合併授業 | ・ 分散授業 | ・ 短縮授業 |
| ・ 二部授業 | ・ 複式授業 | ・ 又はこれらの併用授業 | |

③ 教職員等の確保

教員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、教育委員会は、次の方法により教員の確保の応急措置を実施する。

- | |
|-------------------------------------|
| ○各学校において、教員の出勤状況に応じ、一時的な教員組織体制を整える。 |
| ○県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。 |
| ○県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講ずる。 |

④ 学校給食の措置

教育委員会は、学校再開に併せて速やかに学校給食ができるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

□学校給食の一時中止条件

- | |
|-------------------------|
| ○感染症や食中毒等の危険の発生が予想される場合 |
| ○災害により給食物資が入手困難な場合 |
| ○給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合 |
| ○その他給食の実施が適当でないと認められる場合 |

⑤ その他、生活指導等

□登下校時の安全確保

教育活動の再開に あ 当 ^あ たっては、特に登下校時の安全確保に留意する。

□心身の健康の保持

被災した児童・生徒に対しては、その被災状況により、学校医や養護教諭、スクールカウンセラーと連携して保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。
--

□避難した児童・生徒の指導

避難した児童・生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等を実施するように努める。

□その他

災害のため、多数の児童・生徒が他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び3学期においては卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を実施するように国及び県に対し要請する。

(4) 教材・学用品の調達・支給

災害救助法が適用された場合、教科書・学用品等を次の要領で調達・支給する。

① 支給の対象

教科書・学用品等を喪失、又はき損~~等~~により使用することができず、就学上支障のある小学生及び中学生に対し、被害の実状に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

② 支給の実施

□教科書、教材の支給

教科書については、市が支給する。

なお、教科書、教材が学校によって異なる場合は、市長が各学校長の協力を得て、調達から配分まで実施する。

□文房具、通学用品の支給

文房具及び通学用品については、市が被害の実情に応じ現物をもって支給する。

③ 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市が県に請求できる。

④ 支給の時期

教科書（教材を含む）の支給の時期は、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品の支給の時期は、災害発生の日から15日以内とする。

7.2 応急保育福祉施設等の応急措置

【要配慮者支援班、総括班】

市は、市立福祉施設の応急措置並びに保育所の児童及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保に必要な応急措置を講ずる。

(1) 福祉施設の応急措置

施設の管理者は、災害発生後に入所者及び利用者の被~~害~~災状況並びに施設の被害状況を把握し、的確な応急措置を講ずる。

① 安否確認・所在の把握

災害発生直後、施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者、利用者の安全を速やかに確保する。

また、入所者、利用者及び職員の安否を確認し、所在を把握する。

② 施設の応急措置

施設の管理者は、災害発生直後に施設の被害、地盤災害などを調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

また、施設の被害状況及び応急措置の内容を速やかに要配慮者支援班に報告する。

③ 要配慮者の受入れ

被災地に隣接する地域の福祉施設等の管理者は、施設の機能を低下させない範囲内で支援の必要性の高い被災者を優先し、施設の受入れに努める。

④ ~~災害~~災福祉施設等への支援要請

~~災害~~災した福祉施設の管理者は、水、食料、生活必需品や介護要員等の不足数について把握し、近隣施設に支援を要請する。また、県や近隣市区町への要請は、総括班を通じて実施する。多数の~~災害~~災受~~入~~入れにより、水、食料、生活必需品や介護要員等の不足を生じる場合、~~前項に準じて~~も同様に支援を要請する。

⑤ 福祉施設等への市の支援

総括班は、被災したライフラインの復旧が優先的に実施されるように各事業者へ要請する。

また、要配慮者支援班は、ライフライン復旧までの間、水、食料、生活必需品の確保のための措置を講ずるとともに、県ボランティアセンターへの情報提供により不足する保育要員等の確保に努める。

(2) 保育所の応急措置

保育所長（民間保育園長を含む。以下、「所長」という。）は、災害時における保育所児童の生命及び身体の安全確保を図るため、以下に示すような応急措置を講ずる。

① 災害時の対応

所長は、災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。所長は、まず、児童及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を要配慮者支援班（すこやか課）に連絡する。さらに、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育所の安全を確保する。

② 災害応急対策の実施

□災害応急対策の実施内容

- 所長は、保育所児童の~~り災罹災~~状況を調査する。
- 要配慮者支援班は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、所長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。
- 所長は、応急保育計画に基づき、受~~け~~入~~れ~~可能な児童を保育所において保育する。
- 保育所が避難所として提供されるようになり、長期間保育所として使用できないときは、要配慮者支援班と協議して早急に保育ができるよう措置する。
- 所長は、災害の推移を把握し、要配慮者支援班と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

③ 保育用品の確保

要配慮者支援班は、あらかじめ用意した備蓄からの調達のほか、関係団体を通じて、粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の保育用品を確保する。

また、県及び国を通じて関係業者に供出等を要請する。

(3) 公営児童クラブの措置

災害発生直後、火災の防止、避難誘導等、児童の安全を確保するための必要な措置を講ずるとともに、児童の被~~害~~災状況等を確認し速やかに教育委員会に報告し、必要な指示を受ける。

また、あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、保護者同伴で帰宅させ、その措置内容を学校等関係機関に報告する。

(4) 要保護児童の応急措置

要配慮者支援班は、要保護児童が確認された場合には、保護及び支援の措置を講ずる。

① 要保護児童の把握等

保護者のいない児童の把握は、次の方法により速やかに実施する。

- 避難所の責任者は、次の要保護児童について要配慮者支援班へ通報する。
 - ・児童福祉施設から避難所へ避難した児童
 - ・保護者の疾患等により発生する要保護児童
 - 台帳、名簿等による把握
 - ・住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握
 - ・災害による死亡者に対する義援金の受給者名簿からの把握
 - 住民等からの通報による把握
 - 広報等による保護者のいない児童の発見
- 要配慮者支援班は、総括班を通じて広報等の活用、報道機関の協力、インターネットなどの活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼び掛ける。

② 親族等への情報提供

要配慮者支援班は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

③ 要保護児童の保護と支援

要配慮者支援班は、保護者のいない児童を確認した場合、保護・支援等の措置を講ずる。

□保護者のいない児童の保護

- 親族による受~~入~~入れの可能性の打診
- 児童相談所と連携し児童養護施設での保護
- 児童相談所と連携し里親への委託保護
- 社会生活を営む上での経済的支援の実施

④ 児童のメンタルケア

要配慮者支援班は、~~水~~災害児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所及び医療機関等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

7.3 文化財の保護対策

【文化財保護班】

文化財保護班は、文化財及び収蔵・展示施設に災害被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。なお、ここでの文化財とは、指定文化財及び、その他~~すべて~~全ての有形の文化的所産（建造物・絵画・彫刻・工芸品・古文書・考古資料・民俗資料・天然記念物等）を指す。

(1) 情報の収集・伝達

文化財保護班は、被害情報の迅速な把握に努め、県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。

また、将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

(2) 収蔵・展示施設の応急対策

文化財保護班は、収蔵・展示施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。また、災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように危険物や障害物等を撤去する。展示施設においては、入館者の避難誘導を迅速に行い、安全を確保する。収蔵・展示施設に甚大な被害を受けた場合、管理体制と安全性が確保できる公共施設に文化財を一時的に移す措置を講ずる。

(3) 文化財の応急対策

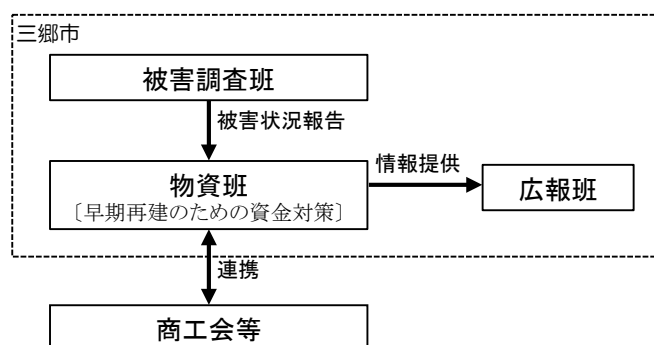
文化財保護班は、国、県及び市指定文化財に被害の発生を確認したときは、次の措置を講ずる。

□文化財への対策

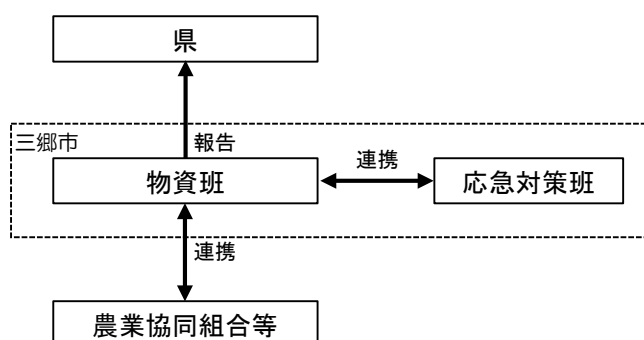
- 国、県指定文化財の被害状況を県教育委員会に報告する。管理者又は所有者に県教育委員会の指示を伝達し、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。
- 上記のことを進めるに~~ふ~~当たっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
- 市指定文化財の被害状況を市教育委員会に報告し、管理者又は所有者に市教育委員会の指示を伝達する。管理者又は所有者は、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。
- 崩壊・倒木等のおそれがある指定文化財のうち、被害の程度によっては早急かつ簡易に復旧が可能な場合、管理者と連絡を取り保存の措置を進める。

第8 商・農業対策

風水害による市内の商業施設及び農作物、農業用施設等の被害状況を把握するとともに
応急措置対策を講ずる。



＜関係図 商工業対策＞



＜関係図 農業対策＞

8.1 商工業対策

【物資班】

(1) 商工業に関する被害状況の把握

物資班は、災害によって商業施設等に被害が生じた場合、被害調査班からの情報収集及び商工会等と連絡を密にし、市内金融機関、市内大型店・大型工場、通信・燃料・電気・水道事業者を**はじめ**市内中小企業等の被害状況の把握及び二次災害の防止に努める。また、収集した情報の中から住民等に向けた情報を広報班に提供する。

(2) 商工業の早期再建

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

8.2 農業対策

【物資班、応急対策班】

(1) 農業に関する被害状況の把握

物資班は、災害が発生したときは、市内における農作物、農業用施設の被害状況について把握を行い、被害調査結果を県に報告する。

(2) ~~農地及び~~農業用施設に対する応急措置

① ~~農地~~ゲート及び角落し

~~河川、水路の堤防決壊等により農地が冠水した場合、物資班は、農作物の被害を考慮し、状況に応じて、ポンプ等による排水を行う。物資班は、ゲート及び角落しの状況を把握し、溢水のおそれのあるときは必要な措置を講じ防止に努める。~~

② 用排水路

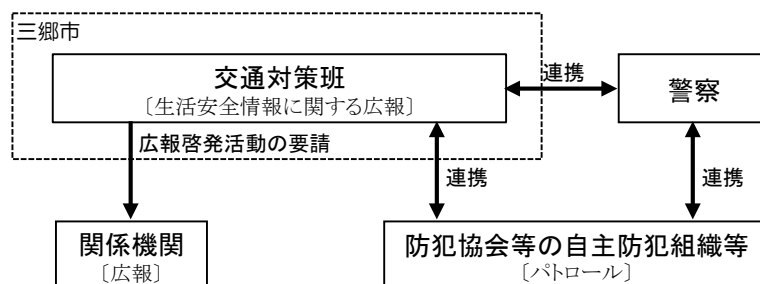
応急対策班は、用排水路の水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、~~冠水~~溢水のおそれのあるときは必要な措置を講じ防止に努める。

③ 農作物の応急措置

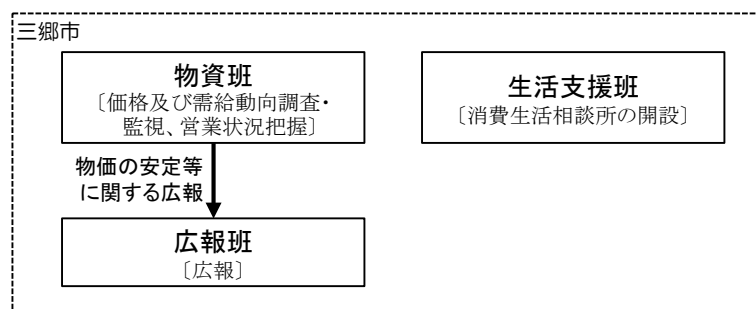
物資班は、農作物について被害が発生したときは、農業協同組合等と~~共同して~~連絡を密にし、被害の実態に即し、必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

第9 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。



＜関係図 防犯・治安の維持に関する活動＞



＜関係図 物価の安定等に関する活動＞

9.1 防犯・治安維持に関する活動

【交通対策班】

災害発生時には、一時的に社会生活が麻痺状態となる。また、災害時の混乱に乗じて被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

そのため、市は、避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織等と連携してのパトロールや警察署等の警備活動への協力、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、各種事犯の未然防止に努めるとともに、流言飛語の防止に努め、民心の安定を図る。

9.2 物価の安定等に関する活動

【物資班、生活支援班】

物資班及び生活支援班は、災害後の物価の高騰、悪質商法等を抑え、住民等が安心して生活できるよう、必要に応じて次のような活動を実施する。

(1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視

物資班は、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

(2) 消費生活相談所の開設

生活支援班は、避難所等に臨時の消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

(3) 大規模小売店舗及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

物資班は、金融機関、大規模小売店舗、ガソリンスタンド、公衆浴場等生活に密着した店舗等の営業状況を把握する。

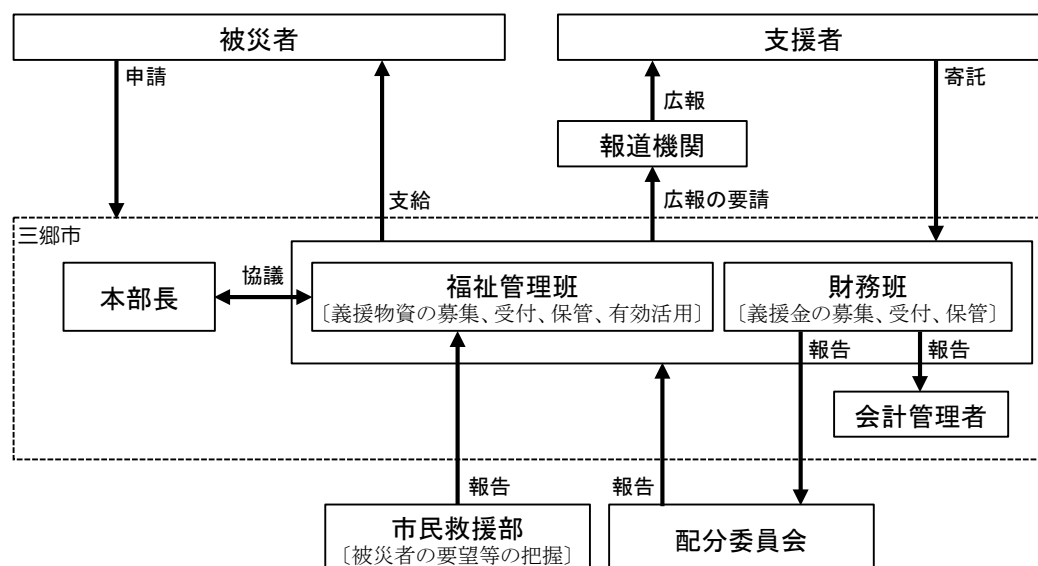
(4) 物価の安定等に関する広報

物資班は、(1)～(3)で得た情報を、広報班より、地域住民に対して情報提供する。

第10 義援金・物資の受付、配分

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金・物資の受~~入~~入体制を確保する。

また、配分委員会を組織し十分に協議の上、配分計画を定める。



＜関係図 義援金・物資の受付、配分＞

10.1 義援金・物資の募集

【福祉管理班、財務班】

災害の状況によっては、義援金・物資の募集を行う。募集に~~当~~当たっては、広報班を通じて新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ、広く住民等に呼びかける。

義援物資については、市民救援部を通じて被災者の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅らせることなく広報等により募集を行う。

福祉管理班及び財務班は、義援金・物資について、集積、配分の円滑を期すために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。

- 一般からの援助については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズ等が一見して~~分~~分らない物品、古着及び保存性のない物品等は送らないでほしいという旨の報道を各機関に依頼する。
- 義援物資については、適切な品目、数量を確保することができる企業・団体からの援助を積極的に受け入れる。
- 小口、混載の義援物資の取扱いは負担になることから原則として受け付けないことなど、義援物資の受付方針を周知する。

10.2 義援金・物資の受付

【福祉管理班、財務班】

(1) 義援金・物資の受付

市に寄託された義援金は、財務班が受け付ける。受付は、原則として本市が開設した窓口及び銀行振込みとする。

義援物資については福祉管理班で受け付ける。義援物資は、三郷市勤労者体育館に集積し、他の物資とともに輸送・配分する。

また、避難所等に直接送付されたものについては、原則として現地で直接受け入れ、受入れが困難な場合は、仮受け後、上記各班に引き継ぐ。

(2) 受領書の発行

受領した義援金・物資については、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代える。

(3) 委員会への報告

財務班は、義援金の受付状況を配分委員会に報告する。

10.3 義援金・物資の保管

【福祉管理班、財務班】

義援金の保管については、三郷市会計管理者名義の預金口座に預け入れ、寄託者名、金額等を受付簿に記入し、定期的に会計管理者に報告する。

義援物資の保管については、交通及び連絡に便利な公共施設とする。その際、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。

10.4 義援金・物資の配分

【福祉管理班、財務班】

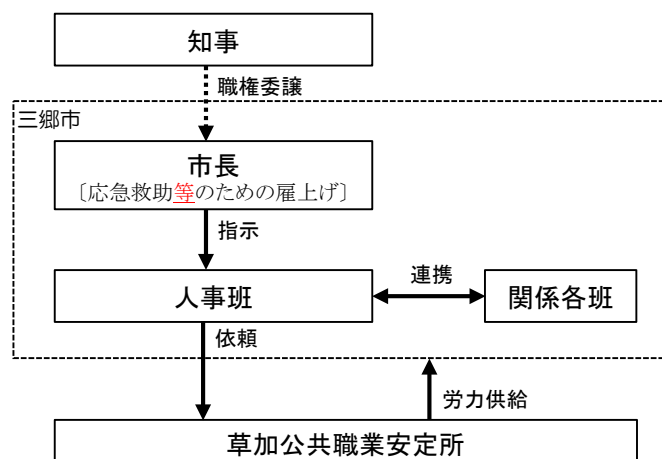
義援金の配分については、配分委員会を設置し、配分率並びに配分方法を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に配分を行う。県配分委員会から送金された義援金については、配分計画に基づき、速やかに被災者に支給し、支給状況について、県配分委員会に報告する。

義援物資の配分については、応急対策を実施する上で現に不足している物資で、義援物資のうち直ちに利用できる物資は、本部長に協議の上福祉管理班において有効に活用する。県又は日赤から送付された義援金品については、必要に応じて日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。

第11 要員の確保

【人事班、関係各班】

災害時において、応急対策を実施する際に不足する労力については、草加公共職業安定所を通じて要員を確保し、労力供給の万全を図る。



<関係図 要員の確保>

(1) 賃金職員等の確保

災害応急対策及び災害復旧等の実施において、市職員を動員してもなおかつ職員が不足する場合は、草加公共職業安定所を通じ、職員の確保を図る。

(2) 災害救助法による雇上げ

災害救助法が適用され、被災者の応急救助等を実施するために関係機関の職員等のみでは対処できない場合、必要に応じて賃金職員等を雇上げ、応急対策の迅速化を期する。雇用ができる範囲を以下に示す。

- ~~被災者被災者~~の避難
- 医療及び助産 ~~における移送~~
- ~~被災者被災者~~の救出
- 飲料水の供給
- 救済用物資の整理配分及び輸送
- ~~遺体死体~~の搜索
- ~~遺体死体~~の処理（埋葬を除く）

上記の ~~他ほか~~、内閣総理大臣の承認を得て、次の場合も雇上げをすることができる。

- ~~遺体死体~~の埋葬
- 炊き出し
- 避難所、応急仮設住宅及び住宅の応急修理等の資材の輸送

(3) 賃金

市内における通常の賃金の範囲内とする。

(4) 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間内とする。ただし、必要がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

第2章 竜巻・突風等対策計画

竜巻等の突風は、狭い範囲で突発的に発生することが多く、局地的・短時間に甚大な被害をもたらす。また、その発生を予測することは困難である。このため、市は竜巻・突風災害の特性を考慮して適切に対処できるよう、以下に示す応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努める。

第1節 基本方針

突発的に発生し、局地的・短時間に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、住民等への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

第2節 竜巻・突風等に係る予防対策

第1 普及活動

竜巻・突風等の特徴を正しく理解し、住民一人ひとりが竜巻等に関する正しい知識を持ち、自らの身を守るよう普及活動を実施する。

1.1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

【危機管理防災課、指導課、県（危機管理防災部）、熊谷地方気象台】

(1) 取組方針

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難である。このため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

(2) 役割

機関名等	役 割
市、県（危機管理防災部）	・竜巻や対処方法に関する知識の普及
学校	・竜巻発生メカニズムや避難に関する指導の実施
熊谷地方気象台	・竜巻や対処方法に関する知識の普及

(3) 具体的な取組内容

① 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市及び県は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や住民への普及啓発を行う。

(参考) 県民向け普及啓発資料：

内閣府・気象庁作成パンフレット「竜巻から身を守ろう！-自ら身を守るために-」

気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る！-竜巻注意情報-」

防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等

② 竜巻対応に関する防災教育

学校は、児童・生徒等に対して竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。また、竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させるとともに、安全管理体制の充実を図る。

1.2 竜巻注意情報等気象情報の普及

【危機管理防災課、県（危機管理防災部）、熊谷地方気象台】

(1) 取組方針

市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの~~相~~適中率及び予測精度を踏まえ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く住民に普及を図る。

(2) 役割

機関名等	役 割
市、県（危機管理防災部） 熊谷地方気象台	・ 竜巻注意情報及び竜巻発生確度 ナウキャストの普及

(3) 具体的な取組内容

市は、熊谷地方気象台及び県と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、住民への普及啓発を行う。

(参考) 県民向け普及啓発資料：

内閣府・気象庁作成パンフレット「竜巻から身を守ろう！-自ら身を守るために-」

気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る！-竜巻注意情報-」

防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等

第2 被害予防

2.1 被害予防対策

【危機管理防災課、指導課、農業振興課、県（危機管理防災部、農林部）、鉄道事業者、さいかつ農業協同組合】

(1) 取組方針

竜巻や突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く住民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

(2) 役割

機関名等	役 割
市	・ 竜巻被害の予防対策の普及 ・ 農作物における耐風対策
県（危機管理防災部）	・ 竜巻被害の予防対策の普及
県（農林部）	・ 農作物における耐風対策
鉄道事業者	・ 突風による脱線事故の防止対策の推進
学校	・ ガラス飛散防止対策
農業関係機関 （さいかつ農業協同組合）	・ 農作物における耐風対策の推進
住民	・ ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止 ・ 屋内における退避場所の確保

(3) 具体的な取組内容

重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。また、低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

2.2 竜巻等突風対処体制の確立

【危機管理防災課、県（危機管理防災部）】

(1) 取組方針

竜巻、突風等が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止・軽減に役立てる。

(2) 役割

機関名等	役 割
市、県（危機管理防災部）	・ 竜巻に対する対処、防災関係機関との事前調整

(3) 具体的な取組内容

市は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

2.3 情報収集・伝達体制の整備

【危機管理防災課、県（危機管理防災部）】

(1) 取組方針

竜巻、突風等が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止・軽減に役立てる。

(2) 役割

機関名等	役 割
市、県（危機管理防災部）	・ 竜巻、突風等が発生又は発生する可能性が高まった際の住民等への伝達体制の整備 ・ 竜巻等突風の通報制度の検討
住民	・ 竜巻注意情報取得のための事前準備（埼玉県防災情報メールの登録等）

(3) 具体的な取組内容

① 住民への伝達体制の整備

市は、事前登録型の埼玉県防災情報メール等に竜巻発生情報をへの住民等の登録を促す。また、防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から有効で時宜を逸しない伝達方法について検討する。

② 情報収集・情報伝達体制の整備

竜巻等が発生又は発生の可能性が高まった際の情報収集・情報伝達の体制について検討し、整備しておく。

③ 目撃情報の活用

市は、住民、県、他市町村、防災関係機関から、竜巻等突風の日撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

2.4 適切な対処法の普及

【危機管理防災課、県（危機管理防災部）】

(1) 取組方針

竜巻・突風等への具体的な対処法を住民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発活動を行う。

(2) 役割

機関名等	役 割
市、県（危機管理防災部）	・ 竜巻、突風等が発生する可能性が高まった際にとるべき行動の住民等への普及 ・ 竜巻対応マニュアルの作成、関係機関等との共有
住民	・ 竜巻や突風等の情報取得や身を守る方法の習得

(3) 具体的な取組内容

住民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。また、市は、市ホームページや広報紙等で、対処法を分かりやすく掲示する。

【竜巻から命を守るための対処法】

- 頑丈な建物への避難
- 窓ガラスから離れる
- 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- 避難時は飛来物に注意する

【具体的な対応例】（竜巻等突風対策局長級会議報告（H24年8月15日））

(A) 竜巻注意情報発表時、(B) 積乱雲の近づく兆しを察知したとき、(C) 竜巻の接近を認知したときには、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的変化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一来に備え、早めの避難開始を心か<u>け</u>ける。
(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨や雹が降り出す、冷たい風が吹き出す等	・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C) 竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のような轟音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき なお、夜間で雲の様子が わ <u>か</u> からないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外） ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

出典）竜巻等突風対策局長級会議「竜巻等突風対策局長級会議報告」（平成24年8月）ほか、気象庁資料をもとに作表

第3節 応急対策

第1 応急体制の確立

竜巻・突風等が発生又は発生の可能性が高まった際には、風水害対策の非常体制をとり、災害対策本部を設置し応急対策に~~あ~~当たる。

第2 情報の収集・伝達

【総括班、県（統括部）】

(1) 取組方針

竜巻・突風等が発生又は発生の可能性が高まった際、住民・関係機関に対して適切な対処を促すための情報を収集・伝達する。

(2) 役割

機関名等	役 割
市	市防災行政無線、広報車、三郷市公式サイト 市ホームページ、SNS、 地デジデータ放送 アラート、 三郷市メール配信サービス、三郷市防災情報架電サービス 、緊急速報メール等を活用した竜巻・突風等の情報の伝達
県（統括部）	埼玉県防災情報メール 等を活用した竜巻・突風等の情報の伝達

(3) 具体的な取組内容

市は、入手した気象情報を速やかに住民・関係者等に情報を伝達し、避難行動等適切な対処を促す。なお、本編 第1章 第2節 第1「風水害に関する情報の収集・伝達」（p.4-~~525~~56）を参考にし、適切な情報伝達を実施するものとする。

① 気象情報の収集と住民への伝達

気象情報（「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報）、竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャストから、管内の竜巻の発生しやすさを把握する。また、住民が適切な対処行動がとれるよう、情報伝達を行う。伝達の際は、可能な範囲で、住民が適切な行動をとりやすいよう市町村単位の情報の付加等を行う。

② 竜巻等突風に関する情報の発信

市は、県と共に、住民が竜巻等突風から身の安全を守るため、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

住民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。このため情報発信の際は、次ページの市町村単位での情報の付加に係る参考を参考に、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう市町村単位の情報の付加等を行う。

③ 被害情報の収集と関係者への周知・報告

市は、竜巻の発生を知った場合、町会・自治会の長及び消防団員等に対し、~~埼玉県防災情報メール~~三郷市メール配信サービス等による一斉配信を行い竜巻発生について

周知する。また、被害の詳細情報が入らない段階であっても、市は県~~消防防災災害対策~~課あてに第一報を伝達する。

④ 収集・報告すべき被害情報

ア) 人的被害や建物被害

人的被害や建物被害は、災害救助法の適用や、他機関への応援要請も含めて救助・救出部隊の増強に直結するため、早い段階で県~~消防防災災害対策~~課に報告する。

イ) 公共土木施設（道路、河川施設等）の被害

被害を知った場合、県及び防災関係機関に報告するほか、二次災害の防止に努める。道路、治山・砂防施設、河川・護岸設備の異常が発見された場合は、立入禁止等必要な措置を実施し、危険が及ぶと判断される場合は住民の避難を実施する。

ウ) 市有施設（学校等）の被害

エ) 農作物被害や農業用施設の被害

⑤ マスコミ対応

マスメディア対応については、窓口を一本化し、一元的に対応する。

【市町村単位での情報の付加に係る参考】

（竜巻等突風対策局長級会議報告（H24年8月15日））

(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨や雹が降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

（情報伝達）

- 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報FAXを用いて情報伝達を行う。

(C) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

- 当該市町村内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨や雹が降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）現在、竜巻注意情報が発表され、〇〇市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください

(D) 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応**(情報伝達)**

- 当該市町村内及び周辺において竜巻の発生したことを当該市町村が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容~~は~~としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）先ほど、〇〇市内に竜巻が発生したようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる事などです。）

第3 救助の適切な実施

【総括班、被害調査班、県（各部）、関係機関】

(1) 取組方針

市、県及び防災関係機関は、被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

(2) 役割

機関名等	役 割
市	・ 災害救助の適切な実施
県（各部）、防災関係機関	・ 市が行う災害救助への適切な支援の実施

(3) 具体的な取組内容

市は、初動期の災害情報及びその後の被害調査から、市内の被害が災害救助法の適用基準に適合する場合は、速やかに知事に災害救助法の適用を要請し、応急対策に万全を期する。なお、本編 第1章 第1節 第10「災害救助法の適用」(p. 4-~~47~~51)を準用し、適切な救助を実施するものとする。

① 関係機関との連携

救助に~~あ~~当^たっては、関係機関との連携を行う。

② 災害救助法の適用

被害の規模が大きい場合、災害救助法の適用により救助・救援活動の円滑化を図る必要がある。速やかに被害情報等を県に報告し、災害救助法の適用に協力を求める。

③ 公共施設の応急措置

公共土木施設や市有施設の応急措置を行う。

~~④ 応急危険度判定の実施~~

~~応急危険度判定を実施し、被害程度を確認する。施設や宅地等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じて住民避難の実施、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。~~

~~被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の確保が困難な場合、県等に応援を要請する。~~

~~⑤~~④ 県から市~~町村~~への情報連絡員の受入れ

市が被災したとき、発災時には災害応急対応に追われ、被害状況等の情報を関係機関に連絡するのが遅くなる可能性があることから、必要に応じて県からの情報連絡員を受け入れる。

市は、情報連絡員が十分に情報収集を行えるよう、受入体制を整える。

第4 災害廃棄物処理

【環境衛生班、住宅対策班、県（環境対策部）】

(1) 取組方針

竜巻・突風等により生じたガレキ等災害廃棄物を迅速に処理し、早期の生活再建を図る。

(2) 役割

機関名等	役 割
市	・ 災害廃棄物の収集、処理の実施
県（環境対策部）	・ 市の行う災害廃棄物処理への支援

(3) 具体的な取組内容

市は、本編 第1章 第4節 第5「廃棄物対策」（p. 4-~~199~~213）を準用し、速やかな災害廃棄物処理を実施するものとする。

① 発災した日の対応

応急的な災害廃棄物の撤去と、仮置場（一次集積場所）での受入~~れ~~を開始する。

② 災害廃棄物の回収

災害廃棄物の回収方法や個人で持ち込む場合の集積場所を指定し、広報する。必要に応じ、二次集積場所を指定する。地域の集積場所まで個人で持ちこめない場合、市が協定等を締結している建設業協会による運搬を手配する。

③ 県への支援要請

市は、焼却不適物の処理を民間処理業者や県環境産業振興協会に協力を求めるほか、環境省の災害等廃棄物処理補助金の交付について調整を行うよう県に対して支援を求める。

第5 避難所の開設・運営

【避難支援班、総括班、救護班、環境衛生班、福祉管理班、
要配慮者支援班、県（統括部）、関係機関】

(1) 取組方針

竜巻・突風等による被災者を避難所に収容する必要がある場合及び、災害発生のおそれがあり避難~~勧告等~~情報が発令された場合は、避難所を開設し、迅速に収容する。

(2) 役割

機関名等	役 割
市	・ 避難所の開設・運営
県（統括部）	・ 市からの要請に基づく職員の派遣
防災関係機関	・ 避難所における被災者支援

(3) 具体的な取組内容

市は、本編 第1章 第3節 第11「避難所の開設」(p. 4-~~177~~141) 及び第4節 第3「避難所の運営」(p. 4-~~177~~196) を準用し、適時・適切な避難所の開設及び運営を行う。また、必要に応じ、日本赤十字社職員等による救護支援や、警察本部・警察署による夜間パトロールの強化、避難所へ女性警察官の配置の手配を行う。

第6 住民支援

【広報班、生活支援班、関係各班、県（統括部）、関係機関】

(1) 取組方針

住民への情報提供を行うとともに、住民からの相談等への対応を行う窓口を設置する。

(2) 役割

機関名等	役 割
市	- 相談者対応 - 市防災行政無線、広報車、三郷公式サイト市ホームページ、SNS、地デジデータ放送アラート、三郷市メール配信サービス、三郷市防災情報架電サービス、緊急速報メールによる情報提供
県（統括部）	- 埼玉県防災情報メール等を活用した住民支援に係る情報の伝達 - 市からの要請に基づく住民支援
防災関係機関	市からの要請に基づく住民支援

(3) 具体的な取組内容

市は、本編 第1章 第4節 第2「広報広聴活動」(p.4-~~173~~190)」を準用し、住民への支援情報提供や相談窓口の設置を行う。

① 住民への情報提供

住民に対して、市防災行政無線、広報車、~~三郷市公式サイト~~市ホームページ、SNS、~~地デジデータ放送~~アラート、三郷市メール配信サービス、三郷市防災情報架電サービス、緊急速報メール等により、被害情報や支援情報を随時提供する。

② 相談窓口の設置

電話による竜巻被害相談を受けるため、電話回線を増設し、相談窓口を設置するとともに、来訪者用の相談窓口を設置する。相談窓口については、暫定的な設置を速やかに行った後、被災者の総合支援体制を整え、~~お~~分かりやすく広報する。

なお、住民に対する支援対策の実施が十分でない場合は、県統括部及び防災関係機関に対し支援を要請する。

第7 物資供給

【本部事務室（物資管理担当）、物資班、県（統括部）、関係機関】

（1）取組方針

竜巻・突風等による被災者に対して必要な資材等の物資を供給する。

（2）役割

機関名等	役 割
市	・市備蓄物資等の提供
県（統括部）	・市からの要請に基づく物資調達
防災関係機関	・市からの要請に基づく物資調達

（3）具体的な取組内容

市は、本編 第1章 第1節 第6「物資・資機材の調達」（p.4-~~22~~33）を準用し、備蓄している資機材等について速やかに配付を実施するものとする。

① 救援物資・土嚢袋等の配付

竜巻災害の場合は、避難所生活用の救援物資のほか、建物の損壊部分を覆うブルーシートやガレキ等を入れる土のう袋の需要が見込まれるため、速やかに提供する。ブルーシートや土のう袋の配付に~~あ~~当~~た~~っては、配付場所や連絡先を示し、混乱や漏れがないよう対応する。

② 不足する資機材等の調達

不足が見込まれ対応が困難な場合には、県~~消防防災~~災害対策課に要請する。要請に~~あ~~当~~た~~っては、必要個数や受取方法を県と調整する。なお、県が指定する防災基地等まで引き取りに行くことを原則とする。

なお、市は発生後の対応に必要と見込まれる物資（ブルーシート、土のう袋、ロープ、毛布等避難所開設に伴い必要となる物資）を備蓄し、被災者へ供給できるようにしておく。

第8 応急住宅対策

【総括班、被害調査班、住宅対策班、環境衛生班、消防部、県（住宅対策部）】

(1) 取組方針

竜巻・突風等の被災者に対して、家屋の被害家屋認定調査を行い被害認定、~~り災証~~
~~明~~罹災証明書の発行を行うとともに、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

(2) 役割

機関名等	役 割
市	- 被害認定及びり災証<u>罹災証明書</u>の発行 - 被災住宅の応急修理の実施 - 応急仮設住宅の維持管理 - 住宅関係障害物の除去
県（住宅対策部）	- 県営住宅等の空き家の提供 - 応急仮設住宅の供給 - 市が行う住宅関係障害物の除去への支援

(3) 具体的な取組内容

市は、本編 第1章 第4節 第6「住宅の修理、応急仮設住宅の建設等」（p. 4-~~197~~221）及び第7編 第2章 第1節「~~り災証明書~~罹災証明書の発行」（p. 7-~~10~~11）を準用し、迅速な家屋の被害家屋認定調査の実施により被害認定を行う。また、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保や維持管理、住宅関係障害物の除去等、生活再建の基本となる応急住宅対策を速やかに実施する。

第9 道路の応急復旧

【道路交通情報チーム、総括班、情報班、県（応急復旧部）】

(1) 取組方針

市は、竜巻・突風等により道路上に飛散したガレキ等の障害物を迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

(2) 役割

機関名等	役 割
市	・道路の被害状況の把握 ・交通障害物の除去 ・県が実施する道路の応急復旧の支援
県（応急復旧部）	・道路の被害状況の把握 ・道路上のガレキ等障害物の除去

(3) 具体的な取組内容

市は、本編 第1章 第3節 第8「緊急輸送道路の確保」(p. 4-~~114~~128)を準用し、竜巻・突風等により道路上に飛散したガレキ等の障害物を迅速に処理し、交通に支障のない状態となるよう、県と連携し、迅速に対策を実施する。

第10 災害ボランティア

【福祉管理班、救護班、関係各班、社会福祉協議会】

(1) 取組方針

市は、被災現場におけるボランティアへのニーズを把握し、ボランティアの受入れを実施する。

(2) 役割

機関名等	役 割
市	・災害ボランティアセンターの開設運営支援 ・ボランティアの受入支援 ・ボランティアへの支援
社会福祉協議会	・災害ボランティアセンターの開設・運営 ・ボランティアの受付・オリエンテーション ・ニーズの把握 ・マッチング ・送り出し ・資材の管理
県（ボランティア窓口）	・県によるボランティアの受付・受入れ ・市からの要請に基づくボランティア活動内容の紹介

(3) 具体的な取組内容

本編 第1章 第1節 第9「ボランティアとの連携」(p. 4-~~43~~47) を準用し、市は市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの受入れ・支援を行う。また、ボランティアが不足する場合は、県に要請する。

第4節 復旧対応

第1 被害認定の適切な実施

【被害調査班、住宅対策班、消防部、県（各部）】

(1) 取組方針

市は、竜巻・突風等による被害認定を適切に行い、住民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

(2) 役割

機関名等	役 割
市	・被害認定の迅速かつ的確な実施
県（各部）	・市の行う被害認定への支援

(3) 具体的な取組内容

市は、第7編 第2章 第1節「~~火災証明書~~罹災証明書の発行」（p. 7-~~40~~11）を準用し、迅速な被害認定を実施する。

第2 被災者支援

【生活支援班、福祉管理班、住宅対策班、~~商工観光課物資班~~、生活ふくし課、
県（各部）】

- (1) 取組方針
被災者支援メニューを整備するなど、早期の生活再建に向けた取組を進める。

(2) 役割

機関名等	役 割
市、県（各部）	・ 関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報の実施

- (3) 具体的な取組内容
市は、第7編 第2章 第3節「被災者の生活確保」(p.7-~~46~~20)を準用し、迅速かつきめ細かな住民の生活再建等を支援する。

<参考>

【平成25年9月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例】

(災害救助法の適用が前提となる支援も含む)

	市町村	県・関係機関
被災者支援	・災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・<u>住家</u>の被害認定調査 ・り災証明書<u>罹災証明書</u>の発行 ・被災者相談窓口の設置 ・各種申請手数料の免除	・災害ボランティアセンターの支援（福祉部） ・<u>住家</u>の被害認定調査に係る応援職員派遣（総務部）
生活再建資金	・被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・生活福祉資金の貸付（市町村社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付（福祉担当課） ・各種融資制度の広報 ・生活必需品購入支援金の支給（社会福祉協議会） ・市町村義援金の募集・配分 ・見舞金等の支給	・被災者生活再建支援法の適用。申請の取りまとめ、支援法人への送付 ・生活福祉資金の貸付（福祉部、県社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付（危機管理防災部） ・災害復旧支援融資等（埼玉りそな、武蔵野銀行、埼玉県信用金庫等） ・ろうきん福祉ローン（中央労働金庫） ・義援金（日本赤十字社・埼玉県共同募金会）の募集・配分
住宅関連	・市町村営住宅の提供、公営住宅の提供の広報 ・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報 ・応急修理の受付・実施	・県営住宅等の提供 ・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報
税金・保険料の減免、徴収猶予	・市町村民税、固定資産税の減免等 ・市町村税の納入猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障害児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免	・個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税の減免等（県税事務所）
中小企業等への支援	・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報	・経営安定資金・知事指定等貸付（災害復旧関連）（産業労働部、商工会議所・商工会・埼玉県中小企業団体中央会） ・災害復旧貸付（日本政策金融公庫） ・災害復旧に要する資金の融資（各金融機関）
農業者への支援	・各種資金（農業近代化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報	・被害を受けた農作物の技術支援 ・収穫減や園芸施設等への被害補償（農業共済組合） ・農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）
育児・教育支援	・認可保育所等の保育料の減免 ・児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等	・母子寡婦福祉資金の貸付（県各福祉事務所）

	市町村	県・関係機関
	・就学援助制度（要保護・準要保護児童制度） ・特別支援教育就学奨励費 ・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、市町村立幼稚園減免	・埼玉県高等学校等奨学金の貸与（教育局） ・埼玉県父母負担軽減事業補助金（家計急変世帯）（総務部）
その他支援	・ガレキ一時保管場所の設置及び処理 ・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配付 ・消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）	・ガレキ撤去について、環境省の災害等廃棄物処理補助金の交付 ・日本私立学校・共済事業団融資（日本私立学校・共済事業団）
公共料金等に関する支援	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力 <u>パワーグリッド</u>（株）） ・電話料等の支払い延長等（（株）NTT 東日本） ・NHK料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）	